

自治労資料2025第13号
2025年2月22日～23日
東京・連合会館 大会議室

自治労2025年度
くらしとこどもの福祉を考える全国集会
議案・資料

全日本自治団体労働組合

集 会 次 第

【日 程】

2025年2月22日（土）13：00 ～ 23日（日）13：00

場所：連合会館大会議室

<全体会> 2月22日（土）

12：00 受 付

13：00 開 会

議長あいさつ 佐藤 剛士 自治労社会福祉評議会議長

本部あいさつ 森下 元 自治労本部総合政治政策局長

来賓あいさつ 岸 まきこ 自治労組織内参議院議員

波多野 翼 自治労組織内衆議院議員

13：20 基調提起

佐藤 剛士 自治労社会福祉評議会セーフティネット部会 部会長

13：30 基調提起

森田 修平 自治労社会福祉評議会児童相談養育部会 部会長

13：40 講演①「こどもたちを孤立させない地域づくりに向けて

～貧困の連鎖を断ち切るために～

小野 裕之 社会福祉法人福山市社会福祉協議会常務理事兼事務局長

15：10 休 憩

15：25 講演②「こどもまんなか社会の到来と子育て支援

～相談支援を円滑に行うための地域支援機関の
連携・協働のあり方について～

井上 登生 日本子ども虐待防止学会理事

16：55 まとめ 門崎 正樹 自治労本部社会福祉局長

17：00 閉 会

<第1分科会> 「生活保護・生活困窮者自立支援」 2月23日（日）

9：30 受 付

10：00 開 会

厚労省要請報告とこれまでの成果

10：10 行政説明「生活保護及び生活困窮者自立支援の現状と今後」

竹内 尚也 厚生労働省社会・援護局保護課長

11：20 休 憩
11：35 参加者グループワーク
12：50 佐藤 剛士 部会長まとめ
13：00 閉 会

<第2分科会> 「児童相談・社会的養護」 2月23日（日）

9：30 受 付
10：00 開 会
10：10 行政説明「児童虐待防止対策の強化の現状と人材の確保・定着の取り組み、
一時保護時の司法審査等について」
布施 裕司 こども家庭庁支援局虐待防止対策課児童福祉専門官
11：00 行政説明「市町村の体制強化について」
嶋崎 正敏 こども家庭庁育成局成育環境課課長補佐
11：30 休 憩
11：40 参加者グループワーク
12：50 森田 修平 部会長まとめ
13：00 閉 会

目 次

講演①「こどもたちを孤立させない地域づくりに向けて～貧困の連鎖を断ち切るために～」	
小野 裕之 社会福祉法人福山市社会福祉協議会常務理事兼事務局長	7
講演②「こどもまんなか社会の到来と子育て支援 ～相談支援を円滑に行うための地域支援機関の連携・協働のあり方について～」	
井上 登生 日本子ども虐待防止学会理事	19
【第1分科会資料】	
基調提起	
佐藤 剛士 自治労社会福祉評議会セーフティネット部会 部会長	56
【セーフティネット部会】	
2025年度 生活保護・生活困窮者自立支援施策に関する要請書	61
行政説明「生活保護及び生活困窮者自立支援の現状と今後」	
竹内 尚也 厚生労働省社会・援護局 保護課長	別冊
【第2分科会資料】	
基調提起	
森田 修平 自治労社会福祉評議会児童相談養育部会 部会長	68
【児童相談養育部会】	
2025年度 児童虐待防止、児童相談養育施策に関する要請書	73
行政説明①「児童虐待防止対策の強化の現状と人材の確保・定着の取り組み、 一時保護時の司法審査等について」	
布施 裕司 こども家庭庁支援局虐待防止対策課 児童福祉専門官	75
行政説明②「市町村の体制強化について」	
嶋崎 正敏 こども家庭庁育成局成育環境課 課長補佐	104
【取り組みレポート】	
「『会計年度任用職員福祉職における待遇改善と地位向上』について」	
青森県職員労働組合 母子・父子自立支援員 森内 純子	119
「職場の状況について」	
鳥取県中部総合事務所県民福祉局地域福祉課 (鳥取県女性相談支援センター／DVセンター) 社会福祉主事 太田 裕美	121

「職場での気になりについて」

鳥取県中部総合事務所県民福祉局倉吉児童相談所 保健師 湊 弓恵 …… 123

【参考資料】

第1分科会関係 …… 127

第2分科会関係 …… 165

当面の闘争方針 「5. 安心・信頼の社会保障制度と公共交通の確立」より抜粋

(自治労第167回中央委員会) …… 189

当面の闘争方針 「8. 公共サービス労働者の総結集と組織強化」より抜粋

(自治労第167回中央委員会) …… 191

講

演

2025年2月22日

2025年度自治労くらしとこどもの福祉を考える全国集会

こどもたちを孤立させない 地域づくりに向けて ～貧困の連鎖を断ち切るために～

福山市社会福祉協議会 常務理事兼事務局長

小野 裕之

福山市の概要

100万本のばらが咲き誇る
「ばらのまち福山」を
“ちいと”紹介

※“ちいと”は偏後弁で“少し”



「マップイット」より



①人口

福山市 458,192人 (215,668世帯)

広島県 2,750,540人 (1,340,297世帯)

②高齢化率

福山市 29.3%

広島県 29.9%

(R6.1.1現在)

総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」より)

広島県内23市町中、
福山市の
高齢化率は19位

福山市役所

中央エリアにある本庁舎を中心に、東部・西南部・北部・北東エリアに拠点支所を配置し、市内に計10か所の支所がある。

住民が集い、つながり、主体的に問題解決に取り組むまちづくり拠点(交流館)が、各小学校区に1か所ずつある。

交流館数 92館
公立小学校数 69校
公立中学校数 30校
義務教育学校 2校

広島県の南東にあり、温暖な瀬戸内海沿岸のほぼ中央に位置する。福山駅を中心に市街地が広がり、市の中心部から少し離れたところに田畑が広がる。

1916年7月1日に市政を施行して以来、10回(1市30町村)の合併を重ね、中四国地方有数の都市となる。(面積:517.72km²)

産業構造として、鉄鋼や電子デバイス、機械、造船のほか、世界のハイブランドも活用する高品質なデニムに代表される繊維産業など、多様な製造業が集積している。

JR山陽新幹線のぞみ号の停車や山陽自動車道、国の重要港湾である福山港など、中四国地方の交通・物流機能の拠点。

福山市の魅力



全国的にも珍しい新幹線のホームから間近に見ることができる城「福山城」は、2022年に築城400年を迎えました。徳川家康のいここである水野勝成が築城しました。

潮待ちの港として古くより栄え日本遺産に認定された景勝地「鞆の浦」は、万葉集で詠まれたり、ジブリ映画の「崖の上のポニョ」の舞台にもなっています。



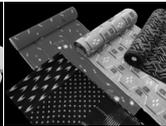
ねぶとの唐揚げ



びんご置表



松永下駄



備後餅



福山琴



うずみ



くわい

略歴 (現在 66歳)

(フォーマル)

- ・ 小学校臨時教諭 (10年)
- ・ 地域のこども会指導員 (4年)
- ・ 市役所 社会教育主事 (6年)
- ・ " " 生活保護担当課 (4年)
- ・ " " SV兼自立支援担当 (8年)
- ・ " 生活困窮者自立支援センター所長 (1.5年)
- ・ " 福祉部長 (2.5年)
- ・ 社会福祉協議会常務理事兼事務局長 (5年～)

(インフォーマル)

- ・ NPO設立 (22年～)
- (教育・福祉・環境・人権)
- ・ 路上生活者支援 (20年～)
- ・ あつまローズ (15年～)



1. こどもたちが置かれている現状

・こどもの貧困（貧困率）

2010年（16%）・・・先進国35カ国中25位

2011年・・・就学援助156万人：10年で1.5倍

2013年・・・学力実態調査：親の年収に比例

2015年（13.9%）・・・7人に1人の子が貧困世帯

2017年：広島県子どもの生活に関する実態調査

・・・生活困窮層25%

2021年（15.7%）・・・6人に1人の子が貧困世帯

「光熱費、電話等公共料金が払えない」「食糧が買えない」

2. 子どもに関する法律

▶ 1989年「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）

▶ 国連採択：1990年発効・・・1994年日本批准：196の国、地域加入

▶ （4つの原則）「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」

▶ 2023年「子ども基本法」4月1日施行

▶ （基本理念）

▶ ・個として尊重され、差別されない

▶ ・安心して暮らせ、教育を受けられる

▶ ・意見表明と多様な社会的活動の参加

▶ ・本人の意見の尊重と立場の考慮

▶ ・健やかに育つ養育環境の確保

▶ ・喜びを実感できる社会環境の整備

▶ 2024年「孤独・孤立対策推進法」4月1日施行

6

3. <福山市子どもの生活に関する実態調査>

2017年7月

(市内小5・中2：各1500人 抽出アンケート)

- ・ 困窮層3割・・・生活困窮層約1割，周辺層約2割
- ・ 内，ひとり親家庭困窮率：7割
- ・ 基本的な生活習慣の欠如（朝食，入浴，歯磨き 等）
- ・ 授業の理解困難の時期，登校したくない経験の多さ
- ・ 将来の進路（子，保護者とも大学進学を考えない）
- ・ 自己肯定感の低下（自分が大切に思えない）

7

4. 生活保護世帯のこどもたちや家庭の状況

<2009年度の実態調査から>

(小・中のこども800人の世帯への聴き取り等)

- ・ 高校進学率や 不登校率の格差
(全日制高校進学率の格差が大きい)
- ・ 最終学歴が義務教育までの保護者が多い
- ・ こどものいる被保護世帯の 約90%は母子世帯
- ・ 身内の中に保護歴を持つ割合が高い
(最終学歴義務教育率が更に上昇)

5. 「低所得者家庭のこどもたち…」

(1) <親の抱える課題>

1次的(身体障がい、精神疾患、発達障がい、他国籍、ひとり親、生育歴…)

2次的(借金、金銭管理、飲酒、ギャンブル、ゴミ屋敷、DV、ネグレクト…)

*課題の多くは複合的

経済的要因

- ・ 不就労
- ・ 多重債務
- ・ 高額治療費
- ・ 無年金
- ・ 母子
- ・ 障害
- ・ ホームレス
- …

生活習慣的要因

- ・ 飲酒
- ・ ギャンブル
- ・ 金銭管理
- ・ 昼夜逆転
- ・ 食生活
- ・ 不通院
- ・ 無趣味
- …

社会的要因(孤立)

- ・ 友人、知人との関係性
- ・ 身内との関係性
- ・ 地域との関係性
- ・ 不登校
- ・ 引きこもり
- ・ 他者と関係性否定
- ・ 生きがいの欠如
- …

※互いの要因が、関係し合い新たな要因を生み出す。複合的課題

(2) 生活保護世帯のこどもたちの状況

① 経済的余裕が無い

- ・ 塾、余暇、進路、友人関係に影響

② 単親世帯が多い(母子、父子)

- ・ 家庭会話、生活習慣に影響

③ 身内との交流が少ない

- ・ 生活経験、頼りどころに影響

<こどもに表出する現象>

* 低位性・劣等感・不安・引け目・引きこもり

- ・ 投げやり・反発・非行・反社会的・・・

6. 福山市子どもの健全育成支援事業

(1) <目的>

2010年1月～

- ① 高校進学支援
- ② 不登校児童生徒の支援

(2) <支援の内容>

① 個別支援（外からの風を家庭に入れる）

- ・ 支援員を配置し、学校と連携しながら家庭への取り組みを行うと共に、不登校気味の子らに居場所への参加を促進

② こどもの居場所づくり（自尊感情を取り戻す）

- ・ 公共施設の一室を活用し、週1回程度の学習支援を中心に取り組む。原則マンツーマン指導（市内2か所）
：こども食堂等地域の社会資源とも連携

11

(3) 開設前準備

- ▶ 先進地視察：門真・大津・江戸川区
- ▶ ボランティア研修：私立2大学15名
- ▶ 会場設定：医療・福祉総合施設
- ▶ 時間帯設定：毎週土曜日 14時～16時
- ▶ 生活福祉課CWの取り組みと連動
- ▶ 議会、報道等への情報提供不可
- ▶ 専門職の配置：教職経験者等
- ▶ 他の関係機関、団体、制度と連携

12

(4) 居場所を開設して気づいたこと

- 開始時間前からきている子もいる。
- 欠食して参加する子も多い。
- 季節外れや同じ服、洗髪等保清ができていない子も多い。
- しんどさを紛らわす術を身に着けている子も多い。
- どの子も、本来勉強がしたくない訳ではない。
勉強に至る前の不安（孤立感や排除感等）：心の環境整備
で机に向かう気持ちが出てくる。 **学習環境整備⇒
阻害要因の減少（学習に至るまでの阻害要因を探す）**
- 人への信頼感から場への信頼感に変化する。
- 連れてくる友人を見ていくと同じ環境の友人が多い。

* 自己を表出でき、共属感覚がもてる集団や場を求めている。

(5) 「居場所」参加のこどもたちの状況（事例）

A君（16歳，男子）の場合

母：夫のDVで別居生活。小学校より不登校気味。

父よりDV被害。借金。妹2人と学習会参加。

- ・ 高校入学金未払い。 高校合格取り消し。
アルバイト開始。通信高校入学。
- ・ 家賃滞納で居所喪失。住宅支援で住宅確保。

「○○さんは、敵なん？味方なん？」

※「信頼できる人と、ちゃんと連絡が取れるようにして、何かあれば、相談できるようにしておくことが大切だ。」

14

Bさん（17歳）

- ・母、精神疾患、飲酒。長期ネグレクト。
ヤングケアラー、幼少期DV気味、発育不全傾向。
母、訪問・福祉サービス拒否。
本人、アルバイト、県外進学希望。

「昼間の福祉サービスを受けても意味がない。」

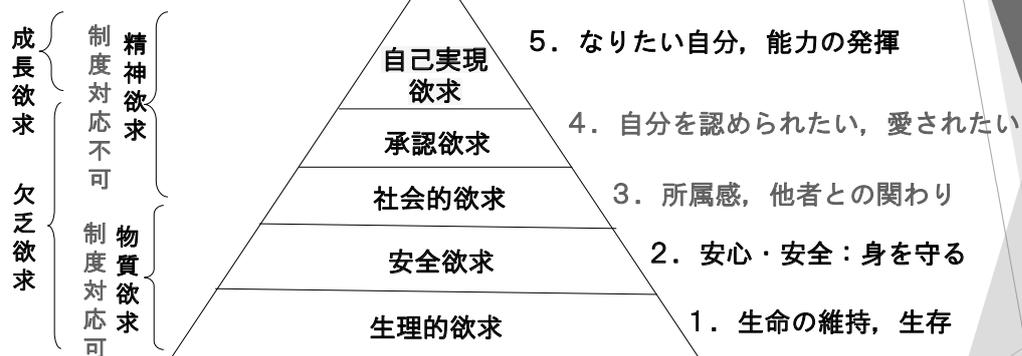
- * 反撥しながらも、親をかばい、支え、
周りの空気を敏感に察知し、今まで苦し
みながらも生き抜いてきた現実を認識。

15

7. 【マズローの欲求5段階説】

(アブラハム・マズロー：アメリカ) ...安心、安全と安定

本人の置かれている現状を理解



物質的欲求を満たすだけでは、人間は満足（全般的な不安解消）しない

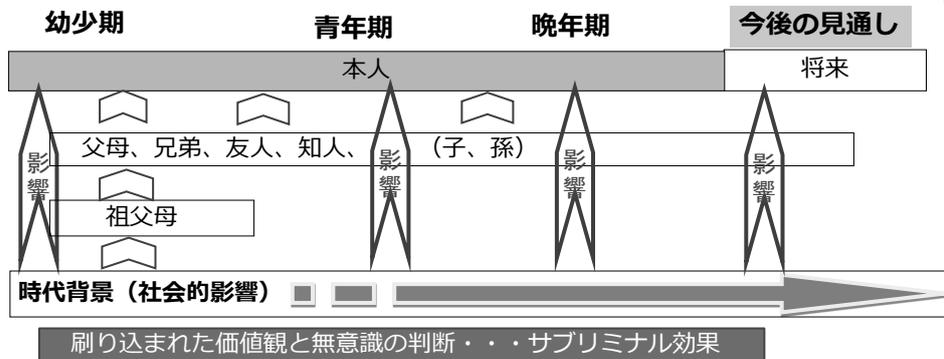
精神的安定ができなければ、なりたい自分について
考えることはできない ⇒ 他者・集団の必要性

16

8. 本人の生育歴, 世代間での影響

親ガチャ・・・人は生まれる時代、場所を選べない

(本人無意識の影響：時々の政治、経済、価値観 etc)



※ 人は生まれながらにして、様々な影響を受け、
選択肢や**自己決定の制限**の中で育つ。

負の影響への手立てがなければ、**世代を越えた悪循環**が続く。

9. こどもたちのおかれている現状から...

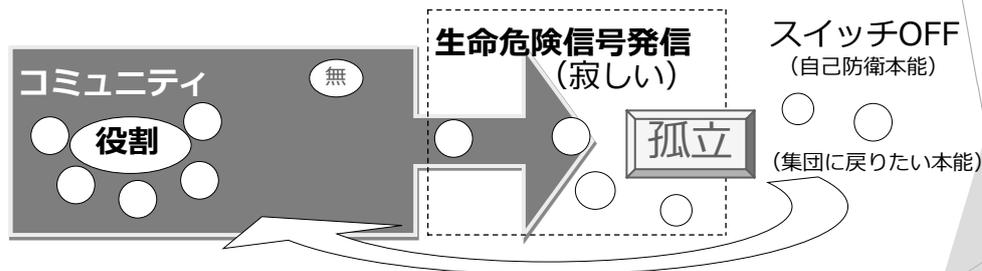
- ① 経済的, 生活的だけでなく、**社会的自立**の視点重要。
- ② **人間関係の「溜め」**がなければ「総合的な溜め」にならない。
- ③ 自立⇒ (人間は、人の世話にならずに生活はできない。
関わり (相談先) の多さが必要：安心⇒**自律の姿勢が大切**)
- ④ **自己決定の大切さ**・・・**主体的に自分が選び取る**。
知らないことは、思いつかない。(振り返り⇒**成功体験**)
経験の無いことは、**選択肢**に入りにくい。**想定外**⇒**不安**
- ⑤ 支援がなければ、世代を越えた**貧困の連鎖**が**確実に**続く。
- ⑥ 制度の役割・・・本人の努力を超えたりリスクに対しては、**社会が対応**すべき。

自己選択, 自己決定・実現 ⇄ 自己責任¹⁸

10.「孤立」するということ... (なぜボランティアが必要なのか)

「人間はコミュニティ(社会)を形成する動物である」…遺伝子的影響

○人間進化の過程：⇒哺乳動物(小型動物)⇒ 集団で命を守る⇒ 集団から外れる⇒生命の危機⇒死のイメージ⇒本能的不安(危険信号)



※ 孤立は不安を生み、希死観念の中で客観的判断が困難になる。=無関心
⇒集団(社会)での孤立の回避は、**役割意識・所属感が必要**

アドラー心理学：「人間の悩みのすべては、他者との関係性にある」(信頼感・貢献感・所属感)

D君 (15歳)

- ・ 母より相談。本人：発達障がい、不登校、引きこもり。
- ・ 母：夫のDVで離婚調停中。祖母宅へ転居。
- ・ 母・祖母不登校に叱責。本人、家庭内暴力。
- ・ 本人、パソコンに興味。一人暮らし希望。

(各個にそれぞれ支援者を配置)

- 学習会参加。全寮制高等専門学校提示、進学支援。
- 母、祖母に発達障がいの理解示唆。
- 母、弁護士紹介。祖母、孫・母の見守り依頼。
 - ・ 本人合格。寮生活開始。
 - ・ 成績5番以内、国立大転学可能。チューター参加。
 - ・ 半導体研究の大学院進学。

11. 孤立させない街づくり（包み込む社会）

- (1) 自分の「幸せ」は、「個」を超えた「他」との関わりの中にある。
- (2) 「物の豊かさ」から「関係性（人とのつながり）の豊かさ」へ。
- (3) 「役割」や「仕事」は、義務ではなく権利である社会の構築。
- (4) 「支えられる」ばかりでなく、「支える」側へ転換できる仕組み。
- (5) 誰もが将来にわたって、社会への参加を確保できる地域づくりへ。

本人を支援するだけでなく、影響を与える周囲の環境を少しでも本人が前向きになるような配置に変えていく工夫を意図する

住民参加の協働の街づくりに根ざした、行政、ボランティア、NPO、企業等、福祉関係者を含めた、多様なネットワークの中で地域での発見力・課題解決の可能性を高め、個の課題の隙間を埋める取り組みが必要である

※排除でなく、**包摂する社会（価値観・仕組み）が急務**

12. 私たちに今できること（排除しない地域へ）

「きつつき」の 取り組みを（心のドアをノック）：一人にしない取組

- ・ 困りごとに **きづく** （日常の変化、見守る）：情報収集
- ・ 本人と **つながる** （本人との関係、地域、関係者）：状況把握
- ・ 地域、制度に **つなげる** （課題整理、制度把握、地域・関係先と連携）
- ・ 続けて **きに掛ける** （孤立させない、継続した声掛け。異変時は繰返し）：地域課題へ

- ▶ (1) 無関心からの脱却（我が事、丸ごと）
- ▶ (2) 想像力：相手の背景、置かれている状況を想像
- ▶ (3) 場（関わり）への参加（地域情報の収集）
- ▶ (4) 考え方、価値観の共有・啓発：（包摂できる地域づくり）
- ▶ (5) 声掛け、関わろうとする意思表示・・・私にしかできないこと

ボールは相手のタイミングにある：あきらめず継続
（おせっかいと言われても、関係ないと言われても・・・）



13. 私たちに今できること2（業務編）

＜現状＞（複雑化・深刻化する複合的課題）

- ・介護・福祉サービスの右肩上がり
- ・不登校過去最高
- ・子どもの虐待過去最高
- ・単身世帯化

※業務従事者(行政職員, 専門職)の疲弊：バーンアウト・メンタル不調・離職

＜私たち（業務従事者）が孤立しないために＞：ヒトである限り

業務(課題)の分散化と日常的連携（他課連携、多機関協働）

業務量のしんどさよりも孤独感のしんどさ

「これは、私の業務ではない。」からの脱却：縦割りが自分の首を絞める

チームでの業務遂行の視点と他者（多様業種）との関係性の構築

日常の緩やかな関係づくり(庁内、外)のシステム化構築

**つたない講演にもかかわらず、
ご清聴ありがとうございました。**

**日々こどもたちのために、
市民のために奮闘している
皆様に心よりのエールをお
送りします。**

24

2025年度
自治労くらしとこどもの福祉を考える全国集会

こどもまんなか社会の到来と子育て支援

～相談支援を円滑に行うための地域支援機関の連携・協働のあり方について～

2025.02.22 (金)

15:25 ～ (質疑込み90分程度)

場所：連合会館 (東京千代田区)
2階大会議室

黒田官兵衛
クロカンくん
中津市マスコット



日本子ども虐待防止学会理事
日本子ども虐待医学会BEAMS担当理事
中津子どもメディカルスーパーバイザー
井上登生

私の専門分野

発達行動小児科学 ; Developmental and
Behavioral Pediatrics

地域小児科学 ; Community Pediatrics

外来小児科学 ; Ambulatory Pediatrics

総合小児科医

演者はいち小児科開業医ですが、臨床心理士の認定も受けています。本日は臨床心理士としての社会化の発達理論を持って、一般小児科臨床を外来で行っている者の目からみた子どもの発達について報告します

【略 歴】

- 昭和 58 年 福岡大学医学部卒業
 同年 福岡大学医学部小児科入局
- ★ 昭和 61 年 9 月～昭和 63 年 3 月
 英国ロンドン大学児童青年期精神医学部門留学
 : D.C.A.P.; Diploma of Child and Adolescent
 Psychiatry 取得
- 昭和 63 年 4 月 福岡大学筑紫病院小児科
- 平成元年 6 月～平成 4 年 3 月
 重症心身障害児(者)施設久山療育園
- 平成 4 年 4 月～平成 5 年 1 月
 福岡大学医学部小児科助手
- 平成 5 年 2 月 井上小児科医院 (副院長)
- 平成 6 年 4 月 井上小児科医院 (院長)
- 平成 10 年 10 月
 井上小児科医院新規移転およびリハビリテーション部 (中津発達行動相談室) 増設
 → 令和 6 年 3 月 31 日で終了
- 平成 22 年 4 月 福岡大学臨床教授 (小児科学) → 8 年間で終了
- 令和 4 年 7 月 井上小児科医院 (名誉理事長)
- 令和 6 年 3 月 31 日 医療法人 M パートナー → 退職、現在、フリーランス (中津、東京)
- ★ 令和 6 年 4 月 01 日 中津こどもメディカルスーパーバイザー



井上 登生 (なりお)

- 福岡市適正就学指導委員：情緒担当
 福岡県学校教育活性化推進協議会委員
 ★ 福岡県児童相談所
 (中央/久留米/田川/大牟田)
 メディカル・スーパーバイザー

【社会活動】(令和 6 年 4 月現在)

- ★ 日本小児科学会 (専門医・指導医): 発達行動小児科学、地域小児科学、外来小児科学
- ★ 日本子ども虐待医学会: 副理事長 (令和 5 年 6 月にて終了)、BEAMS 担当理事 (令和 5 年 6 月より)
 日本小児精神神経学会評議員・理事 (第 86 回日本小児精神神経学会 in 別府: 大会長) (平成 13 年 6 月～現、代議員)
- ★ 日本子ども虐待防止学会理事 (令和 5 年 11 月～現在) ★ 厚労省「市町村の支援業務のあり方に関する検討
 ワーキンググループ委員
 (座長代理: 平成 28 年 8 月～平成 29 年 3 月)
- 日本小児心身医学会評議員・理事 (平成 2 年 7 月～平成 20 年 3 月)
 日本小児科医学会子どもの心対策委員 (平成 9 年～平成 21 年)
- ★ 厚生労働省社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会委員 (平成 27 年 9 月～令和 5 年 3 月)
 西日本あかし研修センター:
 研修企画評価委員会委員 (令和 2 年 4 月～令和 5 年 3 月)、市区町村子ども家庭相談支援指導者研修アドバイザー
 ヘルシースタートおおいた北部圏域会長: 平成 20 年 4 月～現在
 大分県小児科医学会理事 (平成 9 年 4 月～平成 12 年 3 月、平成 15 年 4 月～令和 4 年 5 月)
 中津市医師会理事 (平成 12～15 年度) (平成 24 年度～令和 4 年 5 月)
- ★ 中津市次世代育成支援行動計画策定委員会会長 (平成 16 年 4 月～平成 17 年 3 月)
 中津市次世代育成支援行動計画協議会会長 (平成 17 年 4 月～現在) → 子ども・子育て会議会長
 中津市児童虐待防止ネットワーク協議会 → 中津市要保護児童対策地域協議会副会長
 中津市教育委員会適正就学指導委員会副会長 (平成 12 年 10 月～平成 20 年 3 月) → 令和 2 年 4 月から会長～現在
 中津児童相談所非常勤嘱託医 (MSV: 平成 6 年 4 月～平成 24 年 3 月) (令和 6 年 4 月～)
 中津児童相談所乳幼児精密健診医 (平成 6 年 4 月～平成 16 年 3 月)
- 【書籍】『子ども虐待の臨床』(共編、2005 年、南山堂)、『子どもの心の診療医になるために』(共著、2009 年、南山堂)、『子ども虐待とアタッチメント障害』(分担執筆、2013 年、学研教育出版)、『子ども虐待: マネジメント』(分担執筆、2013 年、中山書店)、『おおいたの子ども家庭福祉』(共編、2022 年、明石書店)

子どもの育ちをささえる 平成29年6月1日発行(毎月13日) 第658号 ISSN 0452-9877

教育と医学

2017
5
No.767

2017

特集1

これからの児童虐待防止

児童福祉法改正を受けて

児童福祉法改正と児童虐待発生予防…井上登生★
児童虐待防止のための法的な仕組みとは…久保健二
児童虐待防止のための学校の役割と課題…中村直樹
母子保健からみた虐待予防…佐藤拓代

特集2

子どもの友達づくり

「遊ぶ」存在としての子ども…向井清和
友達ができにくい子のタイプに合わせた対応…石崎朝世

編集 教育と医学の会 発行 慶應義塾大学出版会

子どもの心とからだを考え・支える人のために

教育と医学

【特集】
子ども・家庭への支援の
新展開と課題
——子ども虐待対応を中心に

2023
1・2
no. 814

こども基本法の
成立の経緯と
★ 今後の課題
——奥山真紀子

改正児童福祉法の概要と
★ 今後の課題
——相澤 仁

学校現場における
児童虐待対応の課題
——新田 司

編集 教育と医学の会 発行 慶應義塾大学出版会

子どもの心とからだを考え・支える人のために

教育と医学

【特集】
子ども・家庭への支援の
新展開と課題
——子ども虐待対応を中心に

2023
1・2
no. 814

こども基本法の
成立の経緯と
今後の課題
——奥山真紀子

改正児童福祉法の概要と
今後の課題
——相澤 仁

学校現場における
児童虐待対応の課題
——新田 司

編集 教育と医学の会 発行 慶應義塾大学出版会

子どもの心とからだを考え・支える人のために

教育と医学

2023 1・2 第71巻1号 目次

特集
子ども・家庭への支援の新展開と課題
——子ども虐待対応を中心に

こども基本法の成立の経緯と今後の課題……………奥山真紀子 2
改正児童福祉法の概要と今後の課題……………相澤 仁 4
学校現場における児童虐待対応の課題……………新田 司 12
市区町村における子ども・家庭支援の新たな展開と課題……………鈴木秀海 22
子育て短期支援事業による子ども・家庭支援の新たな展開と課題……………松崎佳子 38
精神医療保健福祉における親子支援の展開と連携……………林 みづ穂 64

●ハリアフリー絵本の世界……………61

◆連載◆
今育て関連本から考える「父になる」本あれこれ……………貴戸理恵 30
分国ルーツの子ども家庭を支える「在留資格」……………南野奈津子 46
新しい時代の教育を創造する「給み合う人間」のE1ジェンシー……………楠見友輔 72
余力をひろく健康教育「学校歯科保健」……………江藤真美子 80
特別支援教育の「ハイインクルーシブ教育」システムの充実に関わる指導者研究協議会……………江藤真美子 86
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所……………江藤真美子 94

◆目次◆
新刊情報……………21
教育と医学関連の雑誌情報……………89
特集目次……………90
編集後記……………94
表紙イラスト・デザイン……………中尾 悠

児童養護施設職員 の 初期研修課題

1993(平成5)年福岡県筑後地区養護施設
職員研修会の記録から(未発行)

1. 児童養護施設の一般的な知識
2. 就職先の児童養護施設の歴史と特徴
3. 措置されている子ども達の措置に至った背景の違い
4. 児童養護施設におけるケアの在り方と役割分担について
5. 被虐待体験を持つ子どもの理解の仕方
 - ①社会化 ; socialization理論 : 愛着行動の発達 1 : 0歳から10歳まで
 - ②社会化 ; socialization理論 : 愛着行動の発達 2 : 10歳以上
 - ③Child Maltreatment ; 養育者による不当処遇児の概説
 - ④被虐待事例の検討
 - ⑤反社会・非社会行動児への考え方
 - ⑥反社会・非社会行動児の対応の基本
 - ⑦反社会・非社会行動児の事例検討
 - ⑧養護施設のあり方(理想と現実)
 - ⑨地域との連携のあり方
 - ⑩ケアの失敗事例の検討と子ども達のフォローアップの検討

児童養護施設職員 の 初期研修課題

1997(平成9)年1月大分県養護施設
あり方検討会の記録から(未発行)

社会性の発達 ; 社会化の発達課題

- ① 子どもはどこから
- ② 世代サイクル
- ③ 家族としての発達
- ④ 親になること
- ⑤ 母子間の愛着行動ときずなの発達
- ⑥ きずなの確認行動としての第一次反抗期
- ⑦ 社会集団の第一歩としての保育園・幼稚園
- ⑧ 母子分離の始まり
- ⑨ 家族機能の始まり
- ⑩ 安全基地(ホッとする場所)としての家庭
- ⑪ 仲間関係の始まり
- ⑫ 児童期中期における社会化の課題
- ⑬ 社会化の場としての学校の役割
- ⑭ 先生役割
- ⑮ 思春期の始まり ; 何がどのように変わるのか?
- ⑯ 第2次反抗期の意味
- ⑰ 約束の重要性(命かけるや)
- ⑱ モデリング
- ⑲ 自分らしさの追求
- ⑳ 自己価値を求めて
21. 自尊心の欠落状態
22. 愛着行動としての性行動(ホッとする場所を求めて)
23. Levinson の大人なの発達から

養育者の状態判断におけるチェック項目

1994年井上作成

- ① 養育者自身が健康である
- ② 他人とのコミュニケーションがうまくとれる
- ③ 自分が困った時、助けを求めることが出来る
- ④ 子どもの健康や発達に対する知識や子どもの扱い方の技術が充分 (good enough) である
- ⑤ 経済的に困ってはいない
- ⑥ 子どもの兄妹にも大きな問題がない
- ⑦ 家族への支援システムが存在する
- ⑧ 家族の結びつきがしっかりしている
- ⑨ 地域の活動や集団との関係が良好である
- ⑩ 養育者自身の家族ともうまくいっている

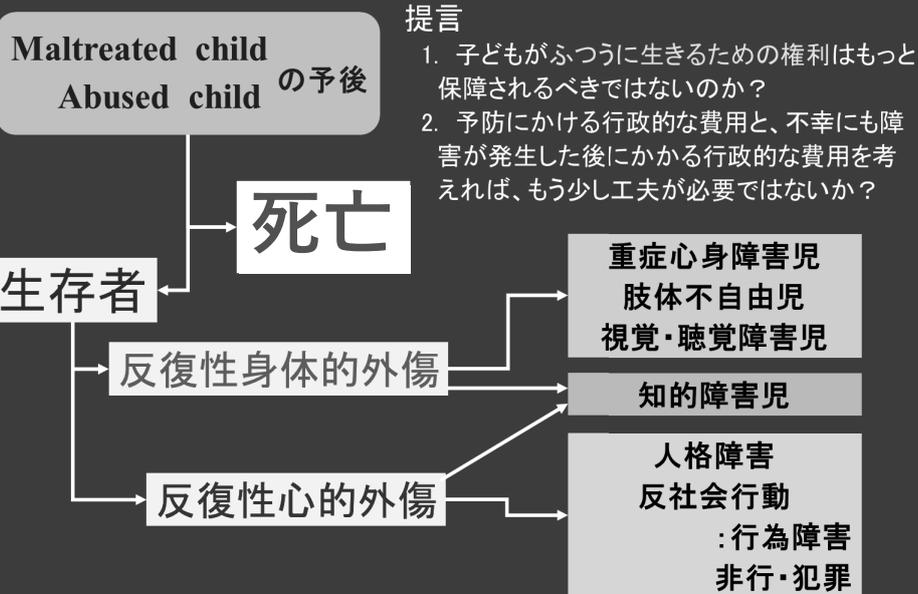
9

ステキに生きよう

1997年4月

大分県養護施設協議会編

1. 井上登生.(1999) 心と身体を統合した小児医療. 小児の精神と神経.39:295-303.
2. 井上登生.(2003) 小規模市町村のネットワーク:大分県中津市周辺の実践を通して. チャイルドヘルス. 特集「子どもの虐待防止ネットワーク」6巻8号. p.569-572. 診断と治療社.
3. 井上登生.(2009) 小規模市町村における子ども虐待の予防と社会的養護. 小児の精神と神経.49:26-32.



2001/10/19

医療法人井上小児科医院

井上登生: 第86回日本小児精神神経学会 in 別府 会長講演

中津市の (平成20年：2008年頃)
子ども虐待の予防と社会的養護に関わる諸機関

母子保健研究会

健康保険年金課

中津小児発達研究会

乳幼児健診・幼児精密健診
5歳児発達相談・予防接種
こんにちは赤ちゃん訪問

中津市次世代育成支援行動計画協議会

子育て支援課

学校教育課

要保護児童対策地域協議会
保育所・養育支援訪問

特別支援教育委員会
適応指導教室(不登校対策)
非行相談

中津スペシャルケア研究会

教育相談ケース検討会

13

○ 社会保障審議会児童部会
新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報(提言)
(平成28年3月10日)

平成28年度児童福祉法等改正法

平成29年児童福祉法及び
児童虐待防止等に関する法律の一部を改正する法律

○ 新たな社会的養育の在り方に関する検討会
新しい社会的養育ビジョン
(平成29年8月2日)

東京都目黒区
結愛ちゃん事件発生

平成30年
3月

○ 厚生労働省子ども家庭局
都道府県社会的養育推進計画の策定要領
(平成30年7月6日)

児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策について

14

児童の福祉を保障するための原理の明確化

改正前	改正後
<p>第一条 すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。</p> <p>② すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。</p> <p>第二条 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。</p> <p style="text-align: center;">家庭養育優先の理念の規定</p> <p>第三条 前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあつて、常に尊重されなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">国及び地方公共団体の支援のあり方の規定</p>	<p>第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。</p> <p style="text-align: center;">子どもが権利の主体 子どもの最善の利益の優先原則</p> <p>第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の種類に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。</p> <p>② 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。</p> <p>③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。</p> <p>第三条 前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあつて、常に尊重されなければならない。</p> <p>第三条の二 国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあつては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあつては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p style="text-align: right;">15</p>

児童福祉法における市町村の役割

○児童福祉法(昭和22年法律第164号)(抄) ※いずれの規定も平成28年改正で新設

第3条の3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、児童が心身ともに健やかに育成されるよう、基礎的な地方公共団体として、第十条第一項各号に掲げる業務の実施、障害児通所給付費の支給、第二十四条第一項の規定による保育の実施その他この法律に基づく児童の身近な場所における児童の福祉に関する支援に係る業務を適切に行わなければならない。

2 都道府県は、市町村の行うこの法律に基づく児童の福祉に関する業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、児童が心身ともに健やかに育成されるよう、専門的な知識及び技術並びに各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な業務として、第十一条第一項各号に掲げる業務の実施、小児慢性特定疾病医療費の支給、障害児入所給付費の支給、第二十七条第一項第三号の規定による委託又は入所の措置その他この法律に基づく児童の福祉に関する業務を適切に行わなければならない。

3 国は、市町村及び都道府県の行うこの法律に基づく児童の福祉に関する業務が適正かつ円滑に行われるよう、児童が適切に養育される体制の確保に関する施策、市町村及び都道府県に対する助言及び情報の提供その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

第10条の2 市町村は、前条第一項各号に掲げる業務を行うに当たり、児童及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うための拠点の整備に努めなければならない。

○母子保健法(昭和40年8月18日)(法律第141号)

第二十二條 市町村は、必要に応じ、母子健康包括支援センターを設置するように努めなければならない。

子ども・子育て

令和4年6月に成立した改正児童福祉法について

▼ 令和4年6月に成立した改正児童福祉法について

これまで児童虐待防止のために種々の対策を講じてきたところですが、虐待による重篤な死亡事例が後を絶たず、また令和2年度には児童相談所の児童虐待相談対応件数が20万件を超えるなど、依然として子ども、その保護者、家庭を取り巻く環境は厳しいものとなっています。例えば、子育てを行っている母親のうち約6割が近所に「子どもを預かってくれる人はいない」といったように孤立した状況に置かれていることや、各種の地域子ども・子育て支援事業についても支援を必要とする要支援児童等に十分に利用されておらず、子育て世帯の負担軽減等に対する効果が限定的なものとなっています。

こうした子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、要保護児童等への包括的かつ計画的な支援の実施の市町村業務への追加、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うことにも家庭センターの設置の努力義務化、子ども家庭福祉分野の認定資格創設、市区町村における子育て家庭への支援の充実等を内容とする「児童福祉法等の一部を改正する法律」が令和4年6月8日に成立しました。

令和4年6月に成立した改正児童福祉法について

改正児童福祉法の概要

- ▶ [改正児童福祉法の概要](#)
- ▶ [児童福祉法等の一部を改正する法律（官報）](#)
- ▶ [新旧対照表](#)

自治体向け改正児童福祉法説明会資料

- ▶ [【資料1】改正児童福祉法について 1部 *](#)
- ▶ [【資料2】改正児童福祉法について 2部 *](#)
- ▶ [【資料3】改正児童福祉法施行スケジュール *](#)
- ▶ [【参考資料1】改正児童福祉法基本資料](#)
- ▶ [【参考資料2】安心こども基金実施要綱抜粋](#)

自治体から寄せられた質問への回答（Q&A）

- ▶ [【Q&A】自治体から寄せられた質問への回答](#)

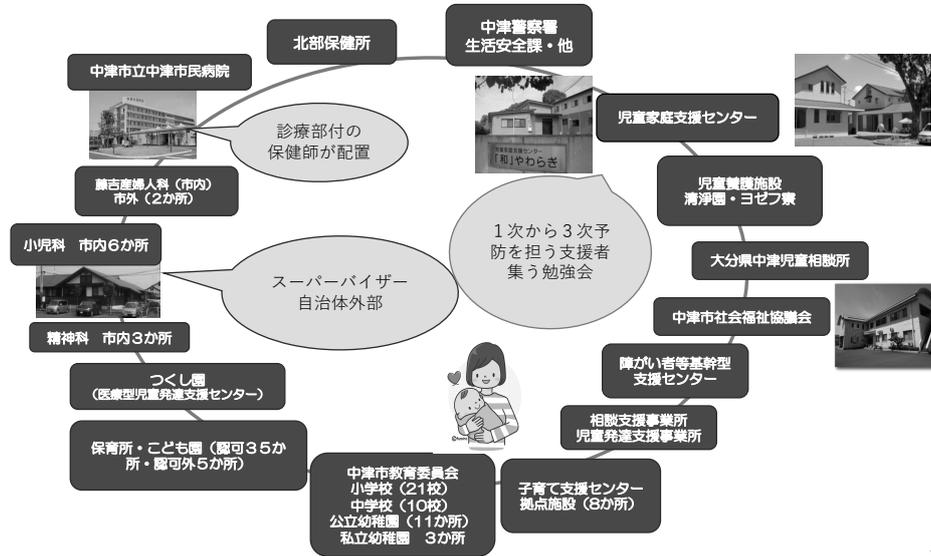
「厚労省、令和4年6月に成立した改正児童福祉法について」で検索してね

*から一部抜粋して説明するね



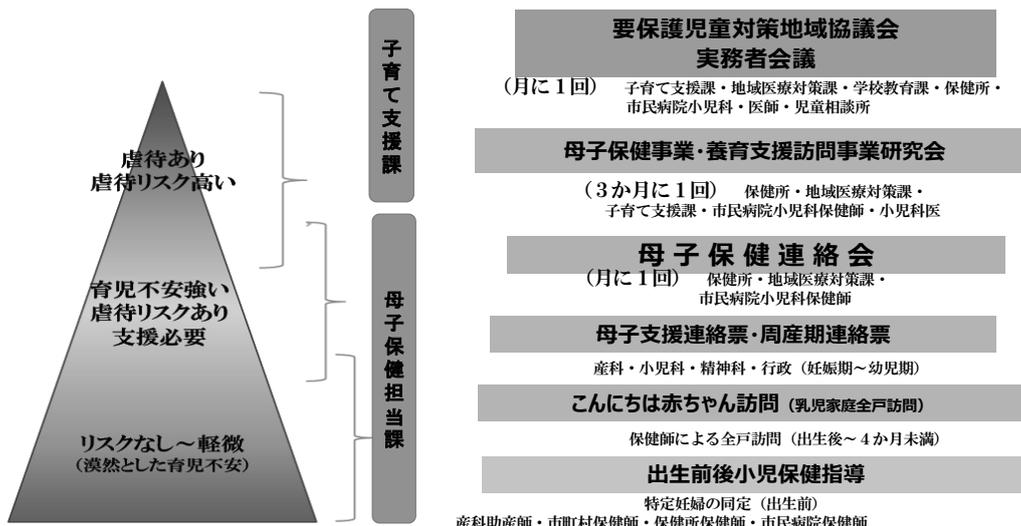
黒田官兵衛
くるかんくん

中津市内の社会資源



19

中津市 妊婦・母子支援の概念図



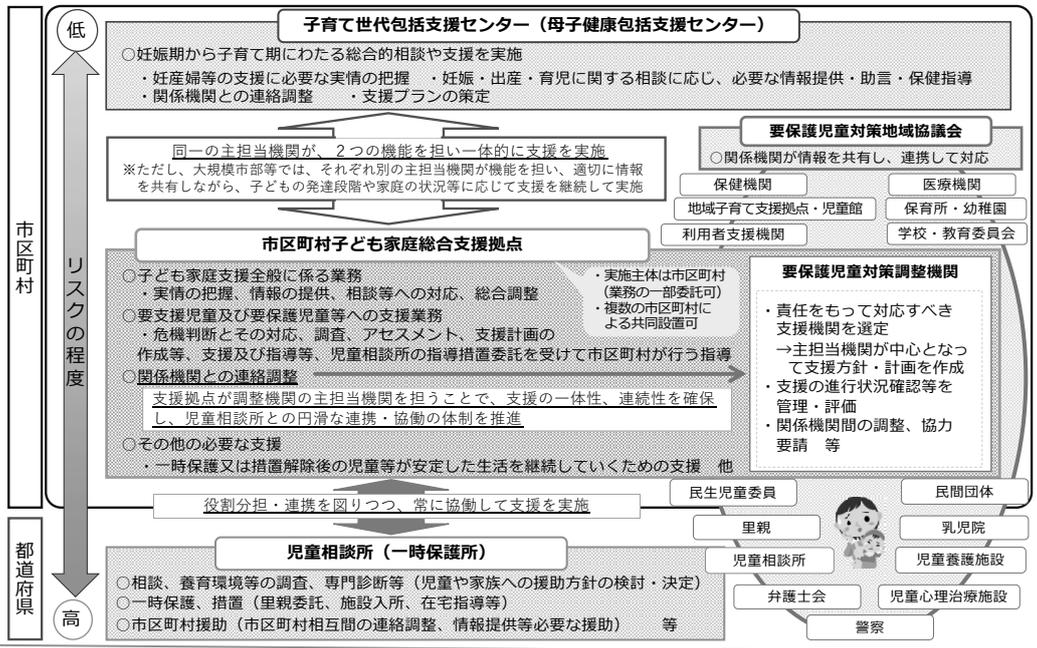
※こんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問）の状況 平成20年4月より開始

- ・年間訪問件数 581人 訪問率 97.2% 訪問継続者の割合27.9%(R3年度) ※未訪問理由を全て把握
- ・訪問時期 通常 生後2か月前後
- ・訪問スタッフ 市保健師(臨時職員含む)

東保裕の介先生(大分県臼杵市)の原因をもとに改変

9

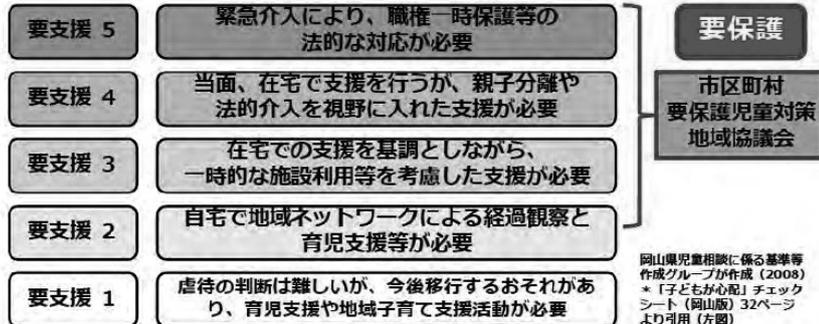
市区町村における児童等に対する必要な支援を行う体制の関係整理（イメージ図）



6. 要支援度分類（中津市が対応した事例：362件）

支援レベル	目 安	主管轄	副	件数(R3)	件数(R2)	主な支援
要支援1	虐待の判断は難しいが今後移行するおそれがあり、育児支援や地域子育て支援活動が必要	地域医療対策課 学校教育課				赤ちゃん訪問、乳幼児健診 子育て支援センター 保育所、学校
要支援2	自宅で地域ネットワークによる経過観察と育児支援等が必要	地域医療対策課 学校教育課	子育て支援課	233 (64.4%)	272 (65.7%)	所属機関での見守り支援 保健師による定期訪問 情報共有、連絡
要支援3	在宅での支援を基調としながら、一時的な施設利用等を考慮した支援が必要	子育て支援課	地域医療対策課 学校教育課	105 (29.0%)	123 (29.7%)	子育て支援課による定期連絡、訪問等 ケース会議の開催、関係機関との役割をもった連携
要支援4	当面、在宅での支援を行うが、親子分離や法的介入を視野に入れた支援が必要	子育て支援課	児童相談所	24 (6.6%)	15 (3.6%)	児童相談所と子育て支援課による同伴訪問等の緊急対応 関係機関との密な連携
要支援5	緊急介入により、職権一時保護等の法的な対応が必要	児童相談所	子育て支援課	0 (0%)	4 (1.0%)	児童相談所による緊急安全確保
			合計	362	414	

要支援段階と必要となる支援と管轄の目安



支援段階・管轄	主管轄	副
要支援 1	母子保健主管課あるいは学校教育主管課	
要支援 2	母子保健主管課あるいは学校教育主管課	児童福祉各主管課
要支援 3	児童福祉各主管課（主は児童虐待防止主管課）	母子保健or学校教育
要支援 4	児童福祉児童虐待防止主管課	児童相談所
要支援 5	児童相談所	児童虐待防止主管課

支援が途切れないようにつなぐ！

出典：井上登生（2017）.児童福祉法改正と児童虐待発生予防. 教育と医学：767(5)：388-397.を引用し改変.

事例 若年妊婦

<ケース概要>

中学卒業後の妊婦。

高校進学せず、アルバイトを探す予定だった。パートナーとは別れているが妊娠については「とてもうれしかった」に○印あり。

出産・育児に関する費用が心配。

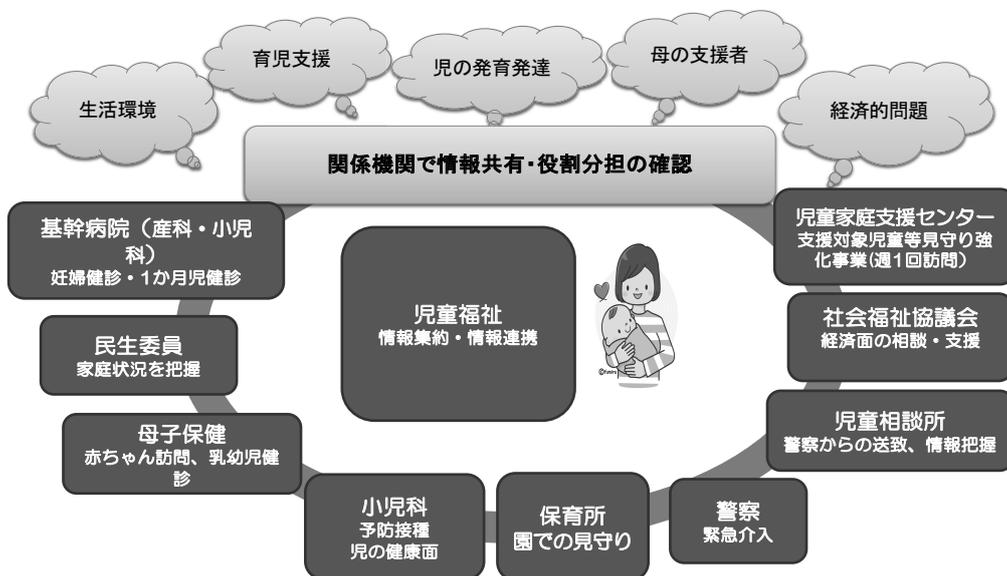
- ①10代の妊娠
- ②経済面不安あり



母子手帳交付後、児童福祉に情報提供。
 母が受診する基幹病院の保健師へ情報提供。

要保護児童対策地域協議会で受理

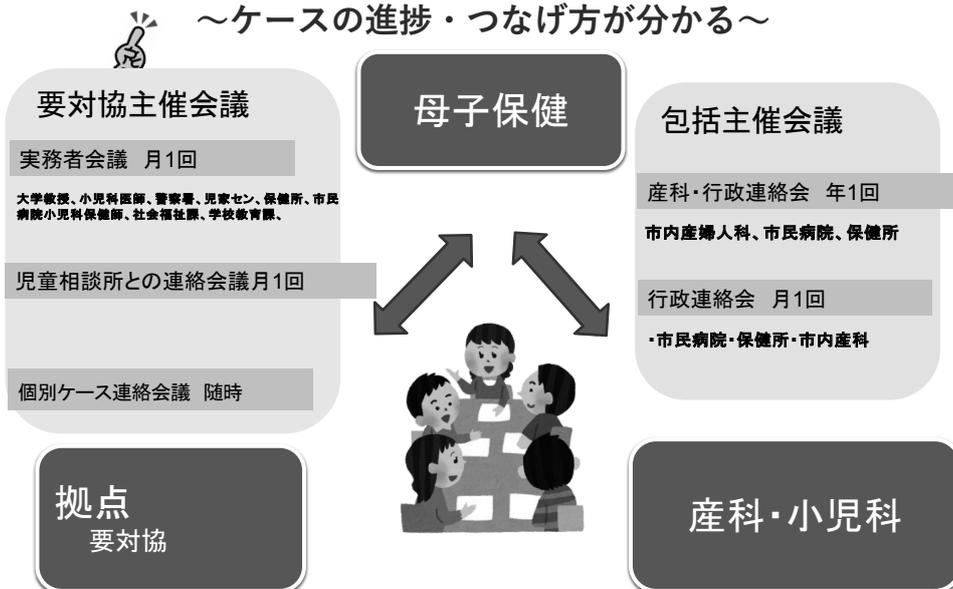
若年妊婦 産前・産後の関わり



25

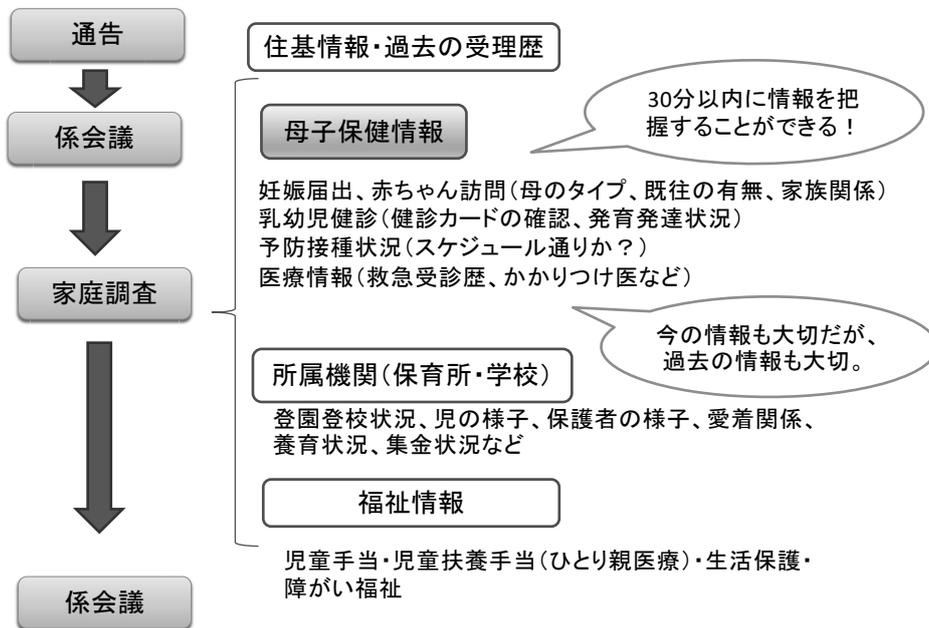
包括担当保健師が参加する会議

～ケースの進捗・つなげ方が分かる～



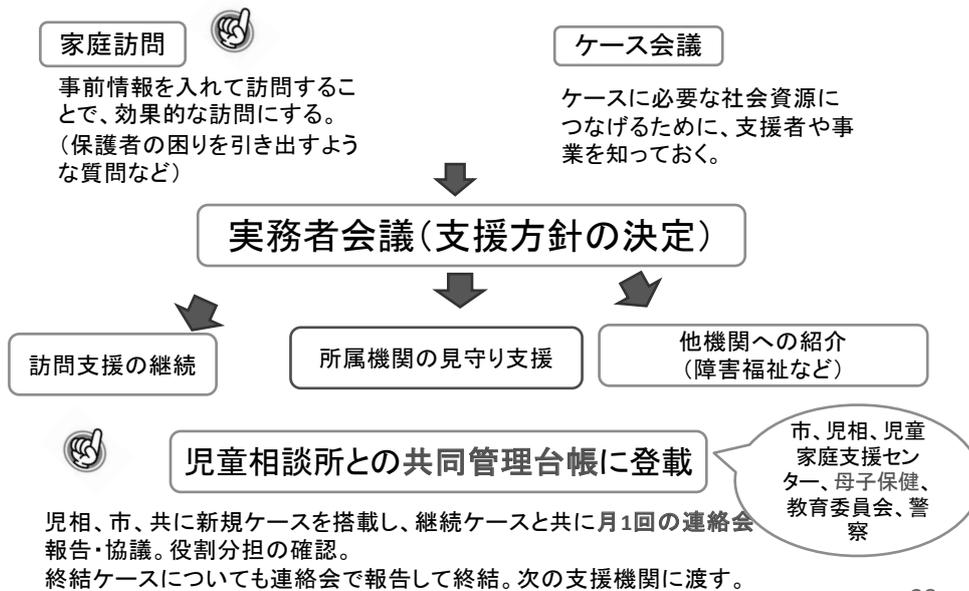
26

要対協通告時の対応



27

支援・指導



28

子どもたちは人間社会において 最もvulnerableな一群である

適切な和訳のない、vulnerableだが、

「（適切な養育環境にないと、）無防備で、
攻撃を受けやすく、すきだらけで、
弱くて、傷つきやすく、感じやすく、影響を受けやすい」

等の意味で演者は使用している。

そのような子どもに困難な状況が発生した時、
子どもが助けを求めても養育環境が適切でない、あるいは

助けを求めたのに養育者や大人に逆に叱られる・身体的暴力や無視や言葉による心理的な暴力を受ける、ひどい時は助けを求めた結果その代償に性的な行為を要求されることもある。

そのまま亡くなる事例もあるが、生き残った場合でもこのようなことが続くと、子どもは助けを求めなくなり、自分なりに解決する方法を模索し始める。

しかし、十分な経験がないので、その子なりの解決法で必死に何とかしてその場をしのぐようになる。

このような方法を子どもが身につけるとその行為が
反応性愛着（アタッチメント）障害、注意欠陥多動
性障害、反抗挑戦性障害、行為（素行）障害、
摂食障害、小児うつ病、境界性パーソナリティ障害
や反社会性パーソナリティ障害など様々なタイプの
パーソナリティ障害、社会的ひきこもり、
非行、性的逸脱行動、物質常用、自己破壊性行動、
知的障害（境界域）等、
子どもにとって必ずしもプラスにならない診断名を
つけられるようになる。

一方、子どもが健康で順調に育つ定型発達に必要な場を提供するためには、健康で安定した強い絆で結ばれた家族が必要である。

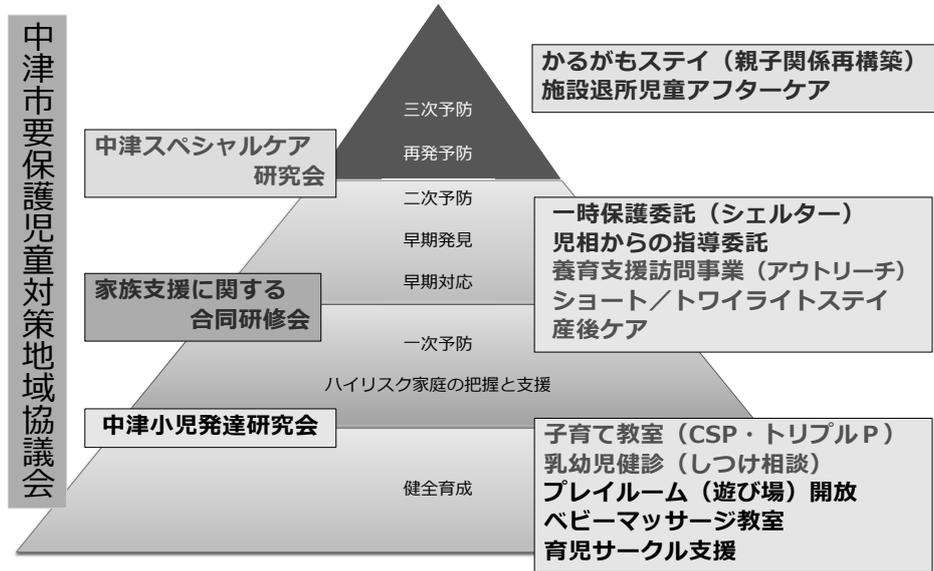
そのためには、その家族が住む地域との社会文化的なつながり、家族が必要とする支援や住まい、経済的な安定が保障される必要がある。

出典：井上登生：アタッチメント行動システムの発達と支援
小児の精神と神経：59：2：143-149，2019

出典：井上登生，児童虐待防止に向けて、自治体現場に足りなかったもの。鈴木秀洋編：子を、親を、児童虐待から救う；先達32人 現場の知恵。公職研，2019



児童家庭支援センターやわらぎ（大分県中津市）の支援体制



途切れない支援のために・・・「連携」



「顔の見える関係」



「機能・事業を知る」



「当事者にとって、
つなぐの意味」



「顔の見える連携」

①一次予防・二次予防・三次予防を担う支援者たちが集う勉強会

スペシャルケア研究会
(児童家庭支援センター)

分野	参加施設／機関	月1回
福祉	児童養護施設、母子生活支援施設、 児童心理治療施設、児童家庭支援センター 地域子育て支援センター、障害児支援施設、 市児童福祉《子育て支援課》、児相	
保健 医療	小児科医【井上小児科医院長】 保健所、市母子保健	S V
教育	教育委員会、高校養護教諭 学校スクールカウンセラー、ソーシャルワーカー	

家族支援研修会（児童相談所）

分野	参加施設／機関	月1回
福祉	中津児相 児童養護施設（管理職、保育士、心理士、FSW） 児童家庭支援センター 市児童福祉《子育て支援課》	
保健	中津児相管内母子保健 保健師	
教育	教育委員会、学校スクールカウンセラー ソーシャルワーカー、高校養護教諭	

母子保健研究会（母子保健）

分野	参加施設／機関	3か月毎
医療	小児科医【井上小児科医院長】 市民病院医師 産科助産師、在宅助産師	S V
保健	市母子保健 保健所、市民病院小児科保健師 近隣町村保健師	
福祉	中津児相、児童家庭支援センター 市児童福祉《子育て支援課》	

自立支援協議会 子ども部会
(障害福祉)

分野	参加施設／機関	3か月毎
福祉	中津児相、児童家庭支援センター 市児童福祉《子育て支援課》、保育所 障がい児福祉サービス事業所 障がい児親の会（代表者）	
保健	市母子保健、保健所	
教育	教育委員会、学校スクールカウンセラー ソーシャルワーカー、特別支援学校	

出典：井上登生、上村祥子、古屋康博(2017)小規模市町村における子ども虐待予防活動 大分県中津市における取り組み II：児童福祉 子育て支援課・児童家庭支援センター編「子ども虐待医学(2017.8)」を引用し改変。 37

②人事交流・他課との連携

保健師の人事交流

地域医療対策課
(母子保健)

子育て支援課

社会福祉課
(障害福祉)

介護長寿課

市民病院

母子保健(要保護担当)と子育て支援課保健師との人事交流。

- ・お互いの事業、ケースを理解したまま、異動できるメリット!
- ・お互いの業務内容を熟知しているために、役割分担、配慮ができる!



他課との連携

相談室 | 相談室 | 相談室

カウンター

社会福祉課

障害福祉

生活保護

子育て支援課

保育施設運営室

子育て支援係

子ども家庭係
(児手・児扶)

相談支援係

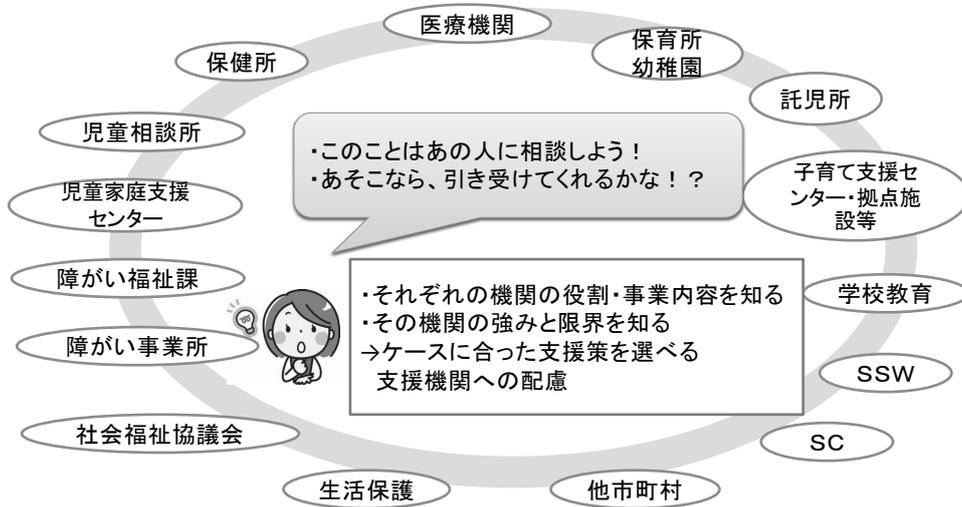
- ・ケースを拾いやすい(今、こっちに来てよ!)
- ・職員に声をかけやすい
(相手の状況を見て声を掛けることができる)

母子保健

学校教育



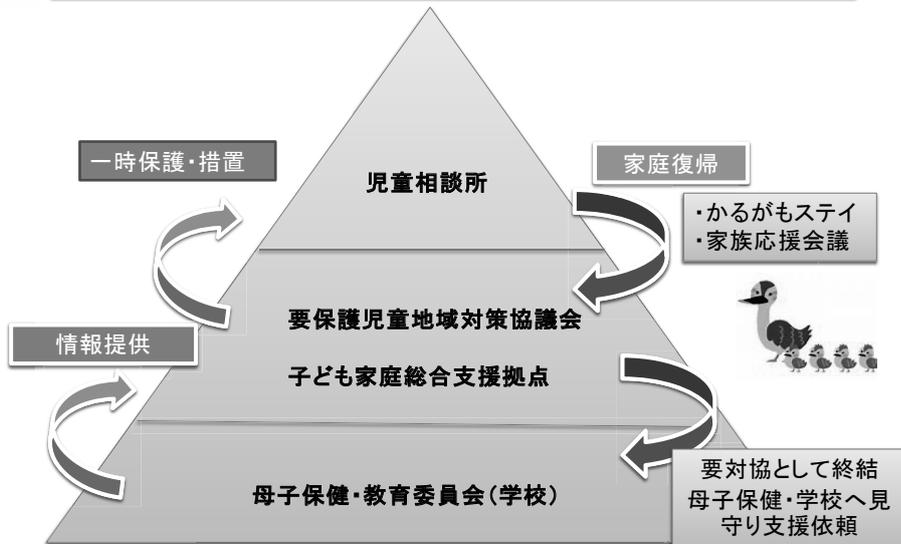
「機能・事業を知る」



39



「当事者にとって、つなぐの意味」



出典：井上登生、上村祥子、古屋康博(2017).小規模市町村における子ども虐待予防活動 大分県中津市における取り組み II 児童福祉 子育て支援課・児童家庭支援センター編「子ども虐待医学(2017.8)」を引用し改変。

40

赤ちゃんの幸せには0～3歳の育児が最も大切です

Childcare of 0-3 year olds is the most important for happiness of the children.

赤ちゃんの幸せは、0～3歳に父と母のあたたかい心で、人間愛を芽生えさせてもらうことです。

人間愛を育てるには、父と母のあたたかい心につつまれ、あたたかい心をこめてつくられたものに、つつまれることも大切でしょう。あたたかい心でつつまされると、心が安定し、ストレスもなく、病気にかかることも少なく、潜在している能力もやすく、発育も促進されるでしょう。

あたたかい心は、人を幸せにし、自分も幸せになっているのですね。

赤ちゃんに、愛のまなざしと日々希望と感謝の祈りを

It is very important for children's happiness to have their humanity nurtured by the parents' warmheartedness during the period of 0-3 year olds. To be brought up with love and compassion, a baby needs to be surrounded by its parents' love. The things in its physical environment also need to be made with loving care. Surrounded by this warmth and love, the heart becomes secure. Stress and illness are minimized. Latent abilities are easily brought out, and physical development is accelerated.

A warm heart makes others happy, and brings happiness to your self. May we have our loving eyes and daily prayer of hope and gratitude to children.

Newsweek 日本版
1998年11月5日発行

内藤寿七郎博士(ないとうじゅしちろうはかせ)

日本小児科医会名誉会長、愛育病院名誉院長/日本・中国育児研究会会長/国際人間愛協会会長/アップリカ育児研究会最高顧問/1992年、日本人として初めてシュパイツァー博愛賞を受賞。現在も育児の神様として国内外でご活躍中。

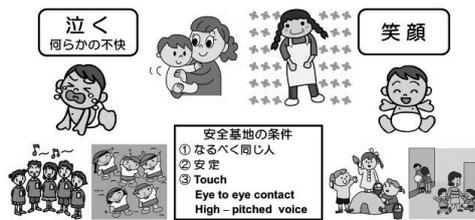
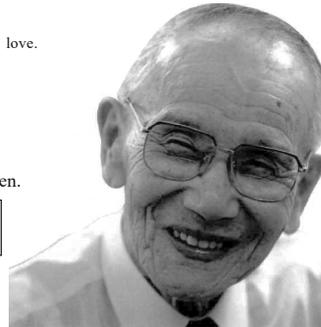


図4 母子間および保育集団期における安全基地の確立過程



- ① 奥山真紀子,氏家武,井上登生 (2009) 子どもの心の診療医になるために
南山堂 子どもの発達とその環境：社会化理論
家族関係性障害の捉え方と対処法
- ② 杉山登志郎編 (2013) 子ども虐待への新たなケア
学研 子ども虐待とアタッチメント理論
- ③ 井上登生,河野洋子,相澤仁 (2022) おおいたの子ども家庭福祉
明石書店

各世代を通じて必要なウェル・ビーイング保持の課題

- ① 夢を抱き、それを実行するための努力をする
- ② 仕事を持つ
- ③ 良き助言者を持つ
- ④ 良い愛情関係を持つ

ご清聴ありがとうございました

中津市マスコット
黒田官兵衛
クロカンくん



課題 1

発達行動小児科学からみた、
小児期の発達年齢区分の考え方

THE LANCET

October, 2016

www.thelancet.com

Advancing Early Childhood Development: from Science to Scale

An Executive Summary for *The Lancet's* Series



2016年10月

THE LANCET

October, 2016

www.thelancet.com

Advancing Early Childhood Development: from Science to Scale

An Executive Summary for *The Lancet's* Series

2016年10月

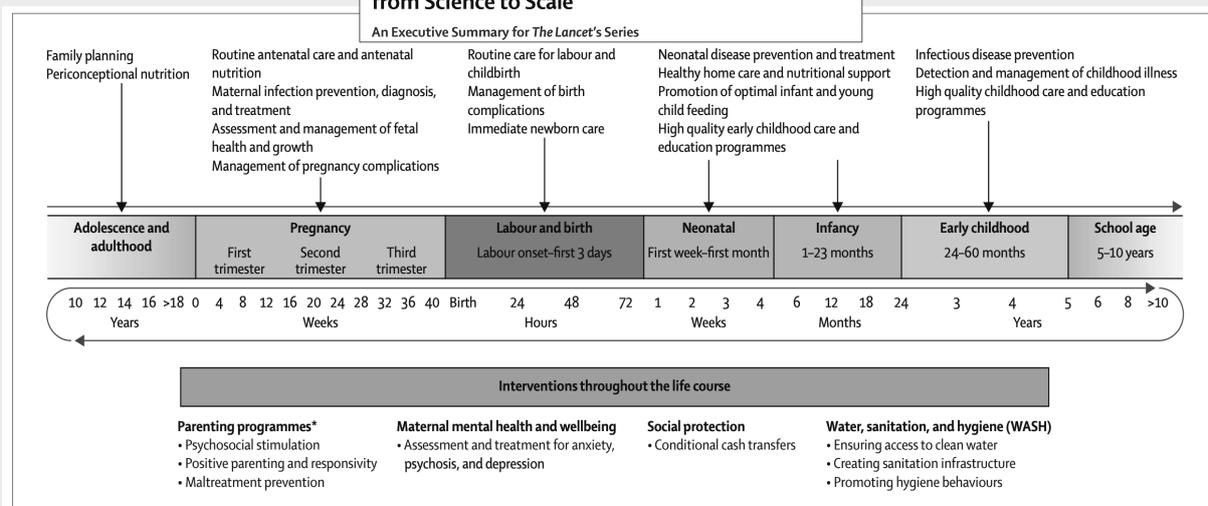
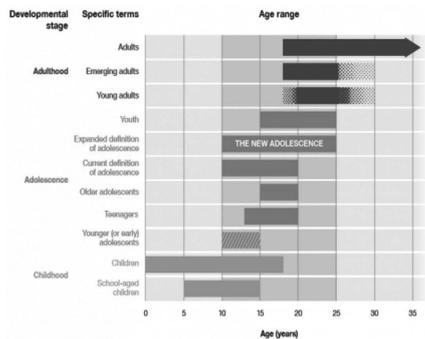


Figure 2: Evidence-based interventions that affect aspects of nurturing care. Source: Series Paper ECD 2.

The Age of Adolescence

Over the past few years we (the Centre for Adolescent Health) have published a number of papers of global relevance to adolescent health that have spanned the 10-24 year age group (see references 1-3 below for examples). Within the 2016 Lancet Commission on Adolescent Health and Wellbeing (4), we replicated this approach, and presented most data in three 5-year age bands (10-14 years, 15-19 years, 20-24 years). Given that the formal definition of adolescence is 10-19 years, I had expected we might be challenged about our expanded definition of contemporary adolescence. But, notwithstanding the huge media interest in the Lancet Commission, there was no interest in why we chose the 10-24 year age span and no interest in why we called it adolescence.

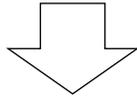


発達行動小児科学からみた 小児期のライフステージの分類

1983年
Developmental-
Behavioral
Pediatrics

1. 出生前期：細胞期・胎芽期・胎児期
 2. 新生児期； Neonatal：生後4週間（28日）未満
 3. 乳児期； Infancy：0～2歳未満
 4. 幼児期； Early Childhood or Toddler
：乳児期以後、5歳ごろまで
 5. 児童期中期； Middle Childhood 5～10歳ごろまで
 6. 青年期； Adolescent 10～22歳ごろまで
- * 10～15歳頃まで思春期； Pubertyともいう

Normal Development



定型発達

Take Home Message

1. 社会化 ; Socializationにも、各年齢段階に発達課題がある
2. アタッチメント（愛着）形成の発達は、継続的、積み上げ式
3. 子どものいる生活を自分のライフストーリーに取り入れるには
養育者としての適応の課題が発生する
4. 養育者との安全基地（ホッとする場所）の確立：きずなの形成と
旅立ち; leaving homeのテーマ
5. 安全基地としての家族機能の始まり
6. 安全基地の確認行動としての反抗期の意味
7. 自分らしさ ; The Selfの追求と既成概念の打ち壊し
8. 自尊心 ; self-esteemの維持とセルフ・コントロール機能の獲得

課題 2

社会性の発達、 社会化の発達課題

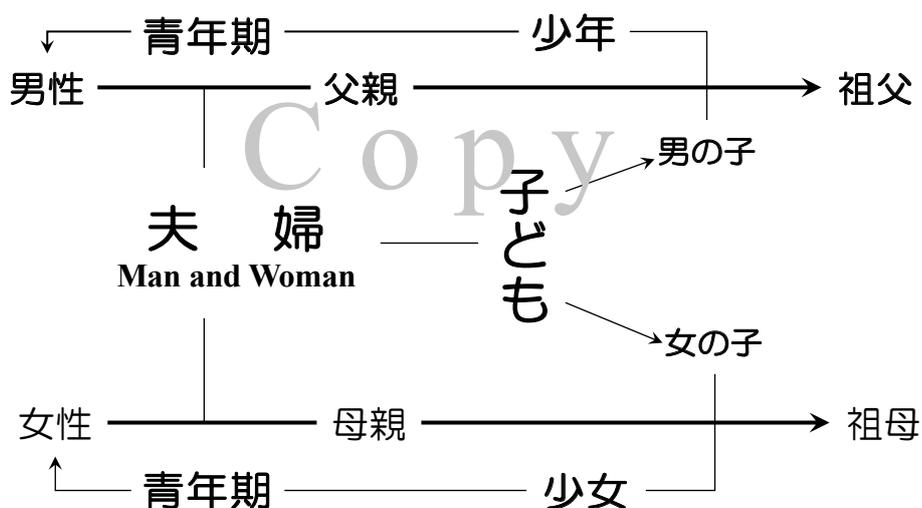
社会性の発達 ; 社会化の発達課題 (その1)

- | | |
|----------------------------------|--------------------------|
| 1) 子どもはどこから | 8) 母子分離の始まり |
| 2) 世代サイクル | 9) 家族機能の始まり |
| 3) 家族としての発達 | 10) 安全基地 (ホッとする場所)としての家庭 |
| 4) 親になること
; parenting process | 11) 仲間関係の始まり |
| 5) 母子間の愛着行動ときずなの発達 | 12) 児童期中期における
社会化の課題 |
| 6) きずなの確認行動としての第一次反抗期 | 13) 社会化の場としての
学校の役割 |
| 7) 社会集団の第一歩としての保育園・幼稚園 | 14) 先生の役割 |

社会性の発達；社会化の発達課題（その2）

- 15) 思春期の始まり；何がどのように変わるのか？
- 16) 第2次反抗期の意味
- 17) 約束の重要性（命かけるや）
- 18) モデリング
- 19) 自分らしさの追求
- 20) 自己価値を求めて
- 21) 自尊心の欠落状態
- 22) 愛着行動としての性行動（ホッとする場所を求めて）
- 23) Levinson の大人の発達から

世代サイクル；子どもを持つことを決心した夫婦の場合



家族の発達; Family Development

固定家族 ; Fixed Family

創造家族 ; Creative Family

親になること ; Parenting process

1. 出会い ; 初めてお互いを知った時
 2. その時点での年齢
 3. その時点での職種
 4. 恋愛・お見合い
 5. 結婚の年月日
 6. 結婚後1年目
 7. 結婚後3~5年目
 8. 第1子の妊娠時の状況
 9. 第1子の出生後
 10. その後の性関係
- 1 1. 各々の固定家族への適応状況
 - 1 2. 各々の固定家族からの独立と創造家族への移行の状況
 - 1 3. 創造家族内における将来への展望と夫婦間の協力の程度

安全基地; security base の確立の過程

泣く
何らかの不快



笑顔

安全基地の条件

- ① なるべく同じ人
 - ② 安定
 - ③ Touch
- Eye to eye contact
High-pitched voice



乳幼児期：0～3歳未満（2歳半）

1. 身体的な発育； **physical growth**
2. 感覚器・運動器系の成熟度； **sensory and motor maturation**
3. 社会性・情緒の発達； **social and emotional development**
*愛着行動； **attachment behavior**
4. 認知の発達； **cognitive development**
5. 言語の獲得の程度； **language acquisition**
*初期言語； **initial language**

社会性の発達；社会化の発達課題（その1）

- | | |
|----------------------------------|-----------------------------|
| 1) 子どもはどこから | 8) 母子分離の始まり |
| 2) 世代サイクル | 9) 家族機能の始まり |
| 3) 家族としての発達 | 10) 安全基地（ホッとする場所）
としての家庭 |
| 4) 親になること
； parenting process | 11) 仲間関係の始まり |
| 5) 母子間の愛着行動ときずなの発達 | 12) 児童期中期における
社会化の課題 |
| 6) きずなの確認行動としての第一次反抗期 | 13) 社会化の場としての
学校の役割 |
| 7) 社会集団の第一歩としての保育園・幼稚園 | 14) 先生の役割 |

前学童期の発達課題：3～6歳未満（その1）

1. 身体的な発育および神経運動器系の成熟度
； physical growth and neuromotor maturation
2. 象徴化機能のための能力の増加
； increasing capacity for symbolic functioning
 - 1) 言語の発達； language development
 - 2) 言語と思考力； language and thought
 - 3) 遊びの展開； evolution of play
3. 同一視と社会的な価値の拡大
； identification and expanding social values
4. 行動様式と個体差； behavioural style and individual difference

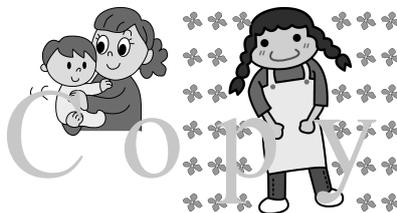
象徴化機能のための能力の増加

- 1) 言語の発達 ; language development
 - ① 理解力 : 非言語性 / 言語性
 - ② 表出力 : 非言語性 / 言語性
 - ③ 話し方 : イントネーション / 吃 / 置換言語
- 2) 言語と思考力 ; language and thought
- 3) 遊びの展開 ; evolution of play
 - (1) exploring and movement play
 - (2) fantasy, feeling, and make-believe play
 - (3) play and imitation
 - (4) social play
 - (5) the role of play in the problem-solving of children 3-5 years old
 - (6) creative and constructive play
 - (7) Games with rules

安全基地 ; security basement の確立の過程

保育集団期

泣く
何らかの不快



笑顔



安全基地の条件

- ① なるべく同じ人
- ② 安定
- ③ Touch

Eye to eye contact
High-pitched voice



児童期中期（5歳以上10歳未満）における社会化の課題

- 1) 自尊心を支える; to sustain self-esteem
- 2) 社会に受け入れられることを知る; to find social acceptance
- 3) 個性を社会に適合させていく; to reconcile individuality with conformity
- 4) 役割モデルを自分のものにしようとする; to appropriate role models
- 5) 価値を確かめようとする; to examine values
- 6) 家族の中において何かを成し遂げようとする; to “make it” in a family
- 7) 自分自身でできる事とその限界を探求する
; to explore autonomy and its limits
- 8) 知識と技術を学ぶ; to acquire knowledge and skill
- 9) 自分自身の体について知る; to live with one’s body
- 10) 恐怖を自分で取り扱えるようになる; to deal with fears
- 11) 食欲(欲求)および衝動的な欲求を自分で取り扱えるようになる
; to deal with appetites and drives
- 12) 自分自身の認識を洗練する; to refine self-awareness

社会性の発達 ; 社会化の発達課題（その2）

- 15) 思春期の始まり ; 何がどのように変わるのか？
- 16) 第2次反抗期の意味
- 17) 約束の重要性 (命かけるや)
- 18) モデリング
- 19) 自分らしさの追求
- 20) 自己価値を求めて
- 21) 自尊心の欠落状態
- 22) 愛着行動としての性行動 (ホッとする場所を求めて)
- 23) Levinson の大人の発達から

第2次反抗期の意味・約束の重要性（命かけるや）
モデリング・自分らしさの追求・自己価値を求めて

モデリングの
対象としての
養育者

あんな風になりたい・あんな風にだけはなりたくない

既成概念の打ち壊し
自分らしさの追求
自己価値を求めて

安全基地・きずなの確認行動としての反抗期
約束の重要性（命かけるや！）

Copy

おとなの思春期とのからみ・自尊心の欠落状態・Leaving home
；家をでる事の課題・愛着行動としての性行動（ホッとする場所を求めて）

モデリングの
対象としての
養育者

おとなの思春期
自己確認・否定

..けはなりたくない

..打ち壊し
..の追求
..を求めて

- ・こんなはずじゃなかった
- ・こんな事がいつまで続くのだろう
- ・このままでいいのだろうか

..行動としての反抗期
..かけるや！

Leaving homeの課題
愛着行動としての性行動
（ホッとする場所を求めて）

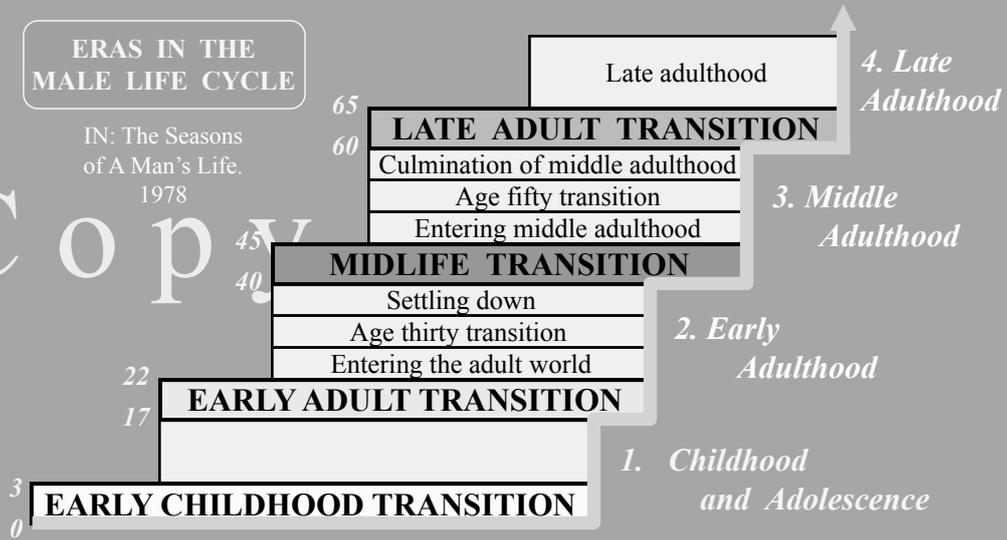
Copy

Daniel J. Levinson の大人の発達から

ERAS IN THE MALE LIFE CYCLE

IN: The Seasons of A Man's Life. 1978

Copy



第1分科会資料

第1分科会「生活保護・生活困窮者自立支援」 会場：連合会館2階

1

両制度に関する苦労や悩みを共有し、やりがいの持てる職場をめざして。

この分科会では、生活保護や生活困窮者自立支援業務に携わる方々を対象として、制度の課題や現場の実態について共有し理解を深めるとともに、全国の仲間との交流をはかり、参加者同士が単組に戻っても気兼ねなく相談などが出来る関係づくりをめざします。

具体的には2025年2月に実施した厚生労働省への要請行動と、これまでの要請行動の成果について報告を行うほか、厚生労働省 保護課長による行政説明を予定しています。また、参加者へのアンケート調査を実施して、グループワークによる意見交換を中心に企画しています。日頃の支援で困っていることや、業務上の課題などについて共有し、生活保護及び生活困窮者自立支援制度における支援の充実をめざします。(参加者のみなさまは職場の名刺を持参して下さい)

【内 容】

- 9:30 受付
10:00 開会
厚生労働省要請報告とこれまでの成果
10:10 行政説明「生活保護及び生活困窮者自立支援の現状と今後」
竹内 尚也 厚生労働省社会・援護局 保護課長
11:20 休憩
11:35 参加者グループワーク
※事前アンケートに基づきグループワークを行います。
12:50 佐藤 剛士 部会長まとめ
13:00 閉会

担当：佐藤部会長、小泉幹事、宇賀神幹事、深沢幹事、亀間幹事、
瀧川幹事、高松幹事、田口幹事

司会：亀間幹事

グループワーク：各テーブルごとに幹事がコーディネート

福祉事務所（生活保護・生活困窮者自立支援）

1. 生活保護と生活困窮者を取り巻く情勢について

生活扶助基準については5年に一度、年齢階級・世帯人員・級地別の分析を行い、大きな見直しを行っています。直近である2023年10月の改定では、一般低所得者世帯の消費水準との比較において高齢世帯を中心に基準引き下となる世帯が多い内容となり、物価高やコロナの影響といった当時の社会経済的情勢を勘案していないという世論から、2023年度～2024年度は比較対象となる低所得者世帯の消費水準に1,000円を加算することにより生活扶助費を引き上げ、現行基準以上を維持することとした臨時的・特例的な措置となりました。

2025年度以降の見直しにあたり、財務省は、臨時的措置に合理的な算定根拠はなく一般低所得者世帯との間で大きな不均衡を生んでいるとして措置の解除を意見していましたが、12月の財務大臣と厚生労働大臣の事務折衝において、上昇基調にある物価高、賃上げなどによる緩やかな消費増を考慮し、特例措置を延長し、2025年度～2026年度について、2023年度に比較対象とした低所得者の消費水準に1,500円を加算（前回特例措置に+500円）する形で生活保護基準を引き上げ、それでもなお、基準引き下げとなる世帯は現行基準を保障するという決着となりました。厚生労働省は、受給世帯のおよそ58%にあたる94万世帯で基準額が引き上げとなるとしています。

また、2027年度以降の生活扶助基準については、前回と同様に今後の社会経済情勢等の動向を見極め、一般低所得世帯の消費実態との均衡を図る観点から必要な対応を2027年度予算の編成過程において改めて検討するとしており、その際には、5年に一度の生活保護基準部会での定期検証について、1年前倒しでの実施を図り、その検証結果を適切に反映するとしています。

前回に引き続き、世論を背景に政治決着をみた形となりますが、いみじくも財務省の意見のとおり、加算額にも合理的な算定根拠はなく、この額が社会経済情勢を適切に反映したものとは言えません。この特例措置が一度ならず二度まで続いたことは、5年に一度の定期検証・基準額の算定方法が急激に変化する社会経済情勢の変化に全く対応できていないことを意味しています。自治労としても、昨日に厚生労働省（以下、厚労省）に対し、生活保護基準の見直しの改題も含め、生活保護・生活困窮者自立支援施策に関する要請・意見交換を行いました。

すでに一部が施行されている生活保護法、生活困窮自立支援法等の改正については、居住支援強化と両制度・支援関係機関等の連携強化が盛り込まれています。2025年度4月1日から、居住支援については、自立相談支援事業・重層的支援体制整備事業における住まい・入居後の生活支援相談の明確化、一時生活支援事業改め居住支援事業実施の努力義務化、地域居住支援事業による見守り支援期間の柔軟化等が施行され、両制度・支援関係機関等の連携強化では、生活保護について、枠組みのなかった関係機関との連携を行う会議体の設置、生活保護受給者向けの就労準備支援事業・家計改善支援事業・居住支援事業の自治体任意事業としての法定化、都道府県によるデータ分析等を通じた市町村支援の枠組

みの創設、生活困窮自立支援では、支援会議設置の努力義務化、就労支援準備事業・家計改善支援事業の全国実施の推進、生活保護受給者が生活困窮者向けの3事業を利用できる一体実施の仕組みの創設等が施行されます。生活保護や生活困窮支援に、居住問題や両制度の連携が必要不可欠なことは明らかですが、とくに居住支援については、自治体の福祉現場として、必ずしもなじみがあった分野とはいえ、これらの制度を実効性のあるものとするために、業務負担増に見合った人員の確保が重要となります。

2. 具体的な取り組み（2024年度運動方針より一部抜粋）

- (1) 本部は、2023年10月改定時、臨時的・特例的な措置として現行基準以上を維持した生活扶助基準の2025年10月からの見直しについて、「社会経済情勢を勘案して設定する」とした国の方針を踏まえ、物価高騰下の引き下げに反対し、厚生労働省要請、組織内国会議員を通じた国会対策等必要対策を進めます。
- (2) ケースワーク機能の充実をはかるため、福祉事務所の実施体制の強化を求め、本部は交付税措置の充実及び、これ以上の地方公務員の削減とならないよう国会対策を含め、取り組みを強化します。また、県本部・単組は、人員確保闘争として取り組みを進めます。
- (3) 本部は、改正生活保護法および生活困窮者自立支援法の2025年4月からの施行にむけ、新たな業務増に伴う人員確保に必要な財源の確保を求めます。また、法改正による業務増に見合う各福祉事務所のケースワーカー、生活困窮者自立支援制度の各事業の相談員等の増員を求めます。
- (4) ケースワーカーの特殊勤務手当については、地方交付税により予算措置されていることから、生活保護行政を行うすべての自治体において、単組は積算単価以上の水準の手当の支給を求め、処遇改善をはかるよう取り組みを進めます。
- (5) 生活保護受給者の国保への加入を含めた医療扶助の在り方については、部会において、財政議論ありきではなく、受給者の心理的側面、医療扶助適正化、職員の業務負担増等の影響をふまえて議論し、国に対し意見反映等に取り組みます。
- (6) 生活困窮者自立支援については、物価高騰等による支援の急増に対応した人員強化を求めるとともに、貧困の解消と格差の是正にむけて、予算の拡充と実施体制の強化をはかり、第二のセーフティネットとしての制度充実を求めます。また、自治体における総合的な相談支援体制の構築にむけて取り組むとともに、地域におけるネットワークづくりを進めます。
- (7) 子どもの貧困状況は依然として大きな課題であり、貧困の連鎖を防ぐための社会システム構築、貧困率の改善をめざして国に取り組みを求めるとともに、地域で子どもや保護者を支援する活動を広く展開されるようNPO、社会福祉協議会、自治体等と連携し取り組みを進めます。
- (8) 病気や障害のある家族の介護や世話をする子ども「ヤングケアラー」への各種支援を国に求めます。
- (9) 厚生労働省担当部門と制度や実施体制の課題などについて、定期的に意見交換や要請行動を実施し、自治労として現場の意見反映に努めます。また、これ以上の地方公務員削減は、行政の使命である社会福祉・社会保障を向上させる業務に支障を

与える状況となっており、総務省に対しても地方公務員確保の要請行動を実施します。

- (10) 福祉事務所等で専門職として勤務する会計年度任用職員が増えています。会計年度任用職員の勤務労働条件整備等の処遇改善をはかるため、組織化に向けて取り組みます。
- (11) ひきこもり地域支援センター、ひきこもりサポート事業、ひきこもりサポーター派遣事業の拡充に必要な財源確保を求めるとともに、ひきこもり者と地域とのつながりや、社会参加の促進に取り組みます。また、ひきこもり者の家族への支援として、相談援助や心身のケアなどへの取り組みと、そのための財源確保を求めます。
- (12) 地連・県本部単位での福祉事務所・児童相談所の部会の設置や、関係集会の開催および福祉集会での分科会設置を支援し、情勢の把握と運動の意思統一をはかるとともに職場実態の交流を深め、実施体制の改善に取り組みます。
- (13) ウェブ使用による利点を取り込みつつ、対面を基本とした「くらしとこどもの福祉を考える全国集会」の企画・運営を継続的に行い、課題共有と運動の拡大をはかるとともに、参加者の議論を政策提言や厚労省要請に反映します。

3. 省庁への働きかけについて

(1) 厚生労働省要請行動

本部セーフティネット部会では、毎年厚労省に対し生活保護と生活困窮者自立支援に関する要請書を提出し、その後厚労省課長を含む担当係長などと意見交換を実施しています。

生活保護・生活困窮者自立支援制度においては、どちらも実施主体が福祉事務所であり、生活困窮者自立支援制度の実施主体の約7割が社会福祉協議会が委託を受けている状況からしても、自治労の組合員がどの組織よりも一番現場を把握していることは言うまでもありません。したがって、厚労省からも「現場の実態を把握している自治労の意見については大変参考になる」と評価をいただいているところです。実際にこれまでの要請により以下のとおり少しずつではありますが、制度が改善されているものもあります。

厚労省要請では、自治労の現場の実態を伝える場であると同時に、自治労が要請している項目に対して、厚労省の考え等を聞く場でもあり、自治労と厚労省はともに同じ方向を向いていると感じる場面も多くあります。その中で、「厚労省としても予算確保にも努めているが、実施するかしないかは自治体の判断」と認識せざるを得ない部分もあるため、私たちもしっかりと各単組で要求し交渉をしていくことが必要です。

	要求や要請内容	具体的な成果
①	訪問ケース（年1回）の対象施設拡充について	以前は年に1回の訪問ケースとして認められていた要件や施設等は、長期入院患者・認知症対応型共同生活介助（グループホーム）入所者・生活扶助を目的とする施設もしくは介護施設に入所している者・保護施設通所事業を利用している者に限定されていたが、夜勤職員が常駐しているなど昼夜の体制が整っている等の要件を満たしている軽費老人ホーム・サービス付き高齢者向住宅・有料老人ホームの被保護者についても適用されることとなりました。
②	高校生のアルバイト取	これまで高校生の申告の無いアルバイト収入については「不正」として法第78条を

	入に対する費用徴収処分（法第78条）適用の緩和について	適用していましたが、本人が収入申告義務をよく理解していない場合や、本人に悪気がない場合については、子どもの自立への意欲を削がない対応へ見直されました。不正受給の意思の確認にあたっては、世帯主及び世帯員の病状や家庭環境を考慮することとし、収入申告義務の理解が極めて困難であり、適正に収入申告が行われなかったことがやむを得ないとされた場合には、法第63条に基づく費用返還として取り扱いができることとなりました。
③	高校生等のアルバイト収入に対する収入認定除外の拡充について	大学等の入学の受験料など進学のために事前に必要となる経費に当てる場合には、収入認定を行わず手元に残すことが可能となりました。学習塾費についても収入認定除外の対象に加えられました。さらに大学受験に必要な交通費・宿泊費等についても収入認定除外の対象となりました。これらに加え、前期授業料等の入学に際して一般的に事前に大学等への納入が必要となる費用についても認定除外とできることが新設されました。
④	法第63条に基づく返還金に対する保護費からの徴収について	確実な返還を求めるため、77条の2により保護の実施機関が被保護者の生活に支障がないと認めた場合、本人同意を前提として保護費からの徴収が可能となった。
⑤	年金統合に伴う収入認定の端数処理について	年金統合により年度途中で少額（1円～3円）の改定が生じることとなったため、この端数処理に対する認定額の変更や、改定通知書の回収等で大変な労力を費やしていましたが、月額収入認定を年間受給額の12分割で認定することが可能となったため、事務処理の簡素化につながりました。
⑥	児童扶養手当の支給月の変更について	生活保護制度ではありませんが、これまで児童扶養手当が3ヶ月毎に支給されていたため、計画的な家計管理が困難となり、被保護世帯の自立の助長やケースワークに支障をきたしていた現状を要請してきました。それらの要請もあり支給月が2ヶ月毎へと改善されました。
⑦	生活困窮者自立支援制度の構築について	リーマンショック以降の生活保護受給者の大幅な増加を踏まえ、生活保護に至る前の第2のセーフティーネットが必要であったため、自治労はハローワーク・社会福祉協議会・日弁連等と連携して制度設計の提言を行い、生活困窮者自立支援制度が確立しました。
⑧	生活困窮者自立支援制度における任意事業の必須化について	制度開始当初は任意事業であった「就労準備支援事業」と「家計改善支援事業」については義務化になることが社会保障審議会（生活困窮者自立支援制度及び生活保護部会）で示されましたが見送りとなりました。

（2）社会保障審議会 生活困窮者自立支援及び生活保護部会

生活保護や生活困窮者自立支援の制度について検討する社会保障審議会には、連合から自治労意見をふまえた委員が参画しており、制度構築において重要な役割を担っています。

【第21回（2022.10.14）生活困窮者自立支援制度と関連施策の連携のあり方等について】

福祉事務所と関係機関の連携は重要だが、前回も述べたとおり、会議の開催に伴うCWの事務負担の増加により支援の質を落としてはならない。協議内容やメンバーが重複する似たような会議との統合など効率化している自治体の好事例があれば横展開し、地域の実情も踏まえて整理を進めるべき。

【第 22 回 (2022. 10. 31) 支援を担う体制づくり及び人材育成等について】

CW は会計年度任用職員が多くなっているとのことだが、生活保護行政をしっかりと進めていくためには、職員定数の課題もあるが正規職員を多く採用し、福祉事務所の機能強化をはかるべきであり、そのための財政措置も講じる必要がある。

【第 25 回 (2023. 09. 22) 「生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関するこれまでの議論の整理 (中間まとめ)」において示された検討事項への対応状況等について】

生活困窮者向けの事業の中で、被保護者も支援できるようにする方向性が示されているが、行財政改革により職員削減に取り組みマンパワー不足に悩む自治体もある。生活困窮者自立支援制度と生活保護制度、両方の人員体制の強化と、そのための国の財政支援を講じるべき。

【第 26 回 (2023. 10. 23) 生活困窮者への自立相談支援及び被保護者への自立支援のあり方について】

生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連携に異論はないが、連携が優先されて、それぞれの事業がおろそかにならないよう注意が必要だ。

【第 27 回 (2023. 11. 27) 生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関する最終報告書 (案) について】

生活困窮者自立支援制度・生活保護制度の機能の充実・強化、とりわけ人員体制の強化には財源の裏付けが必要だが、最終報告書 (案) では全く触れられていない。財源の必要性を書き込むべき。

4. 第 27 回参議院選挙闘争の推進について

自治労は、第 97 回定期大会で、2025 年 7 月に行われる第 27 回参議院選挙全国比例区自治労組織内候補予定者として、「岸まきこ」現参議院議員を立憲民主党から擁立することを決定しています。

私たちの職場に密接に関わり、住民の生活に大きく影響する介護、保育、生活保護などの社会保障制度は、すべて政治の場で決定されます。また、私たち自治体職員を含め公共サービス労働者の賃金・労働条件にも、法律や条例は大きく影響し、国家公務員の賃金も国会の議決を経た一般給与法により規定されます。

その意味で、労使の交渉だけでは超えられない壁があるのも事実です。公共サービス、とりわけ福祉の現場で働く私たちは、仮に政治に無関心であったとしても、好むと好まざるとに関わらず、政治に『無関係』ではられません。

これまで「岸まきこ」議員は、私たちの代弁者として、国会において福祉現場の思いや地方自治の重要性を国会で訴えてきました。社会福祉評議会の取り組みとして、私たちの労働条件や住民の福祉をさらに良いものにしていくため、各県本部・単組における集会、幹事会、部会等において、「岸まきこ」の名前を周知・徹底していくことが重要です。

2025年2月21日

厚生労働大臣
福岡 資麿 様

全日本自治団体労働組合
中央執行委員長 石上 千博

生活保護・生活困窮者自立支援施策に関する要請書

生活保護受給者や生活困窮者への多様な支援にむけた貴職並びに政府のご努力に対し、心から敬意を表します。

長引く物価高騰等の影響により、直近の被保護者調査で2024年11月の生活保護申請件数が5カ月連続で前年同月を上回るなど生活困窮者等を取り巻く環境は厳しさを増しています。

私たち自治労は、憲法第25条の趣旨に則り、社会的弱者が誰ひとり取り残されることのない社会の実現をめざす上で、生活保護制度や生活困窮者自立支援施策の一層の充実が重要であり、そのためには人員確保を含めた支援関係機関の体制強化が必要であると認識しています。

つきましては、こうした立場から、生活困窮者等の自立のさらなる促進をはかるため以下のとおり要請します。

記

<生活保護制度>

1. 福祉事務所の実施体制強化について

- (1) 本来あるべき伴走型で充実したケースワークをおこなうため、ケースワーカーおよび査察指導員の地方交付税の算定上の増員をはかるよう総務省に働きかけること。
- (2) ケースワーカーおよび査察指導員の配置について、職員一人あたりの担当世帯数の標準数（市部80世帯、郡部65世帯）を満たす人員が確保できていない状況を抜本的に改善すること。また、標準数に含まれる世帯類型に関しても業務量に大きく影響するため一定の基準等を示すこと。(◎)
- (3) ケースワーク業務を行っている会計年度任用職員、任期付職員、再任用職員の数および業務内容に関する実態調査を速やかに行い、正規職員の配置など、適切な実施体制となるよう指導すること。(◎)

2. 生活保護基準について

生活保護基準や各種加算の見直しについては、物価高騰の影響や改定時期に即した生活水準などが十分に考慮された方式を検討すること。(◎)

3. 加算制度について

- (1) 精神障害における障害者加算の認定に二通りの判定基準があり、精神障害保健福祉手帳による障害の程度が同じであるにも関わらず、取り扱いに差異が生じる場合があることや、現場では過度な業務負担や誤支給等も生じていることから、公平で簡便な加算制度に変更すること。
- (2) 夏季の熱中症対策に必要な期間が長期化していることに加え、電気料金の高騰も重なり、家計を圧迫する状況となっているため、夏季における光熱費の支出状況での検証に加え、熱中症による死亡増などの背景も加味して、夏季加算の制度を創設すること。(◎)

4. 各種の扶助について

- (1) 単身の生活保護受給者の死亡等を起因とした部屋の原状回復費の請求に際し、敷金等だけでは賄えない状況があるため、居住支援の強化措置等において対応できるよう検討すること。(◎)
- (2) 単身入院患者における最低生活費について、以下のとおり改善をはかること。
 - ① 居宅を有する入院患者に係る入院期間の共益費や光熱費等について加算等の新たな措置を行うこと。(◎)
 - ② 常時失禁状態にある患者のおむつ代について、物価高騰の影響等により支給額の上限額を超え、入院患者日用品費でも充当できずに滞納となる事例があることから、実費を支給すること。
- (3) 入学準備金について、制服のほかにも多種多様な学校指定品の購入費目や、実業高校進学においては普通科以上に購入必須の費目も多くあり、上限額を超える実態がみられることから、実費の支給が可能となるよう必要な措置を講じること。
- (4) スマートフォンについては、すでに国民の9割以上が所有している生活必需品であること、連絡先として求職活動には欠かせず、各種連絡ツールとしての必要性も相当高い状況であることを踏まえ、購入費用について一時扶助による支給が可能となるよう措置を講ずること。(◎)

5. 世帯員の大学等への進学について

大学等への進学は世帯の自立助長に資するものであることから、奨学金やアルバイト収入等の自立更生計画の策定等を義務付けたうえで、「世帯内進学（就学）」を認めること。また、保護開始時において、すでに大学等へ就学している者についても同様とすること。

6. 生活保護制度の見直しについて

- (1) ケースワーカーと関係機関との支援の調整や情報共有するための会議体の設置が法定化されたことについて、会議体を開催するための事務や調整等が過度な負担とならないよう対策を講じること。
- (2) 子育て世帯へのアウトリーチ事業については、貧困の連鎖を防ぎ、支援の質の向上が非常に期待できる事業であるため、任意事業実施による効果等を踏まえつつ、

早期に必須事業として措置するよう検討すること。

- (3) 生活保護と生活困窮者自立支援の連携強化措置として法定化された、任意事業（就労準備・家計改善・地域居住支援）の利用について、好事例の横展開をはかる等、各自治体の積極的な活用が推進されるよう取り組むこと。(◎)
- (4) 生活保護受給者の国保や後期高齢者医療に加入については、財政論ありきではなく、受給者の権利、自治体の業務増等を総合的に勘案した上で慎重な検討を行うこと。
- (5) 生活保護システムの標準化については、各福祉事務所において実務に一定の負担が生じることやかかり増し費用が発生する可能性もあることから、システム改修に際しては必要な財政支援を行うこと。また、標準化の移行期限について、より柔軟に対応すること。(◎)

<生活困窮者自立支援制度>

7. 生活困窮者自立支援制度について

- (1) 自立相談支援事業は本制度の根幹であることを踏まえ、継続的で効果的な支援体制を確保する必要があるため、相談支援員等が継続して働き続けられるよう雇用の安定や賃金水準の引き上げ等の処遇改善をはかり、そのための財政支援を講じること。(◎)
- (2) 任意事業（子どもの学習援助事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業・一時生活支援事業）を早急にすべての地域で事業利用が出来るよう体制整備を推進すること。
- (3) 生活困窮者自立支援制度所管課と生活保護制度所管課との連携は必要不可欠であるものの、自治体によっては、十分に連携がはかられていない現状があることから、さらなる連携強化にむけた助言を継続して行うこと。(◎)
- (4) 任意事業の実施率が徐々に伸びてきていることを踏まえ、今後の支援内容の充実をはかるため、各種研修制度や研修体制の整備のための財政支援を行うこと。

以 上

行政説明

「生活保護及び生活困窮者自立支援の現状と今後」

竹内 尚也 厚生労働省 社会・援護局保護課長

別冊

第2分科会資料

2024年4月から改正児童福祉法が施行されました。市区町村の体制強化を図るため、児童福祉と母子保健に関する一体的な相談支援を行う「こども家庭支援センター」の設置とその全国展開やサポートプランの策定、子育て世帯訪問支援事業・児童育成支援拠点事業・親子関係形成支援事業の円滑な実施等が強く求められています。児童相談所関連では、親子再統合支援事業の実施、里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ、児童自立生活援助事業の対象者等の年齢要件等の弾力化や児童の意見聴取等の仕組みの整備等、法律改正が目まぐるしく行われています。2025年6月からは、一時保護開始時の司法審査の導入が開始されます。恒常的に業務が多忙となっている児童相談所等の現場が、これらの新たな施策を能動的に実施していくためには「人員確保」をはじめとする「処遇改善」が喫緊の課題ということはいうまでもありません。

本分科会では、国の動向を知り、また各現場における実態を全国各地の仲間と共に共有し、その現場の声を集約しながら、今後のこども家庭庁等への要請行動へと繋げていきたいと思えます。

【内 容】

- 9：30 受 付
- 10：00 開 会
- 10：05 こども家庭庁要請行動報告
- 10：10 行政説明「児童虐待防止対策の強化の現状と人材の確保・定着の
取り組み、一時保護時の司法審査等について」
布施 裕司 こども家庭庁支援局虐待防止対策課 児童福祉専門官
- 11：00 行政説明「市町村の体制強化について」
嶋崎 正敏 こども家庭庁育成局成育環境課 課長補佐
- 11：30 休 憩
- 11：40 参加者グループワーク
- 12：50 森田 修平 部会長まとめ
- 13：00 閉 会

担当：森田部会長、神成幹事、渡辺幹事、武田幹事、中村幹事、
松本幹事、千代窪幹事
司会：北嶋副部会長

〔児童相談所・市町村児童相談、社会的養育部門〕

1. はじめに

2024年9月、こども家庭庁は2022年度の児童相談所による児童虐待相談対応件数を公表しました。全国232箇所の児童相談所で対応した児童虐待に係る相談件数は21万4,843件と前年度(207,660件)より7,183件(3.5%)増え、過去最多を更新しています。

相談の内容別件数は、多い順に、心理的虐待12万8,114件(全体の59.6%：前年12万4,724件)、身体的虐待4万9,464件(23.0%：前年49,241件)、ネグレクト3万4,872件(16.2%：前年31,448件)、性的虐待2,393件(1.1%：前年2,247件)となっています。前年度比では、増加率順に、ネグレクトが+10.8%(3,424件の増加)、性的虐待が+6.4%(146件の増加)、心理的虐待が+2.7%(3,390件の増加)、身体的虐待が+0.5%(223件の増加)となっています。この多様な虐待事案の一律的な扱いが児童相談所をはじめとした相談機関の業務逼迫の大きな要因であり、重大事案の見落としにもつながる恐れがあり、トリアージ的施策が求められるところです。

一方、主な相談の経路別件数は、多い順に警察等11万2,311件(全体の52.3%)、近隣知人2万2,188件(10.3%)、家族親戚1万7,840件(8.3%)、学校1万4,329件(6.9%)となっています。

こども家庭庁は虐待相談件数が増加した要因として、心理的虐待に係わる相談対応件数の増加(+3,390件)、警察等からの通告の増加(+9,207件)、関係機関の児童虐待防止に対する意識や感度が高まり、関係機関からの通告が増加したことを挙げていますが、公表ごとに過去最多を更新し、内容別件数、経路別件数、増加要因の分析についても30年以上変わることがないなど、これまでも何度も児童福祉法を改正していますが、児童相談所における虐待相談対応件数の増加、虐待による死亡事件も後を絶ちません。2024年4月から改正児童福祉法が施行され、2025年6月からは一時保護時の司法審査が実施されます。児童相談所や市区町村の体制強化を求めていく一方、児童福祉法に定められた多大な業務増を伴う施策をただ重ねることが、本当に児童虐待防止につながるのかを改めて考えていかなければなりません。

また一時保護時の司法審査に関して、こども家庭庁は今後、順次Q&Aの発出、一時保護決定通知書様式例等の提示、一時保護時の司法審査手続きにおける戸籍謄本等の広域交付の活用に関する通知の発出等を行うとともに、施行に向けてマニュアル等の周知を徹底していくとしていますが、今後もマニュアルの実効性やマニュアル記載以外の課題等も含め、現場からの意見を反映する取り組みを行っていきます。

2. 改正児童福祉法

子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、要保護児童等への包括的かつ計画的な支援の実施の市町村業務への追加、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うことも家庭センターの設置の努力義務化、子ども家庭福祉分野の認定資格創設、市区町村における子育て家庭への支援の充実等を内容とする「児童福祉法等の一部を改正する法律」が2022年6月8日に成立しました。2024年4月から改正児童福祉法が施行され、特に関係するものとして、市区町村の体制強化としては、児童福祉と母子保健に関する一体的な相談支援を行う「こども家庭センター」の設置とその全国展開、子育て世帯訪問支援事業・児童育成支援拠点事業・親子関係形成支援事業の円滑な実施、児童相談所の強化としては、親子再統合支援事業の実施、里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ、としています。

「こども家庭センター」の設置状況については、2024年5月1日時点の全国の市区町村1,741自治体において、設置済の市区町村は876自治体（50.3%）、未設置の市区町村は865自治体（49.7%）となっています。人口規模1万人未満自治体の未設置割合は78.0%、1万人以上10万人未満自治体も42.2%となっています。一方、こども家庭センターの業務として「サポートプランの作成」がありますが、策定率等については未公表であるため、現状をきちんと確認していく必要があります。

2025年6月には一時保護開始時の司法審査の導入が開始されます。恒常的に業務が多忙となっている児童相談所等の現場が、これらの新たな施策を能動的に実施していくためには「人員確保」をはじめとする「処遇改善」が喫緊の課題であり、今後も国会対策や省庁対策等必要な取り組みを行っていきます。

また2025年の通常国会では、児童虐待への対応強化を柱とした児童福祉法などの改正案が出されています。内容としては、虐待で児童相談所に一時保護された子どもと保護者との面会について、虐待と認定される前の「疑い」の段階でも、子どもに悪影響がある場合は保護者との面会や通信の制限が可能になること、また虐待などを理由に一時保護された子どもの受け入れ先について、子どもの安全や質の担保が課題となっていたことより事前に登録を受けた施設に対してのみ一時保護を委託できるようにする、そして児童養護施設等と同様に、保育所や母子生活支援施設等の職員による虐待に関する通報義務等を設けること、となっています。

3. こども養育の現状

文部科学省が実施した調査では、2022年度の国立、公立、私立の小・中学校の不登校児童生徒数が約34万6千人（過去最多：昨年29万9千人）・在籍児童生徒に占める不登校児童生徒の割合3.7%（前年度3.2%）、高等学校における不登校児童も6万8千人（昨年6万人）・在籍生徒に占める不登校生徒の割合2.4%（前年度2.0%）となっています。小・中・高等学校における暴力行為の発生件数は10万8千件（前年

度9万5千件)で過去最多となりました。加えて、小・中・高等学校から報告のあった自殺した児童生徒数が397人(昨年:411人)等の結果も明らかになりました。引き続き、子育てを取り巻く環境等には注視しながら、各関係機関との連携、地域の見守り体制も含めた支援体制の強化を図っていく必要があります。

ヤングケアラーについても社会的な問題の一つです。2021年度に全国の小学生等を対象として実施された調査によると、世話をしている家族が「いる」と回答した小学6年生が6.5%、そのうち、世話の頻度は「ほぼ毎日」との回答が5割超、平日1日あたりで世話に費やす時間は「7時間以上」と回答した者も7%いることが明らかになりました。さらに、学童期や思春期は、その後の人生の基盤を作るような成長・発達における重要な時期であり、ヤングケアラーとして過度な負担が続くと、こども自身の心身の健康が保持・増進されない、学習面での遅れ、社会性発達の制限、進学・就労への影響等が出るとの研究結果も報告されており、早期にヤングケアラーのニーズを把握し、支援する必要があると考えられます。

4. 児童相談所の強化について

児童相談所や市町村の体制強化を計画的に進めるとともに、児童虐待防止対策を更に進めていくため、児童虐待防止対策体制総合強化プランに代わり新たに「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を2024年12月23日に再改定されました。2023年度から2026年度までが本プランの対象期間とされており、児童福祉司は、2026年度末までに全国で1,610人程度増員(2022年度5,780人程度→2026年度7,390人程度)、児童福祉司の指導・教育を行うスーパーバイザーは、390人程度の増員(2026年度1,350人程度)、児童心理司は、2026年度までに全国で950人程度増員する(2026年度:3,300人程度)とされました。

また、人員体制の強化以外に児童相談所におけるAIの活用等による児童福祉司等の業務負担の軽減を図る取組みが推進されています。さらに司法審査が導入される一時保護について、対象となる児童や親権者等の特定に必要な戸籍謄本の取得について、広域交付の公用請求の活用により、業務負担軽減が図られています。

「児童虐待防止対策の抜本的強化について」に基づいた児童福祉司等の処遇改善として、児童福祉司、児童心理司、保健師、一時保護所職員について月額20,000円を積算として2020年度から普通地方交付税措置(一時保護所職員は児童入所施設措置費)を拡充しています。厚生労働省の調査では2021年4月1日現在、74自治体中、児童福祉司について56自治体、児童心理司について53自治体、一時保護所職員については51自治体が処遇改善を実施しており、処遇改善を行っていない自治体の労組においては、当局に対する要求・交渉が今後さらに求められます。

このように、明らかに体制は強化されていますが、前述したとおり、児童相談所の虐待相談対応件数は増加の一途をたどり、虐待による死亡事例は後を絶ちません。また、現場での業務に対する負担感も従前と大きく変わりはなく、軽減している状況とはいえません。現場の状況を訴えるとともに、どのような政策を掲げればいいのかを

国に対し、現場の声として提言していくことが重要です。

5. 市町村の現状

市町村が対応した児童虐待対応件数について、児童相談所と同様に増加傾向であり、2022年度福祉行政報告例によると、全国の市町村における児童相談受付件数は47万9千件であり、その内児童虐待相談については16万2千件となっています。市町村における相談体制に関する強化については、「こども家庭センター」を中心に全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへの一体的に相談支援を行う体制整備が求められています。さらにサポートプランの活用や関係機関との連携強化を通じ、こどもや家庭への支援に当たっての適切なアセスメントの実施が推進され、さらに統括支援員やこども家庭支援員などこども家庭相談に対応する職員について、研修の実施等により専門性の向上を図ることが問われています。市町村の規模や取り組み状況等によって、対応力の差がさらに拡大する懸念もあり、改正児童福祉法における市区町村の体制強化や現場の状況を確認し、職場・単組・県本部等の取り組みにより財源や人材の確保を求めています。

6. 関連する諸問題

女性への支援の根拠法でもあった「売春防止法」が女性の貧困問題、DV、虐待、性犯罪被害などの問題が浮き彫りになり、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が2024年4月1日より施行されました。この法律は、さまざまな事情で問題を抱える女性を支援対象として明記しました。対象は「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性などにより困難な問題を抱えた女性」と定め、国が支援に関する基本方針を示しています。この婦人保護事業は児童福祉とも大きく関わることが多いですが、こども家庭庁には移管されず、厚生労働省に所管は残ったままとなっています。女性相談所やシェルターに保護された母と児童相談所に保護された子などの要保護児童対策地域協議会を含めた連携、さらには児童福祉法改正において、特に施設等に入所している児童における年齢上限のボーダーレス化と女性相談所等の利用者や特定妊婦の低年齢化から両制度に重なる部分の新たな連携についても注視していかなければなりません。

なお、自治体にとっても、所管が異なることで、組織機構の見直しや、各種事務・事業の手続き等に影響を与えることから、創設にあたっては、こども家庭庁と厚生労働省、また自治体との連携が求められます。

7. 会計年度任用職員の処遇改善と組織化

社会福祉事務所、女性相談所、児童相談所における非常勤の各種相談員は会計年度任用職員に移行しましたが、多くの自治体で勤務実態に合った人員配置や研修、賃金・労働条件が改善されておらず、それらの処遇改善は長年の課題です。労働条件等を確認・検証し、改善に取り組む必要があります。とくに会計年度任用職員の労働条件改

善には組織化が重要です。組織拡大にむけ、本部総合組織局と連携し、さらには取り組みを進めます。

8. 今後の取り組み

自治労本部社会福祉評議会 児童相談養育部会としては、今後も本集会をはじめとし、各地連や県本部等で行われる学習会、各単組から挙がる児童福祉現場での課題や成果も含めた生の声を集約し、こども家庭庁虐待防止対策課等との意見交換で反映させていきます。要請行動は直近で2025年2月21日に実施しており、この要請行動を継続的に実施しながら職場環境の改善へ取り組んでいきます。そして本部会の取り組み、全国の課題、国の動向等も今後は、年に数回の「こどもニュース」を発行し各現場に部会の活動を1人でも多くの仲間を広げていきます。

2025年2月21日

内閣府特命担当大臣
三原 じゅん子 様

全日本自治団体労働組合
中央執行委員長 石上 千博

児童虐待防止、児童相談養育施策に関する要請書

児童虐待防止対策、児童相談体制等の充実・強化における取組に心から敬意を表します。

政府におかれましては「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を改定し、児童虐待防止対策等の更なる強化をめざしています。

2024年4月から改正児童福祉法が施行されていますが、児童虐待相談件数の増加に伴い、児童相談所、市区町村など現場の第一線で働く職員は疲弊しており、さらには虐待された経験や発達障害等を有する入所児童の増加により、社会的養護施設等の職員も困難に直面しています。

さらに2025年6月より施行される、一時保護時における司法審査についても児童相談所における業務増は容易に見込まれ、現場で働く職員の負担増や離職等につながるものが危惧されます。

自治労は、子どものいのちを守り、健やかに育つ環境づくりが重要であるとの認識に立ち、児童虐待防止対策、児童相談養育関係について以下の通り要請します。

記

1. 市町村の「子ども家庭センター」体制強化について

(1) 市区町村において設置が努力義務とされている「子ども家庭センター」について、母子保健・児童福祉に伴う相談支援に加え、支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成や地域資源の開拓等、業務増に見合った人員体制の構築に必要な財源支援を行うこと。

また、サポートプラン策定状況の実態把握をし、子ども家庭センター設置にともなう財政支援の経過措置については、市区町村の設置状況を勘案した上で期限を検討すること。

(2) 子ども家庭センターの設置に加え、地域子育て相談機関の整備・運用、

家庭支援事業の計画的整備と利用勧奨・利用措置の実施が求められることから、さらなる財源を確保すること。

2. 児童相談所・一時保護所の体制強化について

- (1) 過去最多となる児童虐待相談件数に加え、法改正による意見聴取の取り組み等新たな業務による負担増があることから、「新たな児童虐待防止対策総合強化プラン」における人員増を着実に実現すること。
また、一時保護時の司法審査が導入される 2025 年度にむけた児童福祉司のプランの見直しにおいては、その負担増を踏まえた大幅な増員となる目標値を設定し、財源を確保すること。
- (2) 職員配置等の環境改善に必要な経費について十分な財源を確保すること。
また一時保護施設の設備・運営基準の策定においては、各自治体における一時保護所の実態に踏まえ、従うべき基準や参酌すべき基準の在り方等現場の意見を広く取り入れ検討すること。

3. 児童相談所、市区町村、警察、民間機関の連携強化について

- (1) 児童相談所と市区町村の役割分担・連携の推進にむけ、役割分担の枠組み、共有すべき情報の範囲等、現状を踏まえた上で再構築し、明確化すること。
- (2) 2022 年度における警察からの通報・通告による児童虐待相談件数は、全体の 5 割を占め、前年比 9,207 件の増となっている。児童相談所の業務を圧迫する一因となっている実態があることから、こども家庭庁と警察庁との通告・通報に関する情報共有、共通認識・理解の場を設定し、増え続ける児童虐待相談件数への対応・対策を検討すること。
- (3) 児童相談所、市区町村の児童相談業務の補完・連携機関として、社会的養護施設、児童家庭支援センター、里親支援センター等の高機能化・多機能化をはかるため、引き続き、必要な財源確保をはかること。

以 上

自治労 「くらしとこどもの福祉を考える全国集会」 行政説明

～テーマ～
児童虐待防止対策の強化の現状と人材の確保・定着の取り組み、
一時保護時の司法審査等について

令和7年2月23日
こども家庭庁
支援局 虐待防止対策課

こどもまんなか
こども家庭庁

こどもまんなか
こども家庭庁

目次

- 令和4年度児童虐待相談対応件数（確定値）について…………… 3
- 児童虐待防止対策の経緯等について…………… 8
- 「新たな虐待防止対策体制総合強化プラン」の一部改定等について……………12
- 児童相談所における人材確保・定着支援の推進について……………15
- 一時保護時の司法審査について……………20
- 令和6年度補正予算について……………32
- 令和7年度予算案について……………41

令和4年度児童虐待相談対応件数 (確定値) について

児童相談所における虐待相談対応件数とその推移

(令和6年9月現在)

○令和4年度中に、全国232か所の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は 214,843 件。

※ 対前年度比+3.5%(7,183件の増加)(令和3年度:対前年度比+1.3%(2,616件の増加))

※ 相談対応件数とは、令和4年度中に児童相談所が相談を受け、援助方針会議の結果により指導や措置等を行った件数。

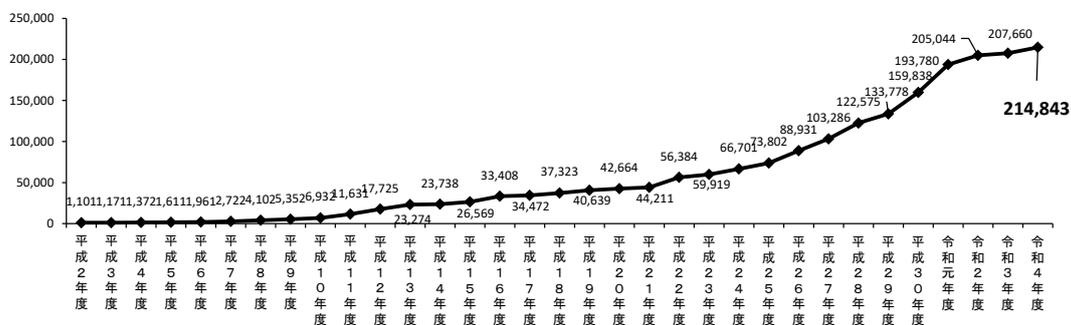
【主な傾向】

・心理的虐待に係る相談対応件数の増加(令和3年度:124,724件→令和4年度:128,114件(+3,390件))

・警察等からの通告の増加(令和3年度:103,104件→令和4年度:112,311件(+9,207件))

◀令和3年度と比して児童虐待相談対応件数が増加した自治体への聞き取り

・関係機関の児童虐待防止に対する意識や感度が高まり、関係機関からの通告が増えている。



(注)平成22年度の件数は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値。

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
件数	59,919	66,701	73,802	88,931	103,286	122,575	133,778	159,838	193,780	205,044	207,660	214,843
対前年度比	+6.3%	+11.3%	+10.6%	+20.5%	+16.1%	+18.7%	+9.1%	+19.5%	+21.2%	+5.8%	+1.3%	+3.5%

児童相談所における児童虐待相談対応件数（対前年度比較、児童相談所設置自治体別）

（令和6年9月現在）

	児童相談所相談対応件数			対前年度比
	令和3年度	令和4年度	対前年度増減件数	
北海道	4,020	3,626	▲ 394	▲ 10%
青森県	1,693	2,039	▲ 346	20%
岩手県	1,709	1,717	8	0%
宮城県	1,764	2,034	270	15%
秋田県	596	578	▲ 18	▲ 3%
山形県	570	579	9	2%
福島県	1,985	2,256	271	14%
茨城県	3,743	4,033	290	8%
栃木県	1,625	1,627	2	0%
群馬県	1,932	1,835	▲ 97	▲ 5%
埼玉県	14,370	13,871	▲ 499	▲ 3%
千葉県	9,593	8,747	▲ 846	▲ 9%
東京都※2,3	26,047	19,345	▲ 6,702	▲ 26%
神奈川県	7,195	7,899	704	10%
新潟県	2,074	2,091	17	1%
富山県	894	864	▲ 30	▲ 3%
石川県	814	933	119	15%
福井県	1,018	918	▲ 100	▲ 10%
山梨県	1,462	1,451	▲ 11	▲ 1%
長野県	2,651	2,697	46	2%
岐阜県	2,390	2,684	294	12%
静岡県	2,222	2,054	▲ 168	▲ 8%
愛知県	6,588	6,493	▲ 95	▲ 1%
三重県	2,147	2,408	261	12%
滋賀県	2,264	2,187	▲ 77	▲ 3%
京都府	2,505	2,344	▲ 161	▲ 6%
大阪府	14,212	16,036	1,824	13%
兵庫県	5,567	5,702	135	2%
奈良県※4	1,837	1,254	▲ 583	▲ 32%
和歌山県	1,792	2,066	274	15%

	児童相談所相談対応件数			対前年度比
	令和3年度	令和4年度	対前年度増減件数	
鳥取県	135	148	13	10%
島根県	378	332	▲ 46	▲ 12%
岡山県	669	796	127	19%
広島県	2,956	3,131	175	6%
山口県	662	688	26	4%
徳島県	910	1,039	129	14%
香川県	1,037	1,152	115	11%
愛媛県	1,406	1,741	335	24%
高知県	452	501	49	11%
福岡県	6,184	6,760	576	9%
佐賀県	987	1,085	98	10%
長崎県	974	1,084	110	11%
熊本県	1,027	1,339	312	30%
大分県	1,664	1,786	122	7%
宮崎県	1,843	2,019	176	10%
鹿児島県	2,114	2,423	309	15%
沖縄県	2,509	2,585	76	3%
札幌市	2,402	2,229	▲ 173	▲ 7%
仙台市	1,733	1,651	▲ 82	▲ 5%
さいたま市	3,236	3,342	106	3%
千葉市	2,277	2,472	195	9%
横浜市	7,659	9,028	1,369	18%
川崎市	3,965	4,055	90	2%
相模原市	1,976	1,896	▲ 80	▲ 4%
新潟市	1,431	1,552	121	8%
静岡市	672	897	225	33%

	児童相談所相談対応件数			対前年度比
	令和3年度	令和4年度	対前年度増減件数	
浜松市	823	872	49	6%
名古屋市	3,735	3,089	▲ 646	▲ 17%
京都市	2,170	2,257	87	4%
大阪市	6,136	6,319	183	3%
堺市	2,209	2,395	186	8%
神戸市	2,934	2,648	▲ 286	▲ 10%
岡山市	408	424	16	4%
広島市	1,951	2,323	372	19%
北九州市	2,363	2,515	152	6%
福岡市	2,685	3,057	372	14%
熊本市	1,325	1,425	100	8%
横須賀市	859	962	103	12%
金沢市	830	693	▲ 137	▲ 17%
明石市	695	602	▲ 93	▲ 13%
奈良市	—	385	—	—
港区	—	953	—	—
世田谷区	—	1,650	—	—
中野区	—	801	—	—
豊島区※5	—	206	—	—
荒川区	—	481	—	—
板橋区※5	—	998	—	—
江戸川区	—	1,689	—	—
合計	207,660	214,843	7,183	3%

※1 都道府県の件数には、指定都市・児童相談所設置市の件数を含まない。

※2 令和3年度の東京都の件数には、令和2年度に児童相談所を開設した世田谷区、荒川区、江戸川区及び令和3年度に開設した港区の件数を含む。

※3 令和4年度の東京都の件数は、児童相談所を開設した特別区の件数を除いたことから、対前年度比が大幅に減少している。

※4 令和4年度の奈良県の件数は、令和4年4月に児童相談所を開設した奈良市の件数を除いたことから、対前年度比が大幅に減少している。

※5 板橋区は令和4年7月、豊島区は令和5年2月に児童相談所開設

5

児童相談所における虐待相談の内容別件数の推移

（令和6年9月現在）

○ 心理的虐待の割合が最も多く、次いで身体的虐待の割合が多い。

	身体的虐待		ネグレクト		性的虐待		心理的虐待		総数
平成23年度	21,942	(36.6%)	18,847	(31.5%)	1,460	(2.4%)	17,670	(29.5%)	59,919 (100.0%)
平成24年度	23,579	(35.4%)	19,250	(28.9%)	1,449	(2.2%)	22,423	(33.6%)	66,701 (100.0%)
平成25年度	24,245	(32.9%)	19,627	(26.6%)	1,582	(2.1%)	28,348	(38.4%)	73,802 (100.0%)
平成26年度	26,181	(29.4%)	22,455	(25.2%)	1,520	(1.7%)	38,775	(43.6%)	88,931 (100.0%)
平成27年度	28,621	(27.7%)	24,444	(23.7%)	1,521	(1.5%)	48,700	(47.2%)	103,286 (100.0%)
平成28年度	31,925	(26.0%)	25,842	(21.1%)	1,622	(1.3%)	63,186	(51.5%)	122,575 (100.0%)
平成29年度	33,223	(24.8%)	26,821	(20.0%)	1,537	(1.1%)	72,197	(54.0%)	133,778 (100.0%)
平成30年度	40,238	(25.2%)	29,479	(18.4%)	1,730	(1.1%)	88,391	(55.3%)	159,838 (100.0%)
令和元年度	49,240	(25.4%)	33,345	(17.2%)	2,077	(1.1%)	109,118	(56.3%)	193,780 (100.0%)
令和2年度	50,035	(24.4%)	31,430	(15.3%)	2,245	(1.1%)	121,334	(59.2%)	205,044 (100.0%)
令和3年度	49,241	(23.7%)	31,448	(15.1%)	2,247	(1.1%)	124,724	(60.1%)	207,660 (100.0%)
令和4年度	49,464	(23.0%)	34,872	(16.2%)	2,393	(1.1%)	128,114	(59.6%)	214,843 (100.0%)

※ 割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある。

6

児童相談所における虐待相談の経路別件数の推移

(令和6年9月現在)

○ 児童相談所に寄せられた虐待相談の相談経路は、警察等が最も多く、次いで近隣・知人、家族・親戚、学校からが多い。

	家族 親戚	近隣 知人	児童 本人	都道府県 指定都市・中核市			市町村		児童福祉施設		保健所・医療機関		警察等	児童 委員	学校等			その他	総 数
				児童 相談所	福祉 事務所	保健 センター	福祉 事務所	保健 センター	保育所	児童福 祉施設	保健所	医療 機関			幼稚園	学校	教育 委員会		
23年度	8,949 (14.9%)	12,813 (21.4%)	741 (1.2%)	3,621 (6.0%)	1,282 (2.1%)	340 (0.6%)	5,160 (8.6%)	366 (0.6%)	882 (1.5%)	634 (1.1%)	202 (0.3%)	2,310 (3.9%)	11,142 (18.6%)	220 (0.4%)	213 (0.4%)	5,536 (9.2%)	313 (0.5%)	5,195 (8.7%)	59,919 (100.0%)
24年度	8,664 (13.0%)	13,739 (20.6%)	773 (1.2%)	4,165 (6.2%)	1,220 (1.8%)	424 (0.6%)	5,339 (8.0%)	375 (0.6%)	909 (1.4%)	689 (1.0%)	221 (0.3%)	2,653 (4.0%)	16,003 (24.0%)	233 (0.3%)	211 (0.3%)	5,730 (8.6%)	303 (0.5%)	5,050 (7.6%)	66,701 (100.0%)
25年度	8,947 (12.1%)	13,866 (18.8%)	816 (1.1%)	4,835 (6.6%)	1,195 (1.6%)	375 (0.5%)	5,423 (7.3%)	292 (0.4%)	881 (1.2%)	799 (1.1%)	179 (0.2%)	2,525 (3.4%)	21,223 (28.8%)	225 (0.3%)	213 (0.3%)	6,006 (8.1%)	279 (0.4%)	5,723 (7.8%)	73,802 (100.0%)
26年度	9,802 (11.0%)	15,636 (17.6%)	849 (1.0%)	5,806 (6.5%)	1,448 (1.6%)	482 (0.5%)	5,625 (6.3%)	353 (0.4%)	906 (1.0%)	808 (0.9%)	155 (0.2%)	2,965 (3.3%)	29,172 (32.8%)	225 (0.3%)	259 (0.3%)	6,719 (7.6%)	278 (0.3%)	7,443 (8.4%)	88,931 (100.0%)
27年度	10,936 (10.6%)	17,415 (16.9%)	930 (0.9%)	6,372 (6.2%)	1,428 (1.4%)	429 (0.4%)	5,708 (5.5%)	339 (0.3%)	1,047 (1.0%)	678 (0.7%)	192 (0.2%)	3,078 (3.0%)	38,524 (37.3%)	179 (0.2%)	288 (0.3%)	7,546 (7.3%)	349 (0.3%)	7,848 (7.6%)	103,286 (100.0%)
28年度	11,535 (9.4%)	17,428 (14.2%)	1,108 (0.9%)	6,747 (5.5%)	1,499 (1.2%)	428 (0.3%)	6,174 (5.0%)	306 (0.2%)	947 (0.8%)	825 (0.7%)	203 (0.2%)	3,109 (2.5%)	54,812 (44.7%)	157 (0.1%)	248 (0.2%)	8,264 (6.7%)	338 (0.3%)	8,447 (6.9%)	122,575 (100.0%)
29年度	11,835 (8.8%)	16,982 (12.7%)	1,118 (0.8%)	6,328 (4.7%)	1,332 (1.0%)	457 (0.3%)	6,294 (4.7%)	273 (0.2%)	1,047 (0.8%)	999 (0.7%)	168 (0.1%)	3,199 (2.4%)	66,055 (49.4%)	131 (0.1%)	333 (0.2%)	8,605 (6.4%)	343 (0.3%)	8,279 (6.2%)	133,778 (100.0%)
30年度	13,492 (8.4%)	21,449 (13.4%)	1,414 (0.9%)	7,460 (4.7%)	1,345 (0.8%)	428 (0.3%)	6,986 (4.4%)	348 (0.2%)	1,397 (0.9%)	1,042 (0.7%)	216 (0.1%)	3,542 (2.2%)	79,138 (49.5%)	168 (0.1%)	406 (0.3%)	10,649 (6.7%)	394 (0.2%)	9,964 (6.2%)	159,838 (100.0%)
元年度	15,799 (8.2%)	25,285 (13.0%)	1,663 (0.9%)	9,313 (4.8%)	1,552 (0.8%)	467 (0.2%)	8,890 (4.6%)	396 (0.2%)	1,616 (0.8%)	1,255 (0.6%)	232 (0.1%)	3,675 (1.9%)	96,473 (49.8%)	148 (0.1%)	525 (0.3%)	13,856 (7.2%)	447 (0.2%)	12,188 (6.3%)	193,780 (100.0%)
2年度	16,765 (8.2%)	27,641 (13.5%)	2,115 (1.0%)	9,947 (4.9%)	1,466 (0.7%)	705 (0.3%)	8,265 (4.0%)	405 (0.2%)	1,607 (0.8%)	1,346 (0.7%)	233 (0.1%)	3,427 (1.7%)	103,625 (50.5%)	150 (0.1%)	479 (0.2%)	13,644 (6.7%)	553 (0.3%)	12,671 (6.2%)	205,044 (100.0%)
3年度	17,345 (8.4%)	28,075 (13.5%)	2,529 (1.2%)	9,584 (4.6%)	1,611 (0.8%)	808 (0.4%)	9,071 (4.4%)	309 (0.1%)	1,663 (0.8%)	1,183 (0.6%)	226 (0.1%)	3,608 (1.7%)	103,104 (49.7%)	135 (0.1%)	524 (0.3%)	13,972 (6.7%)	448 (0.2%)	13,465 (6.5%)	207,660 (100.0%)
4年度	17,840 (8.3%)	22,188 (10.3%)	2,716 (1.3%)	9,400 (4.4%)	1,722 (0.8%)	890 (0.4%)	9,988 (4.6%)	299 (0.1%)	1,821 (0.8%)	1,315 (0.6%)	189 (0.1%)	3,926 (1.8%)	112,311 (52.3%)	74 (0.0%)	535 (0.2%)	14,828 (6.9%)	472 (0.2%)	14,329 (6.7%)	214,843 (100.0%)

※ 割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある。

7

児童虐待防止対策の経緯等について (これまでの法改正の経緯)

児童虐待防止対策に関する法改正の経緯（詳細）①

※改正内容の抜粋

平成12	<p>◇児童虐待の防止等に関する法律の制定 (児童虐待防止法制定) 平成12年11月20日 施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇児童虐待の定義 <ul style="list-style-type: none"> ・身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待 ◇住民の通告義務 ◇立入調査 ◇児童虐待の早期発見 ◇警察官の援助について明記 	平成23	<p>◇民法の改正・◇児童福祉法の改正 平成24年4月1日 施行（一部を除く）</p> <ul style="list-style-type: none"> □親権の停止制度の新設 □○親権の喪失等の家庭裁判所への請求権者の見直し ○施設長等の権限と親権との関係の明確化 □法人又は複数の未成年後見人の許容 ○里親等委託中等の児童に親権者がいない場合の児童相談所長の親権代行
平成16	<p>◇児童虐待防止法の改正 平成16年10月1日 施行 ○児童福祉法の改正 平成17年1月1日 施行(※●印を除く)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇児童虐待の定義の見直し(同居人による虐待の放置をネグレクトと定義。児童がDVを目撃することを心理的虐待と定義) ◇通告義務の範囲の拡大(虐待を受けたと思われる場合も対象) ◇面会又は通信の制限 ○市町村の役割の明確化(相談対応を明確化し通告先に追加) ●要保護児童対策地域協議会の法定化 [H17年4月施行] ○司法関与の強化 ・家庭裁判所の承認を経て行う強制入所措置の有期限化(入所措置の期間は2年間。家裁の承認を経て更新可能) ・保護者指導の勧告 	平成28	<p>◇児童虐待防止法の改正・◇児童福祉法の改正 平成29年4月1日 施行（一部を除く）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○◇児童福祉法の理念、国・都道府県・市町村の役割の明確化 ○市町村・児童相談所の体制強化 <ul style="list-style-type: none"> ・子育て世代包括支援センターの法定化(母子保健法の改正) ・市町村における支援拠点の整備(努力義務) ・要保護児童対策地域協議会の機能強化(専門職の配置等) ・児童相談所設置自治体の拡大(特別区を追加) ・児童相談所への①児童心理司②医師又は保健師③指導・教育担当児童福祉司の配置、弁護士配置又はこれに準ずる措置 ○都道府県(児童相談所)の業務に、里親支援、養子縁組の相談・支援 ○満二十歳未満の者への措置等の対象拡大
平成19	<p>◇児童虐待防止法の改正・◇児童福祉法の改正 平成20年4月1日 施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇児童の安全確認義務 <ul style="list-style-type: none"> ・児童の安全確認のために必要な措置を講ずることが義務化 ◇出頭要求・再出頭要求、立入調査等の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・解錠を伴う立入調査を可能とする新制度の創設(臨検・捜索) ◇保護者に対する面会・通信等の制限の強化 ◇保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化 ○要保護児童対策地域協議会設置の努力義務化 	平成29	<p>◇児童福祉法の改正・◇児童虐待防止法の改正 平成30年4月2日 施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ○虐待を受けている児童等の保護者に対する指導への司法関与 ○家庭裁判所による一時保護の審査の導入 △接近禁止命令を行うことができる場合の拡大 等
平成20	<p>◇児童福祉法の改正 平成21年4月1日 施行(※●印を除く)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等子育て支援事業の法定化及び努力義務化 ○要保護児童対策地域協議会の機能強化 <ul style="list-style-type: none"> ・協議対象を要支援児童、その保護者、特定妊婦に拡大 ●里親制度の改正等家庭的養護の拡充[H21年1月施行] ○被措置児童等に対する虐待の対応の明確化 	令和元	<p>◇児童福祉法の改正・◇児童虐待防止法の改正 令和2年4月1日 施行（一部を除く）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇体罰禁止の法定化 ◇児童相談所の体制強化等・設置促進 <ul style="list-style-type: none"> ・介入的対応と保護者支援を行う職員の分離等 ・常時弁護士による助言・指導、医師・保健師の配置 ・児童相談所の業務評価(努力義務) ・保護者への指導(努力義務) ・児童相談所の管轄区域についての参酌基準 ○◇関係機関間の連携強化 <ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童対策地域協議会の求めに応ずる努力義務 ・婦人相談所職員等についての児童虐待の早期発見(努力義務) 等

9

最近の児童虐待防止対策の経緯

2016年 5月成立	<p>H28児童福祉法等の一部改正(2017.4施行等)</p> <p>発生予防から自立支援まで一連の対策の強化等を図るため、児童福祉法の理念の明確化(子どもが権利の主体であること、家庭養育優先等)・母子健康包括支援センターの全国展開・市町村及び児童相談所の体制強化・里親委託の推進等の所要の措置を講ずる。</p>	
2017年 6月成立	<p>H29児童福祉法及び児童虐待防止法の一部改正(2018.4施行)</p> <p>虐待を受けている児童等の保護を図るため、里親委託・施設入所の措置の承認の申立てがあった場合に家庭裁判所が都道府県に対し保護者指導を勧告することができることとする等、児童等の保護についての司法関与を強化する等の措置を講ずる。</p>	
2018年 7月20日	<p>児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策(関係閣僚会議決定)</p> <p>増加する児童虐待に対応し、子どもの命が失われることがないよう、国・自治体・関係機関が一体となって、対策に取り組む。緊急的に講ずる対策と合わせ、必要な児童虐待防止対策に対する課題に取り組む。</p>	2018.3 目黒区で5歳女児の死亡事案が発生
2018年 12月18日	<p>児童虐待防止対策体制総合強化プラン(新プラン)(関係府省庁連絡会議決定)</p> <p>緊急総合対策に基づき、児童相談所及び市町村の体制と専門性の強化を図るため、専門職の大幅な増員等について、2019年度から2022年度までを対象とした計画を策定。</p>	2019.1 千葉県野田市で10歳女児の死亡事案が発生
2019年 2月8日	<p>緊急総合対策の更なる徹底・強化について(関係閣僚会議決定)</p> <p>児童相談所及び学校における子どもの緊急安全確認の実施、要保護児童等の情報の取扱い・関係機関の連携に関する新ルールの設定及び児童相談所等の抜本的な体制強化を図る。</p>	
2019年 3月19日	<p>児童虐待防止対策の抜本的強化について(関係閣僚会議決定)</p> <p>昨今の児童虐待相談件数の急増、昨年の目黒区の事案、今年の野田市の事案等を踏まえ、児童虐待防止対策の抜本的強化を図る。児童虐待を防止するための児童福祉法等の改正法案を提出するとともに、2020年度予算に向け、さらにその具体化を図る。</p>	
2019年 6月19日	<p>R1児童福祉法等の一部改正(2020.4施行等)</p> <p>児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利擁護(体罰の禁止の法定化等)、児童相談所の体制強化、児童相談所の設置促進、関係機関間の連携強化など、所要の措置を講ずる。</p>	2019.6 北海道札幌市で2歳女児の死亡事案が発生
2022年 6月8日	<p>R4児童福祉法等の一部改正(2024.4施行等)</p> <p>児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。</p>	

10

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）の概要

改正の趣旨

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。

改正の概要

1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充【児童福祉法、母子保健法】

- ①市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センター（※）の設置や、身近な子育て支援の場（保育所等）における相談機関の整備に努める。こども家庭センターは、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）を作成する。
※子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し。
- ②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用助奨・措置を実施する。
- ③児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの本格化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化を行う。

2. 一時保護施設及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上【児童福祉法】

- ①一時保護施設の設備・運営基準を策定して一時保護施設の利用環境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や、里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。
- ②困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。

3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化【児童福祉法】

- ①児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。
- ②障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。

4. 児童の意見聴取等の仕組みの整備【児童福祉法】

児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。

5. 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入【児童福祉法】

児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。

6. 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上【児童福祉法】

児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。

※当該規定に基づいて、子ども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格を導入する。

※認定資格の取得状況等を勘案するとともに、業務内容や必要な専門知識・技術、教育課程の明確化、養成体制や資格取得者の雇用機会の確保、といった環境を整備しつつ、その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、施行後2年を目途として検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

7. 児童をわいせつ行為から守る環境整備（性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に先駆けた取組強化）等【児童福祉法】

児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、児童福祉施設等の運営について、国が定める基準に従い、条例で基準を定めるべき事項に児童の安全の確保を加えるなど所要の改正を行う。

施行期日

令和6年4月1日（ただし、5は公布後3年以内で政令で定める日、7の一部は公布後3月を経過した日、令和5年4月1日又は公布後2年以内で政令で定める日）

11

「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」 の一部改正等について

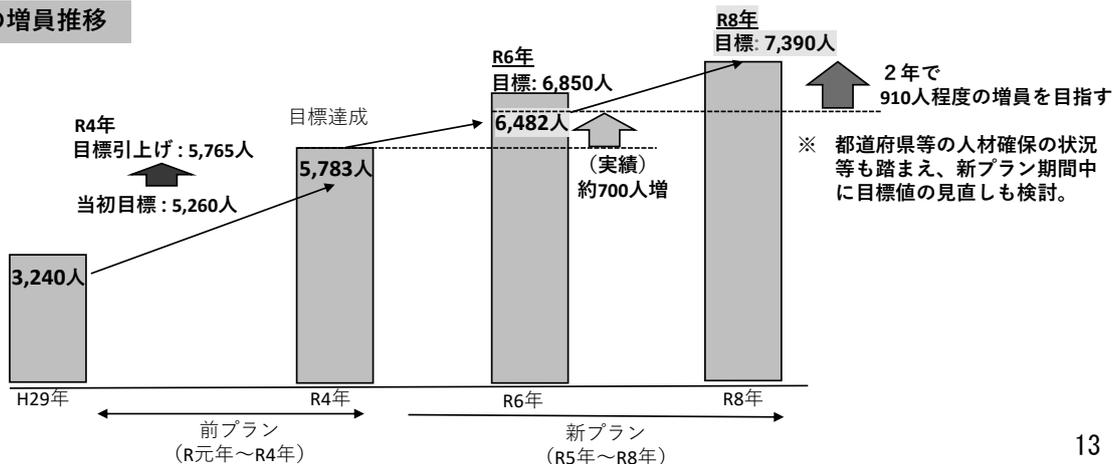
こどもまんなか
こども家庭庁

12

児童福祉司の増員について

- 児童福祉司については、児童虐待発生時の迅速・的確な対応を確保する観点から、児童虐待相談対応件数の増加等に応じて、全国的な数値目標を掲げたくうえで、計画的な増員を図っているところ。
- これまでに、平成30年12月に策定した児童虐待防止対策体制強化プランに基づき、平成29年度からR4年度までで、約2,530人の増員目標に対し、2,540人超の増員（H29:3,240人→R4：5,783人）となり、本プランの目標を達成。
- その後、令和4年12月に策定した「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）において、令和6年度末までに1,060人程度増員し、6,850人とするを目標としたが、令和6年度は6,482人となる見込みであり、目標に達していない状況（実績は700人程度の増）。
- 今般、令和7年度及び令和8年度の目標を定めることとするが、依然として児童虐待相談対応件数が高い状況にあること（R4年度:214,843件）や、現在の増員状況も踏まえ、令和8年度までに910人程度を増員し、7,390人とするを目標とする。ただし、令和7年6月より施行される一時保護開始時の司法審査の導入の状況等も踏まえ、必要に応じて新プラン期間中に目標値の見直しも引き続き検討。

児童福祉司の増員推移



児童相談所の人材確保・育成・定着について

「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき児童相談所の体制強化を図るため、**人材確保の取組とともに、勤務環境の改善や職員のメンタルケア等（組織マネジメント）**を通じた**職員の定着と資質向上**を着実に進めていく。

- ➔ 各児童相談所の課題に応じて活用できる国の支援メニューをよりわかりやすく示すとともに、好事例の積極的な横展開等により自治体の取組を促進。

児童相談所の組織マネジメントを推進するための事業メニュー

体制整備

- 委託等による弁護士や法的対応事務職員（パラリーガル）の配置
- 警察官OB、休日・夜間に対応する児童相談所OB、通訳者の配置や委託等
- 一時保護時の司法審査事務に対応する職員の配置 **R7拡充**

タスクシフト/シェア

- NPO法人等の民間団体に対し、児童相談所業務の一部委託
- こどもの安全確認、児童記録の整理等の業務を行う事務処理対応職員の配置
- 施設入所措置や一時保護時等に児童福祉司等と移送を行う移送等対応職員の配置

採用・人材育成・定着

- 職員の専門性の強化を図る研修や児童相談所長が組織マネジメントを学ぶ研修等
- 学生向けセミナー等の企画や採用予定者に対する研修など人材確保の採用活動
- 法定研修受講者への受講料や旅費等の受講に必要な費用の負担
- こども家庭ソーシャルワーカー認定資格の研修費用等の負担

システム

- 職員の燃え尽き等防止のため心理職等の定着支援アドバイザーの配置や委託 **R7新規**
- リモート授業の受講やタブレット学習用の機器やアプリ等の導入
- 国のシステムと児童相談所の独自システム間の情報連携の仕組みの構築 **R6補正**
- 業務効率化の観点から児童相談所におけるシステムの導入や高度化等 **R7新規**
- ビデオ通話やテレビ会議を実施する際に用いるタブレット端末等の導入 **R6補正**

地方財政措置による児童福祉司等の配置（※）

民間団体による採用・人材育成・定着支援事業

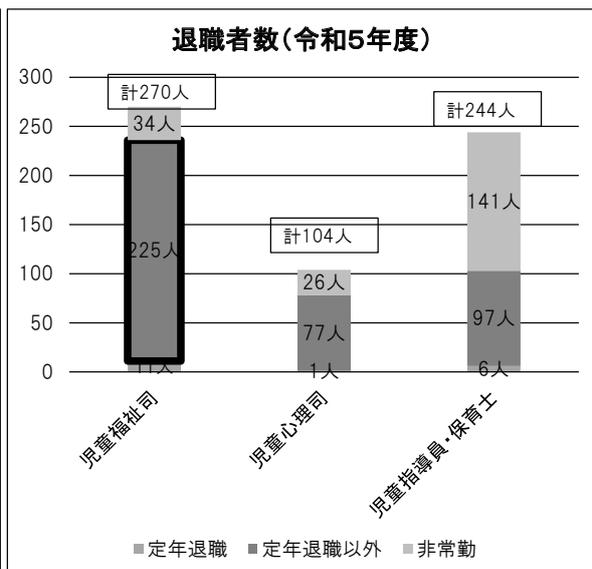
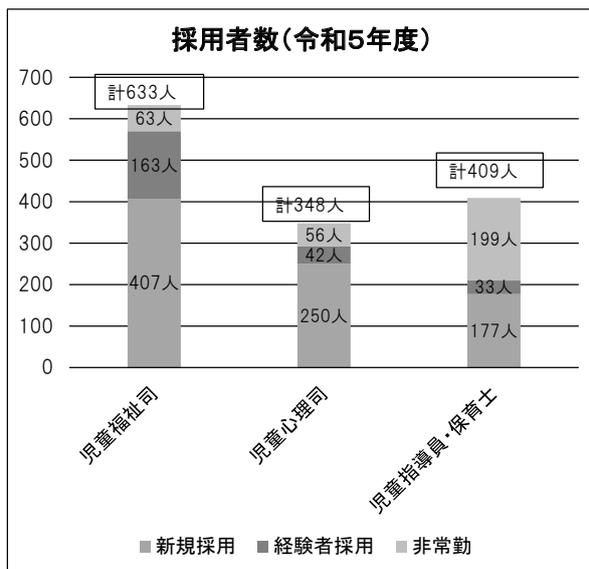
（※）「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」で目標値を設定

児童相談所における人材確保・ 定着支援の推進について

児童相談所における人材確保・定着支援の推進について

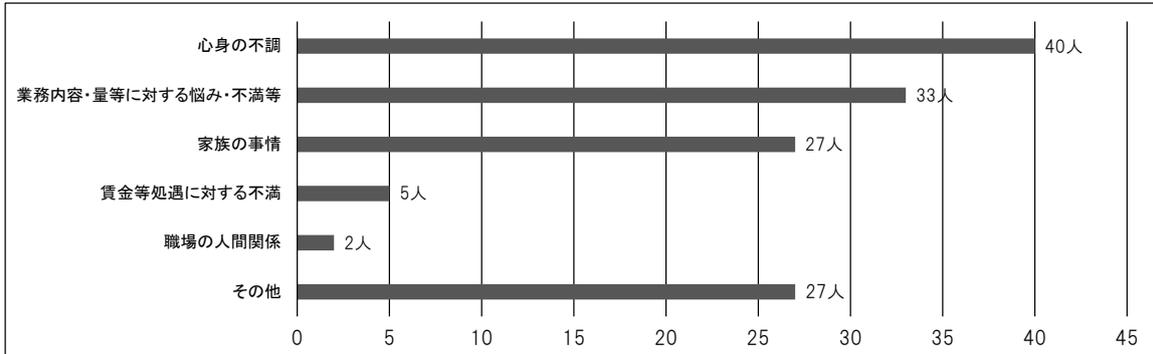
・全国の児童相談所においては、都市部を中心に児童福祉司の採用活動を行っても人材が確保できず、人材確保が喫緊の課題となっている。

・また、退職者のうち、定年退職以外の理由で退職する者が多くを占めており、特に児童福祉司については、退職者のうち8割以上が定年退職以外の理由で退職しており、職場への定着支援についても早急に推進していく必要がある。



児童相談所における人材確保・定着支援の推進について

定年退職以外の退職者の退職理由(多いと考えられるものを1自治体2つ選択可)



職場定着について課題と考えていること

・時間外業務(休日夜間対応も含む)の多さ ・質・量ともにオーバーワークとならない業務の在り方 ・相談しやすい職場環境の整備
 ・モチベーションの維持・向上 ・若手職員への指導による中堅・ベテラン職員の負担増 ・専門性の高い人材の確保
 ・職員へのメンタルケア 等

職場定着のために実施していること

・職員の経験値に応じたきめ細やかなプログラムによる階層別研修 ・定期的な面談 ・休暇を取得しやすい職場の雰囲気作り
 ・勤務時間の弾力化 ・SV以外にも対応を一緒に考えてくれる先輩職員の設定 ・ノー残業デーの設定 ・定着支援アドバイザーの配置
 ・人材育成方針の策定 ・近隣大学への採用情報の掲示 ・新採サポーターの任命 ・システムの導入による業務負担軽減
 ・新規採用職員を対象とした精神保健相談員による巡回面談 等

【こども家庭庁支援局虐待防止対策課調べ】

17

児童相談所の採用・人材育成・定着支援事業

こども家庭庁

令和5年度補正予算 2.5億円

1 事業の目的

- 児童相談所においては、これまで、児童虐待防止対策総合強化プランに基づき児童福祉司等の増員を図ってきたことから、経験の浅い児童福祉司等が占める割合が高くなっている※1。さらに、過大な業務量に加え、児童相談所の対人援助業務は心理的な負担も非常に大きいこと、心身の不調で長期休暇を取得したり、退職する者も多い※2。
- ※1 勤務年数3年未満の児童福祉司が51%、勤務年数3年未満の児童心理司が48% (いずれも令和4年4月時点)
- ※2 令和3年度の調査研究によれば、管内の児童福祉司について、令和2年度にメンタルヘルスの悪化を理由とする1か月以上の休職者がいると答えた自治体が56.8%、業務の困難さを理由とする途中退職者がいたと答えた自治体が25%。
(労働安全衛生調査(令和2年度)によれば、連続1か月以上休業した労働者がいた(派遣労働者含まず。)全国の事業所(全業種)の割合は7.8%、退職した労働者がいた事業所の割合は3.7%であり、児童福祉司は他の職種と比べて休職者や退職者が多いことが読み取れる。)
- 今後、昨年12月に決定された新プランに基づき、更に採用を増やしていく必要があるが、児童相談所の業務への理解不足等もあり新規の採用自体も厳しいことに加え、採用ができたとしても引き続き人材育成や定着が図られないままでは児童相談所の業務負担を解消することは困難であり、児童相談所の採用・人材育成・定着を支援することは喫緊の課題となっている。
- こうした状況を踏まえ、児童相談所が子どもを守るための本来の機能を十分に発揮できるよう、全国の児童相談所における採用・人材育成・定着の支援のための体制強化を図る。

2 事業の概要・スキーム

【事業内容】

- ①全国の児童相談所職員の採用・育成・定着に向けた仕組みの構築
 以下の取組を実施。
 - ・児童相談所職員(児童福祉司、児童心理司、一時保護所保育士、児童指導員)の魅力発信【採用支援】
 - ・職員間の交流コミュニティにおけるノウハウ共有の促進【人材育成支援】
 - ・児童相談所職員向けのオンライン相談・ピアサポート、心理職等によるリモートカウンセリングの実施【人材定着支援】
- ②児童相談所への定着支援アドバイザーの配置
 - 各児童相談所における個別面談等を通じて燃え尽き等を防止するための定着支援アドバイザー(心理職等)の配置を支援【人材定着支援】
- ③VR等を活用した研修システムの作成
 - 全国の児童福祉司、児童心理司等としての実践的な研修機会を確保するため、困難家庭への家庭訪問などテーマ設定に応じた研修システムを整備する。【人材育成支援】

3 実施主体等

【実施主体】①：民間団体(公募により選定) ②：都道府県、指定都市、児童相談所設置市 ③：横浜市及び明石市(虐待・思春期問題情報研修センター事業)
 【補助割合】①：国10/10 ②：国1/2(都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2) ③：国10/10

18

①全国の児童相談所職員の採用・育成・定着に向けた仕組みの構築 (児童相談所職員の採用・人材育成・定着支援事業)

令和5年度補正予算：28百万円（28百万円）

概要

働く場所として児童相談所の魅力等を発信するため、学生向けの広報啓発活動や、各児童相談所での見学等や児童相談所職員の就業継続を支援することにより、人材確保に関する取組を強化する。

事業内容

【想定される事業内容（例）】

(1) 広報啓発事業

児童相談所で働くことの魅力や児童虐待防止の基礎的な知識等について、WEBサイト、インターネット広告、SNS等を利用し、児童相談所で働くことを目指す学生や過去に児童相談所の職員として働いた経験のある方、もしくはこれまで児童虐待防止の分野に触れる機会がなかった方等への広報啓発活動を実施する。

(2) 見学等の情報提供事業

児童相談所で働くことを目指す学生や過去に児童相談所の職員として働いた経験のある方、もしくはこれまで児童虐待防止の分野に触れる機会がなかった方等が情報収集を行いやすいよう、児童相談所での見学等の機会について、情報提供を行う。

(3) 児童相談所職員同士のピアサポート事業

仕事の悩みを抱える児童相談所従事者に対する相談支援の場を設けるため、オンライン等でのピアサポートを実施する。

<広報啓発>

- ・インターネット広告等で活用するコンテンツの作成
- ・SNS等を活用した広報



<見学等の情報提供>

- ・養成校の学生等が情報収集を行いやすいよう、各児童相談所での見学等の機会について、情報提供



<職員同士のピアサポート>

- ・仕事の悩みを抱える児童相談所職員に対する相談支援の場を設けるため、オンラインでのピアサポートを実施



【実施主体】 NPO法人チャイボラ

【補助率】 国：定額（10/10相当）

19

一時保護時の司法審査

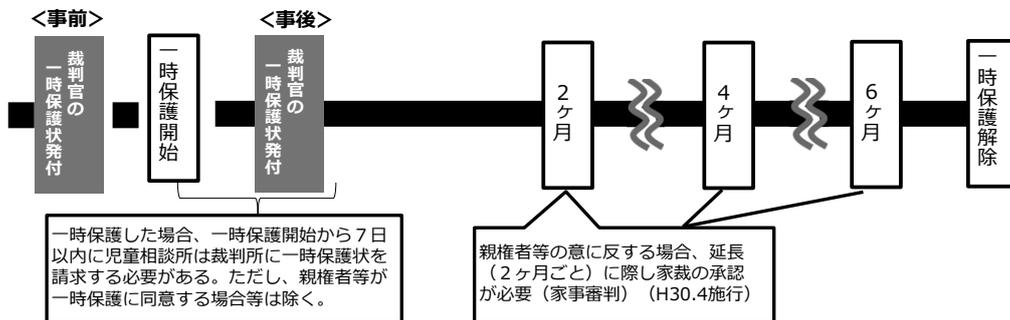
こどもまんなか
こども家庭庁

20

一時保護時の司法審査等

<一時保護開始時の適正手続の確保（司法審査）>

- 一時保護の適正性の確保や手続の透明性の確保のため、一時保護開始の判断に関する司法審査を導入する。
 - ▶ 裁判官が発付する一時保護状による方法（事前又は保護開始から7日以内に児童相談所は書面で請求）とする。
 - ▶ 対象として、親権者等が一時保護に同意した場合や請求までに一時保護を解除した場合等は除く。
 - ▶ 児童虐待のおそれがあるときなど、一時保護の要件を法令上明確化。その要件に該当するときは、明らかに一時保護の必要がないと認めるときを除き、裁判官は一時保護状を発付する。
 - ▶ 一時保護状発付の請求が却下された場合、一時保護を解除した際に児童の生命及び心身に重大な危害が生じるおそれがあるときには、児童相談所からの不服申立手続を設ける（却下の翌日から3日以内にその取消を請求）



こどもまんなか
こども家庭庁

一時保護時の司法審査に関する実務者作業チームについて

- 令和4年6月に成立した児童福祉法改正法において、**一時保護の開始時の司法審査を導入**（令和7年6月1日施行）。社会保障審議会児童部会社会的養育委員会報告書において、施行までに、その運用や実務の詳細について、法律実務に携わる者など、**実務者も構成員に含む作業チームを立ち上げて検討すべき**と指摘。
- このため、厚生労働省において、**作業チームを令和4年8月末から設置し、一時保護時の司法審査の運用及び実務の詳細等**について、実務的な観点から議論することとする。

（検討会委員）

※法務省、最高裁事務総局はオブザーバーとして参加 ※敬称略、五十音

自治体 関係	法曹実務者 関係	学識等 関係
・大浦 俊哉（東京都福祉保健局担当部長〈児童相談センター人材企画担当課長事務取扱〉）（～令和5年度） ・勝見 浩行（東京都児童相談センター人材企画担当課長）（令和6年度～） ・河島 貴子（世田谷区児童相談所所長） ・大久保 法彦（滋賀県中央子ども家庭相談センター所長） ・薬師寺 順子（大阪府中央子ども家庭センター所長）	・佐藤 康憲（東京家庭裁判所 判事） ・橋本 佳子（名古屋中央児童相談所相談課担当課長 弁護士） ・浜田 真樹（浜田・木村法律事務所 弁護士）	・石綿 はる美（一橋大学大学院法学研究科准教授） ・中村 みどり（Children's Views & Voices 副代表） ◎橋本 和明（国際医療福祉大学医療福祉学研究科臨床心理学専攻教授） ○吉田 恒雄（認定NPO法人児童虐待防止全国ネットワーク 副理事長）
計4名	計3名	計4名



令和6年1月「一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル（案）」を公表
 令和6年10月第5回作業チームで座長一任となったことを踏まえ、同年12月、同マニュアル確定版を公表

1. 改正後児童福祉法

<改正後>

第三十三条 児童相談所長は、児童虐待のおそれがあるとき、少年法第六条の六第一項の規定により事件の送致を受けたときその他の内閣府令で定める場合であつて、必要があると認めるときは、(略)児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。

<改正前>

第三十三条 児童相談所長は、必要があると認めるときは、(略)児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。

2. 「内閣府令（児童福祉法施行規則）で定める場合」の条文（令和6年12月26日公布）

第三十五条の三 法第三十三条第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。この場合において、児童相談所長は、必要があると認めるときは、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図ること、又はアセスメント（児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握することをいい、短期入所指導（児童の状況把握を目的として、法第十二条の四に規定する児童を一時保護する施設等に児童を短期間入所させ、心理療法、生活指導その他の援助を行うことをいう。）を含む。）を行うことを目的として児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができるものとする。

- 一 児童虐待防止法第二条に規定する児童虐待を受けた場合若しくはそのおそれがある場合又は児童虐待を受けるおそれがある場合（児童虐待防止法第十二条の二第一項に定めるときを含む。）
- 二 少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第六条の六第一項の規定による送致を受けた場合又は警察官から法第二十五条第一項若しくは児童虐待防止法第六条第一項の規定による通告を受けた場合
- 三 児童の行動が自己若しくは他人の生命、心身若しくは財産に危害を生じさせた場合若しくはそのおそれがある場合又は危害を生じさせるおそれがある場合
- 四 児童が自らの保護を求め、又はこれに相当する意見若しくは意向を表明した場合
- 五 児童の保護者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による病院への入院等の状態となつたこと、児童が家出人であることその他の事由により、次のいずれかに該当する場合
 - イ 児童に保護者若しくは住居がない又はそのおそれがある場合
 - ロ 児童の住居が不明である又は不明となるおそれがある場合
- 六 児童の保護者がその監護する児童の保護を求め、又はこれに相当する意見を表明した場合
- 七 前各号に掲げるもののほか、一時保護を行わなければ児童の生命又は心身に重大な危害が生じるおそれがある場合

第1章 令和4年児童福祉法等改正（一時保護時の司法審査）の概要

第2章 一時保護の要件

1 趣旨

2 一時保護を行うことができる場合

- ・ 一時保護を行う全ての場合で、①内閣府令該当性+②一時保護の必要性があることが要件となる（改正後法第33条第1項及び第2項）。
- ・ なお、裁判官は、①内閣府令該当性が満たされていれば、明らかに②一時保護の必要性がないと認めるときを除き、一時保護状を発付（同第4項）。

3 内閣府令について（児童福祉法施行規則第35条の3）

- **第1号（児童虐待の場合等）**
 - ・ 児童虐待の危険から児童を保護し、その安全の確保及び健全な発達を図るため、一時保護の対象として規定。
 - ・ 「児童虐待を受けた」場合だけでなく、「児童虐待を受けたおそれがある場合及び「児童虐待を受けるおそれがある場合も対象。」
- **第2号（少年法送致又は警察通告の場合）**
 - ・ 少年法送致又は警察通告を受けた場合は、警察からの情報に基づき調査や状況把握をする必要のあるケースが多いため、一時保護の対象として規定。
- **第3号（自己又は他人への危害の場合等）**
 - ・ 児童の安全と健全な発達を図り、必要な調査を行うため、一時保護の対象として規定。
 - ・ 自己又は他人に「危害を生じさせた」場合だけでなく、「危害を生じさせたおそれがある場合及び「危害を生じさせるおそれがある場合も対象。」
- **第4号（児童による保護の求め等の場合）**
 - ・ 児童自身が保護を求めることは、児童にとって何らかの深刻な状況が生じているというべきであることから、一時保護の対象として規定。
 - ・ 児童の年齢や発達の状況等を考慮し、保護の求めに相当する意見・意向（意思というまでには至らない志向、気持ち）が表明された場合も対象。
- **第5号イ、ロ（保護者不在又は住居不定の場合等）**
 - ・ 児童に保護者や住居がない場合に、安全・安心な場所を提供し心身の安定を図れるよう、一時保護の対象として規定（おそれがある場合も含む。）。
 - ・ 児童の住居が不明の場合には、その養育環境等について把握・調査等をするため、一時保護の対象として規定（おそれがある場合も含む。）。
- **第6号（保護者による保護の求め等の場合）**
 - ・ 保護者（児童福祉施設の長や里親を含む。）が保護を求める場合は、養育困難や措置先での児童の不応等が生じているとうかがわれることから、児童をその養育環境から一時的に分離して安全確保をした上で、背景事情の把握等を行う必要があるため、一時保護の対象として規定（保護の求めに相当する意見が表明された場合も含む。）。
- **第7号（その他重大な危害が生じるおそれの場合）**
 - ・ 第1号～第6号までの類型では対応できないものが今後生じ得る場合に備えて規定。

4 一時保護の必要性について

- ・ 児童相談所長は、①内閣府令該当性を前提として、②一時保護の必要性があるか否かについて、各事案における個別の事情を検討し、適切に判断することが重要。

第3章 一時保護状の請求手続

1 一時保護状の請求の要否

- ①一時保護を行うことについて親権者等（親権を行う者又は未成年後見人）の同意がある場合、②児童に親権者等がない場合、③一時保護を開始した日から起算して7日以内（この期間は、初日を含む。）に解除した場合を除き、一時保護状の請求が必要（改正後法第33条第3項）。
- 親権者等が数人あるときはその全員の同意を要する。一部の親権者等から同意を得られない場合のほか、一部の親権者等と連絡がとれずその同意が確認できないような場合には、親権者等の同意があるとはいえないから、請求期限までに一時保護状を請求しなければならないこと等に留意。

2 一時保護状の請求に係る基本的事項

- 請求者、対象となる児童、請求時期（事後請求又は事前請求）、一時保護の開始日、請求先、請求の方式など

3 一時保護状の請求に向けた具体的手続（児童相談所における事務手続の流れを想定）

- 児童と親権者等の特定
 - 一時保護の対象となる児童は、氏名、住居（住所又は居所）、生年月日により特定。児童の特定に関する資料としては、戸籍謄本、住民票の写しその他の公的書類（療育手帳、母子健康手帳等）の写しが考えられる。
 - 親権者等は、戸籍謄本（児童が外国人の場合は戸籍謄本に代わるものとして親権を有することが確認可能な公的書類）により特定。戸籍謄本の取得に特に時間を要する事情がある、外国人につき本国での身分関係の調査が完了しないなどの事情があるときは、親権者等を確認できない場合として（同意があるとはいえないとして）、一時保護状の請求を行う必要。
- 親権者等に対する説明
 - 一時保護の理由、目的、一時保護時の司法審査手続の概要、親権者等が裁判官に意見を伝達し得ること及びその方法等について、できる限り丁寧に説明（ただし、DV事案等で加害者とされる親権者等に対し連絡しなかった場合は、親権者等の同意があるとはいえないから、一時保護状を請求すること。）。
- 親権者等の同意の確認
 - 一時保護を行うことについて可能な限り親権者等の同意を確認する。同意がない場合だけでなく、同意が判然としない場合（同意があるか分からない場合）、同意の真意性に疑義がある場合などは、同意があるとはいえないとして、一時保護状の請求を行う。
 - 親権者等の同意の確認は原則として書面で行う。ただし、一定の場合（親権者等が遠方、多忙、入院中等により来所や郵便等での確認が困難な場合、親権者等の身体に障害があり署名が困難な場合など）には、口頭による確認も排除されない。
- 親権者等の意見を裁判官に伝達する手法
 - 児相が親権者等の意見を聴取して適宜の書類にまとめて裁判官に提供することを基本。
 - 親権者等が自ら意見書面の作成を希望する場合はこれを児相を通じて裁判官に提供することが可能。
- 児童の意見又は意向の確認、児童の意見又は意向を裁判官に伝達する手法
 - 一時保護に当たって実施する意見聴取等措置（改正後法第33条の3の3）等により児相が把握した児童の意見又は意向を裁判官に提供。
 - 児童自らが意見書面の作成を希望する場合はこれを児相を通じて裁判官に提供することが可能。

第3章 一時保護状の請求手続（前頁からの続き）

- 提供資料の準備（関係機関等と連携した資料等の収集）
 - 児相が保有する児童記録票その他の児童に関する書類一式又はそれらを抜粋し、若しくは要約したものを提供する方法を基本。
 - 一時保護状の請求に当たっては、一時保護の要件の充足性を示す事実関係、児童の意見等や親権者等の意見、それらを踏まえた児相の所見（内閣府令該当性及び一時保護の必要性を認めた理由）等をまとめた簡単な「総括書面」を作成。 ※参考書式は本マニュアル（案）別添のとおり。
 - 児相が裁判所に出した一時保護状の請求に係る事件記録は、裁判所から児童や親権者等に送付されることはなく、審査終了後、児相に返還される。また、裁判所において児童や親権者等の事件記録の閲覧謄写を予定した規定はなく、児相への返還後、児相において開示請求に対応することとなる。
 - 資料の収集等においては、関係機関と連携し、資料又は情報の提供等の必要な協力を受けること（改正後法第33条の3の2）。

○ 一時保護状請求書の記載事項等

- 一時保護状請求書はチェックリスト及び端的な記載欄を基本。 ※参考書式は本マニュアル（案）別添のとおり。
- 各種事案の取扱い（きょうだい事案の取扱い、移管ケースの取扱い、親権者等の同意が撤回された場合の対応など）

4 一時保護状の発付又は請求却下

- 一時保護状の発付又は請求却下後は、裁判所において事件記録の返還を受け、一時保護状が発付された場合は一時保護状を受領。
- 児童及び親権者等に対しては一時保護時の司法審査の結果等につき適切な説明を行う。請求が却下された場合（取消請求をしない場合）は意見聴取等措置等を講じた上で、速やかに一時保護を解除。

第4章 一時保護状の請求却下の裁判に対する取消請求

1 取消請求の要件

- 取消請求では、①内閣府令該当性、②一時保護の必要性、③一時保護を行わなければ児童の生命又は心身に重大な危害が生じると見込まれることが要件となる。③の要件については、外形上の行為や被害の重大性だけでなく、養育環境下に戻る事が児童の心身に与える影響からも検討すること。

2 取消請求手続に係る基本的事項

- 請求者、請求時期（一時保護状の請求却下の裁判があった日の翌日から起算して3日以内に限り行うことができる）、請求先、請求の方式など

3 取消請求の具体的手続

- 原裁判時に提供した資料をもってさらに主張を行うほか、当初の一時保護状の請求時には未判明だった事実が新たに判明した場合や取得できていなかった資料を新たに取得した場合などにはこれらによる主張の補充を行うことが考えられる。
- 取消請求の各要件について、事案の概要を踏まえ、児相の所見・評価を文章形式で記載。 ※参考書式は本マニュアル（案）別添のとおり。

4 裁判所の判断を受けての対応

第5章 夜間・休日の対応

- 一時保護状の請求及び取消請求は平日の裁判所開庁時間中に行われるのが基本だが、やむを得ず夜間・休日に請求する場合はあらかじめ請求先裁判所に連絡した上で請求を行う。夜間・休日には請求先が異なる可能性があることに留意。一時保護状の請求及び取消請求に係る期間には、土日、祝日、年末年始を含む。請求期限末日が土日、祝日、年末年始となる場合も同日までに請求を要する。

親権者等の特定について（現状と課題）

- 一時保護時の司法審査では、親権者等（親権者又は未成年後見人）の同意を確認する前提として、戸籍謄本により親権者等の特定を行い、同意している者が親権者等であることの確認が必要。
 - 児童の家庭状況を調査する必要性等から、児童相談所では現在も児童や親権者等の戸籍謄本等を取得しており、住所地と本籍地が異なる場合には、児童相談所から本籍地へ郵送等により請求（公用請求）しているが、現状、戸籍謄本等の取得には7日以上要する場合が多く、一時保護時の司法審査の施行後は、親権者等が同意している可能性があっても関わらず、一時保護状の請求を行わなければならない場合が生じる。
- ⇒ 戸籍謄本等の取得・確認業務を迅速に行うため、市区町村が行う公用請求については、広域交付制度（本籍地以外の市区町村に対する戸籍謄本等の請求）が活用できることを明確化することとする。

対応について

- 戸籍謄本等の広域交付の公用請求は、戸籍法上、市区町村の機関がするものに限り可能とされているが、児童相談所の協力の求めに応じる形であっても、市区町村が主体となり公用請求を行うものであるから（児童福祉法第10条第1項第3号）、請求の主体は市区町村の機関となり、広域交付の公用請求の利用対象となる。
 - それを明確にするため、児童福祉法施行規則を改正し（※）、市区町村は、自ら必要な調査等を行う場合のほか、児童相談所長が一時保護に関して必要があると認める場合には、児童福祉法第33条の3の2第1項第3号（一時保護に当たっての必要な協力の求め等）に基づき、広域交付の公用請求を活用して、戸籍謄本等を取得・確認できることを規定した。
- （※）児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）**<令和6年12月26日公布>**
第三十五条の四 市町村長は、法第十条第一項第三号その他の法令の規定により自ら調査その他の事務を行う場合のほか、法第三十三条の三の二第一項第三号の規定による都道府県知事又は児童相談所長の求めに応じ、法第三十三条第三項に規定する手続に関し、法第十条第一項第三号に掲げる調査を行う場合においても、戸籍法第十条の二第二項（同法第十二条の二において準用する場合を含む。）の規定による請求その他の必要な事務を行うことができる。
- ◆ 一時保護時の司法審査の施行（令和7年6月1日）に向けて、上記対応について、市区町村等へ周知予定。

実施の趣旨・目的

①児童相談所の人員体制強化に係る検討

- 一時保護時の司法審査の導入（令和7年6月施行）により、児童相談所において新たに増加すると見込まれる一時保護状の請求に向けた事務負担・作業量等を適切に把握し、児童福祉司、法務担当事務職員等について、児童相談所の人員体制強化に係る検討を行う。
- （※）令和4年12月の児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議において策定された「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」について、令和7年の一時保護時の司法審査の導入に向け、必要に応じて見直し、児童相談所の体制強化を図ることとしていることなどを踏まえ、必要な検討を行う。

②「一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル（案）の試行・検討

- 一時保護時の司法審査（令和7年6月施行）の導入に向け、「一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル（案）」について、実務的な観点から試行・検討を行う。
- ⇒ 試行運用を通じて明らかとなった実務上の課題等については、令和6年秋頃に予定している同マニュアルの確定に向けて、マニュアル（案）の記載内容の見直し、追加の検討等を行う。

一時保護時の司法審査に係る試行運用結果について

- 18自治体の児童相談所の協力を得て、実際に進行している事案について、「一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル（案）」に沿った一時保護状請求までの一連の業務を試行的に実践してもらい、各業務の実対応時間等を計測した結果を報告いただいた。
- **司法審査導入による業務量への影響**については、**なお導入後の状況を見極める必要があり、引き続き状況を把握するとともに、状況に応じて、児童相談所の体制等必要な対応を検討する。**

一時保護した日から7日以内又は一時保護前	司法審査の手続	想定される業務内容 (一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル（案）より)	1件当たりの業務時間 (中央値)
	1 児童及び親権者等の特定	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 一時保護の対象となる児童を戸籍謄本、住民票その他の公的書類により特定する。 ✓ 親権者等は戸籍謄本（外国人の場合はそれに代わるものとして親権を有することが確認可能な公的書類）により特定する。 	1時間00分
	2 親権者等に対する説明	✓ 親権者等に対し、一時保護の理由、目的、一時保護についての今後の見通し、一時保護中の生活、一時保護時の司法審査の手続概要、親権者等が裁判官に意見を伝達し得ること及びその方法などを説明する（※試行運用上は現行法を前提に説明）。	1時間00分
	3 親権者等の同意の確認	✓ 一時保護を行うことに対する親権者等の同意を原則として書面で行う（※試行運用上は口頭での確認で差し支えないものとする）。	30分
	4 親権者等の意見の確認	✓ 裁判官に親権者等の意見を伝えるため、当該親権者等の意見を聴取し、適宜の書類にまとめる（親権者等が自ら意見書面の作成を希望する場合は、任意の様式で、児相に提出するよう求める）。	30分
	5 児童の意見又は意向の確認	✓ 裁判官に児童の意見又は意向（意見等）を伝えるため、児童の置かれている現在の状況、家族の現在の状況、児童の意見等が裁判官に伝達されることなどを説明した上で、一時保護についての児童の意見等とその理由、一時保護に関する希望・不安等を聴取し、適宜の書類にまとめる（児童が自ら意見書面の作成を希望する場合はそれを支援する）。	42分
	6 一時保護状請求書及び総括書面の作成	✓ 一時保護請求書及び総括書面を様式例に基づいて作成。	1時間45分
	7 裁判官への提供資料の準備等	✓ 内閣府令に定める場合の該当性を裏付ける資料、一時保護の必要性を裏付ける資料など、審査資料として裁判官に提供する資料の取得・準備を行う。	2時間00分
	8 一時保護状の請求及び事件記録等の返還	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 一時保護状請求書等の審査書類を請求先裁判所へ提出する。 ✓ 一時保護状の発付又は請求却下後に請求先裁判所から事件記録の返還を受ける。 (※児童相談所⇄裁判所の移動見込時間等も含む) 	3時間20分
合計業務時間（※）			10時間47分

(※) これまでも行っていた業務もあり、全てが新たに増える業務時間ではないことに留意が必要

一時保護時の司法審査の施行に向けた状況について

施行に向けた状況

- 令和6年1月～同年3月：全国の自治体に「一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル（案）」の意見照会を実施
(試行運用対象自治体については、試行運用の実施を踏まえ、～令和6年4月下旬に実施)
⇒主なご意見等のうち対応可能なものについては、マニュアル及びQ & A等へ反映
- 令和6年3月～同年5月：一時保護時の司法審査に係る試行運用を実施（公募の上決定した全国18自治体）
- 令和6年6月～（順次）：施行に向け、各地の裁判所と自治体の児童福祉主管課との間で、一時保護状の請求手続に関する裁判実務の運用について協議開始

協議事項の例

一時保護状の請求先裁判所への具体的な請求手続（添付資料の取扱い、資料提供時の注意点、資料の追完方法等）、審査後の書面の授受等、一時保護状却下の裁判に対する取消請求（不服申立て）時の対応等が想定される。

- 令和6年12月：「一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル」確定版公表
内閣府令改正、一時保護時の司法審査に係る試行運用の結果公表
- 令和7年1月：施行に係るQ & Aの発出
一時保護決定通知書様式例等の提示
「一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル」自治体向け説明会の開催
- 令和7年6月1日：施行

令和6年度補正予算について

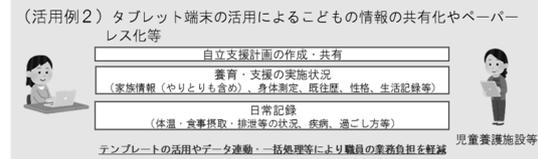
<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金>
令和6年度補正予算 1.7億円

事業の目的

- 児童相談所等におけるICT化を推進し、業務におけるビデオ通話やテレビ会議、タブレット端末等の活用が全国的に展開されるよう促進するとともに、業務負担の軽減を図る。

事業の概要

- 児童相談所等（※）におけるICT化を推進するための費用について補助を行う。
 (活用例1)
 ①相談対応や状況確認を行う際のビデオ通話の活用、②関係機関との連絡調整等を行う際のテレビ会議の活用、③安全確認等を行う外出先でのタブレットの活用、④通信環境の整備等を進めるため、児童相談所等のICT化の推進に資する機器等の整備 等
 (活用例2)
 職員の業務において負担となっている書類作成等の業務等について、タブレット端末の活用によるこどもの情報の共有化やペーパーレス化等や、スマートフォンの活用による入所児童等との円滑なコミュニケーションや所在確認等、施設のICT化の推進に資する機器等の整備 等
 (※) 児童相談所、児童相談所一時保護施設、こども家庭センター、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、児童自立生活援助事業所（I型及びII型）、児童家庭支援センター、里親支援センター、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所



実施主体等

- 【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市及び福祉事務所設置町村・市区町村 【補助基準額】 1か所当たり 1,000千円
 【補助割合】 i. 児童相談所、児童相談所一時保護施設、こども家庭センター
 国：1/2（都道府県・指定都市・児童相談所設置市・市区町村：1/2）
 ii. 上記以外
 国：1/2（都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/4、事業者：1/4）
 国：1/2（都道府県：1/8、市及び福祉事務所設置町村：1/8、事業者：1/4）
 ※地方自治体が運営する施設を対象にする場合は、
 国：1/2（都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/2）
 国：1/2（都道府県：1/4、市及び福祉事務所設置町村：1/4）

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金>
令和6年度補正予算 1.1億円

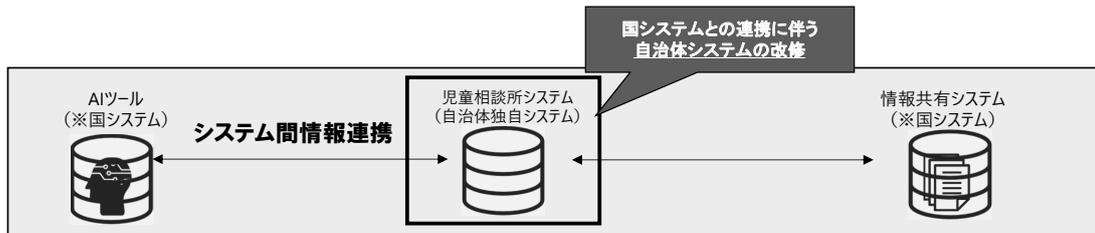
事業の目的

- 児童相談業務に関して国が構築等を行っているシステムと児童相談所が導入している独自システム間の連携を行い、効果的かつ効率的なシステム運用を行うとともに、現場職員の業務負担軽減に資する情報連携の仕組みを全国的に構築する。

事業の概要

児童相談所におけるシステム間の情報連携効率化等

国が構築等を行っているシステム（※）と児童相談所独自システム間のデータ連携等を行うため、独自システムの改修経費を補助する。
✓ 自治体独自システムで管理している児童の記録を自動連携することで、システム間で確実に情報共有され、職員の業務負担も軽減



実施主体等

- 【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市区町村
 ① 児童相談所におけるAIを活用した全国統一ツールに係る改修⇒都道府県・指定都市・児童相談所設置市
 ② 要保護児童等情報共有システムに係る改修⇒都道府県・指定都市・児童相談所設置市・市区町村
- 【補助割合】 国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市・市区町村：1/2
- 【補助基準額】 1自治体当たり ①：19,250千円、②：7,700千円
 ※都道府県・指定都市・児童相談所設置市において、①と②に両方に係る改修を実施する場合、①の基準額を適用

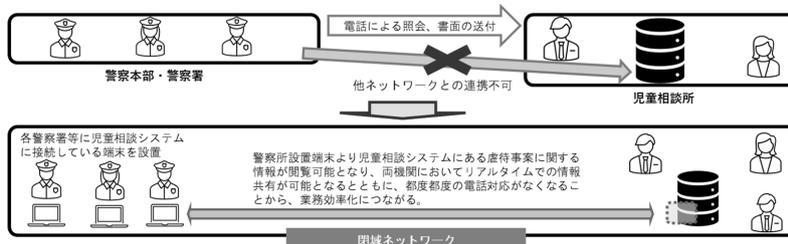
<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金>
令和6年度補正予算 1.1億円

事業の目的

- 児童虐待事案への迅速・的確な対応のため、児童相談所・警察間において、児童虐待に関する事案等について速やかに情報共有を行うほか、警察本部及び各警察署（以下「警察署等」という。）に児童相談所システムに対応する端末を設置することで、児童相談所と警察がリアルタイムに情報共有できるシステムを構築する。

事業の概要

- 児童相談所・警察署等における情報共有システムの構築のための費用について補助を行う。
 - ① 警察署等への端末整備
警察署等に児童相談所システムに対応する端末を設置し、児童相談所が扱う児童虐待に関する事案について警察署等にて確認できるようにする。
 - ② 児童相談所システム改修
児童相談所システムを改修し、児童相談所と警察側双方で共有できる機能（例：児童通告書）を追加する。



実施主体等

- 【実施主体】 ①警察署等への端末整備 都道府県
 ②児童相談所システム改修 都道府県、指定都市、児童相談所設置市
- 【補助割合】 ①警察署等への端末整備 国：1/2（都道府県：1/2）
 ②児童相談所システム改修 国：1/2（都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2）
- 【補助基準額】 ①警察署等への端末整備 1自治体当たり 30,550千円
 ②児童相談所システム改修 1自治体当たり 20,460千円

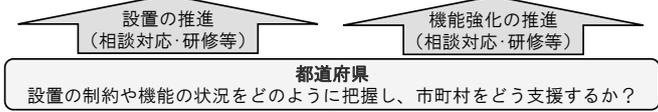
<こども政策推進事業委託費>
令和6年度補正予算 1.1億円

事業の目的

令和4年改正児童福祉法により設置が努力義務となった「こども家庭センター」について、未設置の市町村(全体の約5割)での設置を促すとともに、設置済み市町村においても、母子保健と児童福祉の一体的支援、サポートプランの活用、家庭支援事業等の構築・活用などの機能の充実を促し、市町村における妊産婦・こども・子育て家庭への包括的・計画的な支援の円滑な実施を推進する。
これらの取組を通じ、令和8年度末までにこども家庭センターの全国展開等を図る。

事業の概要

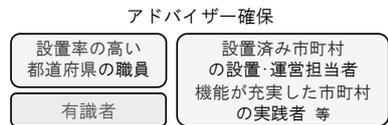
国から委託を受けた事業者が、以下①のほか、**都道府県と協働して②～⑤を実施**し、市町村こども家庭センターの設置と機能強化を促進する。



都道府県と協働して
②～⑤による
相談・支援を実施

国(受託事業者)

① 先進事例の集約・視覚化



② 未設置市町村の状況把握・課題分析

③ 課題分析や先進事例に基づく未設置市町村への相談対応・助言

④ 設置や各機能強化のためのアドバイザーによる助言・研修の提供

⑤ 人口規模が近い市町村同士が情報交換できる場や仕組みの創出

実施主体

【実施主体】民間事業者 【補助率】10/10

36

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金>
令和6年度補正予算 6.8億円

事業の目的

- 子ども・若者育成支援推進法の改正により、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーが明記された。(令和6年6月5日成立、令和6年6月12日施行)
- また、施行通知※1では、**特に市区町村においては、支援を必要とするヤングケアラーを早期に把握し、個別具体的な支援につなげるために、記名式など個人が把握できる方法**による実態調査を定期的に(少なくとも年に1回程度)行うことが重要としている。
- 実態調査・把握の実施自治体数は412自治体に留まる(令和6年2月29日現在)ところ、ヤングケアラーの早期把握を目的とした定期的な「実態調査・把握」が全国で実施されるよう、従来の補助に加え必要な経費の補助を行う。

※1 こども家庭庁HP参照 (https://www.cfa.go.jp/policies/young-carer)

事業の概要

① 実態調査・把握

市区町村は、ヤングケアラーを把握し具体的な支援につなげるため、学校等の関係機関を通じて、主に任意の記名式等個人が把握できる方法により調査を実施。

都道府県は、条例の制定や計画策定など、広域的な支援体制の整備に必要な調査の他、市区町村と連携し、高校生以上の世代など、広域的な対応が必要となる場合の実態調査を実施。

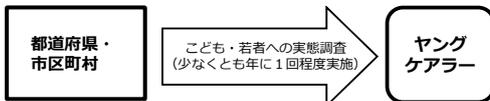
② 実態調査スタートアップ加算

実態調査を定期的(少なくとも年に1回程度)に実施するには、自治体の負担軽減(調査コスト等)が不可欠であることから、実態調査の効率化に資する、自治体専用のWebフォーム作成や、調査結果に基づいて必要な支援がスムーズに行える仕組みの構築(例えば、特定の項目に該当するこどもの情報を学校とこども家庭センターで共有し、必要なサポートを提供するためのスキームの設計・開発等)を実施。

実施主体等

※3 下記事業のいずれかを実施した場合に補助。事業委託も可。

実施事業	都道府県、市区町村		
	実施主体 1 都道府県、指定都市あたり	1 中核市・特別区あたり	1 市町村あたり
① 実態調査・把握	6,100千円	3,153千円	1,709千円
② 実態調査スタートアップ加算 (1自治体当たり原則1か年度のみ申請可能)	2,123千円	1,930千円	1,737千円
補助率	国: 2/3 実施主体: 1/3		



37

ヤングケアラー支援体制強化事業

(ヤングケアラー支援体制構築事業(都道府県における18歳以上のヤングケアラー支援分))

支援局 虐待防止対策課

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金>
令和6年度補正予算 0.4億円

事業の目的

- 地方自治体におけるヤングケアラーの支援体制の構築を支援するため、地方自治体に必要な経費の補助を行う。
- 子ども・若者育成支援推進法改正により、ヤングケアラー支援の対象年齢はおおむね30歳未満(状況により40歳未満)とされ、18歳前後での切れ目ない支援が重要であるが、活動圏域が広域になる若者世代は、主に都道府県において、オンライン相談を含む個別支援や市区町村へのつなぎ、ピアサポートの体制整備等が望まれることから、全国で18歳以上のヤングケアラーへの支援が展開されるよう、都道府県にヤングケアラー・コーディネーターを配置するための補助を創設する。

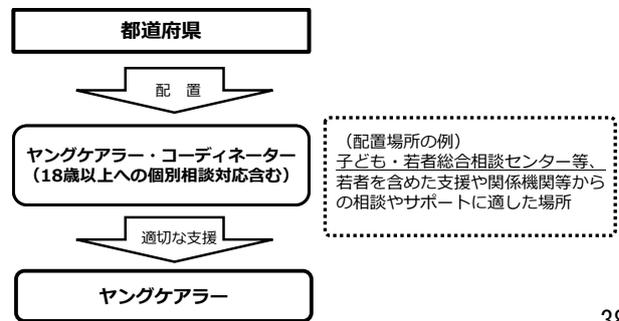
事業の概要

- 都道府県が、18歳以上のヤングケアラーへの個別相談対応を含む業務を行うヤングケアラー・コーディネーターを配置(事業委託を含む)する場合、必要な経費の補助を行う。

実施主体等

実施主体	1 都道府県あたり
実施事業	18歳以上のヤングケアラーへの個別相談対応を含む業務を行うヤングケアラー・コーディネーターの配置
補助率	国：2/3 実施主体：1/3

※ 18歳未満のヤングケアラーの支援については、別途「ヤングケアラー・コーディネーターの配置」にて対応。



38

児童相談所におけるSNSを活用した全国一元的な相談支援体制の構築に係るシステム

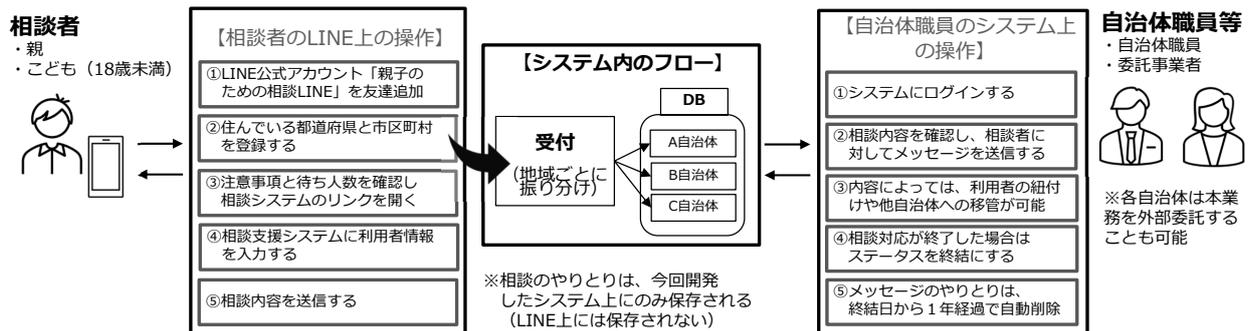
支援局 虐待防止対策課

項：情報通信技術調達等適正・効率化推進費 目：情報処理業務庁費
令和6年度補正予算 0.5億円 (デジタル庁一括計上)

事業の目的

- 児童虐待防止の観点から、子どもや家庭がより相談しやすくなるよう、SNSによるアカウントを開設し、相談内容を各自治体(又は各児童相談所)に自動的に転送した上、相談に対応する仕組みを構築する。(令和5年2月より順次、運用を開始)

事業の概要

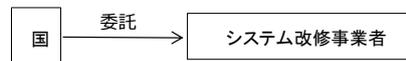


<要求内容>

相談終了後に利用者アンケートを送付する機能を追加
⇒相談終了後にシステム内で利用者アンケート(ユーザー満足度)を送付することで、本システムに対する意見を収集できるほか、システム導入の効果検証を行うことが可能となり、適切な改善に繋げていくことが可能となる。

実施主体等

【実施主体】民間事業者 【補助率】国：10/10 【資金の流れ】



39

項：情報通信技術調達等適正・効率化推進費 目：情報処理業務庁費
令和6年度補正予算 2.1億円 (デジタル庁一括計上)

事業の目的

- 増え続ける児童虐待相談への対応により児童相談所の業務負担が大きくなる中で、AIやICT技術を活用し、職員の負担を軽減していくことが重要
- 業務負担軽減効果の高い全国統一のツールを作成することで、児相職員が保護者やこどものケースワークに専念できる環境づくりを構築する

事業の概要

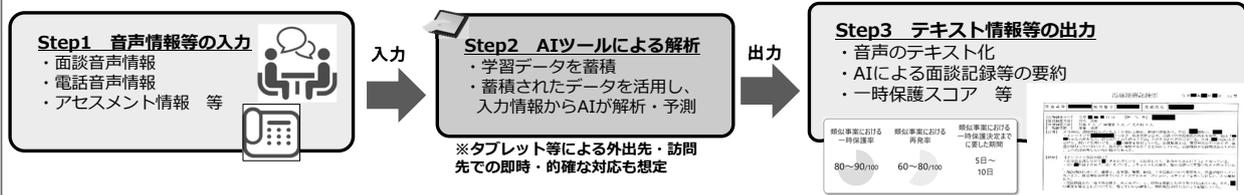
Point

面談や電話での音声情報を即時テキスト化+要約を行うことで、現場で大きな負担となっている記録業務を軽減し、業務効率化を推進。

<要求内容>

令和6年度に実施する本ツールの試行検証結果等を踏まえ、現場にとって有用なAIツールを提供することを目的とした以下の機能改修を実施
※このほか、システム運用保守や工程管理支援に関する経費を要求

- ①音声マイニング等による相談内容(電話・面談)の記録作成支援等でのAI活用 ※児相現場で大きな負担となっている記録業務のICT化や経過記録の標準化に寄与
 - ・音声マイニング等による記録作成支援機能の開発及び読み取り/要約精度の向上
 - ・アプリケーション化の検討(通信環境に左右されずに活用可能)、相談内容に関連する法令等の即時検索・表示機能の実装 等
- ②各自治体の児童相談所システムとの連携作業 ※①で読み取った情報の円滑な連携が可能になるほか、将来的に国・自治体間の情報連携推進に寄与
 - ・API連携機能の拡張
 - ・APIと各児相システムが接続するに当たっての業務支援、接続テストによる課題把握・検討 等



実施主体等



令和7年度予算案について



【令和7年度予算案】
4,033億円の内数

【令和6年度予算】
(3,829億円の内数)

【主な予算の内容】

加速化プランに基づき、児童虐待防止施策等の更なる強化を図り、多様なニーズを持つこども・若者に対する包括的な支援体制を構築する。また、研修事業の充実により職員の専門性向上を図るほか、令和7年度から導入される司法審査、性的虐待等への対応により児童虐待防止対策の推進に取り組む。

- ・ **こども家庭センターの人員体制強化**について、統括支援員の配置等を推進し、母子保健・児童福祉両部門の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目ない対応など、市町村としての相談支援体制の強化を図る。
- ・ **児童相談所の人材確保のため、職員の採用・育成・定着に向けた仕組みの構築や、一時保護施設において、こどもの個性性を尊重したより適切なケアの提供を推進するため、職員配置等の環境改善を図る。**
また、令和7年度から導入される**一時保護開始時の司法審査に伴い、当該事務を行う職員配置**に必要な支援や、性的虐待を受けたこどもに行う**被害事実確認面接を実施する職員への研修受講等に係る補助**、児童福祉司の任用要件の1つとして位置づけられた「**こども家庭ソーシャルワーカー**」の資格取得が進むよう**受講希望者が研修等に参加しやすくなるための補助**を行い、職員の体制強化及び専門性向上を図る。
- ・ 虐待等により家庭に居場所がないこども・若者がそのニーズに合わせて支援が受けられ、**宿泊もできる安全な居場所（こども若者シェルター）**に対する補助、様々な困難に直面する学生等に対し、生活物資をアウトリーチ型で届けること等をきっかけとして、**若者との新たなつながりを生み出し必要な相談支援につなげる取組に対する補助**を行い、こども・若者視点からの新たなニーズへの対応するための施策を推進する。
- ・ **ヤングケアラー支援**については、**進路やキャリア相談を含めた相談支援体制の構築、レスパイトや自己発見等に寄与する当事者イベントの開催に関する取組等のための補助を引き続き実施**し、支援体制の強化を図る。

【主な内訳】

◇ 児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金	207億円	(177億円)
◇ 児童入所施設措置費等国庫負担金	1,591億円	(1,485億円)
◇ 子ども・子育て支援交付金	2,211億円	(2,074億円)

＜子ども・子育て支援交付金（こども家庭庁）＋重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）＞
令和7年度予算案 2,345億円の内数（2,208億円の内数）

事業の目的

- 改正児童福祉法により、子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとした。
- 「こども家庭センター」の設置は、これまで「子育て世代包括支援センター」と「市区町村子ども家庭総合支援拠点」それぞれの設置を進めてきた中で、両機関がともに特定妊婦や要支援児童等を支援対象に含んでいるにもかかわらず、組織が別であるために、連携・協働に職員の負担がかかったり、情報共有等が成されにくい等の課題が生じていたことに対して、両機能を組織として一体的に運営することにより、母子保健・児童福祉両部門の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目ない対応など、市町村としての相談支援体制の強化を図るために行われるものである。

事業の概要

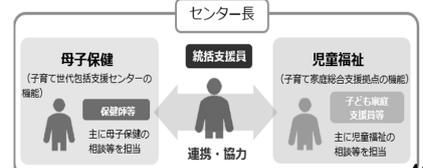
※従来の「子育て世代包括支援センター」及び「市区町村子ども家庭総合支援拠点」に係る財政支援（安心こども基金で実施していた母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営事業も含む）を一本化

＜業務内容＞

- 主に児童福祉（虐待対応を含む。）の相談等を担当する子ども家庭支援員等と、主に母子保健の相談等を担当する保健師等が配置され、それぞれの専門性に応じた業務を実施
- 統括支援員が中心となり、子ども家庭支援員等と保健師等が適切に連携・協力しながら、妊産婦やこどもに対する一体的支援を実施
- 妊娠届から妊産婦支援、子育てやこどもに関する相談を受けて支援を要するこども・妊産婦等へのサポートプランの作成
- 民間団体と連携しながら、多様な家庭環境等に関する支援体制の充実・強化を図るための地域資源の開拓 等



＜こども家庭センターにおける一体的支援＞



実施主体等

【実施主体】市区町村 【補助率】国：2/3、 都道府県：1/6、 市区町村：1/6

※②及び③については、令和8年度まではこども家庭センターの要件を満たしていない場合であっても、それぞれの人員配置基準等を満たす場合は、国庫補助をそれぞれの設置が所数に応じて行います。（令和9年度以降はこども家庭センターの要件を満たしていない場合、補助対象外となります。）

【補助基準額】

①統括支援員の配置

1か所当たり 6,941千円

②母子保健機能（旧子育て世代包括支援センター）の運営費

保健師等専門職員及び困難事例等に対応する職員を専任により配置する場合	1か所当たり	15,628千円
保健師等専門職員及び困難事例等に対応する職員を兼任により配置する場合	1か所当たり	7,295千円
保健師等専門職員を専任、困難事例等に対応する職員を兼任により配置する場合	1か所当たり	12,830千円
保健師等専門職員を兼任、困難事例等に対応する職員を専任により配置する場合	1か所当たり	10,093千円
保健師等専門職員のみを専任により配置する場合	1か所当たり	10,032千円
保健師等専門職員のみを兼任により配置する場合	1か所当たり	4,497千円

③児童福祉機能（旧子ども家庭総合支援拠点）の運営費

直営の場合（1支援拠点当たり）		一部委託の場合（1支援拠点当たり）	
小規模A型	4,152千円	小規模A型	10,347千円
小規模B型	10,719千円	小規模B型	16,914千円
小規模C型	17,790千円	小規模C型	23,985千円
中規模型	24,050千円	中規模型	36,441千円
大規模型	44,636千円	大規模型	69,418千円
上乗せ配置単価	2,718千円（1人当たり）	上乗せ配置単価	常勤職員 6,426千円（1人当たり） 非常勤職員 2,718千円（1人当たり）

④サポートプラン作成にかかる支援員の加算（直営の場合は会計年度任用職員及び臨時的任用職員に限り、委託により実施する場合は常勤職員も可とする）

直営の場合 2,718千円（1人当たり） 委託の場合 6,426千円（1人当たり）

※配置人数については、サポートプラン40件作成につき1人とする。

ただし、人口10万人未満の自治体は1名、人口10万人以上かつ30万人未満の自治体は2名、人口30万人以上の自治体は3名を上限とする。

⑤担い手の確保等の地域資源の開拓（コーディネーター）（直営の場合は会計年度任用職員及び臨時的任用職員に限り、委託により実施する場合は常勤職員も可とする）

直営の場合 2,718千円（1人当たり） 委託の場合 6,426千円（1人当たり）

※地域資源開拓に必要なコーディネーターの配置については、こども家庭センター1か所当たり1人とする。

⑥制度施行円滑導入経費（家庭支援ニーズ等実態調査や関係機関会議に係る費用）

1市町村当たり 3,543千円

⑦こども家庭センターの開設準備費

※ただし、補助の対象は、補助の申請を行う年度又は補助の申請を行う翌年度に設置されるこども家庭センターとし、こども家庭センター1か所につき、補助は1度に限るものとする。
1か所当たり 7,678千円

＜参考＞

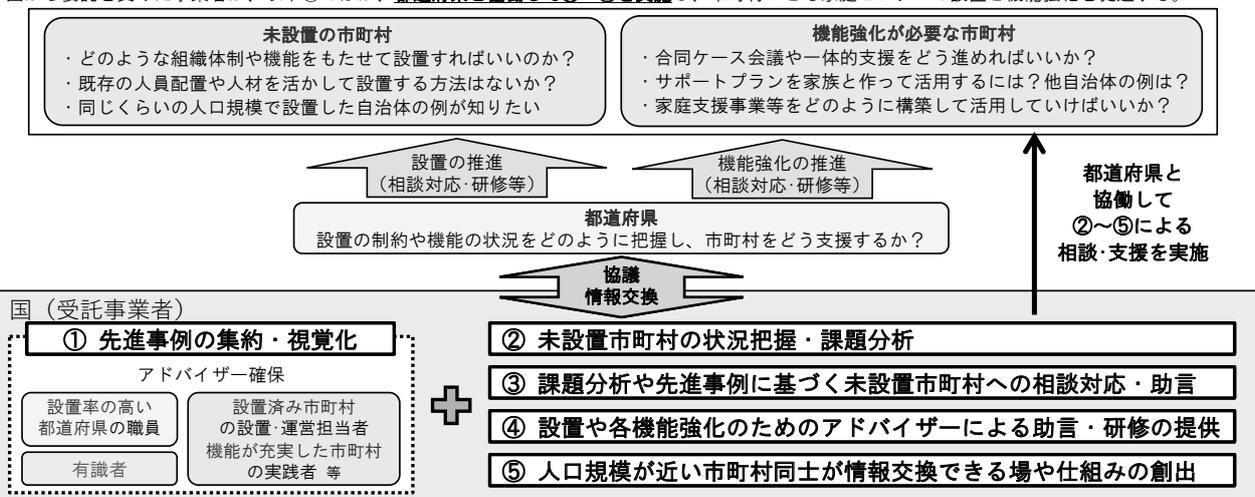
＜こども政策推進事業委託費＞
令和6年度補正予算 1.1億円

事業の目的

令和4年改正児童福祉法により設置が努力義務となった「こども家庭センター」について、未設置の市町村（全体の約5割）での設置を促すとともに、設置済み市町村においても、母子保健と児童福祉の一体的支援、サポートプランの活用、家庭支援事業等の構築・活用などの機能の充実を促し、市町村における妊産婦・子ども・子育て家庭への包括的・計画的な支援の円滑な実施を推進する。
これらの取組を通じ、令和8年度末までにこども家庭センターの全国展開等を図る。

事業の概要

国から委託を受けた事業者が、以下①のほか、**都道府県と協働して②～⑤を実施**し、市町村こども家庭センターの設置と機能強化を促進する。



実施主体

【実施主体】民間事業者 【補助率】10/10

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金〉令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

全国の児童相談所における虐待相談対応は警察からの通告によるものが5割を占めており、また、2ヶ月超えの一時保護等の家庭裁判所の審判も増えている。さらに、令和4年改正児童福祉法により、一時保護開始時の司法審査も導入することから警察、家庭裁判所等との連携を強化することが重要であり、児童相談所職員専門性強化事業に裁判官、警察官、家庭裁判所調査官、検察官等が参加可能な研修や勉強会等を実施した場合には加算を行う。また、令和6年度から創設されたこども家庭センターに配置する統括支援員その他の職員の研修に要する経費を補助する。

事業の概要

児童相談所・市町村の児童虐待の早期対応・早期発見、対応職員の専門性の強化を図るため、児童福祉法に規定された研修等を実施する。
①児童福祉司任用前講習会等、②児童福祉司任用後研修、③児童福祉司スーパーバイザー研修、④要保護児童対策調整機関調整担当者研修、⑤児童相談所長研修、⑥虐待対応関係機関専門性強化事業、⑦児童相談所専門性強化事業、⑧こども家庭センター専門性強化事業、⑨医療機関従事者研修、⑩研修専任コーディネーターの配置

実施主体等

【実施主体】

①～⑤、⑦、⑩：都道府県、指定都市、児童相談所設置市 ⑥、⑧：都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市町村
⑨：都道府県、指定都市、児童相談所設置市、中核市（児童相談所設置市除く）、特別区（児童相談所設置市除く）

【補助基準額】（1都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市町村当たり）

① 児童福祉司任用前講習3,158千円、厚生労働大臣が定める講習会695千円 ② 3,158千円
③ 2,339千円（委託の場合217千円） ④ 3,075千円 ⑤ 2,339千円（委託の場合108千円）
⑥ 主任児童委員や保育所職員等への研修307千円、研修参加促進307千円、医師等の専門家への研修及びマニュアル等の作成221千円、未成年後見人制度研修196千円
⑦ 1,668千円
※一時保護施設職員向けの研修を実施する場合1,668千円を加算、裁判官、警察官、家庭裁判所調査官、検察官等が参加可能な研修等を実施する場合1,668千円を加算
⑧ ア) 組織構築・マネジメント研修 496千円、イ) 統括支援員実務研修 496千円、ウ) 相談支援強化研修 993千円、エ) 研修参加促進費 196千円
⑨ 1,879千円 ⑩ 5,515千円

【補助率】 国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市、中核市、特別区、市町村：1/2

46

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金〉令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

- 市町村が、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもを対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心とした、より専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行うために必要な体制の整備を図る。
- こどものSOSをこども家庭センターが受け止めて必要な支援を届けるため、関係機関（保育所、幼稚園、学校、放課後児童クラブ等）と連携し、子どもがこども家庭センターにアクセスしやすい環境を整えとともに、子どもの様々な困りごと・ニーズに応じた適切な支援を提供できるよう、専門人材の活用を促進する。
- 学校等が把握し市町村のこども家庭センター等へつないだヤングケアラーの情報を一元的に集計・把握するとともに、ヤングケアラーのその後の生活改善までフォローアップする体制を整備する。

事業の概要

- ① 市町村スーパーバイズ事業
市町村が適切な通所・在宅支援を実施できるよう、児童相談業務に関する専門的知識を有する児童相談所OB等の非常勤の職員を配置し、市町村虐待対応担当課等の職員に対する専門的技術的助言・指導等を行う。
- ② 要保護児童対策地域協議会機能強化事業
ア 調整機関に配置される調整担当者が、調整担当者研修を受講する間に、調整機関の業務を行う代替職員を配置する。
イ 調整機関職員や関係機関職員に支援内容のアドバイス等を行う非常勤の虐待対応強化支援員又は心理担当職員を配置する。
- ③ 相談支援体制強化事業（仮称）（※ 令和5年度補正事業「こども家庭センターにおけるこどものSOSを受け止められる相談支援体制の整備」）
① こどもやこどもの関係機関の職員からの相談対応を担当することも担当職員を配置する。
② 公認心理師・精神保健福祉士等の外部専門職を派遣・配置する。
- ④ ヤングケアラー支援事業
学校等が把握し市町村の福祉部局等へつないだヤングケアラーの情報を一元的に集計・把握するとともに、ヤングケアラーのその後の生活改善までフォローアップする体制を整備する。

実施主体等

【実施主体】 市町村 **【補助率】** 国：1/2、市町村：1/2

【補助基準額】 ①：中核市等 2,605,000円 その他市町村 1,303,000円、②：1市町村当たり 交付要綱による

③：こども担当相談員の配置 1市町村当たり 2,715,000円/人（最大2名まで）

専門人材活用促進 1市町村当たり 2,982,000円

④：1市町村当たり 2,026,000円

47

(児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金) 令和7年度予算案 207億円の内数 (177億円の内数)

事業の目的

児童虐待防止に向けて子育て世帯が孤立しないよう支援するため、市町村の要保護児童対策地域協議会が中核となり、訪問による食事提供等を伴う支援を行うこども宅食等の支援を行う民間団体等も含めた様々な地域ネットワークを総動員し、支援ニーズの高いこども等の状況を把握しながら見守り、必要な支援につなげることができる体制の強化を推進するとともに、こども自身が申請できる仕組みや、都道府県を介した中間支援法人としての実施形態を導入し、より多くの支援を必要とするこどもを把握し支援につなげる体制強化を図る。

事業の概要

- ① 市町村からこども宅食を行う民間団体等への委託等により、状況の把握、食事の提供、生活習慣習得の支援などを実施
- ② ①に加え、おむつ等の消耗品の提供等により巡回活動の強化する場合に経費を加算〔巡回活動費強化加算〕
- ③ 都道府県から中間支援法人への委託等により、状況の把握、食事の提供、生活習慣習得の支援、周知啓発などを実施できる (※①の対象者とは重複しないこと)



実施主体等

- 【実施主体】 ①及び②：市町村 (特別区含む)、③：都道府県
 【補助率】 ①及び②：国2/3 (市町村1/3)、③：国2/3 (都道府県1/3)
 【補助基準額】 ①：1か所当たり 8,259千円、②：1か所当たり 5,273千円、③：1都道府県当たり 60,000千円 (+周知啓発加算28千円)

<児童入所施設措置費等国庫負担金> 令和7年度予算案 1,591億円の内数 (1,485億円の内数)
 <児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 207億円の内数 (177億円の内数)

事業の目的

- 一時保護施設においても、家庭における養育環境と同様の環境あるいはできる限り良好な家庭的環境において、こどもの権利擁護を推進し、こどもの個性を尊重した適切なケアを提供する観点から、一時保護施設的环境改善が求められている。
- 一時保護施設的环境改善に当たっては、一時保護施設における小規模ユニットケアの推進など複合的に実施することで、一時保護施設が抱える諸課題に適切に対応していく。

事業の概要

- (1) **一時保護施設の配置改善**
 新たに一時保護施設独自の設備・運営基準を策定したことに伴い、児童指導員等の配置改善や、専門職 (看護師、学習指導員、心理療法担当職員) の配置など、一時保護施設的环境改善を図る。
- (2) **一時保護施設における小規模ユニットケアの推進**
 一時保護施設に入所するこどもの状況・特性に合わせたケアができるよう、一時保護施設の小規模ユニットケアを実施する。
- (3) **一時保護委託先の開拓・一時保護委託先への心理面でのサポートの実施**
 多様な一時保護委託先を確保し、家庭的・開放的な環境でケアを推進するため、一時保護委託先の開拓を行う職員 (リクルーター) の配置に要する経費の補助を行う。また、一時保護委託先においても心理的ケア等の専門的なケアを実施できるよう、一時保護委託先を巡回してサポートを実施する職員の配置に要する経費を補助する。
- (4) **一時保護施設で生活するこどもの学習支援の強化**
 一時保護施設において、学校との連携によるリモート授業の受講や習熟度に応じたタブレット学習が可能となるようタブレット、学習アプリ等の導入に要する経費の補助を行う。
- (5) **一時保護施設における夜間対応の強化**
 近年増大している警察からの身柄付通告による緊急一時保護等に対応するため、夜間に保護するこどもの対応や夜間対応時の一時保護施設内のバックアップ支援等、夜間の一時保護受け入れ態勢の強化を図る。

実施主体等

- 【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市
 【補助率】 国：1/2 都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 207億円の内数(177億円の内数)

事業の目的

- 一時保護においても、家庭における養育環境と同様の養育環境あるいはできる限り良好な家庭的環境において、こどもの個性を尊重した適切なケアを提供できるようにすることが、こどもたちを守るために喫緊の課題となっている。
- このため、こどもの状況・特性に合わせた適切なケアが提供できるよう、家庭的な個別ケアを提供できる一時保護委託先の開拓や一時保護委託先の心理面でのサポートを図ることを目的とする。

事業の概要

①一時保護委託先の開拓・適切な処遇の確認

- 都道府県等は、多様な一時保護委託先を確保し、家庭的な環境におけるケアを推進する観点から、一時保護委託先の開拓を行う開拓員及び補助員を配置し、一時保護委託先の開拓を行うとともに、開拓後においても定期的に訪問し必要な支援や一時保護委託児童に対する適切な処遇が実施されているかの確認を行う。

Point

一時保護委託先の開拓に当たっては、障害・高齢関係施設や医療機関、民間事業者など児童福祉分野にとどまらず、多様な一時保護委託先の確保に努める

②一時保護委託先に対する心理面からの支援の実施

- 心理的支援訪問員を配置し、児童相談所担当児童心理司と連携の上、一時保護委託先を巡回・訪問し、一時保護委託児童及び委託先の者に対する心理面からの支援を実施する。

Point

里親、ファミリーホーム、その他民間事業者など心理職の配置がない一時保護委託先についても、定期的に心理的支援訪問員が訪問することで、適切な心理的ケアが可能

実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市
 【補助率】 国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2
 【補助基準額】 ①委託先の開拓 1自治体当たり 基本分：6,377千円、加算分：最大2,652千円
 ②心理サポート 1自治体当たり：6,163千円

50

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 207億円の内数(177億円の内数)

事業の目的

- 一時保護施設のこどもたちは通学が困難な場合も多く、また、基礎的な学力が身につけていないこどももいるなど、一人一人の習熟状況等が異なることから、ICT等を活用して、個々に応じた効果的な学習が可能な環境を整備することが必要である。
- このため、本事業を活用して、一時保護施設で生活するこどもの学習支援の強化を図ることを目的とする。

事業の概要

【実施方法】

- 一時保護施設において、学校との連携によるリモート授業の受講や習熟度等に応じたタブレット学習が可能となるようタブレット、学習アプリ等の導入を行う。

【主な留意事項】

- 学習アプリ等の導入に当たっては、各学年やこども一人一人の習熟状況等に応じた学習が対応可能なものを選定すること。また、アプリについては定期的に更新すること。
- 導入・更新するアプリについては、必要に応じて利用するこどもの原籍校や教育委員会に意見を求める等、一時保護施設退所後を見据えた学習内容とすること。
- タブレット等端末利用時にこども個人に関する情報の入力がある場合については、利用終了時ごとにタブレット等端末から削除するなど個人情報の取り扱いについて適切な措置を講じること。等



実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市
 【補助率】 国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2
 【補助基準額】 一時保護施設1か所当たり：1,000千円

51

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 207億円の内数(177億円の内数)

事業の目的

一時保護施設が担う行動観察や短期入所指導の機能を充実・強化するため、教員OB、看護師、心理に関する専門的な知識及び技術を有する者、警察官OB、児童指導員OB及び通訳などによる一時保護対応協力員の配置について、補助を行う。

事業の概要

- 次のいずれかの一時保護等対応協力員を配置する。
 - ① 学習指導協力員：保護しているこどもの個々の学力に応じた学習指導や児童の原籍校との調整等を行う。
 - ② 障害等援助協力員：疾病や障害を有する乳幼児等に対する保健・医療面への対応や、心的外傷のあるこどもに対する心理治療を行う。
 - ③ トラブル対応協力員：こどもの間でのトラブルや保護者とのトラブルの軽減等、一時保護施設内の個別対応の強化を図る。
 - ④ 専門的ケア対応協力員：保護しているこどもに対し、心理の専門家等が日常生活に寄り添い、個々の状況に応じた丁寧かつ専門的なケアを行う。
 - ⑤ 一時保護委託付添協力員：児童養護施設等へ一時保護委託を行う場合の付添や、一時保護施設等から学校に通う場合の付添を行う。なお、一時保護施設等から原籍校に通学する際に付添を行う場合、送迎に要する費用も補助対象とする。
 - ⑥ 夜間対応協力員：近年増大している警察からの身柄付通告による緊急一時保護等に対応するため、夜間に保護するこどもの対応や夜間対応時の一時保護施設内のバックアップ支援等、夜間の一時保護受け入れ態勢の強化を図る。
 - ⑦ 権利擁護推進員：一時保護施設で生活するこどもの権利擁護のための取組（意見表明等支援事業者との連絡調整、意見箱等の導入・運用改善、一時保護施設のルールの改善の検討・提案等）を推進し、一時保護施設におけるこどもの権利擁護の強化を図る。
 - ⑧ その他（外国人対応協力員（通訳など）等）：個々の保護しているこどもが抱える問題（言語面等）を踏まえ、的確なアセスメントが行えるよう、児童指導員等の業務の補助を行う。

実施主体等

【補助基準額】
 ・学習指導協力員以外（②～⑧）の者 児童相談所1か所当たり：2,725千円×実施事業数
 （加算分※1）児童相談所1か所当たり：1,384千円
 ・学習指導協力員（④）（基本分）児童相談所1か所当たり：2,725千円×配置人数（上限：3名分）
 （加算分※2）児童相談所1か所当たり：1,431千円
 ※1 一時保護委託付添協力員を配置し、一時保護施設等から原籍校への送迎を行う場合
 ※2 学習支援その他学習面全般の調整を行うことができる体制を整えた場合、配置人数のうち1名を上限として上乗せ
 【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市
 【補助率】国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

52

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 207億円の内数(177億円の内数)

事業の目的

- 高度な専門性を持った学識経験者や警察官OB等の実務経験者（以下「学識経験者等」という。）からの援助を受けることにより、児童相談所におけるスーパーバイズ・権利擁護機能を強化する。また、市町村に対する後方支援の観点から、市町村における相談体制への支援を行う。さらに、児童相談所において夜間休日を問わず、いつでも相談に応じられる体制等の整備を図る。加えて、一時保護の期間が必要最小限となるよう児童相談所と医療機関の連携体制の充実を図る等により児童相談所における体制の強化を図る。さらに、令和4年改正児童福祉法により、令和7年度から一時保護開始時の司法審査が導入されることから当該事務を行う職員の人員費について補助を行い、体制強化を図る。

事業の概要

- ① スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業
児童相談所が児童相談業務に関する専門的知識を有する学識経験者等の協力を得て、こども・保護者等に対し、専門的技術的助言・指導等を行う。
- ② 市町村との連携強化事業
児童相談所等の持っている相談対応や援助の技術等を市町村に提供すること等により、市町村における相談体制の充実を図る。
- ③ 24時間・365日体制強化事業
夜間・休日を問わず、児童相談所が対応する通告・相談に対して、随時直接応じられる体制を整備するため、相談援助技術や相談援助活動経験のある児童相談所OB等の非常勤の職員等を配置する。
- ④ 司法審査対応職員配置事業
令和4年改正児童福祉法により、令和7年度より導入される一時保護開始時の司法審査事務について必要な職員を配置する。
- ⑤ 医療連携支援コーディネーター配置事業
虐待を受けて児童相談所が一時保護したこどもの中には、外傷等の治療を要するため、医療機関への一時保護委託を行う場合があり、このような場合でも、一時保護の期間が必要最小限になるよう、医療機関との間におけるこどもの退院に向けた調整及び退院後の処遇に係る調整を図るための職員等を配置する。
- ⑥ SNS等相談事業
児童虐待を未然に防止する観点から、子育てに悩みを抱える者やこども本人に対するSNS等を活用した相談体制の構築を推進し、子育てに悩みを抱える者やこども本人からの相談にかかる多様な選択肢を用意することにより、こども家庭相談体制の充実を図る。
- ⑦ 通訳機能強化事業
日本語での意思疎通に困難がある家庭に対する相談支援をより円滑に行うための事業を実施する。

実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市
 【補助基準額】（①～⑤：児童相談所1か所当たり、⑥⑦：都道府県、指定都市、児童相談所設置市1か所当たり）
 ① スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業 511千円 ② 市町村との連携強化事業 4,212千円 ③ 24時間・365日体制強化事業 最大17,273千円
 ④ 司法審査対応職員配置事業 最大5,148千円 ⑤ 医療連携コーディネーター事業 4,436千円
 ⑥ SNS等相談事業 41,336千円 DV相談も併せて行う場合 31,636千円を加算 ⑦ 通訳機能強化事業 10,560千円
 【補助率】国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

53

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 207億円の内数(177億円の内数)

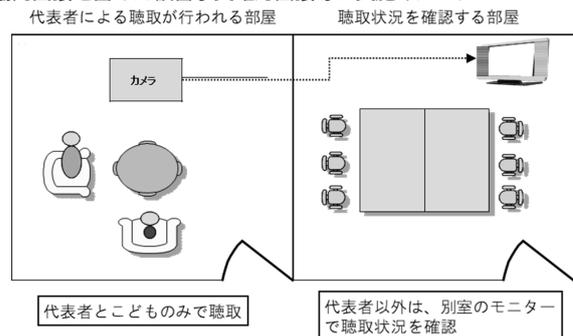
事業の目的

- 性的虐待等を受けたこどもに対して、何度も同じ内容を聞くことはこどもにとって心理的負担が大きいことや聞き取る話の信用性確保の問題から1人の面接者が1回の面接によって聴取するという手法をとることが望ましい。
- 刑事事件として立件が想定される重篤な虐待事例などについては、検察や警察といった捜査関係者もこどもへの聴取を行うことになるが、その際も、こどもの心理的負担の軽減等のため、児童相談所、検察、警察が連携し、代表となる機関の職員が聴取を行う協同面接(いわゆる司法面接)が行われる。これらは、こどもにとって重要であるものの、代表者には、一定の講習等の受講が必要となる高度な技術が要求されることから、児童相談所における代表者の育成等の負担も大きい。そのため、協同面接を含めた被害事実確認面接等を進めるために、民間団体への委託等に係る費用や研修受講費用、面接に必要な備品購入費用の補助を行い、面接の質の向上を図る。

事業の概要

- ① 協同面接を含む被害事実確認面接を実施するため、面接実施に係る打ち合わせや専門の訓練を受けた面接者の派遣等の業務や心理的ケアを実施する民間団体への委託等に係る費用を補助する。
- ② 被害事実確認面接に係る研修受講費用を補助する。
- ③ 被害事実確認面接に必要なモニター等の備品購入に係る費用を補助する。

<協同面接を含めた被害事実確認面接等の実施イメージ>



実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

①自治体1か所あたり	最大2,520千円
②自治体1か所あたり	90千円
③児童相談所1か所あたり	1,000千円

【補助率】 国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

54

① <民間児童福祉推進助成事業費補助金> 令和7年度予算案 550万円の内数(一百万円)

② <児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 207億円の内数(177億円の内数)

③ <こども政策推進事業委託費> 令和7年度予算案 1.0億円(一億円)

事業の目的

- 児童相談所においては、これまでも、児童虐待防止対策総合強化プランに基づき児童福祉司等の増員を図ってきたが、急速に人材確保を進めてきたことから、経験の浅い児童福祉司等が占める割合が高くなっている※1。さらに、過大な業務量に加え、児童相談所の対人援助業務は心理的な負担も非常に大きいと、心身の不調で長期休暇を取得したり、退職する者も多い※2。
 - ※1 勤務年数3年未満の児童福祉司が46%、勤務年数3年未満の児童心理司が43%(いずれも令和6年4月時点)
 - ※2 令和3年度の調査研究によれば、管内の児童福祉司について、令和2年度にメンタルヘルスの悪化を理由とする1か月以上の休職者がいると答えた自治体が56.8%、業務の困難さを理由とする途中退職者がいたと答えた自治体が25%。(労働安全衛生調査(令和2年度)によれば、連続1か月以上休業した労働者がいた(派遣労働者含まず。))全国の事業所(全業種)の割合は7.8%、退職した労働者がいた事業所の割合は3.7%であり、児童福祉司は他の職種と比べて休職者や退職者が多いことが読み取れる。)
- 今後、令和5年12月に決定された新プランに基づき、更に採用を増やしていく必要があるが、児童相談所の業務への理解不足等もあり新規の採用自体も厳しいことに加え、採用ができたとしても引き続き人材育成や定着が図られないままでは児童相談所の業務負担を解消することは困難であり、児童相談所の採用・人材育成・定着を支援することは喫緊の課題となっている。
- こうした状況を踏まえ、児童相談所がこどもを守るための本来の機能を十分に発揮できるよう、全国の児童相談所における採用・人材育成・定着の支援のための体制強化を図る。

事業の概要

- 【事業内容】
- ① 全国の児童相談所職員の採用・育成・定着に向けた仕組みの構築
 - 以下の取組を実施。
 - ・児童相談所職員(児童福祉司、児童心理司、一時保護施設保育士、児童指導員)の魅力発信【採用支援】
 - ・職員間の交流コミュニティにおけるノウハウ共有の促進【人材育成支援】
 - ・児童相談所職員向けのオンライン相談・ピアサポート、心理職等によるリモートカウンセリングの実施【人材定着支援】
 - ② 児童相談所への定着支援アドバイザーの配置
 - 各児童相談所における個別面談等を通じて燃え尽き等を防止するための定着支援アドバイザー(心理職等)の配置を支援【人材定着支援】
 - ③ VR等を活用した研修システムの作成
 - 全国の児童福祉司、児童心理司等としての実践的な研修機会を確保するため、困難家庭への家庭訪問などテーマ設定に応じた研修システムを整備する。【人材育成支援】

実施主体等

【実施主体】 ①：民間団体(公募により選定) ②：都道府県、指定都市、児童相談所設置市 ③：民間団体(委託)

【補助率】 ①：国10/10 ②：国1/2(都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2) ③：国10/10

【補助基準額】 ①：28,339千円 ②：1か所当たり2,090千円 ③：1テーマ当たり50,000千円

55

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 207億円の内数(177億円の内数)

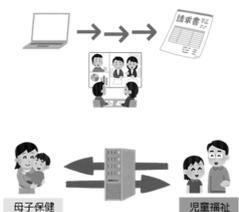
事業の目的

- 児童相談所の各業務においては、都道府県等により異なるが、一度簡易的に作成した記録を再度システム上に入力する業務フローが多く、業務負担が重くなる要因の一つとなっている(※)。このことはさらに、十分な休憩時間や研修等の時間の確保を困難にすることにもつながっており、職員の質の向上の妨げともなっている。
(※) 令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「児童相談所におけるA・I・C・T等を活用した業務効率化に関する調査研究」において、児童相談所職員は『調査・資料作成』に最も多くの時間を費やしており、児童福祉司のみの従事時間割合は、『面接・家庭訪問』や『調査・資料作成』、『移動・移送』に多くの時間が充てられている、と指摘されている。
- また、改正児童福祉法において、市町村は令和6年度からこども家庭センターを創設することが努力義務となっており、当該センターを中核として子育て世帯に対する包括的な支援体制を整備することとなるが、母子保健と児童福祉の分野横断的に支援する必要があることから、ケース記録の共有等を通じ、その相互連携を図る必要がある。
- このような、情報の入力・共有等の作業においてデジタル技術を活用することで、入力業務や報告業務の負担を軽減し、労働環境の改善や相談業務等の質の向上につなげるとともに、家庭訪問やケース検討の充実にもつなげ、全体として児童相談所やこども家庭センターの業務の改善を図る。
- 令和6年度において実施する調査研究で児童相談所等におけるデジタル技術の活用状況を把握した上で、児童相談所等における業務フローを全体的に見える化し、デジタル技術の活用により効率化すべき業務プロセスを特定する。その上で、最新技術を積極的に取り入れ、業務の最適化を図ることにより、児童相談所等のDXを推進する。

事業の概要

例えば、以下の業務を可能にするデジタル技術の導入を進める。

- ① 児童相談所(都道府県等)
 - ・一時保護状請求書(仮称)の発行(※)(既存のケース記録等と連携)
 - (※) 改正児童福祉法により、令和7年度から一時保護の開始時には一時保護状請求書(仮称)を作成し、裁判所に提出することにより裁判官の審査を受ける事務が発生することとなる。
 - ・電話・会議の文字起こし
 - ・外出先での業務環境の確保(ケース記録の閲覧等)等
- ② こども家庭センター(市区町村)
 - ・母子保健・児童福祉両部門の効率的な情報の管理・閲覧、両部門間の情報共有や業務連携
 - ・児童相談記録システム(音声・文字認識等含む)の導入、各種住民情報等との連携機能の開発等



実施主体等

- 【実施主体】
- ① 都道府県、指定都市、児童相談所設置市(児童相談所設置市への移行を計画している中核市及び特別区を含む。)
 - ② 市区町村
- 【補助率】
- ① 国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2
 - ② 国：1/2、市区町村：1/2
- 【補助基準額】
- ① 1自治体当たり 15,000千円
 - ② 1市区町村当たり 30,000千円

56

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 207億円の内数(177億円の内数)

事業の目的

- 親からの虐待等に苦しむ10代~20代の子ども・若者は、一時保護や施設入所等を望まない(あるいは年齢により対象とならない)場合もある一方で、
 - ・ 親が荒れて暴力をふるったり、親がしばらく帰らず食事等もままならないときに、夜間も含めて一時的に避難できる安心安全な居場所がほしい
 - ・ 親のネグレクトにより本来親から受けられるはずの支援が受けられないため、自立に向けた就学・就労の準備をしたい
 など、家庭内での虐待の状況等に応じた様々なニーズを抱えており、こうした子ども若者を支えるためには、一時保護や施設入所等に代わる新たな居場所、支援スキームが必要となっている。
- こうした子ども若者視点からの新たなニーズへの対応として、家庭等に居場所がない子ども・若者がそのニーズにあわせて必要な支援を受けられ、宿泊もできる安全な居場所(こども若者シェルター)を確保する。

事業の概要

親からの虐待等に苦しみ、家庭等に居場所がない10代~20代の子ども・若者がそのニーズにあわせて必要な支援を受けられ、宿泊もできる安全な居場所(こども若者シェルター)に補助を行う。 ※①及び②の基本相談は必須、その他は加算対応

- ① 宿泊又は夜間帯の利用が可能な居場所の提供
 子ども・若者に対し、宿泊又は夜間帯(自治体の条例で深夜徘徊とされる時間に至る前の時間帯(23時頃まで)を想定)の利用が可能な居場所(数日~2か月程度)を提供する。



- ② 基本相談、心理カウンセリング、就労・就学支援、弁護士によるサポートの提供
 ①を利用する子ども・若者に対し、基本相談(現在の悩みや今後の生活に関する全般的な相談対応)、心理カウンセリング、就労・就学支援、弁護士によるサポートの提供等を実施。



実施主体等

- 【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市
- 【補助率】 国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2
- 【補助基準額】 1か所当たり 基本分：17,735千円、加算分：23,243千円

57

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 207億円の内数(177億円の内数)

事業の目的

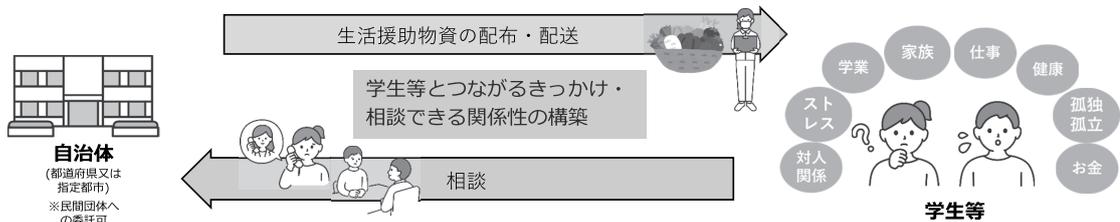
親からの虐待や貧困家庭であることに起因して孤立し生活困窮や心身の不調等の様々な困難に直面する学生等に対し、企業や一般からの寄付等に基づく生活援助物資をアウトリーチ型で配布すること等により、脆弱な生活基盤の支えとするとともに、生活援助物資の配布等をきっかけとして更なる相談支援へとつなげていくことを目的とした取組に対し補助を行うことで、こども・若者支援の機会の充実を図る。

事業の概要

①生活援助物資の配布・配送及び②相談支援を実施することを通じ、自治体・支援機関等が困難に直面する学生等とつながりを持ち、学生等が困ったときに相談できる関係性の構築・維持を行うもの。

【具体的方法】

- ①：フードパントリー等の配布イベント、自宅等の居場所への配送等
- ②：配布イベントや配送時における相談支援、子ども・若者総合相談センター等の相談窓口での電話・SNS・窓口相談等



実施主体等

- 【実施主体】都道府県または指定都市（民間団体への委託可）
- 【補助率】国：1/2、都道府県、指定都市：1/2
- 【補助単価】都道府県：78,774千円、指定都市：47,445千円

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 207億円の内数(177億円の内数)

事業の目的

- 令和4年改正児童福祉法により、児童相談所や市区町村（こども家庭センター）等における相談支援等の質の向上を図る観点から、令和6年度より、新たな公的資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」が創設され、児童福祉司や統括支援員の任用要件の1つとして位置づけられた。
- こども家庭福祉分野における人材の専門性向上に関しては、こどもの安全確保や権利擁護等を背景として、令和4年改正児童福祉法附帯決議や骨太方針2023等、従前からその必要性が指摘されているところである。
- 本資格は、既に児童相談所、市区町村、保育所、児童養護施設等の現場で働いている者が、100.5～265.5時間の研修の受講等を経て取得するもの。これらの研修等に参加しやすいよう、取得促進のための支援を推進する。

事業の概要

- ① 研修受講費等の資格取得費用に対する補助
児童相談所、こども家庭センター、保育所、児童養護施設等で勤務する職員が資格取得のための研修に参加する場合に、旅費、研修受講料、研修受講者の勤務先において代替職員を確保するための雇上費を補助する。
- ② 見学実習受入施設等への代替職員配置に対する補助
こども家庭ソーシャルワーカー研修の見学実習を受け入れる施設等に対し、当該対応に係る代替職員の配置に必要な経費の補助を行う。
- ③ 資格取得者の配置に対する手当等の補助
児童相談所やこども家庭センター等の市区町村相談支援部門に資格を有する職員を配置し、専門的な対応を担う場合に、当該職員に係る手当等の補助を行う。



(参考) 児童養護施設等や一時保護施設に資格を有する職員を配置する場合は、措置費において、当該職員に係る加算を行う。

実施主体等

- | | |
|--|--|
| <p>【実施主体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市区町村 ② 都道府県、指定都市、児童相談所設置市 ③ 都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市区町村 <p>【補助率】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 国：2/3、都道府県・指定都市・児童相談所設置市・市区町村：1/3 ② 国：2/3、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/3 ③ 国：2/3、都道府県・指定都市・児童相談所設置市・市区町村：1/3 | <p>【補助基準額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 研修受講に係る旅費 1人あたり128,000円
研修受講費（受講ルートにより異なる）
1号 187,000円 2号 236,000円
3号 258,000円 4号 346,000円
代替職員を確保するための雇上費 1日あたり8,620円 ② 1日あたり8,620円 ③ 240千円 |
|--|--|

市町村の体制強化について

自治労
「くらしとこどもの福祉を考える全国集会」
令和7年2月23日

こども家庭庁 成育局成育環境課



本日お伝えしたいこと

- 1, 国の目指す2つのビジョン
- 2, 児童福祉法の改正を踏まえた支援体制の強化
- 3, 子育て世帯への支援の拡充について
(家庭支援事業の必要性)

こども大綱等について

R5年4月：こども政策推進会議（会長：総理、構成員：全閣僚）を開催。こども大綱案等の策定について総理からこども家庭審議会に諮問。
 9月29日：こども家庭審議会「こども大綱案に向けた中間整理」。
 → こども・若者、子育て当事者をはじめとする幅広い方々から約4,000件の意見（対面・オンライン等）
 12月1日：こども家庭審議会「答申」（こども政策担当大臣に手交） → 答申をもとに政府においてこども大綱案等を作成
 12月22日：こども政策推進会議において、こども大綱案等を取りまとめ後、閣議決定
 ※こども大綱等の下で進める具体的な施策は、今後、毎年6月頃を目途に、「こどもまんなか実行計画」として、こども政策推進会議で策定。

こども大綱

根拠：こども基本法（R5年4月施行）。今後5年程度のこども政策の基本的な方針・重要事項を定めるもので、既存の3大綱（※）を一元化。
 ※「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」
目的：全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現
基本的な方針：こども基本法、こどもの権利条約等の理念を6つの柱に整理
 ①こども・若者は権利の主体、今とこれからの最善の利益を図る ②こども・若者、子育て当事者とともに進めていく
 ③ライフステージに応じて切れ目なく十分に支援 ④良好な育成環境を確保、貧困と格差の解消
 ⑤若い世代の生活の基盤の安定、若い世代の視点に立った結婚・子育ての希望の実現 ⑥施策の総合性の確保
重要事項：こども・若者のライフステージ別に記載、子育て当事者への支援についても記載
施策推進の必要事項：こども・若者の社会参画・意見反映、自治体こども計画の策定促進等

幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン

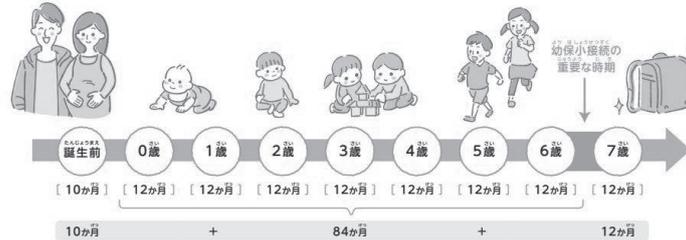
根拠：こども政策の新たな推進体制に関する基本方針（R3年12月閣議決定）
 ・こどもの誕生前から幼児期までの「はじめの100か月」の重要事項を、全ての人が共有すべき理念として整理
 ・こども基本法等の理念に基づき5つの柱に整理
 ①こどもの権利と尊厳
 ②安心と挑戦の循環（愛着形成、豊かな遊びと体験の重要性）
 ③切れ目なく育ちを支える
 ④保護者・養育者の成長の支援・応援
 ⑤こどもの育ちを支える環境等の整備

こどもの居場所づくりに関する指針

根拠：こども政策の新たな推進体制に関する基本方針（R3年12月閣議決定）
 ・こどもの多様な居場所づくりについて、全ての関係者が共有すべき理念を整理
 ・居場所づくり推進の4つの視点を整理
 ①「ふやす」～多様なこどもの居場所がつけられる
 ②「つなぐ」～こどもが居場所につながる
 ③「みがく」～こどもにとって、より良い居場所となる
 ④「ふりかえる」～こどもの居場所づくりを検証する

3

『はじめの100か月』とは？



- 『はじめの100か月』は、生涯にわたるウェルビーイング（身体・心・環境（社会）の面での幸せ）の向上に繋がっていく、特に大切な時期です。
- この時期に大切にしたい考え方を、5つのビジョンとしてまとめています。
※誕生月によって変動あり。94～106か月⇒概ね100か月。

4

ビジョン
01

子どもの権利と尊厳を守る

すべての子どもに権利があります。
子ども一人ひとりの思いや願いを大切にしていきます。

- 子どもは生まれながらに権利を持っています。
全ての子どもの権利を大切にしていきます。
- 置かれた環境にかかわらず、全ての乳幼児の生命や生活を保障します。
- 乳幼児の思いや願いを受けとめ、その主体性を大事にしていきます。

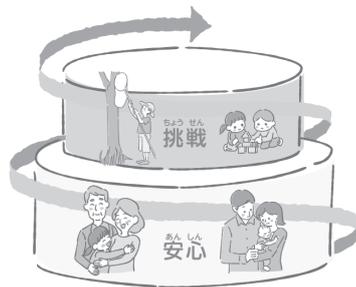


ビジョン
02

「安心と挑戦の循環」を通して 子どものウェルビーイングを高める

子どもは、おとなとの「アタッチメント(愛着)」「安心」を土台として、
「遊びと体験(挑戦)」を繰り返しながら成長していきます。

- 子どもは、不安な時などに身近なおとなが寄り添い、
気持ちを受けとめてもらう経験を繰り返すことで、
「アタッチメント(愛着)」「安心」を得られ、自分や周りの人を信頼していきます。
- この「安心」を土台として、様々な子どもやおとなと出会い、
モノ・自然・絵本・場所などに関わる「遊びと体験」<挑戦>を通して、
子どもは自分の世界を広げていきます。



ビジョン
03

「子どもの誕生前」から切れ目なく育ちを支える

子どもの成長に応じた環境の変化が育ちの「切れ目」を生まないように、
全ての関係者で連携して育ちを支えることが重要です。

- 子どもの誕生を迎え入れる準備期間である妊娠前から始まり、
「はじめの100か月」を通して、切れ目なく子どもの育ちを支えていきます。
- 幼児期までの育ちが学童期以降の学びに繋がるようにしていきます。
- 子どもの時から乳幼児と触れ合う経験を通して、
支えられてきた子どもが次世代を支える側になる循環をつくっていきます。



ビジョン
04

保護者・養育者のウェルビーイングと 成長の支援・応援をする

子どもに最も近い存在の保護者・養育者が子どもとともに
育つことができるように、様々な人や機会を支えています。

- 保護者・養育者が、子育てを自分だけで背負わないよう、
支えられることを当たり前にしていきます。
- 全ての保護者・養育者が必要な支援・応援に繋がることができるよう、
あらゆる機会をいかにして接点をつくれます。
- 「はじめの100か月」は、保護者・養育者にとっても子育ての最初の時期だからこそ、
信頼できる情報を届けるとともに専門職が伴走していきます。



ビジョン
05

こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す

こどもや子育てに直接関わりがある人も、ない人も、
全ての人がこどもの育ちにとって大切な役割を担っています。

- こどもにとっては、周りの全ての人が育ちを支え、応援してくれる存在です。
- 地域において、様々な人が関わり合い、繋がっていくことで、こどもの育ちを支える環境や社会の厚みが増していきます。
- 社会の全ての人がそれぞれの立場でこどもの育ちを支え、応援する『こどもまんなか社会』を目指していきます。



こどもの居場所づくりに関する指針(答申案)の概要①

こどもまんなか
こども家庭庁

こどもの居場所に関する背景と理念、考え方等について

背景	居場所がないことは孤独・孤立の問題と深く関係しており、こどもが生きていく上で居場所があることは不可欠。		
	<table border="1"> <tr> <td>地域コミュニティの変化 地域のつながりの希薄化、少子化の進展により、地域の中でこどもが育つことが困難になっている。</td> <td>複雑かつ複合化した喫緊の課題 児童虐待の相談対応件数の増加や不登校、自殺者数の増加など、こどもを取り巻く環境の厳しさが増している。</td> <td>価値観の多様化 価値観の多様化やそれを受け入れる文化の広がりに伴い、居場所への多様なニーズが生まれている。</td> </tr> </table>	地域コミュニティの変化 地域のつながりの希薄化、少子化の進展により、地域の中でこどもが育つことが困難になっている。	複雑かつ複合化した喫緊の課題 児童虐待の相談対応件数の増加や不登校、自殺者数の増加など、こどもを取り巻く環境の厳しさが増している。
地域コミュニティの変化 地域のつながりの希薄化、少子化の進展により、地域の中でこどもが育つことが困難になっている。	複雑かつ複合化した喫緊の課題 児童虐待の相談対応件数の増加や不登校、自殺者数の増加など、こどもを取り巻く環境の厳しさが増している。	価値観の多様化 価値観の多様化やそれを受け入れる文化の広がりに伴い、居場所への多様なニーズが生まれている。	
理念	全てのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高め、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長し、こどもが本来持っている主体性や創造力を十分に発揮して社会で活躍していけるよう、「こどもまんなか」の居場所づくりを実現する。		
こどもの居場所づくり	<p>こどもの居場所とは</p> <ul style="list-style-type: none"> こども・若者が過ごす場所・時間・人との関係性全てが、こども・若者にとっての居場所になりえる。物理的な「場」だけでなく、遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態をとりうるものである。 その場や対象を居場所と感ずるかどうかは、こども・若者本人が決めることであり、そこに行くかどうか、どう過ごすか、その場をどのようにしていきたいかなど、こども・若者が自ら決め、行動する姿勢など、こども・若者の主体性を大切にすることが求められる。 居場所の特徴として、多くのこどもにとって、学校が居場所になっていること、個人的なもので変わりやすく、地域性や目的、人との関係性などに影響を受けるものである。 <p>こどもの居場所づくりとは</p> <ul style="list-style-type: none"> 居場所とは、こども・若者本人が決めるものである一方で、居場所づくりは第三者が中心となって行うものであるため、両者には隔たりが生じうる。 こうした隔たりを乗り越えるため、こども・若者の視点に立ち、こども・若者の声を聞きながら居場所づくりを進める必要がある。 目的や対象者へのアプローチ方法などは多様であるが、重要なことは、さまざまなニーズや特性を持つこども・若者が、身近な地域において、各々のライフステージに応じた居場所を切れ目なく持つことができることである。 		
	本指針の性質	<p>対象となる居場所の範囲</p> <p>こどもの居場所となることを目的としてつくられた場や活動はもちろん、結果としてこども・若者の居場所になっているもの（例：学校や塾、習い事など）も、内容が当てはまる部分について、本指針を十分に踏まえることが期待される。</p> <p>対象となるこども・若者の年齢の範囲</p> <p>こどもであっても若者であっても、居場所を必要とすることについては同様であるが、その必要性の強弱や提供される機能の違いを踏まえ、本指針では心身の発達過程にある「こども」を対象とする居場所づくりを中心とする。</p>	

こどもの居場所づくりに関する指針(答申案)の概要②

こどもの居場所づくりを進めるに当たっての基本的な視点

各視点に共通する事項

- ① **こどもの声を聴き、こどもの視点に立ち、こどもとともにつくる居場所**
 ー 子ども・若者の声を聴き、「居たい」「行きたい」「やってみたい」という子ども・若者の視点に立ち、こども・若者とともに居場所づくりを進めることが重要
- ② **こどもの権利の擁護**
 ー 子ども基本法等を踏まえ、こどもの権利について理解し守っていくとともに、こども自身がその権利について学ぶ機会を設けることも重要
- ③ **官民の連携・協働**
 ー 居場所の性格や機能に応じて、官民が連携・協働して取り組むことが必要

こどもの居場所づくりにおける 4つの基本的な視点



これらの視点に順序や優先順位はなく、相互に関連し、また循環的に作用するものである。

ふやす

～多様なこどもの居場所がつくられる～

- ・地域の既に居場所になっている資源やこども・若者が居場所を持っているか等実態を把握する。
- ・学校や児童館、公民館など既存の地域資源を柔軟に活用して居場所づくりを進める。
- ・新たに居場所づくりを始めたい人を、多面的にサポートする。
- ・持続可能な居場所づくりが進められるよう、ソフトとハードの両面で支える。
- ・災害においてこども・若者が居場所を持てるよう配慮する。

つなぐ

～こどもが居場所につながる～

- ・居場所に関する情報をまとめ、可視化し、見つけやすくなるようにする。
- ・こども・若者の興味に即した居場所づくりにするなど、こども・若者が利用しやすい工夫を施す。
- ・自分で居場所を見つけにくいこども・若者も、幅広い手段を講じ、居場所につながるようにする。

みかく

～こどもにとって、よりよい居場所となる～

- ・こども・若者の心身の安全が確保され、安心して過ごせる居場所づくりを進める。
- ・こども・若者が居場所づくりに参画し、こども・若者とともに居場所づくりを進める。
- ・どのように過ごし、たれと過ごすかを意識した居場所づくりを進める。
- ・居場所同士や関係機関が対話し、連携・協働した地域全体の居場所づくりを進める。
- ・環境の変化によるこども・若者のニーズに対応した居場所づくりを進める。

ふりかえる

～こどもの居場所づくりを検証する～

- ・居場所づくりの検証の必要性は高いが、効果的な指標は定まっておらず、今後の重要な検討課題である。こどもの居場所の多様性と創造性を担保しつつ、理念を踏まえた指標の検討が必要である。

児童福祉法改正を踏まえた 支援体制の強化

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）の概要

改正の趣旨

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。

改正の概要

- 1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充**【児童福祉法、母子保健法】
 - ①市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行う子ども家庭センター（※）の設置や、身近な子育て支援の場（保育所等）における相談機関の整備に努める。子ども家庭センターは、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）を作成する。
※子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを併置し
 - ②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用助奨・措置を実施する。
 - ③児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化を行う。
- 2. 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上**【児童福祉法】
 - ①一時保護所の設備・運営基準を策定して一時保護所の環境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や、里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。
 - ②困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。
- 3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化**【児童福祉法】
 - ①児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。
 - ②障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県、政令市）を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。
- 4. 児童の意見聴取等の仕組みの整備**【児童福祉法】

児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。
- 5. 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入**【児童福祉法】

児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。
- 6. 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上**【児童福祉法】

児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。
※当該規定に基づいて、子ども家庭福祉の実務者等向けの認定資格を導入する。
※認定資格の取得状況等を勘案するとともに、業務内容や必要な専門知識・技術、教育課程の明確化、養成体制や資格取得者の雇用機会の確保、といった環境を整備しつつ、その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、施行後2年を目標として検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- 7. 児童をわいせつ行為から守る環境整備（性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に先駆けた取組強化）等**【児童福祉法】

児童をわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、児童福祉施設等の運営について、国が定める基準に従い、条例で基準を定めるべき事項に児童の安全の確保を加えるなど所要の改正を行う。

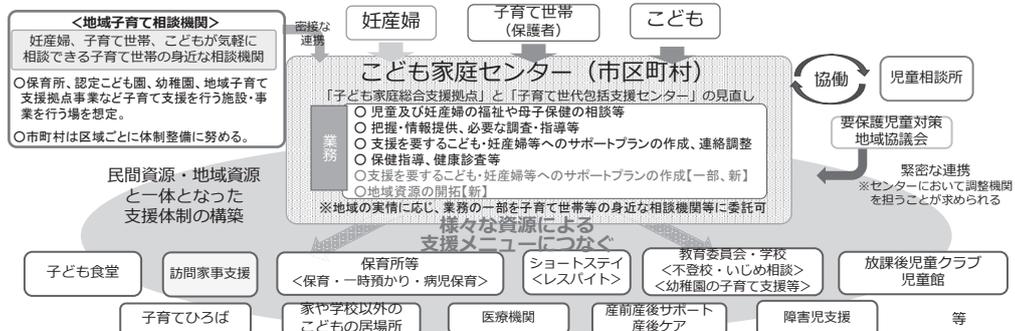
施行期日

令和6年4月1日（ただし、5は令和7年6月1日、7の一部は令和4年9月15日又は令和5年4月1日）

11

子ども家庭センターの設置とサポートプランの作成

- 令和4年改正児童福祉法により、**市区町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（子ども家庭センター）の設置に努めることとした。**
 - 施行状況
 - **子ども家庭センターのガイドライン**について、昨年12月に自治体に案をお示した上で、令和6年3月に確定版を発出。
 - 子ども家庭センターの運営費等の経費については、**地域子ども・子育て支援事業の利用者支援事業において「子ども家庭センター型」を創設して補助を実施。令和8年度中に子ども家庭センターの全国展開が図られるよう、令和9年度以降は、子ども家庭センターの要件を満たしていない場合、旧子育て世代包括支援センターの運営費及び旧子ども家庭総合支援拠点の運営費については補助対象外とする予定。**
- ※ 施行後の子ども家庭センターの設置市区町村数は現在調査中（なお、令和5年度のアンケート調査（有効回答数1,180市区町村）では、既に子ども家庭センター機能を有している自治体が12.2%、令和6年度からの設置に向けて準備している自治体が53.3%、令和7年度以降の設置を検討している市区町村が22.5%となっている。（調査期間：令和5年10月12日～10月27日）



12

子育て世帯への支援の拡充について (家庭支援事業の必要性)

こどもまんなか
こども家庭庁

家庭支援事業の創設

○令和4年改正児童福祉法により、令和6年度より以下6事業が「家庭支援事業」と整理され、市区町村は地域子ども・子育て支援事業において計画的整備を行うとともに、特に支援が必要な者に対して利用勧奨・措置が可能となりました。

	新設	既存	施行状況
家庭支援事業	子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援） > 家事・育児等に対して不安を抱えた子育て家庭等を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を行う事業	子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援） > 家事・育児等に対して不安を抱えた子育て家庭等を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を行う事業	施行状況 ※令和6年10月時点 ○ 実施要綱・ガイドラインの発出 ✓ 家庭支援事業全般 家庭支援事業の利用勧奨・措置の運用について記載したこども家庭センターのガイドライン案を令和5年12月にお示しし、意見照会を行った上で令和6年3月に確定版を発出 ✓ 子育て世帯訪問支援事業・児童育成支援拠点事業 実施要綱及びガイドラインについて、昨年12月に自治体に案をお示したうえで、令和6年3月に確定版を発出 ✓ 親子関係形成支援事業・子育て短期支援事業 実施要綱案を令和6年1月の自治体説明会でお示したうえで、令和6年3月に確定版を発出 ✓ 一時預かり事業・養育支援訪問事業 実施要綱の改正版を令和6年3月に発出 ○ 地域子ども・子育て支援事業への位置づけ、計画的整備の推進 子ども・子育て支援法上の「地域子ども・子育て支援事業」に位置づけ、市町村における「地域子ども・子育て支援事業計画」において必要な整備の見込みやその確保方策を設定することとし、その踏出の考え方を示す事務連絡を発出、計画的整備を推進。
	児童育成支援拠点事業（学校や家以外の子どもの居場所支援） > 虐待や不登校などにより、養育環境に課題のある、家や学校に居場所のない学齢期以降の子どもに居場所の提供や相談等を行う事業	児童育成支援拠点事業（学校や家以外の子どもの居場所支援） > 虐待や不登校などにより、養育環境に課題のある、家や学校に居場所のない学齢期以降の子どもに居場所の提供や相談等を行う事業	
	親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援） > こどもとの関わり方に悩みや不安を抱える子育て家庭に対して、こどもとの関わり方を学ぶためのペアレントトレーニング等を行う事業。	親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援） > こどもとの関わり方に悩みや不安を抱える子育て家庭に対して、こどもとの関わり方を学ぶためのペアレントトレーニング等を行う事業。	
	子育て短期支援事業 > 保護者の疾病や育児疲れ等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等や里親等への委託により、レスパイトケア等、必要な支援を行う事業。令和6年度より、新たに、保護者が子どもと共に入所・利用可能にすることや、子ども自らが入所・利用を希望した場合の入所・利用を可とする等の事業拡充を実施。	子育て短期支援事業 > 保護者の疾病や育児疲れ等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等や里親等への委託により、レスパイトケア等、必要な支援を行う事業。令和6年度より、新たに、保護者が子どもと共に入所・利用可能にすることや、子ども自らが入所・利用を希望した場合の入所・利用を可とする等の事業拡充を実施。	
	一時預かり事業 > 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業。令和6年度より、子育て負担を軽減する目的（レスパイト利用など）での利用が可能である旨を明確化。	一時預かり事業 > 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業。令和6年度より、子育て負担を軽減する目的（レスパイト利用など）での利用が可能である旨を明確化。	
	養育支援訪問事業 > 子育てに不安や孤立感等を抱える家庭や養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施する事業。※令和6年度より、事業内容のうち「育児・家事援助」の要素を子育て世帯訪問支援事業に移行。	養育支援訪問事業 > 子育てに不安や孤立感等を抱える家庭や養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施する事業。※令和6年度より、事業内容のうち「育児・家事援助」の要素を子育て世帯訪問支援事業に移行。	

<子ども・子育て支援交付金> 令和7年度当初予算案 2,138億円の内数(2,074億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

事業の目的

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ。

事業の概要

【対象者】 次のいずれかに該当する者

- ① 保護者に監護させることが不適当であると認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
- ② 食事、生活環境等について不適切な養育状態にある家庭等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある保護者
- ③ 若年妊婦等、出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦及びそれに該当するおそれのある妊婦
- ④ その他、事業の目的を鑑みて、市町村が本事業による支援が必要と認める者（支援を要するヤングケアラー等を含む）

【事業内容】

- ① 家事支援（食事準備、洗濯、掃除、買い物の代行やサポート、等）
- ② 育児・養育支援（育児のサポート、保育所等の送迎、宿題の見守り、外出時の補助、等）
- ③ 子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言（※）
※保護者に寄り添い、エンパワメントするための助言等。なお、保健師等の専門職による対応が必要な専門的な内容は除く。
- ④ 地域の母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供
- ⑤ 支援対象者やこどもの状況・養育環境の把握、市町村への報告



実施主体等

【実施主体】 市町村（特別区を含む）

【補助率】 国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

【補助基準額案】 ○基本分（右表のとおり利用者負担軽減加算あり）

1時間当たり	1,570円
1件当たり	930円
○事務費・管理費	1事業所当たり 564,000円
○研修費	1市区町村当たり 360,000円

利用者負担軽減加算	1時間当たり	1件当たり
①生活保護世帯	1,570円	930円
②市町村民税非課税世帯		
③市町村民税所得割課税額77,101円未満世帯		
※②については1世帯あたり96時間/年を超えた場合、1時間当たり1,260円、1件当たり740円		
※③については1世帯あたり48時間/年を超えた場合、1時間当たり940円、1件当たり560円		

<子ども・子育て支援交付金> 令和7年度当初予算案 2,138億円の内数(2,074億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

事業の目的

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る。

事業の概要

【対象者】 次のいずれかに該当する家庭

- ① 保護者に監護させることが不適当であると認められる児童及びその保護者若しくはそれに該当するおそれのある児童及び保護者
- ② 保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童及び保護者若しくはそれに該当するおそれのある児童及び保護者
- ③ 乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問事業の実施、学校等関係機関からの情報提供、その他により市町村が当該支援を必要と認める児童及びその保護者

【事業内容】

児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う。



実施主体等

【実施主体】 市町村（特別区を含む）

【補助率】 国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

【補助基準額案】 ○基本分（右表のとおり利用者負担軽減加算（1人当たり）あり）

1講座（4回分）	90,080円
講座内の実施回数が増える場合、22,520円ずつ加算（※）	
※実施回数が10回を超える場合は、以降同額。	
○親子関係形成支援プログラム資格習得支援	
1市町村当たり	100,000円

利用者負担軽減加算	1回当たり
生活保護世帯	2,250円
市町村民税非課税世帯	1,800円
市町村民税所得割課税額77,101円未満世帯	1,350円

<子ども・子育て支援交付金> 令和7年度当初予算案 2,138億円の内数(2,074億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

事業の目的

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る。

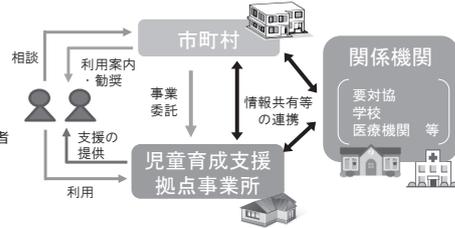
事業の概要

【対象者】 次のいずれかに該当する家庭

- ① 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある児童等、
養育環境に関して課題のある主に学齢期以降の児童及びその保護者
- ② 家庭のみならず、不登校の児童や学校生活になじめない児童等、
家庭以外にも居場所のない主に学齢期以降の児童及びその保護者
- ③ その他、事業の目的に鑑みて、市町村が関係機関からの情報により
支援を行うことが適切であると判断した主に学齢期以降の児童及びその保護者

【事業内容】

- ① 安全・安心な居場所の提供
- ② 生活習慣の形成(片付けや手洗い、うがい等の健康管理の習慣づけ、等)
- ③ 学習の支援(宿題の見守り、学校の授業や進学のためのサポート、等)
- ④ 食事の提供
- ⑤ 課外活動の提供(調理実習、農業体験、年中行事の体験や学校訪問等)
- ⑥ 学校、医療機関、地域団体等の関係機関との連携及び関係構築
- ⑦ 保護者への情報提供、相談支援
- ⑧ 送迎支援(地域の実情に応じて実施)



実施主体等

【実施主体】市町村(特別区を含む)

【補助率】国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

【補助基準額案】 ※週5日開所の場合。開所日数により異なる

○基本分	1事業所当たり	16,368千円(※)	○長時間開所加算	
○ソーシャルワーク専門職員配置加算	1事業所当たり	2,295千円	(1)平日分	年間平均時間数1時間当たり 1,001千円(※)
○心理療法担当職員配置加算	1事業所当たり	2,295千円	(2)長期休暇等分	年間平均時間数1時間当たり 238千円(※)
○送迎加算	1事業所当たり	1,451千円(※)	○賃借料補助加算	1事業所当たり 3,000千円
			○開設準備経費加算	1事業所当たり 4,000千円

<子ども・子育て支援交付金> 令和7年度予算案 2,138億円の内数(2,074億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

事業の目的

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る。

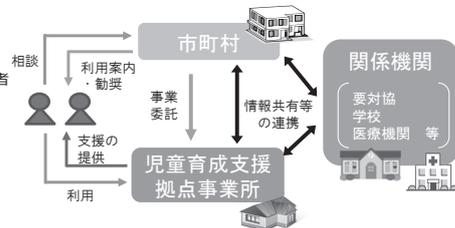
事業の概要

【対象者】 次のいずれかに該当する家庭

- ① 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある児童等、
養育環境に関して課題のある主に学齢期以降の児童及びその保護者
- ② 家庭のみならず、不登校の児童や学校生活になじめない児童等、
家庭以外にも居場所のない主に学齢期以降の児童及びその保護者
- ③ その他、事業の目的に鑑みて、市町村が関係機関からの情報により
支援を行うことが適切であると判断した主に学齢期以降の児童及びその保護者

【事業内容】

- ① 安全・安心な居場所の提供
- ② 生活習慣の形成(片付けや手洗い、うがい等の健康管理の習慣づけ、等)
- ③ 学習の支援(宿題の見守り、学校の授業や進学のためのサポート、等)
- ④ 食事の提供
- ⑤ 課外活動の提供(調理実習、農業体験、年中行事の体験や学校訪問等)
- ⑥ 学校、医療機関、地域団体等の関係機関との連携及び関係構築
- ⑦ 保護者への情報提供、相談支援
- ⑧ 送迎支援(地域の実情に応じて実施)



実施主体等

【実施主体】市町村(特別区を含む)

【補助率】国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

<子ども・子育て支援交付金> 令和7年度概算要求額 2,431億円の内数+事項要求 (2,074億円の内数)

事業の目的

保護者の疾病その他の理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらの子ども及びその家庭の福祉の向上を図る。

事業の概要

(1) 短期入所生活援助(ショートステイ) 事業

保護者の疾病や育児疲れ、仕事等の事由により子どもの養育が一時的に困難となった場合や保護者の育児不安や過干渉等により、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合には、児童養護施設等で一定期間子ども及び保護者を預かる事業。

【対象者】 次の事由に該当する家庭の子ども又は親子等

- 子どもの保護者の疾病、育児疲れ等、身体上又は精神上的の事由
- 出産、看護、事故など家庭養育上の事由
- 冠婚葬祭、出張や公的行事への参加など社会的な事由
- 養育環境等に課題があり、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合
- 保護者が児童と一緒にレスパイト・ケアや、児童との関わり方、養育方法等について、親子での利用が必要である場合
- 経済的問題等により緊急一時的に親子の保護が必要な場合



(2) 夜間養護等(トワイライトステイ) 事業

保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭において子どもを養育することが困難となった場合や保護者の育児不安や過干渉等により、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合、その他緊急の場合において、子ども及び保護者を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業。

【対象者】

- 保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となる家庭の児童及び養育環境等に課題があり、一時的に保護者と離れることを希望する児童
- 保護者が児童と一緒にレスパイト・ケアや、児童との関わり方、養育方法等について、親子での利用が必要である場合



実施主体等

【実施主体】 市町村(特別区を含む) 【補助率】 国1/3、都道府県1/3、市町村1/3
【補助単価】 以下参照

※()は令和6年度単価額。赤字の単価額は、直近の動向を踏まえ単価の見直しを行ったもの

※その他、ひとり親家庭等の優先的な利用を進め、その利用料減免を実施する場合や、養育環境等に課題があり一時的に保護者と離れることを希望する児童の利用料を免除する場合に利用負担軽減加算あり

1 運営費

(1) 短期入所生活援助(ショートステイ) 事業

- 2歳未満児、慢性疾患児 年間延べ日数 × 9,210円 (8,650円)
- 2歳以上児 年間延べ日数 × 5,200円 (4,740円)
- 親子入所利用保護者及び緊急一時保護の親 年間延べ日数 × 1,340円 (1,200円)
- 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 実施日数 × 1,860円

(3) 専従人員配置支援 1事業所当たり 6,497千円

2 開設準備経費(改修費等) 4,000,000円

(2) 夜間養護等(トワイライトステイ) 事業

- ア 夜間養護事業
 - (ア) 基本分 年間延べ日数 × 1,250円 (900円)
 - (イ) 宿泊分 年間延べ日数 × 1,250円 (900円)
- イ 休日預かり事業 年間延べ日数 × 2,310円 (2,010円)
- ウ 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 実施日数 × 1,860円

子育て短期支援事業の実績

○子育て短期支援事業 実施場所別(令和4年度)

施設類型	箇所数	
	ショート	トワイライト
児童養護施設	518	302
母子生活支援施設	107	57
乳児院	142	60
保育所	15	15
ファミリーホーム	85	36
その他	107	73
計	974	543

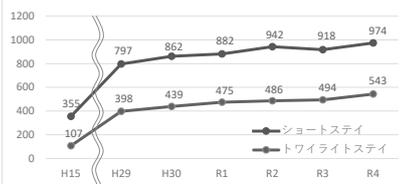
※ 実施か所の約5割が児童養護施設で実施

※【その他】の施設例

- ・こども家庭センター
- ・福祉センター
- ・助産院
- ・病院
- ・放課後等デイサービス事業所
- ・自立援助ホーム
- ・介護福祉サービス事業所(デイサービス等)
- ・NPO独自事業
- ・福祉型障がい児入所施設
- ・老人ホーム 等

○子育て短期支援事業(実施か所数・各年度実績)

○子育て短期支援事業(実施か所数・各年度実績)



※ なお、上記以外に、里親等への委託も行われている。
令和4年度実績：ショートステイ…1,646人、トワイライトステイ…588人
※ 令和4年度の取組自治体数：982市町村

(参考) 子育て短期支援施設数調査【令和4年度】
※ファミリーホームのみ総施設数は令和3年度参考

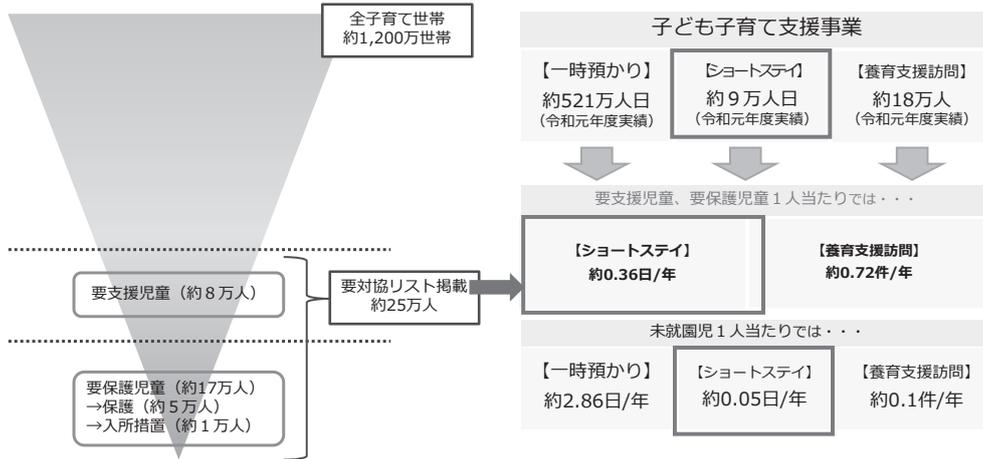
(家庭支援係 独自調査)

施設	取組施設数	総施設数		実施率
		(うち公営)	(うち私営)	
児童養護施設	518	610	7	84.9%
母子生活支援施設	107	204	18	52.5%
乳児院	142	144	5	98.6%
保育所	15	22524	6718	0.1%
ファミリーホーム	85	446	—	19.1%
その他	107	—	—	—
合計	974	—	—	—

子育て支援の供給量が足りない

◆ 現在の供給量は、必要とされている水準と比べて整備が遅れている。

- 支援の供給量としては、令和元年度実績を見ると、一時預かり事業については約521万人日、子育て短期支援事業のショートステイにあっては約9万人日、養育支援訪問事業は約18万件となっている。
- 要支援児童・要保護児童1人当たりでは、ショートステイは約0.36日/年、養育支援訪問事業は約0.72件/年の利用にとどまっている。
- ※ 未就園児（182万人）1人当たりでは、一時預かり事業は約2.86日/年、ショートステイは約0.05日/年、養育支援訪問は約0.1件/年

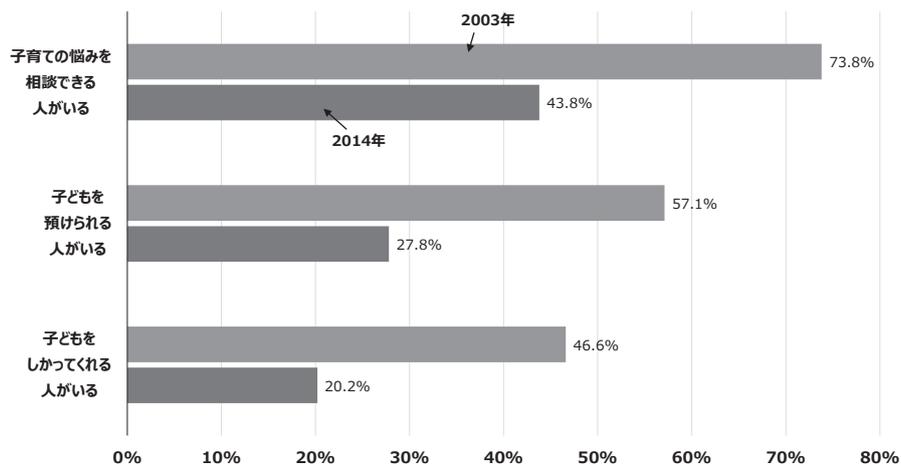


(出典) 令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ

21

なぜ、家庭支援事業の実施が必要なのか

地域の中での子どもを通じたつきあい



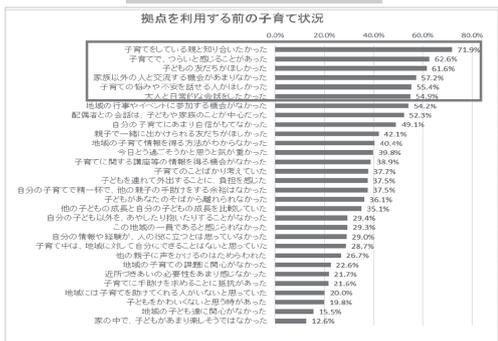
(出所) 内閣府「令和元年版 少子化社会対策白書」、UFJ総合研究所「子育て支援策等に関する調査研究」（厚生労働省委託）（2003年）、三菱UFJリサーチ&コンサルティング「子育て支援策等に関する調査2014」（2014年）を基に作成。

22

なぜ、家庭支援事業の実施が必要なのか

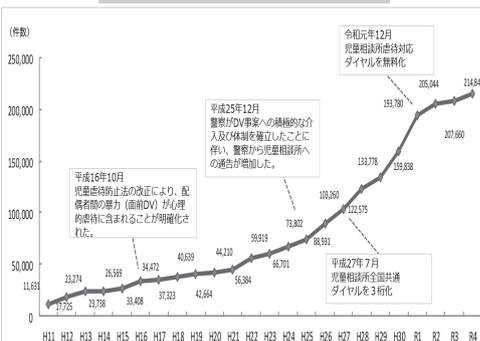
子育てを取り巻く環境について、核家族化・共働き世帯増加などの家族構成の変化、地域のつながりの希薄化等により親族や友人からの支援を受けづらい環境に置かれており、**孤立感や不安感を抱えながら子育てを行っている現状**があります(図1)。児童虐待の相談対応件数が増加傾向にある中(図2)、児童虐待の防止等を図り、こどもの健全な育成を図るためには、**養育環境が深刻な状況になる前に、こどもが育つ家庭環境・養育環境に係る支援を提供することが求められます。**

(図1) 孤立した育児の実態



(出典) NPO法人子育てでひろはる全国連絡協議会「地域子育て支援拠点における「つながり」に関する調査研究事業報告書」(2017年)
 (全国の地域子育て支援拠点事業を運営する団体(計240団体)の利用者について、各団体において任意の期末日・時間1日1拠点あたり10人程度に無作為に配布するよう依頼し回答を得たもの(有効回答数1136人))

(図2) 児童虐待相談対応件数の推移



(出典) 厚生労働省「福祉行政報告書」

こどもまんなか
こども家庭庁

ビジョン 05

こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す

こどもや子育てに直接関わりがある人も、ない人も、
 全ての人がこどもの育ちにとって大切な役割を担っています。

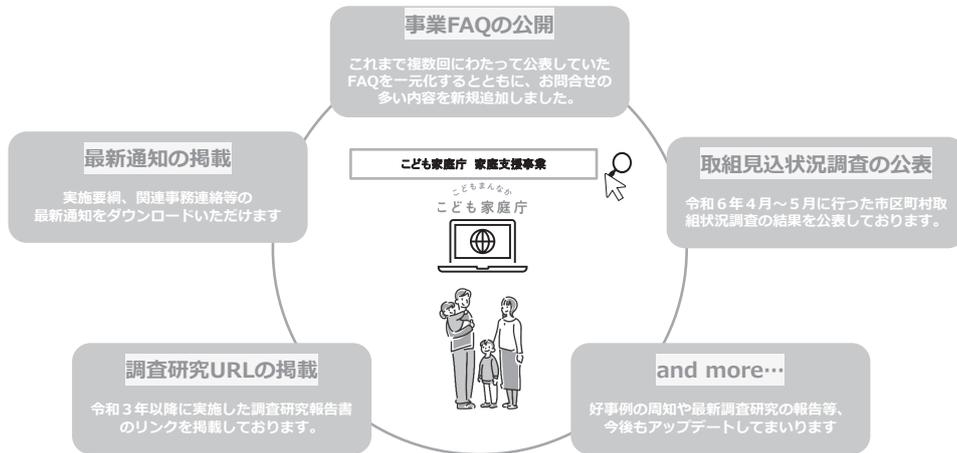
- こどもにとっては、周りの全ての人が育ちを支え、応援してくれる存在です。
- 地域において、様々な人が関わり合い、繋がっていくことで、こどもの育ちを支える環境や社会の厚みが増していきます。
- 社会の全ての人がそれぞれの立場でこどもの育ちを支え、応援する『こどもまんなか社会』を目指していきます。



NEW !

家庭支援事業Webページについて

事業に取り組む・取り組もうとする自治体及び民間団体が最新情報を把握できるよう、関連情報を一元化いたしました。



取り組みレポート

「会計年度任用職員福祉職における待遇改善と地位向上」について

青森県職労 母子・父子自立支援員 森内 純子

2024年6月の改正(総行第49号別紙2)により、会計年度任用職員の公募によらない再度任用の見直しで、北海道他の母子・父子自立支援員から「上限回数撤廃された」との情報が耳に入りました。この改正をどんなに望んできたことでしょうか。しかし私が所属する自治体は、青森県職労の交渉において検討の予定なしとの回答でした。組合は3月交渉でも取り上げると話していますが、組合交渉を後押しする情報やデータがあれば交渉の応援材料になるのではと思います。なによりこの改正がウェーブを起こして全国自治体に波及することを願うばかりです。

ほんの一部の自治体が、会計年度任用職員の公募によらない再度任用の見直しで、継続上限回数撤廃をしました。その前に、通勤手当、期末手当、勤勉手当の待遇ができました。会計年度任用職員の身分で働くひとり親家庭はとても喜びこどもの高等教育への道に希望を持ちました。一気に改善となりませんが、確実に良い方向に向かっています。一方、何も改善しない自治体もまだまだあります。

昨年のレポートでお伝えしたようにいまだボーナスが出たのに年収がほとんど

変わらず等、格差社会の底辺の待遇で福祉現場を頑張る母子・父子自立支援員等に、全国格差のない待遇と環境が与えられて生活が安定することに支援をお願いします。直接交渉をする地域の単組が奮い立って自治体に交渉することで実現をお願いします。

地方自治体の品質にも格差があり、人権に対する意識や制度の理解度の低さに、交渉するのは難易度の高い作業と十分承知しています。そこを自治労の知恵と知見のバックアップで、奮い立つ単組がもっと奮い立って、地方自治体と交渉して勝ち取り、全国にいる母子・父子自立支援員等の身分、職、生活の安心・安全の実現を重ねてをお願いします。

最後に、私共のように福祉職の専門性が高い職に対して、会計年度任用職員のカテゴリーであっても特別職のような専門職の枠組みをつくることを希望します。相談業務は知見が必要です。知見を貯めるには自己研鑽と経験が必要です。事務補助の会計年度任用職員と性質が違います。希望する専門職の枠組は、専門職の認識を高めて、待遇改善と地位向上になることへの期待を込めています。

職場の状況について

鳥取県中部総合事務所県民福祉局地域福祉課
(鳥取県女性相談支援センター／DVセンター)
社会福祉主事 太田 裕美

鳥取県では、児童相談所、療育機関、児童自立支援施設、精神保健福祉センター等、各福祉職場があります。県では、そうした福祉職場に配置するために、社会福祉士や精神保健福祉士、心理士、保育士等、毎年一定数の福祉職職員の採用を行っています。

福祉職で採用された後は、3～5年の周期で様々な職場に異動があります。

採用後は基本的には現場職、相談職等、さまざまな職場に異動があり、複数個所経験を積むようになっていきます(その通りにはなっていませんが)。

私は、県職員として採用後に、療育機関、児童相談所の一時保護課で児童指導員、児童自立支援施設を経て、2019年度から、女性相談支援センター、当時の名称では婦人相談所(西部地区)勤務となりました。2019年度～2023年4月末まで西部地区の女性相談支援センター、2023年5月から現在は中部地区の女性相談支援センターに勤務しています。

私が現在勤務している、中部総合事務所県民福祉局地域福祉課(中部地区の女性相談支援センター・DVセンター)は、女性相談担当は(なぜか)ひきこもり相談担当も兼務しており、課長補佐、当職(主事級)、会計年度任用職員(専門職採用)の3人で回しています。同じ課に生活保護担当、ひとり親担当(いずれも行政職)もあります。児童相談所と同じで、女性相談業務も、24時間DV等の通告や相談対応をしなければならず、公用携帯の所持や待機があります。女性相談の公用携帯は同じ課の各担当の役職付き職員にも協力をえてローテーションを組んでいるところです。一応、組合協定で『組合員は』月7日以下の所持という話にはなっています。

鳥取県は人口最小県でありながら、県を3つの地域に区切って行政単位としています。そのため、児童相談所、女性相談支援センターも県内3カ所にあります。児童相談所は県内各所に一時保護所があり、女性相談支援センターは、東部地区に児童相談所と併設の女性の一時保護所があります。西部地区、中部地区において、女性相談支援センターは各総合事務所内に設置されていることから、女性の一時保護は民間施設等に委託して行っています。

ちなみに、人口は県庁所在地のある鳥取市(東部地区)、次いで米子市(西部地区)が多く、地区で言うと、市町村数が多い西部地区が全体で見た人口が多い構図となっています。

福祉の職場に限らず、「中部地区は人口も市町村も少ないから配置人数も少なくていいでしょ」とされがちで、必要最小人数の配置しかされせん。しかし、東部地区や西部地区に劣らず、児相や女性相談支援センターは職員配置の割には相談件数が多く（なんなら中部の当職が所属する女性相談支援センターのDV一時保護件数が県内で一番多かったり・・）、勤務職員は疲弊しています。

もともと東部地区では、児童相談所と女性相談支援センターはひとつの建物に（2階には精神保健福祉センターがある）、『福祉相談センター』として設置されていました。西部地区と中部地区は児童相談所と女性相談支援センターは別々の建物にあり、別の組織として運営されてきました。しかし、児童虐待と（多くは女性の）DV被害とは、みなさまご存じのとおり、切っても切り離せない問題です。東部地区の『福祉相談センター』では組織一体として取り組みをされていますし、西部地区、中部地区でも組織は異なれども協働しながら対応を行ってきました。

2021年度から、組織体系の見直しがなされ、西部地区、中部地区でも、建物は異なれど、児童相談所と女性相談支援センターは総合事務所の同一組織となりました。同一組織となったこともあり、特に中部地区の児相では、一時保護所の宿直ローテーションを総合事務所の福祉職も担っています（夜間は職員2人で宿直体制組まないといけないことになりまして、当職も月1回当番がきます）。私は児相勤務の経験があるため様子が分かっていますが、勤務経験のない職員にとっては、自らの業務を回しながら宿直もこなさないとならず大変な想いをしています。だからこそできる、児相との連携があるのも事実ですが。

私の所属する課は、前述したとおり、福祉職が（会計年度任用職員含め）3人しかおらず、課長や統括補佐は行政職のため、福祉的観点や視点がなかなか伝わらず、何か協議する際に、まずは「福祉とは、福祉の視点とはかくいうもの・・」「DV被害者心理とはかくいうもので・・」等とレクチャーを挟まないと視点が交わらないことがあり苦慮しています。ただ、福祉世界に捕らわれず、様々な職場の経験のある行政職の視点や知恵、人脈を活用することもでき、大変ですがメリットもあり、大変勉強になる日々です。

中部地区は市町村や民間等の関係機関の距離が近く、顔の見える付き合いを良くも悪くもしていかなければなりません。しかし、だからこそできる『協働』があったり、密な相談者への関りができたりと、日々充実して働いています。

本集会で出会えるみなさまの職場や仕事の状況を聞き、自らの仕事を振り返る機会となること、いただいた視点や知恵を今後の自身の働き方やキャリア形成に役立てることを楽しみにしています。

職場での気になりについて

鳥取県中部総合事務所県民福祉局倉吉児童相談所
保健師 湊 弓恵

私は、職場において大きく分けて2点の気になりがあります。

1点目は、人材面・金銭面での他所属と比べた切迫感についてです。職場において人手はもちろん、特にお金のやりくり等で、他所属以上に切り詰めることが求められているような不思議な感覚があり、気になっております。私の所属では日常にお金が無いことが度々話題にあがり、執務室の物品のほとんどが非常に古く、他所属ではほとんど使われていないような痛み具合のイスや事務用品が、丁寧になんとか使い続けられている現状があります。

なぜこのような他所属との差が生じているのでしょうか。私は児童相談所以外での所属経験のある方とお話し、次のような事情によるのではないかと考えております。

児童相談所には、福祉司や心理司等、多くの専門職の方が在職しております。私の所属する児童相談所も同じく多くの専門職の方がおられ、また人口規模に比例した職員配置数等の都合から、内1人が正規の事務職として配置されております。事務職さんにおいては、所の予算のことから庶務に関わることまで、非常に手広く煩雑な業務をいつも丁寧に行なってくださっております。しかし、その反面、配置が少なくあまりに多忙で、他所属との差を生む一助となっているのではないかと感じております。これまでの自身の他所属での経験を振り返ると、経験を積まれた事務職の方が予算や人手を確保する場面で、所属長等と協議の上、大きく活躍する姿を見てきました。児童相談所は現場での職務が多く、どうしても職場を整えるような動きは後手になりやすいと思われるため、事務職員の配置数が少ないことでより切り詰めた現状でやらざるえない状況となっているのではないかと考えました。

加えて、人材面においても不足を感じております。私の所属する児童相談所は一時保護所が併設されているのですが、前述のとおり職員規模が小さく、一時保護の担当課以外の者も宿日直業務の当番に参入しております。この当番業務負担の軽減化等を目的に、R5年度に組織改変があり、圏域総合事務所の傘下に入ることによって、宿直業務について週に1度、総合事務所から応援勤務をいただけるようになっております。

確かにありがたさを感じる反面、この応援体制は週に1度の固定的なものであり、流動的なものではないため、所属における職員の負担感は変わらず大きい

ままであるように考えます。当所では今年度、夏や秋もさることながら、特に12月に上り調子で、多くの通告対応等があり、非常に業務過多な状況を迎えておりました。12月の通告件数は30件近く、職員は連日、私生活や睡眠時間を削って何とか仕事をこなす現状があったように思います。子どもの福祉を守る仕事にやりがいを感じる反面、緊急対応や日頃の残業等、あまりに私生活が疎かになると疲弊感がつのります。コロナ等の災害対応時は、仕方がないこととして流動的な支援体制がつくられていたのに対し、児童相談所の運営においては、業務の性質もあってか全くそういった体制が見えず、難しさを感じております。また、県職員特有の課題ですが、私の所属では半数以上の職員が遠距離通勤をしており、日々通勤に2時間以上を費やしています。激務時、配慮が得られやすいよう改善に向かえばと願っております。

2点目は、業務上の連携についてです。

鳥取県では各児童相談所へ保健師の配置（各1人）が行われており、一時保護児童や相談者等へ保健的支援等を行なっています。

公衆衛生学において、児童相談所は（予防的ポピュレーションアプローチよりも現場対応業務が多く、）どちらかと言えば川下側に位置すると考えられるかと思えます。しかし、1つの現場として仕事に携わる中で、圏域の様々な地域としての特徴を掴める場所であるとも感じております。例えば、市町村ごとで過不足していると思われるサービスや、職員の経験等の差、認識の食い違い、市町村や地域で何となく存在する差のようなもの等、得られる気づきは様々だと思えます。確かに、児童相談所はそれらを解決に向けていく能力を有している一方で、どうしても緊急対応等での対応が多く対応が困難である実情もあるのではないかと思います。また、現場対応があまりに多く、公衆衛生学における上流へのアプローチ等の考え方は文化としても基本的には薄いように感じております。公衆衛生学的な動きをとれるもしくは、連携のための役割を担う職員配置や連携がなければ、所属児相で踏ん張り、頑張り続けることを求められ続けるのではないかと考えます。例えば、我が県では保健所に配置されている母子保健担当の保健師を児相配置に変更し、配置数を増やす等し、予防的な視点でも課題解決に向かっていきやすい仕組みが作れたら良いのではないかと、一案として思えます。なれば、人員は2人です。（現場での対応だけでなく、）地域の課題を抽出し、虐待に限らず一連の子育て支援の中で起こっていることとして、問題解決へのアプローチを検討することができると思えます。

以上です。拙い意見ではありますが、より良い職場環境づくりの推進の一助となれば幸いです。

参 考 资 料

資料 ①

(出典：厚生労働省)

生活保護法等の改正について

1. 子どもの貧困への対応

① 高卒就職者等への新生活立ち上げ費用の支給

公布日（令和6年4月24日）施行
※令和6年1月1日遡及適用

改正の趣旨・効果

- 生活保護受給世帯の子どもが高等学校等を卒業後に就職して自立する際、新生活の立ち上げ費用として一時金を支給する。
- ✓ 本人の希望を踏まえた選択に基づいて、高等学校等を卒業後に安定した職業^(※)に就くこと等により自立する際、新生活の立ち上げ費用として給付金を支給することで、生活基盤の確立に向けた自立支援を図ることができる。
(※)「安定した職業」とは、おおむね6か月以上雇用されることが見込まれ、かつ、最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることが見込まれるもの

改正への対応イメージ

○支給対象者

- 高等学校等を卒業後、就職等することが確実に見込まれる、18歳に達する日以後の最初の年度末までの間にある者
- ※ 従来、生活保護受給世帯の子どもが大学等に進学する際に、給付金を支給しているのに加えて、上記の支給対象者にも支給する。大学等に進学する際の給付金の支給要件等については、従来から変更なし。
- ※ 支給対象者には、①高等学校等を卒業後、引き続き就職に必要な知識及び技能習得を行った上で、引き続き就職等をする場合や、②中学校卒業後に就職等をする場合（高校中退者を含む）も含む。

○支給額

- ・ 自宅外 30万円
- ・ 自宅 10万円（保護廃止の場合）

遡及分の支給状況について

- 6月末時点での遡及分の支給状況をみると、申請率が8割を超える自治体がある一方で、低調な自治体も見られる。
- 令和6年4月24日付けの事務連絡で願っているとおり、遡及適用の対象者については、システム改修を待たずに支給いただくようお願いしたい。
- なお、現時点における進捗の主な阻害要因となっているシステム改修及び申請等が一定程度進捗することが見込まれる、令和6年12月末時点における支給状況について、別途調査させていただく予定である。

1. 子どもの貧困への対応

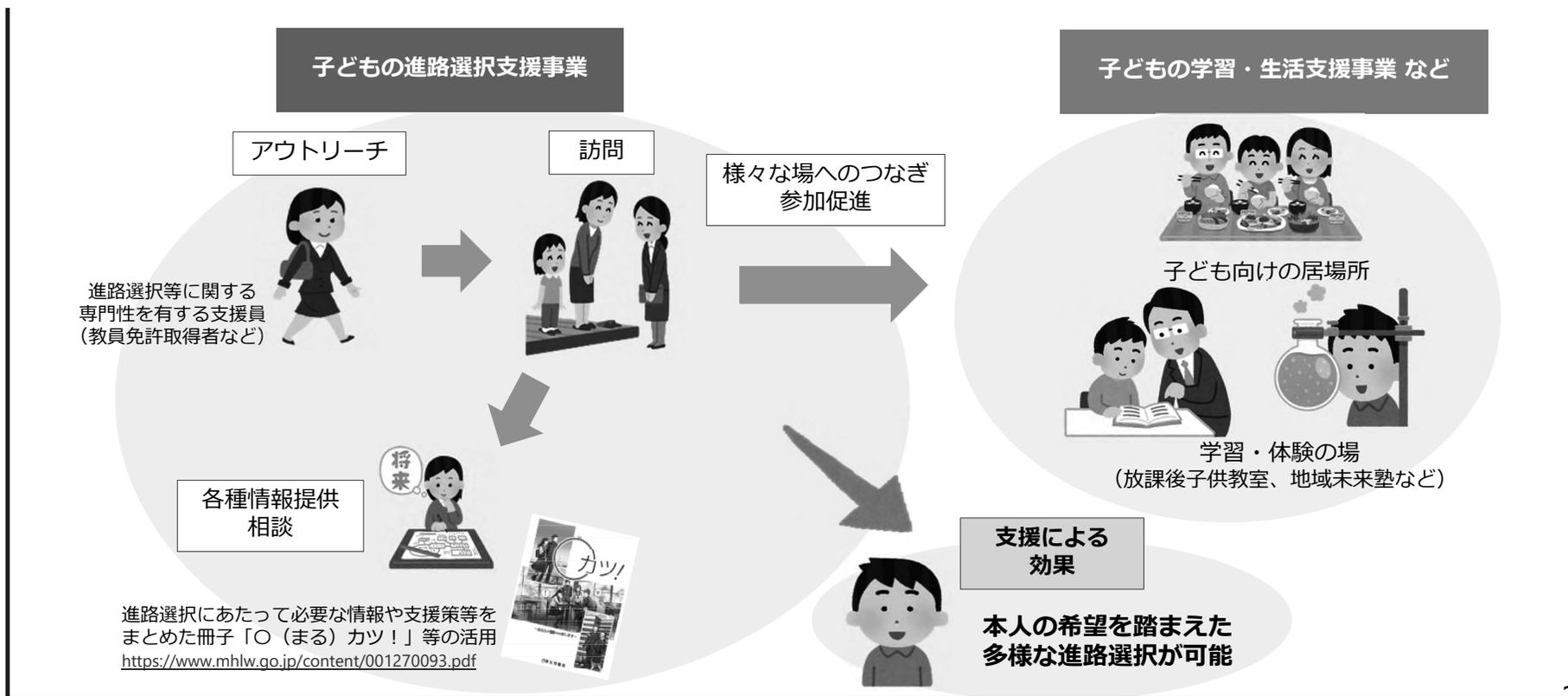
② 生活保護受給中の子育て世帯へのアウトリーチ事業の任意法定化

令和6年10月1日施行「子どもの進路選択支援事業」

改正の趣旨・効果

- 生活保護受給中の子育て世帯に対し、専門性を有する支援員の訪問等のアウトリーチ型手法により、学習・生活環境の改善、進路選択や奨学金の活用等に関する相談・助言を行うことができるよう、自治体の任意事業として法定化。（国庫補助率2/3）
- ✓（貧困の連鎖の防止に向け、）進学・就職・職業訓練など本人の希望を踏まえた進路選択を支援

改正への対応イメージ



「子どもの進路選択支援」に係る先行的な取組状況 (厚生労働省によるヒアリング結果)

自立支援プログラムにおいて、訪問による親子の状況確認（生活状況、通学状況等）や情報提供・相談助言、学習支援事業や居場所支援事業等へのつなぎ、学校関係者（担任、教頭等）との連携や情報共有を行っている自治体からヒアリング

プログラム(R3実績)	プログラム数	自治体数	参加者数
中学生・高校生等への支援を行っているプログラム	128	89	10,281人
(参考)学習・生活支援事業を活用したプログラム	212	155	15,902人

	子どもの進路選択支援事業（概要）	自立支援プログラムにおける先行的な取組の状況（ヒアリング結果）
実施方法	直営、委託いずれも可	<ul style="list-style-type: none"> 多くの自治体では直営で実施。 自治体の実情に応じて委託するケースもあり（障害を抱える対象世帯が多いため、支援体制が整っている事業者に委託するなど）。
支援員	本事業による支援を適切に行うことができる者 ・教員免許取得者、社会福祉士等の資格を有する者 ・進路選択等の教育分野の専門知識を有する者 ・子育て世帯への支援業務の経験を有する者 など	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉士又は教員免許取得者を配置する自治体が多い。 複数配置の場合も、社会福祉士・教員免許取得者に加えて、市職員OBを配置している自治体もある。
支援対象者	子どもの進路選択における教育、就労及び生活習慣に関する問題を抱えている被保護世帯のうち、自立を助長する観点から本事業を実施することが効果的と考えられ、本事業への参加を希望する世帯（対象年齢層は任意）	<ul style="list-style-type: none"> 中学生（3年生を中心に高校進学のため）、高校生（中退防止のため1～3年生を対象）が中心。 自治体によっては、小学生（養育支援を重点実施）や高校中退者（就労支援等）も対象。
訪問頻度	対象世帯の自宅等に訪問するアウトリーチ型の手法により実施することが原則（頻度は任意） 必要に応じて、情報通信機器を活用した手法も可能	<ul style="list-style-type: none"> 多くの自治体は月1回程度訪問実施。世帯の状況に応じて臨機応変に実施。進路選択期（7～8月頃）や受験の時期（1～2月頃）、奨学金の申請時期（10月ころ）を手厚くするなど。 一部自治体ではオンライン相談を実施。
支援内容	(1)進路選択に関する支援 (2)学習・生活環境の改善に向けた支援 (3)居場所への参加支援 (4)関係機関との連絡調整 (5)その他貧困の連鎖の防止に資すると認められる支援	<ul style="list-style-type: none"> 通学状況や健康状況等の確認 各種奨学金等の情報提供 子どもの学習・生活支援事業の情報提供や同行支援 学校や教育委員会などの関係機関との連絡調整・情報共有 など

2. 被保護者に対する自立支援の強化等

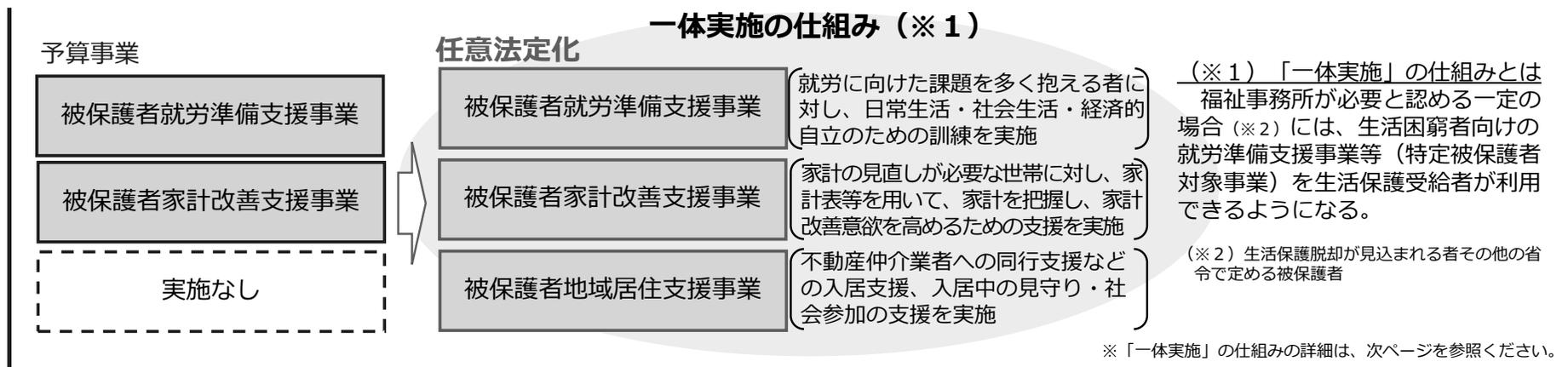
①② 被保護者就労準備支援事業等3事業の任意法定化と一体実施

令和7年4月1日施行

改正の趣旨・効果

- 生活保護受給者向けの就労準備支援事業、家計改善支援事業、地域居住支援事業を任意法定化するとともに、生活困窮者向けの就労準備支援事業、家計改善支援事業、地域居住支援事業（特定被保護者対象事業）を、福祉事務所の関与のもと、生活保護受給者も利用することができることとする。
- ✓ 生活保護受給者向けの3つの事業を法定化することで、多くの生活保護受給者が支援を受けられるようになる。
- ✓ 生活保護制度と生活困窮者自立支援制度の一方から他方へ移行する者の支援の一貫性・継続性が確保できる。
- ✓ 事業の対象者の拡大により事業の利用者数の増加が見込め、地域資源を有効活用することができることとともに、多様な利用者の支援を行うことによりノウハウが蓄積できることで、支援の質が向上する。
- ✓ 生活保護制度と生活困窮者自立支援制度の両方の事業を受託している事業者の事務負担が軽減されるとともに、自治体全体としても業務量を軽減しつつ支援を充実させることができる。

改正への対応イメージ



2. 被保護者に対する自立支援の強化等

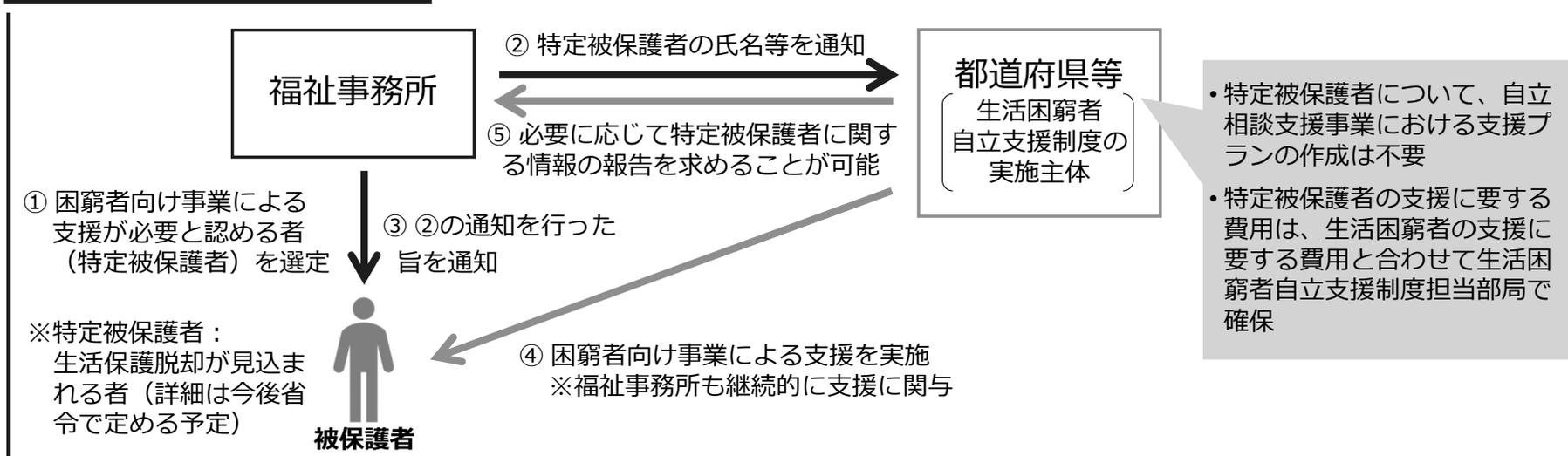
② 生活保護受給者が生活困窮者向けの就労準備支援事業等を利用できる一体実施の仕組みの創設

改正の趣旨

令和7年4月1日施行

- 就労準備支援事業・家計改善支援事業・地域居住支援事業（困窮者向け事業）について、新たに「特定被保護者」を事業の対象とし、生活困窮者と同様に支援を行うことができることとする。

改正後の業務イメージ



ポイント

- 地域の被保護者・生活困窮者の状況や、両制度における各事業の実施状況等に応じた実施方法が重要。
- 両制度の担当部局、福祉事務所、自立相談支援機関、各事業の受託事業者等の間で、あらかじめ特定被保護者の困窮者向け事業の利用に関する手続き等をあらかじめ関係者間で調整することが望ましい。

<調整事項の例>

- 特定被保護者が困窮事業を利用する場合の手続き（流れ）
- 福祉事務所の関わり方
- 困窮者・特定被保護者の利用者数の見込み 等

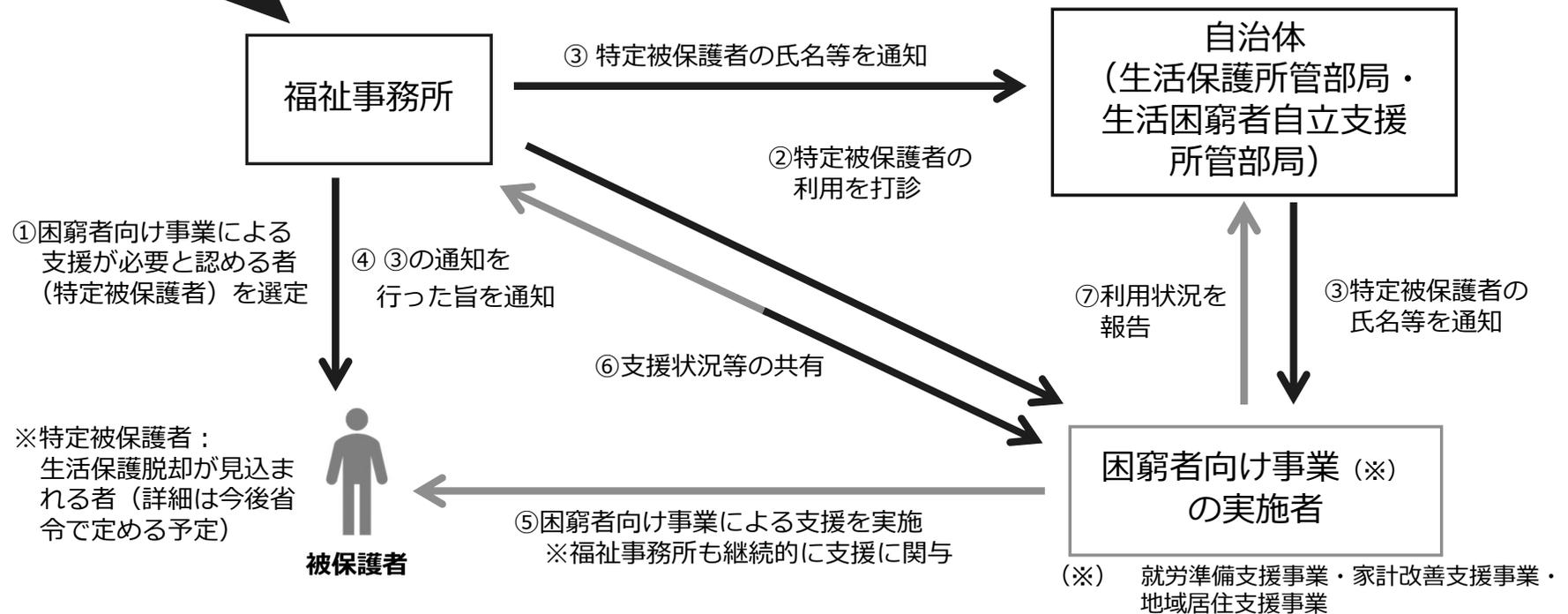
特定被保護者による生活困窮者向け事業の利用の流れ（イメージ）

- ＜困窮者向け事業の利用が有効な事情＞
- ・ 被保護者向け事業を実施していない
 - ・ 対象者が、被保護者向け事業の対象者層に合わない 等

＜一体実施に向けた準備＞

- ・ 福祉事務所、自立相談支援機関、各事業の受託事業者等の中で、特定被保護者による困窮者向け事業の利用に関する手続き等をあらかじめ関係者間で調整

（例）利用する場合の手続き（流れ） ・ 福祉事務所の関わり方 等



2. 被保護者に対する自立支援の強化等

③ 就労自立給付金の算定方法の見直し

令和6年10月1日施行

改正の趣旨・効果

- 生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条の4の規定により安定した職業に就いたこと等により保護を必要としなくなったと認められたものに対して支給される就労自立給付金の支給額の算定方法について、早期に保護が廃止された場合の最低給付額を引き上げるなどの就労期間に応じたメリハリを付ける見直しを行う。
- ✓ 生活保護の早期廃止に向け、就労自立給付金がより効果的な就労インセンティブとなる。
 - ※ 改正前後の状況を把握するため、令和6年9月及び令和7年2月に、各福祉事務所の協力を得て受給者等に向けたアンケートを実施予定。

改正への対応イメージ

- 支給要件：安定した職業に就いたこと等により保護を必要としなくなったと認められたもの
- 支給時期：世帯を単位として保護廃止時に一括支給
- 再受給までの期間：原則3年間
- 算定方法：「基礎額（※1）」と「算定対象期間（※2）における就労収入額（※3）に10%を乗じて算定した額」の合計額又は上限額（※4）のいずれか低い額とする。
ただし、支給額の下限は単身世帯は2万円（複数世帯は3万円）とする。

（※1）基礎額：算定対象期間中、最初に就労収入があった月から保護廃止までの月数に応じた右表の額（4万円（複数世帯は5万円）から月数に応じて月7,500円減額）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月
単身世帯	40,000円	32,500円	25,000円	17,500円	10,000円	2,500円
複数世帯	50,000円	42,500円	35,000円	27,500円	20,000円	12,500円

（※2）算定対象期間：保護を必要としなくなったと認められた日が属する月から起算して全6ヶ月間

（※3）就労収入額：就労に伴う収入として収入充当した額

（※4）上限額：単身世帯10万円 複数世帯15万円

3. 被保護者の支援に関係する機関等の連携強化等

①関係機関との支援調整等を行う会議体の設置規定（任意）の創設

令和7年4月1日施行

改正の趣旨・効果

- 多様で複雑な課題を有する生活保護受給者に関し、地域の関係機関が連携し情報を共有しつつ、今後の支援の方針や役割分担の決定、見えてきた地域課題等を把握するため、福祉事務所は、任意で「調整会議」を設置できることとする。
- ✓ ケースワーカーが幅広い関係機関と連携し支援の方針について議論することで、支援の幅が広がるなど、生活保護受給者に対してより良い支援を行うことができる。
- ✓ 当該会議の構成員に対して守秘義務を設けることにより、適切な情報共有と支援が可能となる。

改正への対応イメージ

会議で取り扱うケース例

- うつ状態の母と発達障害を持つ子の母子世帯で、母子ともに精神的に不安定な状態が多く、福祉事務所単独での対応には限界があり、母への支援と子どもの支援で、病院、役所の子ども担当課、学校、相談支援事業所などの様々な機関による支援が必要なケース など

主な協議内容

- 地域の生活保護受給者の個別ニーズ等の情報共有
- 福祉事務所と関係機関との間で、個別ケースに対する支援方針や役割分担の決定
- 地域の生活保護受給者が多く抱えている課題の共有や、それに対応する社会資源の把握、活用策の検討 など



法に基づく守秘義務あり

構成員の例：

社会福祉協議会
地域包括支援センター
福祉・就労・住宅等の関係機関職員
教育委員会・学校関係者
民生・児童委員
NPO等の民間団体
救護施設等の関係者 など

類似の他法に基づく会議体との合同開催可

- ※ 対象者等が類似し、議論する地域課題にも共通性が高い、支援会議（生活困窮者自立支援法又は社会福祉法）との相互連携の努力義務あり。
- ※ 今後、調整会議の運営方法等について、ガイドラインを策定予定。

4. 医療扶助の適正実施等

① 都道府県によるデータ分析等を通じた市町村支援の枠組み（努力義務）の創設

令和7年4月1日施行

改正の趣旨・効果

- 都道府県が広域的な観点から、医療扶助や被保護者健康管理支援事業の実施状況等に関するデータ分析や取組目標の設定・評価を行うとともに、市町村に対し、必要な助言その他の援助を行う仕組み（努力義務）を創設。
 - 各都道府県で、管内市町村における医療扶助や健康管理支援に関連するデータを比較しながら、各地域の状況・課題を可視化
 - データに基づく課題把握を行うことにより、保健・医療・介護担当部局や管内市町村、医療関係者等との課題認識の共有・連携が容易に
 - より実効的な医療扶助の適正実施（頻回受診や多剤・重複投薬の適正化等）や健康管理支援の取組（生活習慣病の予防や早期発見、重症化予防等）の検討・実施に寄与

改正への対応イメージ

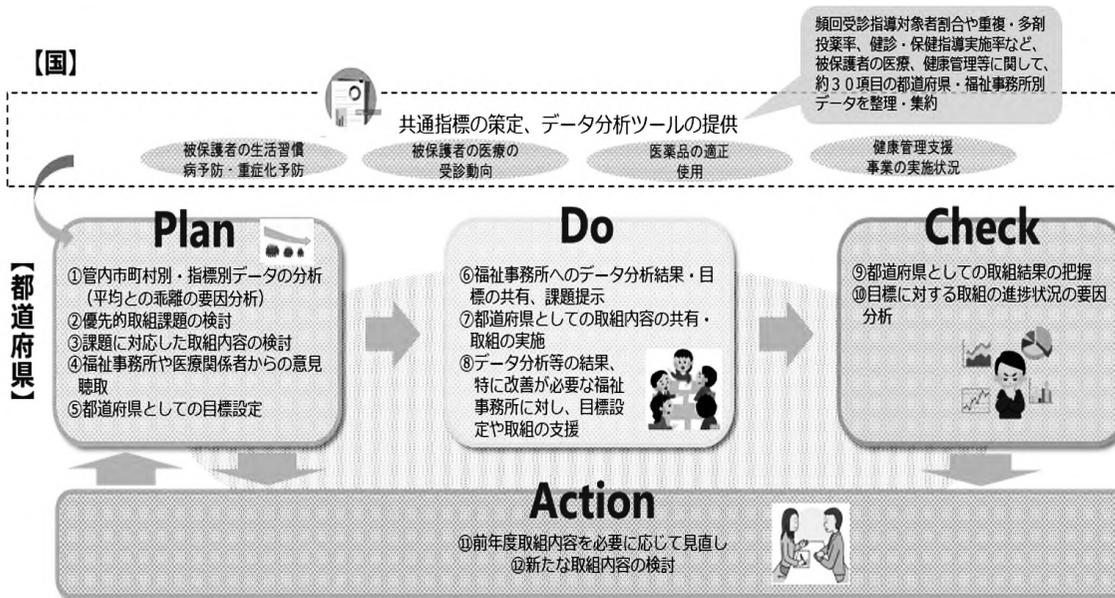
① 国は、共通指標を設定し、都道府県に、指標に関するデータを整理・格納した分析ツールを提供

② 都道府県は、全国平均との乖離等について要因を分析し、取組目標を設定するとともに、市町村支援の取組を検討

③ 都道府県は、②の分析結果や取組目標を市町村等に共有

④ 都道府県は、関係者と連携の上、必要な市町村支援を実行

⑤ 都道府県は、翌年度に向け、直近のデータや市町村支援の実施状況を踏まえ、必要に応じて取組目標や取組市町村支援の内容を見直し



5. 保護の実施機関についての特例

① 居住地特例の対象範囲を特定施設入所者全体に拡大

改正の趣旨・効果

令和7年4月1日施行

- 平成30年改正法で、介護保険の住所地特例にならぬ、有料老人ホームや軽費老人ホームを新たに居住地特例の対象施設に追加したが、具体的な範囲は、有料老人ホームや軽費老人ホームのうち、自ら日常生活上の支援サービスを実施する（すなわち特定施設入居者生活介護を行う）場合に限定し、この点が介護保険の住所地特例の対象範囲とは異なる状況となっていた。
- 今般、介護保険制度の住所地特例の対象範囲と平仄を合わせて、対象範囲を特定施設入所者全体に拡大するもの。
 - 生活保護と介護保険とで特例の対象がそろふことで、実務上の分かりやすさ、地域の公平な負担の観点を実現
 - 改正後も、入所施設等の介護支援専門員等との連携を図ることにより、引き続き適正な保護を実施

改正への対応イメージ

居住地特例が適用される施設の例

施設の種類	生活保護の居住地特例	(参考)介護保険の住所地特例
救護施設、更生施設	○	-
無料低額宿泊所	×	-
日常生活支援住居施設	○	-
障害者支援施設	○	-
特別養護老人ホーム	○(※3)	○(※1)
有料老人ホーム、軽費老人ホーム		
特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護を受ける者(※2)	○(※1)	○(※1)
特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護を受けない者(※2)	×→○	○(※1)
サービス付き高齢者向け住宅(有料老人ホームに該当しないもの)	×	×
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	×	×

※1 定員29名以下の地域密着型の施設は住所地特例(介護保険)、居住地特例(生活保護)の対象外。

※2 特定施設:有料老人ホーム及び軽費老人ホームであつて、地域密着型特定施設でないもの。

※3 介護老人福祉施設に施設介護を委託する場合は、地域密着型施設は居住地特例の対象外。特別養護老人ホームに措置入所する場合は定員の多寡を問わず対象。

6. 社会福祉住居施設の適正な運営を図るための規定の整備等

①② 無料低額宿泊所の事前届出義務違反に対する罰則の創設等

令和7年4月1日施行

改正の趣旨・効果

- ✓ 無料低額宿泊所の事前届出の実効性が確保されることで、利用者の保護や事業運営の更なる適正化が図られる。

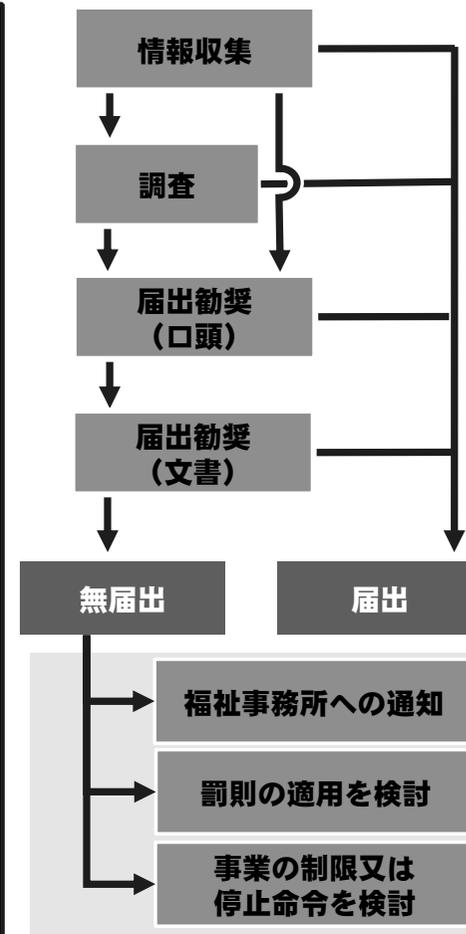
無届の無料低額宿泊所への対応

- **情報収集** 生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第21号）
市町村からの通知（改正後の社会福祉法（以下「法」という。）第68条の2第3項）や福祉事務所を通じて入居者と事業者の契約に係る情報等のほか、ホームページや入居者募集の広告など事業者自ら公表している情報などの収集を行う。また、事業者の同意のうえ、聞き取りや関係書類の提出を求める任意の調査による情報収集を行う。
- **調査**
可能な限り情報収集を行った結果、当該事業所の事業者が「社会福祉事業（無料低額宿泊所）を経営する者」に該当するとの相当程度の心証が得られる場合には法第70条に基づく調査を実施する。
※ 相当程度の心証とは、情報収集を行った結果、当該事業所について無料低額宿泊所に該当すると総合的に判断できる程度の心証が得られることで足りるもの（例えば、生活保護申請を入居要件としている場合など）
- **届出勧奨（口頭）**
情報収集や調査により、当該事業所が無料低額宿泊所に該当すると考えられる場合には、当該事業所の事業者に対して、届出の勧奨を行う。
届出勧奨に当たっては、事業者の意思に関わらず届出義務があること（法第68条の2第2項）や罰則規定があること（改正後の法第163条第1号）を伝える。
- **届出勧奨（文書）**
口頭による届出の勧奨を行っても、事業者から届出を行う旨の意思表示を得られなかった場合、又は一定期間を経ても届出が行われなかった場合には、文書により期限を付して届出を行うように、又は届出対象外であることの挙証資料を提出するように求める。



上記届出の勧奨を行っても、なお届出を拒否する場合には、福祉事務所に対し、被保護者の紹介を停止するとともに、現に当該事業所に入居している被保護者には転居等の支援を実施するよう通知。また、**罰則の適用**について検討。

当該事業者が、「その事業に関し不当に営利を図り、若しくは福祉サービスの提供を受ける者の処遇につき不当の行為をしたとき」に限り、事業の制限又は停止を命令すること（法第72条第3項）について検討。



6. 社会福祉住居施設の適正な運営を図るための規定の整備等 関連概算要求事項

いわゆる「貧困ビジネス」への対応 取組の内容等

生活保護受給者への対応

①福祉事務所の取組を支援

所要額 **85,223** 千円

ケースワーカーの訪問活動等により把握された、自立を阻害するおそれのある不適切な物件に関しては、現に入居している要保護者への転居指導等を行うとともに、こうした物件等を福祉事務所においてあらかじめ把握し、関係機関等と情報共有しておくことは、要保護者等がいわゆる「貧困ビジネス」の被害に遭うことを未然に防止するうえで有効である。福祉事務所が未然防止策の一環として、以下 i) ~ iv) の業務に重点的に取り組む場合を支援。

- i) 不適切物件等に入居している被保護者への転居支援（居室の提供以外のサービスを強要されている場合などには、被保護者の自立を阻害する物件や施設の確認、契約相手方との交渉への同行、法テラスや無料法律相談等の利用勧奨等を行う。）
- ii) i) に該当する物件や施設に関する情報を収集するとともに、自立相談支援機関等への提供及び都道府県への報告
- iii) 居住支援協議会を通じた不動産事業者への啓発
- iv) 居住支援法人の指定・監督を担う部局との情報共有や連携

【実施主体：福祉事務所（県、市）（委託可） 補助率：3 / 4】

②指導監査体制の強化による適切な指導、助言の実施

生活保護指導監査委託費

ケースワーカーが生活保護受給者を訪問する際に、住環境が劣悪な状態にないか、居室の提供以外のサービスの利用を強要されていないかなどの状態にないかを確認し、適切な指導、助言を行うよう、都道府県等本庁の指導監査体制を強化^(※1)するとともに、あらたに生活保護法施行事務監査事項の主眼事項に位置づけ^(※2)、監査において確認を行うことで、実効性を確保する。

※1 都道府県等本庁の生活保護指導職員の増員要求に係る経費

※2 「生活保護法施行事務監査の実施について」等の一部改正（予算非関連）

無料低額宿泊所への対応

③無料低額宿泊所の所管課への補助事業創設

所要額 **150,878** 千円

新たな補助事業として、都道府県等（無料低額宿泊所所管課）が、福祉事務所や「地域居住支援事業」を行う者等に対し、不適切な事例への対処方法を研修等を通じて周知するなど、管内担当職員の質の向上に資する事業を実施する場合を支援。また、研修等を実施する当たり、事例収集を行うとともに、得られた事例は管内のみならず、近隣都道府県間においても情報共有を行う（これにより広域的に事業を行う事業者や、短期間で事業地を移動する事業者を把握）。

【実施主体：都道府県等 補助率：1 / 2】

7. 救護施設等の機能強化等 救護施設等における個別支援計画作成の義務化

令和6年10月1日施行【省令事項】

改正の趣旨・効果

- 救護施設及び更生施設において、入所者の意向・ニーズを的確に把握し、これを尊重した質の高い適切な支援を実現するため、入所者ごとの「個別支援計画」を作成するものとする。

改正への対応イメージ

<個別支援計画の作成主体>

救護施設及び更生施設において作成

<個別支援計画の作成対象者>

救護施設及び更生施設の入所者

<個別支援計画の作成時期>

入所後、速やかに作成

<支援の実施・モニタリング>

計画に基づき支援を実施
定期的にモニタリングを実施
必要に応じて計画を見直し

※計画の見直し時は、改めて入所者の意向等を適切に把握する。

<福祉事務所との連携>

福祉事務所が作成する援助方針との整合を図る。
計画作成時・見直し時に福祉事務所への事前共有を行う。

<個別支援計画による支援プロセス>

アセスメント
(入所者の意向・ニーズの把握等)

個別支援計画の作成

支援の実施

モニタリング

個別支援計画書のイメージ

様式はイメージであり、施行に当たっては、様式に記載すべき事項のみを示す予定

個別支援計画の参考様式

利用者氏名	_____様	生年月日	_____年____月____日	計画書No.	第_____回目
施設名		作成者名	氏名：_____	計画作成日	_____年____月____日

利用者の意向		総合的な支援目標	
--------	--	----------	--

ニーズに向けた個別課題と設定理由	支援の目標（課題に対する目標）	支援内容	具体的な方法	モニタリングの時期	備考（留意事項）

8. 居住サポート住宅における住宅扶助の代理納付原則化

① (住宅セーフティネット法) 居住サポート住宅における代理納付の原則化

住宅セーフティネット法等改正法公布の日(令和6年6月5日)から
1年6月を超えない範囲で政令で定める日施行

改正の趣旨・効果

- 居住支援法人等が、要配慮者のニーズに応じて、安否確認、見守り、適切な福祉サービスへのつなぎを行う住宅(居住サポート住宅)に生活保護受給者が入居する場合、住宅扶助費等について代理納付を原則化する。
- ✓ 家賃等の支払いに係る賃貸人の不安軽減により「居住サポート住宅」の提供が増加することで、生活保護受給者の安心な住まいの確保が促進される。
- ✓ 家賃等の支払いが確実に履行されることによって、生活保護受給者の居住の安定が図られる。

改正への対応イメージ

改正後の住宅セーフティネット法第53条第1項に基づき賃貸人等が住宅扶助等の代理納付を希望する旨を保護の実施機関に通知したとき、保護の実施機関は同条第2項に基づき代理納付を行う。

(参考) 生活保護法第37条の2に規定する保護の方法の特例(住宅扶助の代理納付)に係る留意事項について(平成18年3月31日保護課長通知)の一部改正について

- 住宅扶助費等の代理納付は、生活保護受給者、家主ともに事務負担の軽減につながるとともに、家賃等の支払いへの家主の不安を軽減し住宅提供を促進することや、家賃等の支払いが確実に履行されることによって、生活保護受給者の居住の安定や居住先確保が図られる。
- 上記を踏まえ、家賃等の滞納や公営住宅や登録住宅に入居する場合に限らず、住宅扶助及び共益費については、原則、代理納付を適用する旨を令和6年7月5日に通知。(無料低額宿泊所のうち、日常生活支援住居施設についても代理納付を原則化し、日常生活支援住居施設以外の無料低額宿泊所については、引き続き、個別に検討。)

※ 口座振替により住宅扶助の目的が達せられる場合や家主が希望しない場合、住宅扶助費が満額支給されない場合等は、代理納付を適用しない取扱いとして差し支えない。

また、不適切なサービス提供を家主やその関係事業者が行っているおそれがある場合は、代理納付を適用しない取扱いとされたい。

代理納付の実施にあたっては、被保護者の同意及び委任状等は要しないものであるが、被保護者に代理納付の実施やその趣旨について説明し理解を得ることに努めるようご留意願いたい。

生活困窮者自立支援法等の改正について

生活困窮者自立支援制度の体系と法改正事項

R7年度概算要求額：732億円の内数
 R6年度予算：657億円の内数
 + R5年度補正予算：30億円



包括的な相談支援

本人の状況に応じた支援

★ **自立相談支援事業** ▲ 改正

- 全国907自治体で1,381機関
- 生活と就労に関する支援員を配置したワンストップ相談窓口
- 一人一人の状況に応じて、自立に向けた支援計画を作成

□ **支援会議** ▲ 改正

- 関係機関が参加して生活困窮者に関する情報共有や地域課題解決に向けた議論を行う
- 自ら支援を求めることが困難な生活困窮者を早期に支援につなぐ

再就職のために
住まいの確保が必要

緊急に衣食住の
確保が必要

住まいに課題があり
地域社会からも孤立

就労に向けた
手厚い支援が必要

家計の見直しが必要

子どもに対する
支援が必要

★ **住居確保給付金の支給** ▲ 改正

- 就職活動を支えるための家賃費用を有期で給付

□ **一時生活支援事業** ▲ 改正

- 住居喪失者に一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供
- シェルター等利用者や居住困難者に一定期間の見守りや生活支援

◆ **就労準備支援事業** ▲ 改正

- 一般就労に向けた日常生活自立・社会生活自立・就労自立のための訓練

□ **認定就労訓練事業**

- 直ちに一般就労が困難な方に対する支援付きの就労の場の育成

◆ **家計改善支援事業** ▲ 改正

- 家計を把握することや利用者の家計改善意欲を高めるための支援

□ **子どもの学習・生活支援事業**

- 子どもに対する学習支援
- 子ども・保護者に対する生活習慣・育成環境の改善、教育・就労に関する支援等

※★：必須、◆：努力義務、□：任意

今回の改正等への対応ポイント

1. 新型コロナを機に顕在化した課題への対応

(1) 早期発見・継続的な見守り機能の強化



① 支援会議設置の努力義務化【令和7年4月1日施行】

② 支援会議の開催、地域の居場所等との連携、家庭等への訪問等による生活困窮者の状況把握の努力義務化【施行済】

(2) 多様な相談者層への対応強化



① (再掲) 支援会議設置の努力義務化
【令和7年4月1日施行】

② 児童育成支援拠点事業との連携の努力義務の明確化
【施行済】

③ 就労準備支援事業・家計改善支援事業の全国的な実施の推進と質の向上【令和7年4月1日施行】

④ 生活保護受給者が生活困窮者向けの就労準備支援事業・家計改善支援事業・居住支援事業を利用できる一体実施の仕組みの創設【令和7年4月1日施行】

2. 持ち家のない単身高齢者数の増加等への対応

(1) 住まいの相談に対応できる体制の整備



① 自立相談支援事業における居住支援の強化
【令和7年4月1日施行】

② 重層的支援体制整備事業における居住支援の強化
【令和7年4月1日施行】

③ (住宅セーフティネット法) 居住支援協議会設置の努力義務化
【令和7年10月1日施行(予定)】

④ 一時生活支援事業の強化
・一時生活支援事業を「居住支援事業」に改称し、地域の実情に応じた必要な支援の実施の努力義務化
【令和7年4月1日施行】

・シェルター事業において緊急一時的な居所確保を行う場合の加算の創設【令和6年度~】
・地域居住支援事業による見守り支援期間(最長1年)の柔軟化【令和7年4月1日施行(予定)】

⑤ 居住支援法人との連携の努力義務の明確化
【令和7年4月1日施行】

(2) 家賃の低廉な住宅への転居支援の創設



① (住居確保給付金) 家計改善のための家賃の低廉な住宅への転居費用補助の創設【令和7年4月1日施行】

1 (1) 早期発見・継続的な見守り機能の強化

① 支援会議設置の努力義務化

改正の趣旨

令和7年4月1日施行

- 支援会議について、全ての自治体で設置されることを目指し、その設置を自治体の努力義務とする。
(R4 : 322自治体、36%)

改正後の業務イメージ

- 関係機関等が、地域で生活困窮が疑われる者を把握した際、今後の支援の方針や役割分担について議論
- 様々な専門的見地から支援の内容を協議するほか、個別課題から見てきた地域課題等の解決方法について議論
※具体的な支援プランの決定・評価は支援調整会議で行う。

構成員の例：

- 自立相談支援機関等の制度関係者
- 社会福祉協議会
- 地域包括支援センター
- 福祉・就労・住宅等の関係機関職員
- 教育委員会・学校関係者
- 民生・児童委員
- ライフライン事業者、郵便局、新聞配達所
- NPO等の民間団体、地域住民

法に基づく守秘義務あり



資料または情報提供等の協力依頼

資料等の提供



構成員以外の関係機関・関係者等

類似の他法に基づく会議体との連携

- ※ 対象者等が類似し、議論する地域課題にも共通性が高い、調整会議（生活保護法）または支援会議（社会福祉法）との相互連携を図るように努めるものとする。

具体的な連携方法：同一の会議体を活用、複数会議体による合同開催 等

<支援会議立上げに向けたイメージ>

○設置準備○

- 構成員となり得る関係者を対象とした説明
- 類似の会議体の活用の検討 等

○設置要綱の作成○

設置目的や所掌事項等について設置要綱として文書化

○開催○

定例開催・随時開催は不問
個別事案や地域課題について議論

事例集：<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000059401.html>

1 (1) 早期発見・継続的な見守り機能の強化

② 支援会議の開催、地域の居場所等との連携、家庭等への訪問等による生活困窮者の状況把握の努力義務化

改正の趣旨

令和6年4月24日施行

- 自治体は、関係機関・民間団体と緊密な連携を図りつつ、生活困窮者の状況の把握を行うよう努めることとする。

改正後の業務イメージ

- 下記の方法等により、生活困窮者の状況を把握し、積極的な働きかけ（アウトリーチ）を行う。
 - ✓ 具体的な方法については、地域の実情に応じて創意工夫する。
 - ✓ 個人情報の共有にあたっては、原則本人の同意が必要。ただし、判断能力不十分等により本人同意の取得が困難で、生命・身体・財産の保護のために必要な場合は本人同意なしでも情報共有可。

支援会議の開催

- 地域で関係機関等が把握している、困窮が疑われる者や生活困窮者の個々の事案の情報を共有し、支援方法等を検討



地域の「居場所」との連携

- 自立相談支援機関等が、地域で「居場所」を運営する団体・個人と連携し、まだ支援につながっていない生活困窮者（気になる人）の情報共有や、支援中の生活困窮者の見守り・必要な情報共有を依頼
- 自立相談支援機関等が「居場所」での出張相談を実施
- 地域に連携可能な「居場所」がない場合には、社会資源の開発に努める

※ 社会資源の開発については、自立相談支援事業の「支援の質の評価に係る加算」の対象となるほか、「生活困窮者支援等のための地域づくり事業」が活用可能

家庭等への訪問

- 「支援会議の開催」や「地域の『居場所』との連携」等を通じて把握した生活困窮者について、自立相談支援機関等の支援員が、自宅や学校、定期的に通っている「居場所」等を訪問し、相談に応じたり必要な支援につなげたりする

※ 訪問の実施は、自立相談支援事業の「支援の質の評価に係る加算」の対象となる

〈実際の取組例〉

- 関係機関で把握した生活困窮者を生活困窮者自立支援制度につなぐための地域における体制整備（関係機関への訪問や説明会の開催による事業周知、関係機関の開催するイベントへの参加等による顔の見える関係作り）
 - LINEやzoomを活用した相談受付を実施。LINEのQRコードをネットカフェなどに置く等によるアプローチ

1 (2) 多様な相談者層への対応強化

努力義務

② 児童育成支援拠点事業との連携の努力義務の明確化

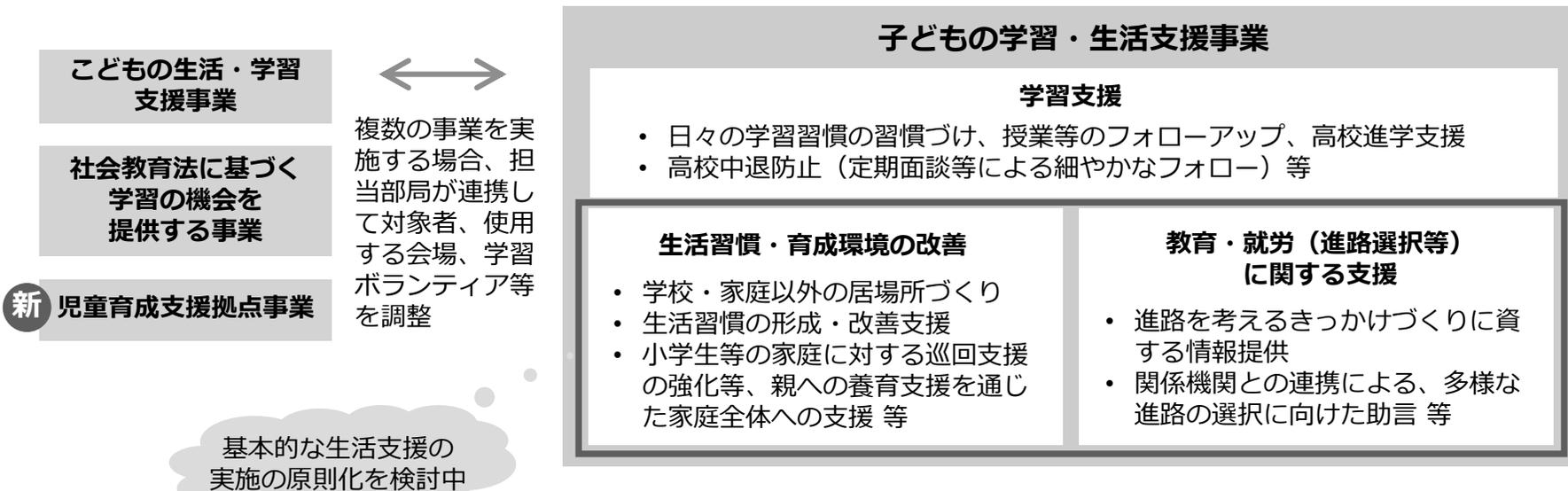
改正の趣旨

令和6年4月24日施行

- 地域において、より効果的に子どもへの支援を行うため、自治体は、生活困窮者自立支援制度の各事業を行うにあたって、児童育成支援拠点事業との連携を図るように努めるものとする。

改正後の連携イメージ

- 子どもの学習・生活支援事業と児童育成支援拠点事業は、使用する会場（拠点）や支援者等に重複があることも想定されることから、例えば、学習ボランティアなど事業に関わる人材確保に関し、担当者間で連携して募集するなど、同一自治体内で両事業を効果的・効率的に実施することが考えられる。



※ なお、今回の生活保護法改正で創設された「子どもの進路選択支援事業」を実施する場合であっても、その生活保護世帯の子どもへの進路選択支援以外の生活支援について、「子どもの学習・生活支援事業」の活用も可能

1 (2) 多様な相談者層への対応強化

③ 就労準備支援事業・家計改善支援事業の全国的な実施の推進と質の向上

令和7年4月1日施行

改正の趣旨

- それぞれの自治体が就労準備支援事業や家計改善支援事業等を実施し、事業間で相互補完的・連続的な支援を行うことにより、生活困窮者がどの自治体に住んでいても自立に向けた一歩を踏み出せるよう、
 - 家計改善支援事業の国庫補助率を原則2分の1から一律3分の2に引き上げる
 - 必ず3事業（自立、就労、家計）を一体的に行う体制を確保し、効果的かつ効率的に行うものとする
 ※就労準備支援事業・家計改善支援事業・居住支援事業の全国実施のための体制整備や支援の質の向上を図るための指針（告示）策定予定

改正後の業務イメージ

- 就労準備支援事業、家計改善支援事業を未実施の自治体においては、地域のニーズを把握し、実施を検討
 - ✓ 小規模自治体でも、周辺との広域実施、週1回の訪問実施、2か月に1回の駐在実施など工夫の余地あり
 - ✓ 都道府県による、未実施自治体での事業の広域的实施等について、厚生労働省で予算要求
- 3事業の一体的実施のイメージ
 - ✓ 自立相談支援機関による相談対応時や自立支援計画の策定時に、就労・家計の支援員も参画し、多角的に支援方針を検討
 - ✓ 支援開始後も各事業の支援員が緊密に連携し、支援対象者の状態や支援の実施状況に関する情報を共有 等



就労準備支援事業

就労に向けた準備が必要な者に対し、日常生活・社会生活・経済的自立のための訓練を実施



自立相談支援事業

3事業を効果的・効率的に実施
※同一事業者委託する必要なし



家計改善支援事業

家計の見直しが必要な者に対し、家計表等を用いて、家計を把握し、家計改善意欲を高めるための支援を実施



自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施の方法

① 相談時における連携

- 自立相談支援機関による相談時に、就労準備支援事業・家計改善支援事業の支援員も同席し、それぞれの専門知識を活かしたアセスメントを実施。
 - ✓ 近接する場所に事業所を設置するなど、相談時に同席を依頼しやすい環境をつくること。

② 自立支援計画の策定時における連携

- 自立相談支援機関による自立支援計画の策定時に、支援調整会議に、就労準備支援事業・家計改善支援事業の支援員も参画し、多角的に支援方針を検討。
 - ✓ 支援調整会議の開催方法や開催スケジュール等の運営方針は、あらかじめ各事業の実施者と共有すること。
 - ✓ 支援調整会議に、就労準備支援事業及び家計改善支援事業の支援員が出席できない場合は、会議開催に先立って両事業者への意見の聞き取りや意見書提出を求める等、両事業者と連携が図られるような手段を講じること。

ポイント

- 3事業のうち複数をも同一事業者へ委託して実施する場合は、仕様書・契約書等の中で、各事業の連携を想定する場面や方法等について具体的に明記しておくことが重要。
- 各事業を別の事業者へ委託して実施する場合は、自治体が主導して連携体制を構築すること。

1 (2) 多様な相談者層への対応強化

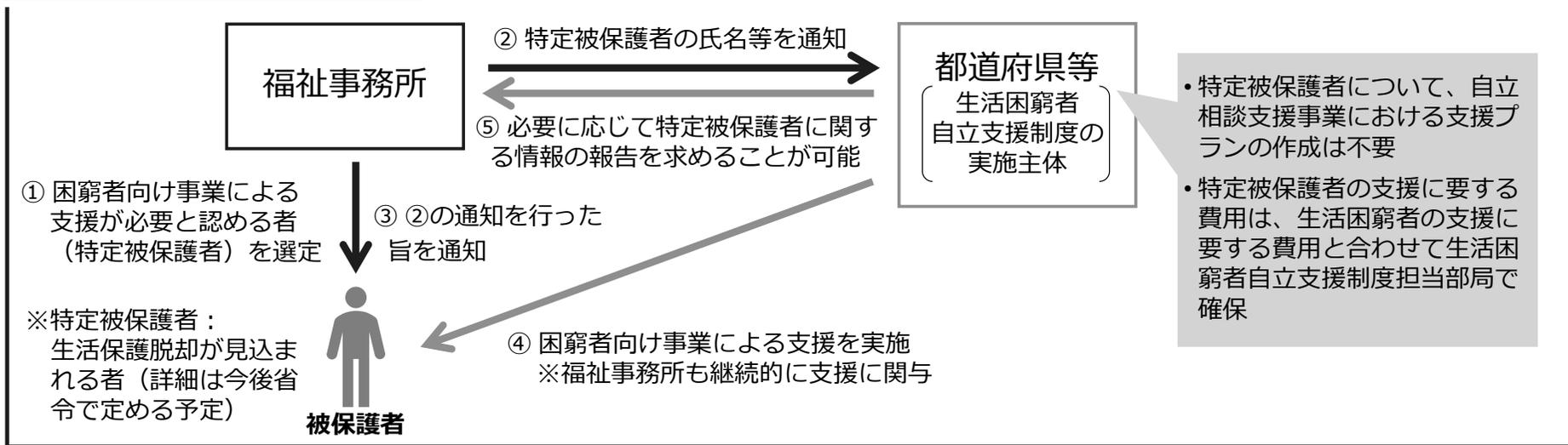
④ 生活保護受給者が生活困窮者向けの就労準備支援事業等を利用できる 一体実施の仕組みの創設

改正の趣旨

令和7年4月1日施行

- 就労準備支援事業・家計改善支援事業・地域居住支援事業（困窮者向け事業）について、新たに「特定被保護者」を事業の対象とし、生活困窮者と同様に支援を行うことができることとする。

改正後の業務イメージ



ポイント

- 地域の被保護者・生活困窮者の状況や、両制度における各事業の実施状況等に応じた実施方法が重要。
- 両制度の担当部局、福祉事務所、自立相談支援機関、各事業の受託事業者等の間で、あらかじめ特定被保護者の困窮者向け事業の利用に関する手続き等をあらかじめ関係者間で調整することが望ましい。

<調整事項の例>

- 特定被保護者が困窮事業を利用する場合の手続き（流れ）
- 福祉事務所の関わり方
- 困窮者・特定被保護者の利用者数の見込み 等

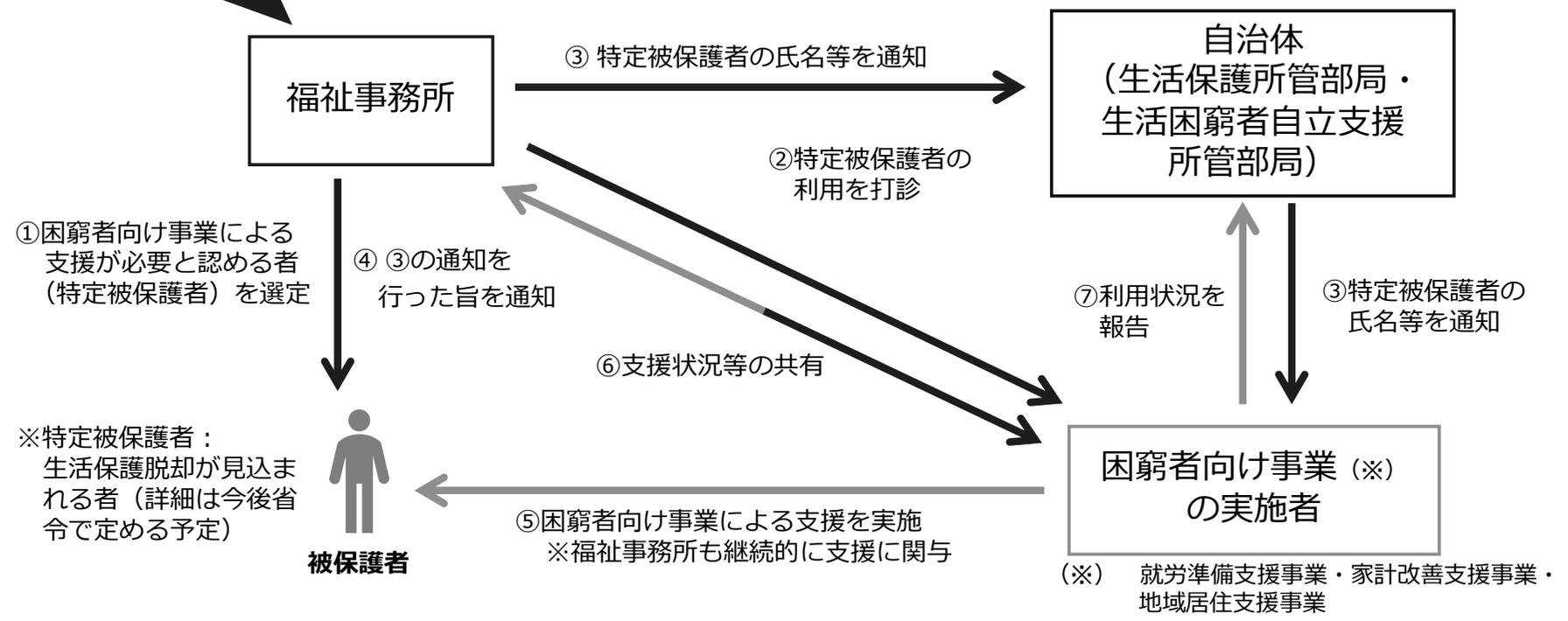
特定被保護者による生活困窮者向け事業の利用の流れ（イメージ）

<困窮者向け事業の利用が有効な事情>

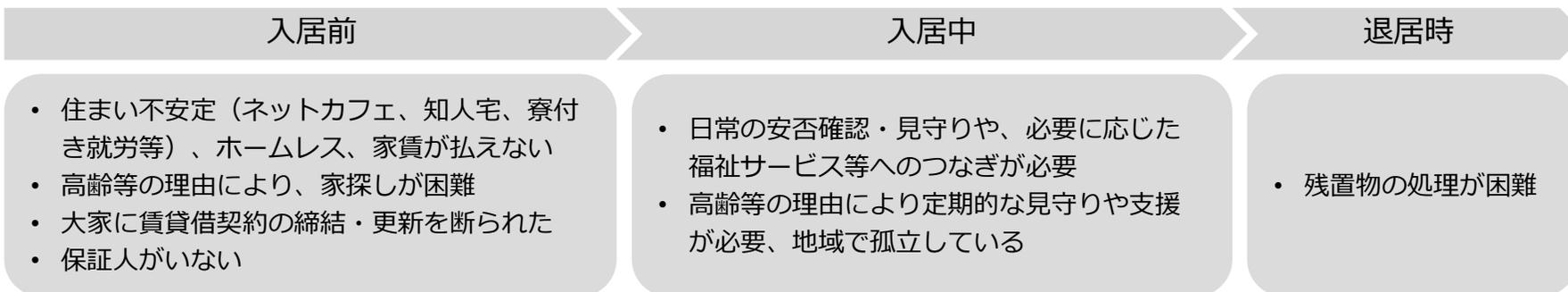
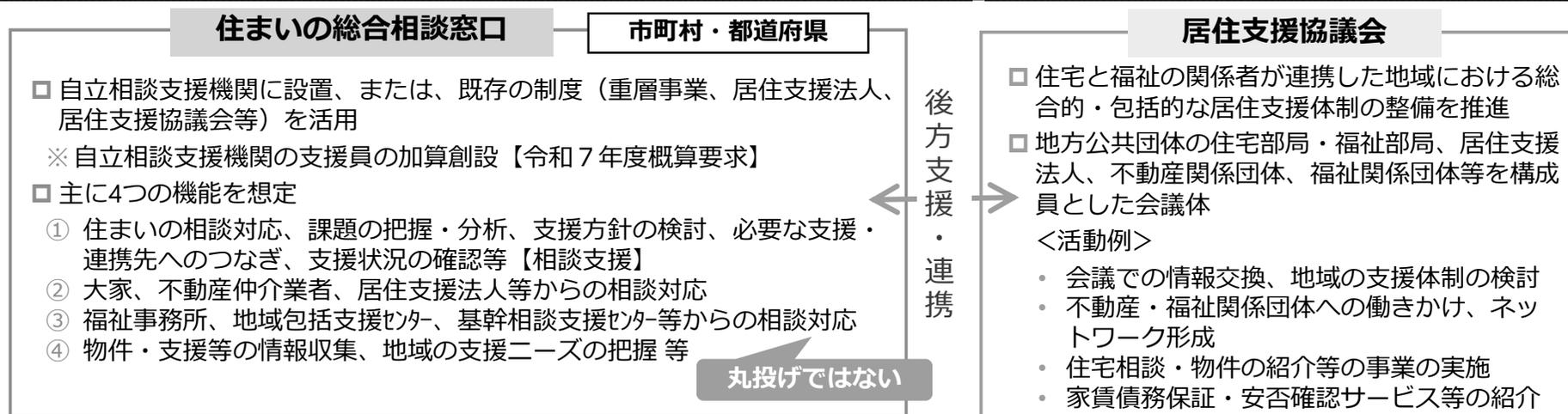
- ・ 被保護者向け事業を実施していない
- ・ 対象者が、被保護者向け事業の対象者層に合わない 等

<一体実施に向けた準備>

- ・ 福祉事務所、自立相談支援機関、各事業の受託事業者等の中で、特定被保護者による困窮者向け事業の利用に関する手続き等をあらかじめ関係者間で調整
- （例）利用する場合の手続き（流れ） ・ 福祉事務所の関わり方 等



2 (1) 住まいの相談に対応できる体制の整備の全体像



【支援策】

- ✓ シェルター事業（生活困窮者）：一時的な住まいを確保し、就労支援を行って、賃貸住宅での生活を支援
- ✓ 地域居住支援事業（生活困窮者、被保護者）：不動産仲介業者への同行支援などの入居支援、入居中の見守り・社会参加の支援
- ✓ 地域支援事業（高齢者）：不動産仲介業者への同行支援などの入居支援、入居中の見守り支援
- ✓ 救護施設、日常生活支援住居施設等（被保護者）：住まいと生活の支援
- ✓ 居住支援法人等：入居支援や保証人機能の確保、日常の安否確認・見守り等の必要なサービスの実施
- ✓ セーフティネット登録住宅：低額所得者や高齢者等の住宅確保要配慮者の入居を断らない住宅
- ✓ 居住サポート住宅：日常的な安否確認・見守り、生活・心身の状況が不安定化した時の福祉サービスへのつなぎを行う住宅

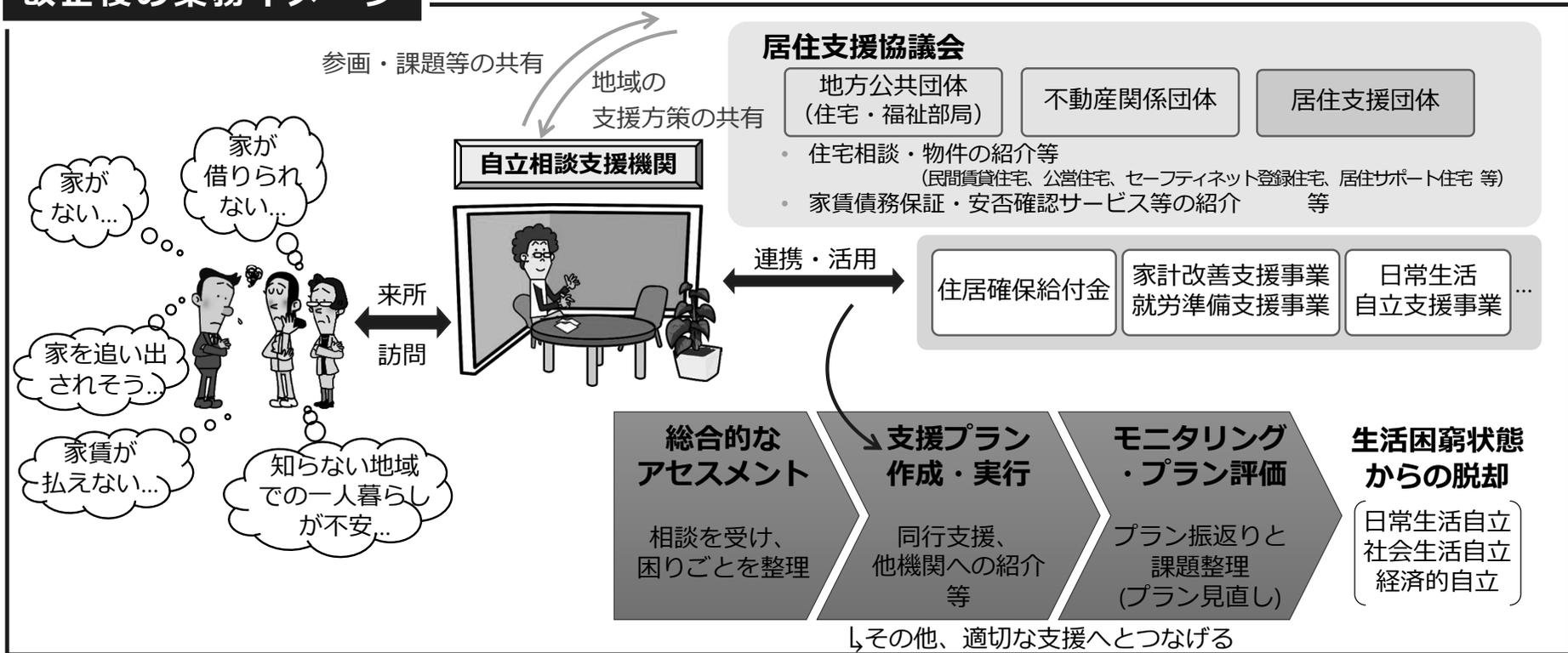
2 (1) 住まいの相談に対応できる体制の整備 ① 自立相談支援事業における居住支援の強化

改正の趣旨

令和7年4月1日施行

- 法律上の定義に「居住の支援」と明記し、自立相談支援事業で住まい・入居後の生活支援の相談に対応することを明確化。

改正後の業務イメージ



※ 住まいの総合相談窓口の機能を自立相談支援機関以外の機関が担う場合であっても、自立相談支援機関において住まいに関する相談があった場合には応じるとともに、地域において効果的な支援が行われるよう、支援のノウハウや課題等を総合相談窓口の機能を担う機関と共有することが望ましい。

自立相談支援機関での属性を問わない住まい相談（イメージ）

住まいに関わる
課題がある
幅広い対象者



来所
訪問

住まいの相談窓口



相談の中で課題を把握・分析

自立相談支援事業

【体制例】

主任相談支援員、相談支援員、
就労支援員、**住まい相談支援員**※
※加算は自立相談支援機関に配置し
た場合を想定

参画・課題等の共有

地域の支援方策の共有

連携・活用



不動産業者への同行等の入居支援
入居後の見守りや生活支援

地域居住支援事業

連携して対応
(情報共有・助言、役割分担等)

個別支援に活用可能な方策を可視化
地域づくりや住宅ストックの確保

居住支援協議会

- 住宅と福祉の関係者が連携した地域における総合的・包括的な居住支援体制の整備を推進
- 地方公共団体の住宅部局・福祉部局、居住支援法人、不動産関係団体、福祉関係団体等を構成員とした会議体

<活動例>

- ・ 会議での情報交換、地域の支援体制の検討
- ・ 不動産・福祉関係団体への働きかけ、ネットワーク形成
- ・ 住宅相談・物件の紹介等の事業の実施
- ・ 家賃債務保証・安否確認サービス等の紹介

総合的なアセスメント

相談を受け、
困りごとを整理

・ 生活困窮者自立支援制度の利用が必要^注

生活困窮の支援プランを作成し、
必要な支援等を実施
(地域居住支援事業の利用等)

・ 生活保護の利用が必要
・ 生活保護を受給中

福祉事務所と連携
(生活困窮者向けと被保護者向けの
地域居住支援事業の一体実施等)

・ 経済的な困窮はないが、
独力での課題解決は困難

居住支援法人等の地域の社会資源と連携

・ 不動産業者等への相談により
独力で課題解決可能

情報提供のみで終了

丸投げ
ではない

福祉事務所

地域包括支援
センター

基幹相談支援
センター

等

注) 住まいの総合相談窓口から
つながる場合を含む

住まい相談支援員に係る体制等について（案）

※現時点の案であり、今後、変更等がありえる。

自立相談支援機関の人員体制

- 現行、自立相談支援機関には、主任相談支援員、相談支援員、就労支援員の3職種を配置することを基本としているところ。今般の法改正を踏まえ、3職種に加えて、住まいの課題に対応する住まい相談支援員を配置することが望ましい。
- 自治体の人口規模、人員等の状況により、他の支援員と兼務するなど、地域の実情に応じた柔軟な対応を行うことも可能とする。

住まい相談支援員の要件

- 住まい相談支援員に係る要件については、主任相談支援員等と同様、当分の間、厚生労働省が実施する養成研修を受講し、修了証を受けた者とする。
受講する研修は「相談支援員養成研修（初任者研修）」及び「一時生活支援事業従事者養成研修（7年度以降は居住支援事業従事者養成研修）」とする。

その他

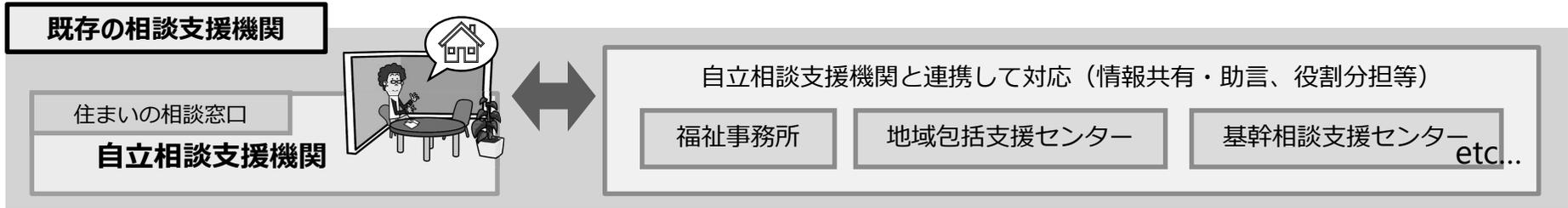
- 住まいに関する相談に対して統一的に対応できるよう、アセスメントシート等、必要な帳票類を見直しする予定。（詳細については検討中）
- 自立相談支援事業を委託で行う場合、住まい相談支援員について、受託事業者が別の事業者にも再委託することも可能とする。

住まい相談支援員の役割について（案）

- 相談支援員の業務のうち、特に住まいの課題（住居確保給付金を活用した転居支援を含む。）に関する以下の業務を担当することが考えられる。※現時点の案であり、今後更に検討。

職種	主な役割
<p>住まい相談支援員</p>	<p>○住まいの課題を中心とした相談支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アセスメント、プランの作成、支援調整会議の開催等一連の相談支援プロセスの実施、記録の管理、訪問支援（アウトリーチ） <p>○個別的・継続的・包括的な支援の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ※入居にあたっての支援等は地域居住支援事業による対応 <p>○住宅関係機関（大家、不動産事業者、居住支援法人、居住支援協議会事務局等）からの相談対応</p> <p>○福祉関係機関（福祉事務所、地域包括支援センター、基幹相談支援センター等）からの相談対応</p> <p>○物件・支援等の情報収集、地域の支援ニーズの把握 等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居住支援協議会、居住支援法人等と連携し、生活困窮者等の入居に積極的な家主や不動産業者の開拓及びネットワークの構築、セーフティネット住宅や連帯保証人が不要である住宅など、入居しやすい住宅（公営住宅、空き家、他施設等の有効活用を含む。）のリスト化など ※地域居住支援事業の業務内容のうち一部を移管
<p>（参考） 居住支援員 【地域居住支援事業】</p>	<p>自立相談支援機関において策定されたプランをもとに</p> <p>○入居にあたっての支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（住まい相談支援員からの情報をもとに）不動産業者等への同行、物件や家賃債務保証業者のあっせん依頼、家主等との入居契約等の手続きに係る支援 <p>○居住を継続するための支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戸別訪問等による見守りや生活支援 <p>○互助の関係づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近隣住民との交流の場づくりなど、地域とのつながりの構築支援 ※地域全体で交流の場づくりが必要な場合は自立相談支援機関において対応 ※地域づくり関連業務（地域への働きかけ）は基本的に自立相談支援機関の役割として想定しているが、居住支援員も居住支援協議会に参画するなど、住宅関係団体と関係性を構築しておくことが望ましい。

自立相談支援機関／重層的支援体制整備事業での居住支援（イメージ）



自立相談支援機関単独での対応が可能な場合	
総合的なアセスメントを実施（相談を受け困りごとを整理）	
支援対象者が置かれている状況	想定される対応例
● 生活困窮者自立支援制度の利用が必要	生活困窮の支援プランを作成し、必要な支援等を実施（地域居住支援事業の利用等）
● 生活保護の利用が必要 ● 生活保護を受給中	福祉事務所と連携（生活困窮者向けと被保護者向けの事業の一体実施等）
● 経済的な困窮はないが、独力で課題解決は困難	居住支援法人等の地域の社会資源と連携
● 不動産業者等への相談により独力で課題解決可能	情報提供のみで終了

連携 後方支援	地域居住支援事業	不動産業者への同行等の入居支援 入居後の見守りや生活支援
	居住支援協議会	福祉部局・住宅部局・不動産関係団体・居住支援団体等が連携し、 ・ 個別支援に活用可能な方策を可視化 ・ 地域づくりや住宅ストックの確保

世帯全体の課題が住まいや困窮だけではなく、複合化・複雑化しているケースで、自立相談支援機関単独での対応が難しい場合

<改正社会福祉法第106条の4第4項>
市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するに当たって、**居住支援協議会などの居住の支援に関する機関と緊密に連携**しつつ、居住の安定確保のための支援を行うように努める

多機関協働事業

- 自立相談支援機関が行ったアセスメントをもとに、重層的支援会議を開催し、世帯の課題やニーズに応じて支援すべき機関との役割分担や、支援の目標・方向性を整理したプランを作成。
- 支援関係者がチーム一体となり、プランに基づく支援が円滑に進むよう、必要な支援を実施。

既存の社会資源で対応可能な場合

入居支援や入居後支援が必要であるが、**既存の社会資源では対応が難しい場合（★）**

参加支援事業
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

- 入居支援や入居後の見守り支援、利用者の地域の社会資源・支援メニューとのマッチング（社会参加に向けた支援）、本人とのつながりの形成に向けた支援等を行う。

（★）狭間のニーズを抱える者（ひきこもり、就職困難者、障害グレーゾーン等）であって、居住の安定を図る必要性が高い者が世帯内にいる場合を想定。

<改正社会福祉法第106条の6第5項>
参加支援事業において、社会参加のために必要な便宜の提供として「現在の住居において日常生活を営むのに必要な援助」を行うことが明記

2 (1) 住まいの相談に対応できる体制の整備

③ (住宅セーフティネット法) 居住支援協議会設置の努力義務化

令和7年10月1日施行(予定)

改正の趣旨

- 居住支援協議会について、全ての自治体で設置されることを目指し、その設置を自治体の努力義務とする。
(R6.6末時点:144協議会(全都道府県、106市区町村))
- 住宅確保要配慮者の福祉に関する活動を行うものを構成員とすることを明確化。

改正後の業務イメージ

- それぞれの市区町村で居住支援協議会を設置し、生活困窮者自立支援制度担当をはじめとする福祉部局も参画。
(自立相談支援機関や地域居住支援事業者も参画することが望ましい。)

主な活動内容

- 会議での協議、情報交換
- 不動産・福祉団体への働きかけ、ネットワーク形成
- 住宅相談事業、物件の紹介
- 家賃債務保証、安否確認サービス等の紹介



構成員の例:

- 住宅部局、福祉部局(生活困窮者自立支援、生活保護、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉担当等)
- 住宅・不動産関係団体※、居住支援法人、福祉支援団体、サービス事業者
- 士業団体(建築士会、弁護士会、社会福祉士会、土地家屋調査士会等)
- 家賃債務保証会社、消費者団体、大学 等

※ 全国宅地建物取引協会、全日本不動産協会、日本賃貸住宅管理協会、全国賃貸住宅経営者協会、住宅供給公社、都市再生機構(UR)等の都道府県組織・支部など

2 (1) 住まいの相談に対応できる体制の整備

④ 一時生活支援事業の強化

努力義務

【実績】

- ・ シェルター：366自治体(40%)(R5)
- ・ 地域居住支援：55自治体(R5)

改正の趣旨

令和7年4月1日施行等

- ・ ホームレスだけでなく、賃貸住宅に入れない高齢者等も想定した居住支援の強化が求められる中、地域居住支援事業の役割がますます重要となることから、一時生活支援事業を「居住支援事業」に改称。
- ・ 居住支援事業に含まれるシェルター事業・地域居住支援事業について、地域の実情に応じて必要と認める事業の実施を努力義務化。

改正後の業務イメージ

- 自立相談支援機関及び関係機関等と連携して、地域のニーズ等を把握し、事業実施を検討。
- ✓ 例えば、ホームレスが多い都市部などの地域では、シェルター事業と地域居住支援事業の両方を実施。一方、ホームレスが少ない地域では、一人暮らしに不安を抱える生活困窮者や持ち家のない単身高齢者への居住支援のため、地域居住支援事業を優先的に実施。
- 支援ニーズが少ない、マンパワーの不足等の事情を抱える自治体についても、以下のような方法により、事業を実施することも考えられる。
- ✓ 単一の市等による単独での実施が困難である場合は、複数の市等で、更に、単一の都道府県による単独での実施が困難である場合は複数の都道府県で連携する等、広域的な実施体制を整備する。なお、広域的な事業実施体制を整備した場合であっても、事業の実施主体はあくまで個々の市等又は都道府県であって、事業実施の判断は個別に行う。
- ✓ シェルター事業の利用者数の見込みを立てにくい場合、借り上げ方式により利用実績に応じて支払う。
- ✓ 居住支援法人等の地域資源との連携（委託）により事業を実施する。

2 (1) 住まいの相談に対応できる体制の整備

⑤ 居住支援法人との連携の努力義務の明確化

努力義務

【指定状況】

・ 896法人 (R6.6末時点)

改正の趣旨・効果

令和7年4月1日施行

- ・ 地域において、より効果的に住まいに関する支援を行うため、自治体は、生活困窮者自立支援制度の各事業を行うにあたって、居住支援法人との連携を図るように努めるものとする。
- ✓ 賃貸や居住に関する専門知識を有する支援関係機関との連携により、住まい支援の強化を図ることができる。

改正後の業務イメージ

- 居住支援法人は、住宅確保要配慮者の居住支援の担い手として都道府県が指定
(法人の立上げやその活動に対する国土交通省の補助あり)

居住支援法人に指定される法人

- ・ NPO法人、一般社団法人、一般財団法人
- ・ 社会福祉法人
- ・ 居住支援を目的とする会社 (不動産事業者等)

居住支援法人が行う業務

- ・ セーフティネット住宅の入居者への家賃債務保証
- ・ 住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談
- ・ 大家に対する必要な情報提供
- ・ 見守りなど住宅確保要配慮者への生活支援
※居住サポート住宅で見守り・安否確認サービスを行う場合もある
- ・ 住宅確保要配慮者からの委託に基づき、死亡時の賃貸借契約の解除、残置物処理等を行うこと

考えられる連携の例

居住支援
を依頼

支援依頼したケース
の支援調整会議への
参加を依頼

支援会議の構成員
として参画を依頼

自立相談支援機関の
住まい相談に関する
(再)委託先に

地域居住支援事業
の委託先に

- 居住支援法人による居住支援 (入居中の支援等) は、高齢者、生活困窮者、障害者等の福祉サービスとの関連性が高いことから、都道府県による居住支援法人の指定審査・監督業務については、新たに福祉部局も担う。

【令和7年10月1日施行 (予定)】

2 (2) 家賃の低廉な住宅への転居支援の創設

① (住居確保給付金) 家計改善のための家賃の低廉な住宅への転居費用補助の創設

改正の趣旨

令和7年4月1日施行

- ・ 住居確保給付金を拡充し、家賃の低廉な住宅への転居のための初期費用を補助

改正後の業務イメージ

※現時点の案であり、今後、変更等がありえる。

<対象者>

- 収入が著しく減少し、家計改善のため、転居により家賃負担等を軽減する必要がある生活困窮者であって、支給要件（現行の家賃補助と同じ収入・資産要件を設ける予定）を満たす者
 - ※ 例：配偶者と死別し世帯の年金収入が減少した高齢者、疾病等で離職し就労収入を増やすことが難しい者等
 - ※ 現在より家賃の低い物件に転居する場合のほか、家賃負担が多少上がっても、通院先への交通費負担が軽減される場合や、持ち家を修繕する負担が大きい場合等、家計全体の改善に資する転居を支援
 - ※ 求職活動要件は「なし」とする予定

【参考】現行の家賃補助の収入・資産要件

収入要件：市町村民税均等割非課税の水準+家賃額

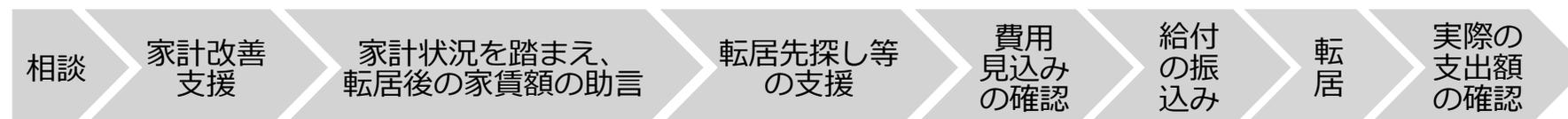
資産要件：市町村民税均等割非課税の水準の6か月分で、100万円を超えない額

<支給額> 転居先の住宅扶助額に3を乗じて得た額。ただし、実費が支給額を下回る場合は実費相当。

<対象経費> 転居先への家財の運搬費用、転居先の住宅に係る初期費用（礼金、仲介手数料、保証料、保険料）

<支援の流れのイメージ>

※自治体をまたぐ転居の場合は、転居元の自治体が給付金を支給し、転居先の自治体に情報を引き継ぐ



※転居先の大家、引越し運送事業者等に対し、転居先の住宅の状況や当該住宅の確保に関する事項について報告を求めることができる

住居確保給付金（転居費用分）の支給要件（案）

次の①～⑧のいずれにも該当する生活困窮者とする。

①	高齢者夫婦世帯における配偶者の死亡による年金収入の減少、離職、休業等により収入が著しく減少し、経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者であること
②	申請日の属する月において、収入が著しく減少した月から2年以内であること
③	収入が著しく減少した月において、その属する世帯の生計を主として維持していたこと 又は、申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していること（現行並び）
④	申請日の属する月における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が、基準額（市町村民税が課税されていない者の収入額（各自治体が条例で定める市町村民税均等割が非課税となる所得額に給与所得控除額を加えて得た額。1,000円未満切り捨て。）に1/12を乗じて得た額（1,000円未満切り上げ）とする）に申請者の転居前の家賃額を合算した額（収入基準額）以下であること〔収入要件〕（現行並び）
⑤	申請日における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が基準額×6（ただし、100万円を超えないものとする。）以下であること〔資産要件〕（現行と同じ）
⑥	生活困窮者家計改善支援事業（又は生活困窮者家計改善支援事業を実施していない自治体においては、生活困窮者自立相談支援事業における家計に関する相談支援）において、より家賃が低額な物件等の新たな住居へ転居し支出を削減する又は転居に伴い家賃が上がる（持ち家からの転居を含む。）が家賃負担を含めた家計全体の支出が改善されるなど、転居することが自立を促進するために必要であるが、そのための費用の捻出が困難であると認められること
⑦	自治体等が実施する離職者等に対する転居の支援を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと（現行と同じ）
⑧	申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと（現行と同じ）

（※）現行の家賃補助の支給対象となる者については、家賃補助の支給要件（求職活動を行うこと等）を満たすことをもって、家賃補助に加え、必要に応じて転居費用も支給することを可能とする。

（※）現時点の案であり、今後、変更等がありえる。

制度改正対応にお困りの際に活用可能な事業等

都道府県による市町村支援事業

都道府県の責務として、制度の円滑な実施を推進するため、地域の実情に応じ、市町村に対して、例えば以下のような必要な助言・情報提供等の援助を実施。

- 支援員に対する人材養成研修・シンポジウム等の実施
- 広域実施に向けた調整・事業実施に向けた環境整備や訪問支援等の実施
- 社会資源の広域的な開拓のための説明会の開催・調査研究等
- 市域を越えたネットワークづくりのための協議の場の構築等（困難事例に関する相談やケース検討等を行う場）

照会先：各都道府県の制度担当



ニュースレター

生活困窮者自立支援室から、自治体職員・支援者向けに、各自治体の取組や制度の最新情報などの取組・支援の参考となる情報を発信中。

バックナンバーはこちら▶



自治体事例集

厚生労働省ウェブサイトにおいて、様々な自治体における各種事業・支援会議の立上げ方法や実施上の工夫、都道府県による市町村支援の方法等をまとめている。

掲載先はこちら▶

※アクセス後、下に画面をスクロールしてください。



自治体・支援員向けコンサル

国が都道府県・市町村に専門スタッフを派遣し、下記のような課題についてのノウハウの伝達やアドバイスの提供等を実施。

- 各種事業の立上げ・事業実施上の課題
- 官民連携等を進める際の課題

照会先：生活困窮者自立支援室



※今年度の募集は締め切りました。

※地域支援事業（高齢者の安心な住まいの確保に資する事業）の活用を検討している場合は、「高齢者住まい・生活支援伴走支援事業」も活用可。（照会先：厚生労働省老健局高齢者支援課） ※今年度の募集は終了

資料 ②

(出典:こども家庭庁)

制度改革を要する事項について

① 制度の現状・背景

施行日：公布から1年6月以内の政令で定める日

- 児童相談所における一時保護施設については、令和4年の児童福祉法改正により、設備・運営基準が設けられた。
- 一方で、一時保護委託先については、特段の基準がなく、児童相談所長又は都道府県知事が「相当と認める者」への委託が可能となっており、その質の担保が課題となっている。

② 改正内容（案）

- **一時保護委託については、下記の者に対してのみ行うことができることとする。**
 - ① 一時保護を適正に行うことができる者として**都道府県知事の登録を受けた者**（以下「登録一時保護委託者」という。）
 - ② **法律の規定に基づき、児童の福祉に関する業務や事業を行い、若しくは施設を設置する者で一時保護を適正に行うことができる者**（児童養護施設や里親等）
- 上記の都道府県知事の登録については、一時保護委託先の質を担保するため、**都道府県知事が条例で定める基準に適合しているときに登録できるもの**とするとともに、**欠格要件を設けることとする**。併せて、**登録一時保護委託者に対する報告徴収や基準への適合命令、登録の取消し等の監督規定等を整備することとする**。
- ただし、児童相談所長等が自ら一時保護を行うことができず、登録一時保護委託者等に一時保護委託をすることができない場合で、直ちに一時保護を行うことが必要なときは、2週間以内に限り、府令で定めるところにより、一時保護委託を行わせることができるものとし、併せて、これらの者に対して委託した児童の保護について必要な指示や報告を求める監督規定を設けることとする。

※ 本登録制度の創設に伴い、こども性暴力防止法の学校設置者等への登録一時保護委託者の追加を行う。

一時保護中の児童の面会通信等制限

施行日：公布から6月以内の政令で定める日

①制度の現状・背景

- 児童虐待防止法第12条では、児童虐待を行った保護者についてのみ面会通信制限等ができるものとされており、児童虐待が行われた疑いがある段階については、対象となっていない。
- こうした中、各児童相談所では、疑い段階の場合に、行政指導等として面会通信制限等が行われているケースがある。
- また、保護者と面会等ができなくなることは、対象となる児童への心理的影響が大きいことが想定される
ところ、面会等制限を行う場合等について、児童の意見を聴く仕組みを設ける必要がある。

②改正内容（案）

- 児童虐待防止法第12条において、**一時保護中の児童に対して児童虐待が行われた疑いがある場合**については、児童相談所長が**児童の心身に有害な影響を及ぼすおそれ大きいと認めるときに面会通信制限を行えるものとする**と規定すること等により、**保護者の同意なく面会通信制限を行うことができる場合を明確にし、適切な運用が図られるようにする。**
- また、**一時保護中の児童に対して児童虐待が行われた疑いがある場合**について、**当該児童の保護者に対し児童の住所等を明らかにしたとすれば児童の保護に著しい支障をきたすと認めるときは、児童の住所等を明らかにしないものとする。**
- さらに、**児童への意見聴取等措置の対象に、児童虐待防止法第12条に基づく面会等制限を行う場合や行わないこととする場合を加えることとする。**

保育所等における虐待対応の強化

施行日：令和7年度中の施行【P】

①制度の現状・背景

- 保育所等における虐待等の不適切事案が相次いだこと等を踏まえ、現在、児童養護施設等と同様に、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等を設けることが検討されている。

②改正内容（案）

- 上記の通報義務等については、**もっぱら保護者と離れた環境下において、児童に保育や居場所の提供等の支援を行う施設・事業を対象とすることが検討されていることから、意見表明等支援事業についても、対象とする。**

※ この他、保育所、幼保連携型認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、児童育成支援拠点事業、児童館等を対象とすることが検討されている。

市町村の機能強化に向けた 施策の方向性について

説明の流れ

1. 市町村の機能強化が求められる背景

早期からの包括的支援による虐待予防の必要性、
制度改正、市町村機能の特長

2. 市町村機能の現状と課題

組織体制、支援事業・地域資源、相談支援、多機関連携、
設置に向けた課題、都道府県や国から得たい支援等

3. 都道府県による市町村支援の現状

都道府県の役割、市町村支援児童福祉司の業務、
機能強化のための調整・情報共有・研修・相談対応

4. 国と研修センターによる市町村機能強化に関する既存事業

運営・研修の補助、研修の実施・支援、研修企画支援

5. 施策の方向性（案）

- ① 支援体制の見える化 ② 市町村を支援する都道府県への伴走支援
- ③ 業務や事業の構築に役立つ情報発信 ④ 取組事例の集約・提供 ⑤ 人材育成の強化

審議いただきたいこと

- ・ 市町村機能強化のための 都道府県の役割 に関するご意見
- ・ 市町村機能強化のための 施策の方向性（案） に関するご意見
- ・ こども家庭センター設置・機能強化促進事業 の効果的な実施のために必要な視点や留意点

市町村の機能強化に向けた施策の方向性について

1. 市町村の機能強化が求められる背景

(1) 早期からの包括的支援による虐待予防の必要性

- 児童相談所と同様、市町村への虐待相談件数も増加（平成25年度79,186件 → 令和4年度162,605件）
- 虐待発生時の対応や支援だけでなく、早期から切れ目のない継続的支援による虐待の発生予防が必要
- 虐待の背景には、予期しない妊娠、親の被虐待経験、貧困、疾病・障害、孤立など様々な状況があり、各分野の支援事業や制度の活用、関係機関・地域資源との協働などニーズに応じた包括的支援が必要

(2) 制度改正（児童福祉法・児童虐待防止法・母子保健法）

平成16年	市町村業務(実情把握・情報提供・相談対応・調査指導)の明確化、虐待通告先への市町村追加、要保護児童対策地域協議会（以下、要対協）の法定化
平成20年	養育支援訪問事業等の子育て支援事業の法定化・努力義務化、要対協設置の努力義務化
平成28年	児童が家庭で健やかに養育されるよう保護者を支援する国及び地方公共団体の責務の明確化、子育て世代包括支援センター設置・支援拠点整備の努力義務化、母子保健法への虐待予防明記要対協への専門職配置・研修の義務化、児童相談所から市町村への指導委託及び送致の導入
令和4年	サポートプラン作成の義務化、こども家庭センター設置の努力義務化、家庭支援事業の提供が必要な者への利用勧奨・措置（提供）の創設

(3) 市町村機能の特長

- ① 児童相談所に比べると住民に身近な存在であり、妊娠届出や各種健診など全件把握の機会がある
- ② 様々な子育て支援事業(家庭支援事業等のサービス)や保健・福祉等の各種制度を所管している
- ③ 様々な関係機関(医療機関・保育所・学校等)と業務的なつながりがあり、連携の仕組み(要対協)もある
- ④ 上記①～③を活かすことにより切れ目のない継続的・包括的な支援が可能である

市町村の機能強化に向けた施策の方向性について

2. 市町村機能の現状と課題

令和6年度市区町村(こども家庭センター等)状況調査(暫定値)

基準日: R6.10.1

組織体制

- **こども家庭センター**の設置率 1,741市町村の **52.7%**
(令和8年度までの設置予定を含む見込設置率 85.0%)
- 児童福祉担当職員1人あたりの**特定妊婦及び要支援・要保護児童の数** 平均20.0人 ※特定妊婦数・児童数はR6.4.1時点
- 児童福祉業務**経験年数** 3年未満 56.0% 5年以上 27.0%
- 児童福祉担当職員のうち児童相談所業務経験者 全体平均8.8% (児童相談所設置市区17.8%、それ以外7.1%)

支援事業・地域資源

- **家庭支援事業**の実施率(1,741市町村のうちの割合)
 - ・ 6事業のうち4事業以上実施している自治体は **35.2%**
 - 一時預かり事業 79.7% 養育支援訪問事業 75.0%
 - 子育て短期支援事業 65.8% 子育て世帯訪問支援事業 43.0%
 - 親子関係形成支援事業 15.5% 児童育成支援拠点事業 7.1%
- こども家庭センターでの**地域資源関連業務**の実施率
 - ・ 最も高い業務: 地域資源の調査・把握 **58.0%**
 - ・ 最も低い業務: 民間団体同士が情報交換等を行う会議又は研修の開催 **6.6%**

相談支援

※令和6年度上半期
(R6.4.1~R6.9.30)

- **サポートプラン**新規作成件数
 - ・ 特定妊婦 761件 ※R6.4.1登録数に対する割合 **10.4%**
 - ・ 要支援・要保護児童 8,026件 ※R6.4.1登録数に対する割合 **3.4%**
- 家庭支援事業の**利用勧奨通知** 204件/25自治体
- 家庭支援事業の**提供(措置通知)** 161件/28自治体
- 児童相談所からの市町村指導委託 3,320件/218自治体

多機関連携(要対協)

- 登録数(R6.4.1) 特定妊婦 7,300人 要支援・要保護児童 238,927人
- **実務者会議**(市町村・指定都市行政区ごとの開催回数) 平均**7.2回**/年
※令和5年度 ※開催回数が0件の市町村を除く
- 行政内部又は関係機関での**支援計画**の作成割合
 - ・ 要保護児童 : 全件で作成 26.5% 全件で未作成 46.5%
 - ・ 特定妊婦 : 全件で作成 41.6% 全件で未作成 39.9%
- 最も多い**進行管理**の頻度「3か月以内に1回」 55.2%

【課題】

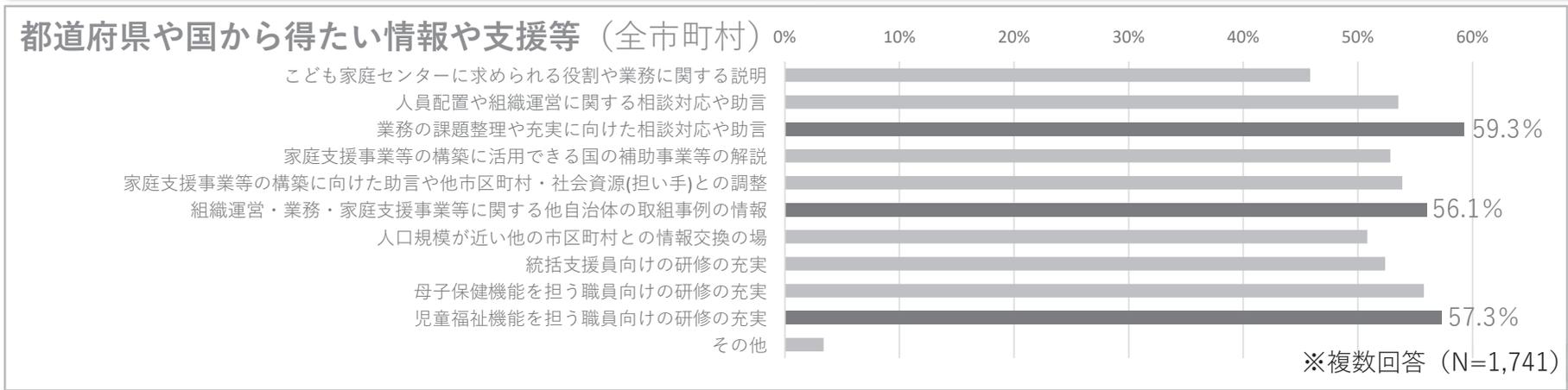
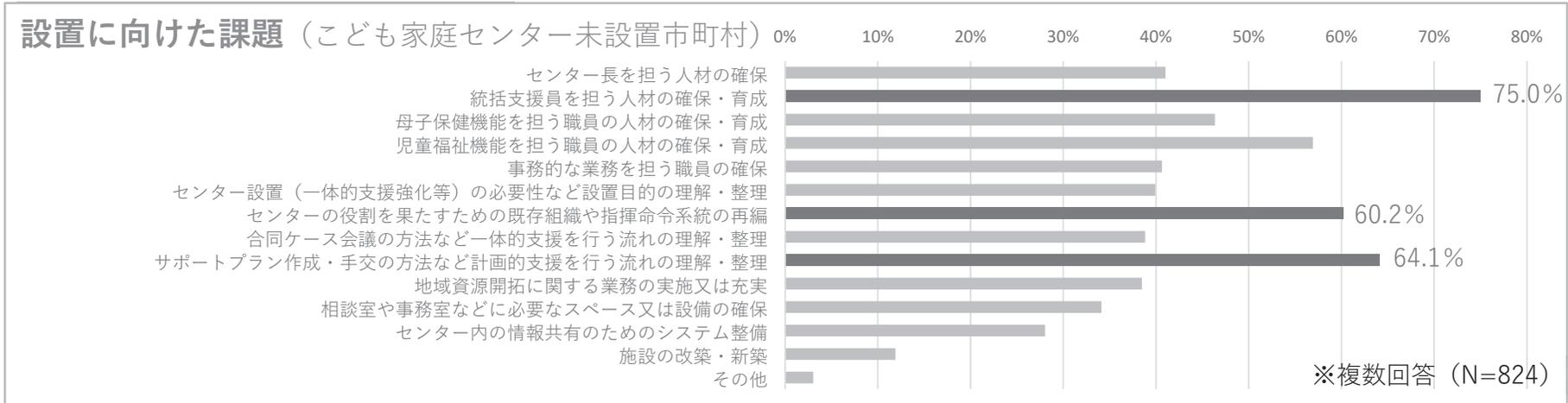
- ① こども家庭センターの設置など**全ての市町村で必要な組織体制を整備する**必要がある
- ② 家庭支援事業や地域資源など支援に資する**サービス・資源の構築・開拓状況の市町村格差を埋める**必要がある
- ③ 家庭のニーズに応じた支援の計画・実施、多機関協働での計画的支援など**相談支援機能を高める**必要がある

市町村の機能強化に向けた施策の方向性について

2. 市町村機能の現状と課題

令和6年度市区町村(こども家庭センター等)状況調査 (暫定値)

基準日：R6.10.1



【課題】

- ④ 統括支援員や計画的支援に関する**研修の充実**が必要 ⑤ 組織・業務・事業の構築に役立つ**相談対応や取組事例**が必要

市町村の機能強化に向けた施策の方向性について

3. 都道府県による市町村支援の現状

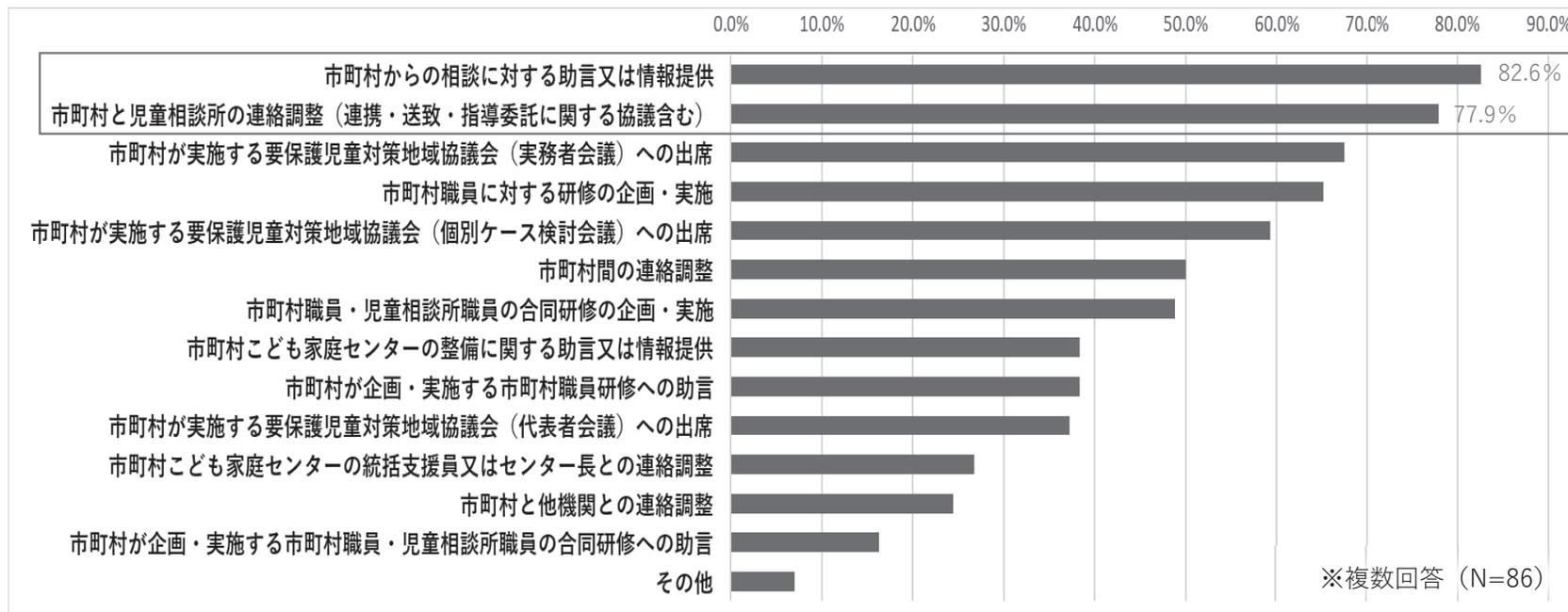
(1) 都道府県の役割（制度的位置づけ）

市町村の業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、市町村職員の研修
その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと（児童福祉法第11条第1項第1号）

(2) 市町村支援児童福祉司の業務

54自治体／79自治体(都道府県・政令市・児相設置市区)に**100人**が配置され、個別事例の助言や連絡調整を中心に実施

→ 未配置9都府県・5政令市への配置や本庁部局と連携した市町村研修の企画・機能強化の相談対応の充実が課題



市町村の機能強化に向けた施策の方向性について

3. 都道府県による市町村支援の現状

(3) 市町村機能強化のための情報提供・研修・相談対応・調整等の状況 ※都道府県向け簡易アンケート(回収率72.3%)

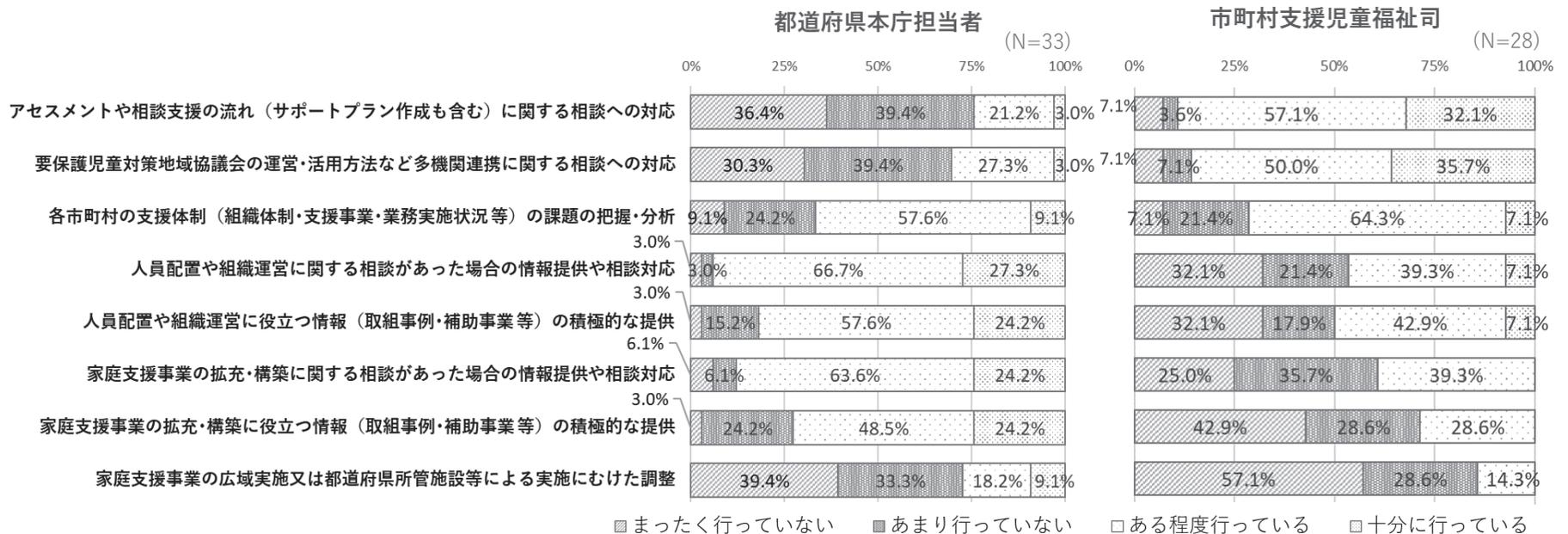
【研修】 ① 児童福祉・虐待防止関連 平均5.6回(中央値3回) ② 統括支援員・こども家庭センター設置関連 平均2.1回(中央値1回)

(N=34)

上記研修(①+②)の企画者： 本庁部門が企画 44.3% 児童相談所が企画 47.8% 両者が協働で企画 6.7%

【情報提供・相談対応等の実施状況】

- 相談支援の流れや多機関連携などに関する相談対応は本庁担当者よりも市町村支援児童福祉司が行っている
- 市町村から相談があった場合の対応は行っているが積極的な情報提供や調整までは行えていない場合がある
- 組織運営や家庭支援事業について、市町村支援児童福祉司が情報提供や相談対応を行っている都道府県もある



市町村の機能強化に向けた施策の方向性について

4. 国と研修センターによる市町村機能強化に関する既存事業

(1) 運営及び研修の財政支援

- 利用者支援事業（こども家庭センター型）
統括支援員・両機能職員・地域資源コーディネーターの person 費等の運営経費、開設準備経費を補助
- こどもSOS等相談支援体制整備事業
こども自身や保育所・学校等からの相談対応を行う職員や公認心理師等を追加配置する経費を補助
- 市町村相談体制整備事業
スーパーバイズを行う職員、関係機関への助言等を行う虐待対応強化支援員や心理職の配置を補助
- 児童虐待防止対策研修事業
要対協調整担当者研修、児童虐待に関する専門性を強化する市町村職員向け研修の実施経費を補助
- 子どもを守る地域ネットワーク支援事業
要対協の調整機関や関係機関の専門性強化や連携強化の実施に必要な経費を補助

(2) 研修の実施・支援

- 統括支援員基礎研修（子どもの虹情報研修センター・西日本こども研修センターあかし）
統括支援員の任用要件である基礎研修(オンライン動画)を運営（こども家庭センター職員にも公開）
- 設置運営に向けて助言を行うアドバイザーの自治体派遣（あかし「こども家庭センター支援事業」）
- 市町村職員向け研修等に関する専門相談・助言（子どもの虹・あかし）

(3) 都道府県による市町村向け研修企画の支援

- 統括支援員の育成(実務研修)を担う都道府県等の研修担当者などが研修企画に必要な内容や視点等を学ぶ「統括支援員指導者・研修企画者養成研修」を実施（子どもの虹はオンライン、あかしはアウトリーチ型）

市町村の機能強化に向けた施策の方向性について

5. 施策の方向性（案）

方向性	目的	考えられる取組
支援体制の見える化	自治体自身が状況や位置づけを認識し、施策の検討・説明・構築に活用	<ul style="list-style-type: none"> 市町村の組織体制や業務実績の自治体別の状況等を公表 都道府県が管内市町村の体制・業務・資源の充実度を把握するアセスメント指標を例示し、機能強化ポイントの検討に活用 →視覚化に取り組む都道府県と協働で市町村機能強化を促進
市町村を支援する都道府県への伴走支援	市町村の機能強化を持続的に進める都道府県の支援力を構築	<p>令和6年度補正「こども家庭センター設置・機能強化促進事業」</p> <ul style="list-style-type: none"> 取組が進んでいる自治体職員等のアドバイザーを確保 都道府県による市町村の状況把握・分析、助言や研修を担える都道府県域での人材確保、情報交換会・研修の実施などを支援
業務や事業の構築に役立つ情報発信	現場実践者・支援事業担当者・都道府県研修企画者に役立つ情報を提供	<p>こども家庭庁HP(こども家庭センター向けページ)に以下を掲載</p> <ul style="list-style-type: none"> センターガイドラインや要対協設置・運営指針のポイント解説 支援事業や体制の構築に役立つ補助金の関係性や要点の解説 ガイドライン・指針・要綱等のFAQ ・説明会や動画の配信
取組事例の集約・提供	同上	<ul style="list-style-type: none"> 業務ごとの取組事例を集めた実践ポイント集（調査研究補助事業で検討中）を提供し、業務改善や研修等への活用を推進 ポイント集を更新し、都道府県による市町村支援等にも活用 サポートプラン等を活用した相談支援の流れ・実践方法も調査
人材育成の強化	市町村職員による包括的・継続的な相談支援等の機能を向上	<ul style="list-style-type: none"> 市町村職員向け研修の実施に要する経費に対する補助の拡充（令和7年度概算要求「こども家庭センター専門性強化事業」） 統括支援員基礎研修の内容充実 ・都道府県役割の周知・通知 市町村職員向け研修(統括支援員実務研修等)の企画者養成の充実

児童相談所におけるAIの利活用について

これまでの経緯

(参考資料①)

- 「一時保護の判断に資するAIツール」として、令和4年度より設計開発をスタートさせ、令和5年度末にプロトタイプがほぼ完成。
【ツール概要】所定のアセスメント項目に対する該当有無の情報をインプットし、「一時保護スコア」「再発スコア」等をアウトプットするAIツール。
- 試行実施自治体より、現場での活用が難しいのではないかという意見が寄せられた。
入力項目の多さやAIが算出するスコアに疑義が生じる等があるとの懸念。こども家庭庁内でも検証を実施し、同様の意見を確認。
- 外部有識者を交えた検討会を立ち上げ、調査研究事業により当該ツールの効果検証を実施。
併行して、児童相談所におけるAI活用の長期的な将来像も検討。

効果検証の概要

- 計10自治体※の児童相談所にご協力いただき、過去の実事例：100ケースで試行検証を実施。（※都道府県、政令市、中核市、特別区）
【検証結果】約6割のケースでスコアに疑義が生じた。
AIが算出した一時保護スコアに対して、日常的に一時保護判断を行っている各児相の幹部クラスの所感として、100件中、13件で「高い」、41件で「低い」、8件で「スコアの幅が広くて判断に活用できない」という評価）。
- 【結果分析】保護判断に影響する情報を正しくインプットすることが難しいケースのスコアに疑義。(参考資料②)
 - ✓ アセスメント項目に発生事象や環境に該当する項目がない。
 - ✓ 該当項目は存在するが、有無のみを記入するため程度や範囲が反映できていない。
- 【具体事例】ベテラン児福司が「ただちに一時保護すべき」と判断する事例に対して重大な見落としも発生。
当該ケースでは「母に半殺し以上のことをされた」等という児の訴えや、服をつかまれ床に頭部を叩きつけられたり殴る蹴るがあったが、痣として残らなかった等により勘案されず、一時保護判断時点で得ていたケース情報（定性情報）を項目該当チェックに落とし込めなかった。（著しく低い一時保護スコア（2～3/100）を判定）

外部有識者を交えた検討会の考察

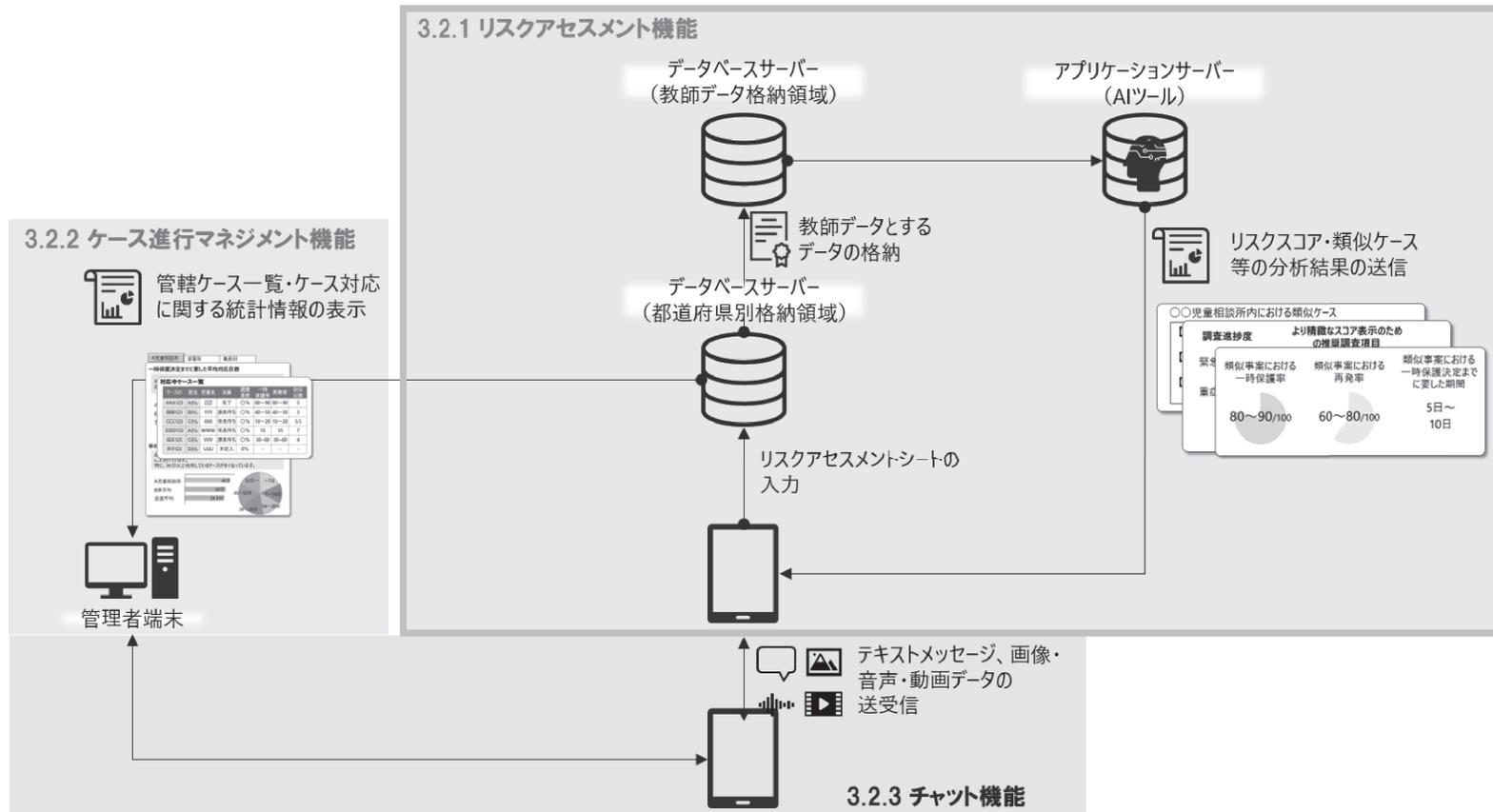
- 事前に定められた一定の項目の該当有無だけでは、リスクスコアを算出する情報として十分ではないが、これ以上の項目追加は入力負荷の観点から現実的ではない。
 - ✓ 所定の項目の入力（及び入力内容の妥当性判断）に、一定程度の時間を要するうえに、所定の項目以外にも一時保護判断に影響する情報は非常に多岐にわたって存在し、それらを全て項目化することは非現実的である。
 - ✓ また、項目それぞれに対して「程度」が存在しており、各項目の該当可否だけでは、虐待リスクを算出する情報として不足している。
 - ✓ AIツールが算出するスコアは、一時保護判断における一つの材料であり、最終的な判断は「人（児童相談所職員）」が行う前提であるが、国が全国に画一的に提供するツールであることを鑑みると、ツール単独でのスコア判定精度がより重要だと考えられることから、今回国が開発したAIツールのリリースは時期尚早だといえる。

今後の方針

- 開発したAIツールは、AI技術の更なる進歩を踏まえた性能改良が必要であるため、現状でのリリースを延期する。
 - ✓ 効果検証結果及び有識者からの見解を踏まえ、現段階で本ツールを全国にリリースしても活用される可能性は低く、AIツール単独での判定精度が十分とはいえないため、かえって誤った判断を招くリスクも抱えている。
 - ✓ 一時保護判断という、こどもの生命を左右する場面で活用されるツールであり、こどもに不利益が生じるリスクがあってはならないため、リリースを延期する。
- 定性情報（自然文）を学習データとするAIに進化させ、ケースワークの多面的なサポートを目指す。
 - ✓ 今回の調査研究においては、効果検証と並行して、「児相におけるAI活用のあり方」についても、有識者と議論を行っているところ。
 - ✓ 長期的なAI活用ビジョンとしては、定型項目（例：あざの有無等）の該当有無に加え、非定型の情報（例：児童記録票や経過記録の文字情報等）を学習できるAI技術が確立されれば、AIが児童福祉司の複雑なケースワークを多面的にサポート（アラートや提案を行う等）できる可能性もあり、それらを踏まえ、児童相談所におけるAIの活用について整理していく必要がある。
- R6補正予算案にて「面談音声マイニング及びAI要約ツールの開発」を行うための予算を要求。
 - ✓ このAI要約ツールが現場で活用されれば、記録負担の6～7割程度の軽減が見込め、さらに、経過記録等の標準化された文章データを収集することも実現できる。

参考資料①：一時保護AIツールの概要（システム構成）

一時保護AIツールは、入手したケース情報を基にリスクアセスメント項目に入力を行うことで、リスクスコア等を提示するシステムである。



参考資料②：AIツールへ正しく情報を入力できなかったケース具体例

正しく入力できなかった状況として、①発生事象や環境に該当する項目がないケース、②該当項目はあるが程度・範囲が反映できていないケースの2パターンが存在する。

①発生事象や環境に該当する項目がない

ケースにおける重要な事象や対応方針（一時保護判断）を決定するにあたって重視した児童・養育者・支援者等の情報として**該当するアセスメント項目がなく**、ツールに情報を与えられていない場合

検証ケースにおいて生じた例

<p>体重減少</p> <p>重篤なネグレクトで体重減少がみられるが-2SDには該当しない</p>	<p>墜落分娩</p> <p>出産まで妊娠に気がつかず、自宅のトイレで出産したが児童の健康状態に問題はない</p>
<p>親の過干渉</p> <p>こどもの年齢に不釣り合いな干渉や支配性がある</p>	<p>養育者に対する怯え</p> <p>（保護を求めているなくとも）こどもが養育者に対しておびえている</p>
<p>こどもの発達年齢</p> <p>発達・情緒に問題を抱える場合など実年齢と比較して意見表明が難しい/発言が不明瞭である</p>	<p>支援者の状況・分離</p> <p>家庭内に支援者がいる、家庭以外（祖父母宅等）で分離ができる</p>

②該当項目はあるが、程度・範囲が適切に反映できていない

ケースにおける重要な事象や対応方針を決定するにあたって重視した情報に該当するアセスメント項目自体は存在するものの、アセスメント項目に該当する場合が広範で、**程度や範囲が適切に反映されていない場合**

検証ケースにおいて生じた例

<p>受傷の程度</p> <p>傷あざややけどの範囲や深度が深い/浅い</p>	<p>受傷の部位</p> <p>頭部・顔面の中でも特に危険な部位への傷がある</p>
<p>帰宅拒否の程度</p> <p>養育者との接触を拒絶する帰宅拒否/深刻度の低い帰宅拒否</p>	<p>被虐待歴・通告歴</p> <p>過去の複数の通告歴よりも重篤な通告内容であることから、よりリスクが高まるケース</p>
<p>養育者の態度</p> <p>過去の経過・関係機関からの情報により介入への拒否感が特に強い</p>	

こども虐待による死亡事例等の 検証結果等について(第20次報告)

こども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第20次報告）の概要

こども家庭審議会児童虐待防止対策部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会【令和6年9月】

1. 検証対象

(1) 死亡事例

こども家庭庁が、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）に対する調査により把握した、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に発生、又は表面化した児童虐待による死亡事例65例（72人）を対象とした。

区分	第20次報告			(参考) 第19次報告		
	心中以外の虐待死	心中による虐待死(未遂を含む)	計	心中以外の虐待死	心中による虐待死(未遂を含む)	計
例数	54 (26)	11 (0)	65 (26)	50 (21)	18 (0)	68 (21)
人数	56 (27)	16 (0)	72 (27)	50 (21)	24 (0)	74 (21)

※1 ()内は、都道府県等が虐待による死亡と断定できないと報告のあった事例について、本委員会にて検証を行い、虐待死として検証すべきと判断された事例数を内数として記載。

※2 未遂とは、親は生存したがこどもは死亡した事例をいう。

(2) 重症事例（死亡に至らなかった事例）

こども家庭庁が、児童相談所や市区町村の虐待対応担当部署が児童虐待相談として受理した事例のうち、「身体的虐待」等による生命の危険にかかわる受傷、「養育の放棄・怠慢」のために衰弱死の危険性があり、令和5年10月1日時点で関わりが継続している事例（心中未遂を除く）について、都道府県等毎に原則1事例の報告を求め、回答があった43例（43人）を対象とした。

【参考】死亡事例数及び人数（第1次報告から第19次報告）

	第1次報告 (平成17年4月)			第2次報告 (平成18年3月)			第3次報告 (平成19年6月)			第4次報告 (平成20年3月)			第5次報告 (平成21年7月)			第6次報告 (平成22年7月)			第7次報告 (平成23年7月)			第8次報告 (平成24年7月)			第9次報告 (平成25年7月)			第10次報告 (平成26年9月)		
	H15.7.1~H15.12.31 (6か月間)			H16.1.1~H16.12.31 (1年間)			H17.1.1~H17.12.31 (1年間)			H18.1.1~H18.12.31 (1年間)			H19.1.1~H20.3.31 (1年3か月間)			H20.4.1~H21.3.31 (1年間)			H21.4.1~H22.3.31 (1年間)			H22.4.1~H23.3.31 (1年間)			H23.4.1~H24.3.31 (1年間)			H24.4.1~H25.3.31 (1年間)		
	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計
例数	24	—	24	48	5	53	51	19	70	52	48	100	73	42	115	64	43	107	47	30	77	45	37	82	56	29	85	49	29	78
人数	25	—	25	50	8	58	56	30	86	61	65	126	78	64	142	67	61	128	49	39	88	51	47	98	58	41	99	51	39	90

	第11次報告 (平成27年10月)			第12次報告 (平成28年9月)			第13次報告 (平成29年8月)			第14次報告 (平成30年8月)			第15次報告 (令和元年8月)			第16次報告 (令和2年9月)			第17次報告 (令和3年8月)			第18次報告 (令和4年9月)			第19次報告 (令和5年9月)				
	H25.4.1~H26.3.31 (1年間)			H26.4.1~H27.3.31 (1年間)			H27.4.1~H28.3.31 (1年間)			H28.4.1~H29.3.31 (1年間)			H29.4.1~H30.3.31 (1年間)			H30.4.1~H31.3.31 (1年間)			H31.4.1~R2.3.31 (1年間)			R2.4.1~R3.3.31 (1年間)			R3.4.1~R4.3.31 (1年間)				
	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中															
例数	36	27	63	43	21	64	48	24	72	49	18	67	50	8	58	51	13	64	56	16	72	47	19	66	50	18	68		
人数	36	33	69	44	27	71	52	32	84	49	28	77	52	13	65	54	19	73	57	21	78	49	28	77	50	24	74		

2. 死亡事例（65例72人）の分析

（1）心中以外の虐待死（54例56人）各項目において人数割合が多かったものを主に掲載

○死亡したこどもの年齢	0歳 0歳のうち 月齢0か月 15人（60.0%）、3歳未満 39人（69.6%）	25人（44.6%）
○死因となった虐待の種類	ネグレクト 身体的虐待	24人（42.9%） 17人（30.4%）
○直接の死因	頭部外傷 溺水 車中放置による熱中症・脱水 頸部絞扼以外による窒息	7人（有効割合 21.2%）※ ¹ 4人（有効割合 12.1%） 4人（有効割合 12.1%） 3人（有効割合 9.1%）
○主たる加害者	実母 実父 6人（10.7%）、実母と実父 7人（12.5%）	23人（41.1%）
○加害の動機	こどもの世話・養育方法がわからない こどもの世話・養育をする余裕がない こどもの存在の拒否・否定 しつけのつもり	3人（5.4%） 3人（5.4%） 3人（5.4%） 2人（3.6%）
○妊娠期・周産期の問題 （複数回答）	医療機関から連絡 妊婦健康診査未受診 予期しない妊娠/計画していない妊娠 遺棄	20人（35.7%） 16人（28.6%） 14人（25.0%） 13人（23.2%）
○乳幼児健康診査の受診状況 （未受診）	3～4か月児健康診査 1歳6か月児健康診査 3歳児健康診査	7人（有効割合 18.9%） 4人（有効割合 16.7%） 5人（有効割合 31.3%）
○養育者（実母）の心理的・ 精神的問題等（複数回答）	養育能力の低さ※ ² 育児不安 精神障害（医師の診断によるもの） うつ状態	15人（27.3%） 11人（20.0%） 10人（18.2%） 8人（14.5%）
○関係機関の関与状況	児童相談所と市区町村（虐待対応担当部署）の 両方関与あり その他の関係機関（保健センター等）を含めた 関与あり 児童相談所のみ関与あり 市区町村（虐待対応担当部署）のみ関与あり 0か月児事例15人のうち 関係機関の関与なし	12人（21.4%） 41人（73.2%） 10人（17.9%） 5人（8.9%） 7人（12.5%）
○要保護児童対策地域協議会	検討対象とされていた事例	15人（28.8%）

※1 有効割合とは、「不明」「未記入」とした回答を除いた数を合計数として算出した割合

※2 「養育能力の低さ」とは、こどもの成長発達を促すために必要な関わり（授乳や食事、保清、情緒的な要求への応答、こどもの体調変化の把握、安全面への配慮等）が適切にできない場合としている。 2

(2) 心中による虐待死(11例16人) 各項目において人数割合が多かったものを主に掲載

○死亡したこどもの年齢	3歳未満	4人(25.0%)
○直接の死因	火災による熱傷・一酸化炭素中毒	3人(有効割合 33.3%)※
	頸部絞扼による窒息	2人(有効割合 22.2%)
○主たる加害者	実母	6人(37.5%)
	実父	5人(31.3%)
○加害の動機(複数回答)	夫婦間のトラブルなど家庭に不和	7人(43.8%)
	こどもの病気・障害	3人(18.8%)
	保護者自身の精神疾患、精神不安	3人(18.8%)
	育児不安や育児負担感	3人(18.8%)
○関係機関の関与状況	児童相談所と市区町村(虐待対応担当部署)の両方関与あり	3人(18.8%)
	市区町村(虐待対応担当部署)のみの関与あり	2人(12.5%)
	その他の関係機関(保健センター等)を含めた関与あり	16人(100.0%)
○要保護児童対策地域協議会	検討対象とされていた事例	3人(18.8%)

※ 有効割合とは、「不明」「未記入」とした回答を除いた数を合計数として算出した割合

第1次から第20次報告を踏まえた こども虐待による死亡事例等を防ぐために留意すべきリスク

養育者等の側面

- 妊娠の届出がなされておらず、母子健康手帳が未発行である
- 妊婦健康診査が未受診である又は受診回数が極端に少ない
- 関係機関からの連絡を拒否している
(途中から関係が変化した場合も含む)
- 予期しない妊娠／計画していない妊娠
- 医師、助産師の立会いなく自宅等で出産
- 乳幼児健康診査や就学時の健康診断が未受診である又は
予防接種が未接種である(途中から未受診の場合も含む)
- 精神疾患や抑うつ状態(産後うつ、マタニティブルーズ等)
知的障害などにより自ら適切な支援を求められない
- 過去に自殺企図がある
- 保護者がDVの問題を抱えている
- こどもの発達等に関する強い不安や悩みを抱えている
- 家庭として養育能力の不足等がある若年(10代)の妊娠
- こどもを保護してほしい等、保護者が自ら相談してくる
- 虐待が疑われるにもかかわらず保護者が虐待を否定
- 訪問等をしてもこどもに会わせない
- 多胎児を含む複数人のこどもがいるなど、養育に負担がある
- 安全でない環境にこどもだけを置いている
- きょうだいなどによる不適切な養育・監護を放置している
- **保護者に複雑な生育歴・過去の逆境体験がある**

生活環境等の側面

- 児童委員、近隣住民等から「こどもの様子が気にかかる」等の
情報提供がある
- 生活上に何らかの困難を抱えている
- 転居を繰り返している
- 社会的な支援、親族等から孤立している(させられている)
- 家族関係や家族構造、家族の健康状態に変化があった

こどもの側面

(下線部は、第20次報告より追加した内容)

- こどもの身体、特に、顔や首、頭、**腹部**等に外傷が認められる
- 一定期間の体重増加不良や低栄養状態が認められる
- **多胎児のきょうだい間で体重増加等の発育及び発達等に差異がある**
- こどもが学校・保育所等を不明確・不自然な理由で休む
- 施設等への入退所を繰り返している
- 一時保護等の措置を解除し家庭復帰後6か月以内の死亡事案が多い
- きょうだいに対する虐待や**不適切な養育**があった
- こどもが保護を求めている、または養育が適切に行われていないことを示す
発言がある

援助過程の側面

- 保護者の交際相手や同居等の生活上の関わりが強く、こどもの養育に一定
の関与がある者も含めた家族全体を捉えたリスクアセスメントが不足して
いる
- **こどもの声(表情、視線、泣き声、体の動かし方等合)を聴き、ニーズを
把握することを意識した対応ができていない**
- こどもの発言等をアセスメントや支援方針に活かせていない
- 関係機関や関係部署が把握している情報を共有できず、得られた情報を統合
し、虐待発生のリスクを認識することができていない
- リスク評価や対応方針について組織としての判断ができていない
- 継続的に支援している事例について、定期的及び状況の変化に応じ
たアセスメントが適切に行われていない
- 転居時に関係機関が一堂に会した十分な引継ぎが行えていない
- 離婚や転居、きょうだいの施設入所など、生活環境や家族関係の変化に応じ
た迅速なリスクアセスメントと支援方針の見直し、検討ができていない
- 関係機関間で同一の支援方針による対応ができておらず、見守り支援におけ
る具体的内容も共有されていない
- 虐待されている状態の継続が事態の悪化だと捉えられていない

※ こどもが低年齢・未就園の場合や離婚・未婚等によりひとり親の場合に
該当するときには、特に注意して対応する必要がある。

【子ども・子育て支援に関する取り組み】

15. 本部は、「3・4・5歳児職員配置等に関する実態調査」の結果を踏まえ、課題に応じて、こども家庭庁に要請を行うとともに、組織内および協力国会議員を通じた国会対策を行います。
16. 本部は1歳児の職員配置について、最低基準の変更による改善のための財源が確実に2025年度予算において措置されるよう国会対策を行います。また、諸外国に比較し、改正後の基準によってもなお改善の余地がある各年齢児の最低基準の改善を求めます。
17. 県本部・単組は、各自治体の条例改正を含めた公立保育所の職員配置最低基準の改善状況を点検し、基準を満たしていない単組にあっては、経過措置の有無に関わらず、保育の質の向上のため民間に率先して基準を満たすよう求めます。
18. 本部は、2026年度から法定給付として全国実施となる「こども誰でも通園制度」について、県本部および試行的事業を実施している自治体単組と連携し課題を洗い出し、必要な対策に取り組めます。また、法定給付を前に、2025年から本制度を実施する自治体が増加することが考えられることから、単組は、確実な実施にあたっての事前協議を当局に求めます。
19. 単組は、地方交付税にて措置されている処遇改善相当分の財源を活用し、とりわけ賃金水準の引き上げが急務である会計年度任用職員保育士の賃金をはじめとした処遇改善を求め、保育職場全体としての処遇改善と人員確保・離職防止を進めます。
20. 本部は、「放課後児童クラブ（学童保

育）・児童館実態調査」の結果を踏まえた施策の充実と支援員の処遇改善を求め、こども家庭庁への要請など必要な対策を進めます。

【介護・障害福祉サービス政策に関する取り組み】

21. 本部は、「介護報酬改定影響調査」、「障害福祉サービス等報酬改定影響調査」の結果から改定が物価の高騰に追い付いていない実態を明らかにし、必要な支援策を求め、厚生労働省に要請・意見交換を行うとともに、組織内および協力国会議員を通じた国会対策を行います。
22. 単組は、当局に対し、2024年度補正予算における介護人材確保・職場環境改善等事業、障害福祉人材確保・職場環境改善等事業を活用した当該職員の処遇改善を求めます。

【生活保護および貧困、地域福祉の推進等に関する取り組み】

23. 本部は、2023年10月改定時、臨時的・特例的な措置として現行基準以上を維持した生活扶助基準の2025年10月からの見直しについて、「社会経済情勢を勘案して設定する」とした国の方針を踏まえ、物価高騰下の引き下げに反対し、厚生労働省要請、組織内国会議員を通じた国会対策など必要な対策を進めます。
24. 本部は、改正生活保護法および生活困窮者自立支援法の2025年4月からの施行にむけ、新たな業務増に伴う人員確保に必要な財源の確保を求めます。
25. 県本部・単組は、法改正による業務増に見合う各福祉事務所のケースワーカー、

生活困窮者自立支援制度の各事業の相談員等の増員を求めます。

【児童虐待の防止に関する取り組み】

26. 本部は2025年6月から施行される児童相談所の一時保護時の司法審査にむけ、新たな業務増に伴う体制強化のための財源について、2025年度予算による措置を求め、国会対策を行います。
27. 県本部・単組は、児童相談所の一時保護時の司法審査の導入に伴う業務増に見合う児童福祉司（スーパーバイザーを含む）の増員を求めます。

【障害者雇用に関する取り組み】

28. 単組は、2024年4月から引き上げられた各自治体の法定雇用率（2.8%（教育委員会2.7%））を点検し、未達成の自治体は早期達成にむけた採用を求めます。また、次期障害者活躍推進計画が計画期間に基づき策定されているか、その内容に「定着率の目標設定」および「定着にむけた支援」が反映されたものになっているかを点検し、未策定・未反映の自治体は所要の改善を求めます。

【社会福祉労働者の取り組み】

16. 本部は、生活保護・生活困窮者自立支援制度や児童虐待の課題要求と対策について意思統一をはかるため、2月22～23日に「2025年度自治労くらしとこどもの福祉を考える全国集会」を東京・連合会館において開催します。
17. じちろう共済（団体生命共済）への加入促進にむけ、評議会内における全国幹事会、「くらしとこどもの福祉を考える全国集会」において共済制度を周知し、新規採用者等の組織化と加入拡大を一体のものとして、共済推進運動の底上げをはかります。
18. 県本部・単組は、社会福祉職場における新規採用者・未加入者をはじめ、会計年度任用職員など非正規職員、高年齢層職員の組織強化・拡大に積極的に取り組みます。
19. 県本部・単組は本部と連携して、地域福祉や福祉サービスの担い手である社会福祉協議会や社会福祉事業団の組織強化・拡大に取り組みます。

ハラスメント防止にむけて「自治労本部トップメッセージ」

自治労運動に関わる、あらゆる場所・時間でのハラスメント行為の一掃をめざし、自治労本部中央執行委員長として、次のとおり、行動することを宣言します。

1. 自治労は、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント（性自認・性的指向に基づくハラスメントを含む）、妊娠・出産や育児・介護休業等に関するマタニティーハラスメント、パタニティハラスメント、カスタマーハラスメントなど、相手の人格や尊厳を侵害し、精神的・身体的な苦痛を与える行為など、あらゆるハラスメント行為を許しません。
2. 教育・研修などを通じて、ハラスメント防止の啓発に取り組み、ハラスメント行為を許さない組織風土をめざします。
3. とくに、組合員が日々働く職場や、組合活動の拠点となる組合書記局（組合事務所）でのハラスメント行為、ハラスメントと思われる行為を黙認しません。
4. この宣言は、自治労組合員のみならず、自治労運動に関係する全ての方々を対象とします。また、自治労運動に関わる、あらゆる場所・時間での行為を対象とします。

2023年11月27日

全日本自治団体労働組合
中央執行委員長 石 上 千 博

自治労本部主催会議・集会のハラスメント防止にむけた対応

自治労本部は、「トップメッセージ」（2023年11月27日中央執行委員会確認）において、自治労運動に関係するすべての方々を対象に、「自治労運動に関わる、あらゆる時間・場所でのハラスメントを一掃する」と宣言しました。

こうした宣言を確認したにも拘わらず、自治労本部主催の会議・集会において、県本部・単組参加者の間で、複数回、ハラスメント行為（疑いも含む）を受けたとの訴えを受けています。

ハラスメント撲滅を掲げる自治労は、一般の企業・団体以上にハラスメント防止の責任を負っています。

自治労本部は、これらの責任を自覚し、組合員が会議・集会に安心、安全に参加いただくため、主催者として以下の通り対応をはかります。

ご理解とご協力をお願いします。

1. 酒宴をともなう懇親会について

過去に発生した事案では、酒宴をともなう懇親会に参加し、泥酔状態となった参加者から、不必要な身体接触や性的言動を受けたとする事案が発生しています。

これ以上、深刻な被害を発生させないため、自治労本部としては、酒宴をともなう懇親会を全面的な禁止とすべき状況にあると認識しています。

しかし、自治労本部主催の会議・集会においては、組合員相互の交流機会も重要であることから、参加者に対して、最低限の措置として本部主催または私的な懇親会も含め、酒宴をともなう会は一次会のみとし、二次会の禁止を求めます。

酒宴をともなう一次会を開催する場合であっても、組合員相互の貴重な交流機会ととらえ、節度をもった行動をよろしくをお願いします。

2. 本会議・集会で、ハラスメント行為（疑いを含む）の訴えを受けた際の自治労本部の対応について

① 安全、安心な会議・集会の場を提供するため、主催者として状況把握のために聞き取りを行います。

② 本部が聞き取った内容について、希望に応じて、本部から行為者（疑いを含む）、行為者が所属する県本部・単組に通知することができます。

③ 状況把握で聞き取った内容は、プライバシー保護に留意しつつ、会議・集会担当の自治労本部役職員、集会等を所管する自治労本部責任者、自治労本部ハラスメント対策委員会事務局、行為者が所属する県本部責任者（委員長・書記長）に限定し、共有します。

④ 状況把握の聞き取りを行い、主催者として、集会の運営に支障をきたす行為と判断する場合、または、被害者の心身の安全確保が必要と判断する場合は、行為者に途中退席を求めます。

⑤ 不適切な行為と判断された場合であっても、行為者の人事上の処分（懲戒等）は、所属先の県本部・単組が行うものであり、本部が行うことはできません。

2024年11月25日

全日本自治団体労働組合
中央執行委員長 石 上 千 博

じちろう

ネット

自治労 HP
フェイスブック
ツイッターも
続々更新中!

じちろうネット
の紹介動画は
コチラ↓



自治労情報にいつでもアクセス可能!

『じちろうネット』では、自治労本部が作成した
集会、セミナー、方針にかかる資料などを掲載しています。
また教宣用の素材提供なども行っています。

お申し込みは県本部まで!



You Tube

▶ チャンネル登録 &
高評価👍を
お願いします!

きしまきちゃんねる

参議院議員

岸まきこ

ここだけの情報も
発信中!

